

資 料 編

目 次

1	市内防災関係施設等	1-1
1.1	滋賀県防災行政無線一覧	1-1
1.2	災害時優先電話一覧	1-1
1.3	甲賀市衛星回線一覧	1-2
1.4	応急仮設住宅設置予定地	1-3
1.5	野外収容施設仮設場所・遺体安置所（検視場所）	1-4
1.6	緊急輸送道路	1-5
1.7	各地区の輸送拠点	1-6
1.8	臨時ヘリポート一覧	1-7
1.9	医療機関	1-12
1.10	公共施設耐震化状況	1-17
1.11	消防団簡易無線の現状	1-21
1.12	屋外拡声器又はサイレン設置箇所	1-22
1.13	消防本部体制	1-23
1.14	交番・駐在所	1-24
1.15	自衛隊災害派遣要請先	1-24
2	資材、機材、調達先	2-1
2.1	食料配給の対象及び取扱者	2-1
2.2	自主防災組織一覧表	2-2
2.3	非常持ち出し品チェックリスト（消防庁作成）	2-3
3	災害危険箇所、防災資料	3-2
3.1	河川重要水防区域及び危険箇所	3-1
3.2	防災重点ため池箇所	3-7
3.3	堰調書	3-11
3.4	ダム調書	3-12
3.5	地すべり防止区域	3-13
3.6	地すべり危険箇所	3-13
3.7	土石流危険渓流	3-15
3.8	急傾斜地崩壊危険箇所	3-37
3.9	急傾斜地崩壊危険区域	3-43
3.10	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	3-50
3.11	道路重要水防箇所	3-74
3.12	橋梁調書	3-76
3.13	山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)	3-78
3.14	山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)	3-83
3.15	山地災害危険地区（地すべり危険地区）	3-87
3.16	甲賀市 水害・土砂災害マップ	3-87
3.17	甲賀市洪水ハザードマップ	3-87
3.18	浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設	3-88
3.19	災害時要配慮者利用施設の範囲	3-91
3.20	震度計設置場所	3-92
4	防災上注意すべき施設	4-1
4.1	危険物製造所等設置状況	4-1
4.2	火薬類製造所、火薬庫	4-1

4.3	高圧ガス	4-1
4.4	毒物劇物営業者	4-2
4.5	放射線物質取扱業者	4-2
4.6	市内文化財一覧表	4-3
5	観測施設、基準	5-1
5.1	アメダスによる観測値	5-1
5.2	雨量観測所	5-1
5.3	水位観測所及び各河川の消防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位	5-1
5.4	洪水予報区間	5-1
5.5	洪水予報を行う河川	5-1
5.6	水防警報を行う河川	5-1
5.7	水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）	5-1
5.8	重要水防箇所評定基準（案）	5-2
5.9	滋賀県災害の被害認定基準	5-4
5.10	孤立集落の可能性一覧	5-6
5.11	気象警報・注意報発表基準一覧（彦根地方气象台）	5-7
6	様式、規定	6-1
6.1	水防活動実施報告書（第2号様式）	6-1
6.2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準	6-2
6.3	震度階級解説表	6-5
6.4	火災・災害等即報要領	6-9
6.5	災害報告取扱要領	6-17
6.6	消防庁火災・災害等即報要領即報基準	6-20
6.7	第1号様式（火災）	6-22
6.8	第2号様式（特定の事故）	6-23
6.9	第3号様式（救急・救助事故等）	6-24
6.10	第4号様式（その1）	6-25
6.11	第4号様式（その2）	6-27
6.12	災害被害即報様式(その1—人・建物)	6-28
6.13	災害被害即報様式(その2—道路・河川等)	6-29
6.14	災害被害即報様式(その3—農業関係被害、避難指示等)	6-30
6.15	災害確定第1号様式災害確定報告	6-31
6.16	災害確定第3号様式災害年報	6-32
6.17	災害即報事項例示	6-33
6.18	り災証明書	6-34
6.19	り災証明交付簿	6-35
6.20	被害状況調書	6-36
6.21	災害状況報告書	6-39
6.22	防疫活動状況報告書	6-40
6.23	災害防疫作業日誌	6-41
6.24	患者台帳	6-42
6.25	災害防疫業務完了報告書	6-43
6.26	甲賀市伊賀市消防団相互応援要請書	6-44
6.27	災害救助用米穀引渡申請書	6-45
6.28	避難者カード（様式第1号）	6-46
6.29	避難者名簿（様式第2号）	6-47
6.30	避難所受入状況調（様式第3号）	6-48
6.31	避難所物品の受け払い簿（様式第4号）	6-49
6.32	被災者給貸与品明細書（様式第5号）	6-50
6.33	避難所職員勤務状況（様式第6号）	6-51
6.34	避難所日誌（様式第7号）	6-52
6.35	緊急通行車両確認申請書（様式第1号）	6-53
6.36	緊急通行車両確認証明書（様式第2号）	6-53

6.37	緊急通行車両証明書	6-54
6.38	義援金品拠出者名簿	6-55
6.39	義援金品引継書	6-55
6.40	義援金品受領書	6-56
6.41	現金出納簿	6-56
6.42	義援金品受払書	6-57
6.43	交通規制標識	6-58
6.44	関係機関連絡表	6-59
6.45	新聞報道関係連絡表	6-63
6.46	テレビ・ラジオ報道関係連絡表	6-64
7	協定書	7-2
7.1	滋賀県広域消防相互応援協定書	7-1
7.2	滋賀県下消防団広域相互応援協定書	7-3
7.3	消防相互応援協定	7-6
7.4	甲賀市伊賀市消防団相互応援協定	7-6
7.5	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書	7-8
7.6	滋賀県市長会災害相互応援協定	7-11
7.7	甲賀市伊賀市災害時相互応援協定	7-13
7.8	日本六古窯関係市町における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	7-15
7.9	甲賀市宇治田原町災害時相互応援協定	7-17
7.10	民間との相互応援協定	7-19
8	条例・要綱	1
8.1	甲賀市防災会議条例	8-1
8.2	甲賀市災害対策本部条例	8-3
8.3	甲賀市災害警戒本部設置要領	8-4
8.4	甲賀市災害弔慰金支給等条例	8-5
8.5	甲賀市災害対策基金条例	8-5
9	用語集	9-1
9.1	用語集	9-1
9.2	用語の定義	9-3
10	避難所台帳	10-1
10.1	早期開設の避難場所	10-1
10.2	指定緊急避難場所一覧	10-2
10.3	指定避難所一覧	10-5
10.4	自主避難場所一覧	10-14
11	備蓄倉庫台帳	11-1
11.1	備蓄倉庫一覧	11-1

1 市内防災関係施設等

1.1 滋賀県防災行政無線一覧

市本部と甲賀土木事務所等との連絡は次の無線局を使用する。

無線局所在地	呼出名称	無線局種別	無線電話番号	備 考
甲賀市		固定局	209-0	危機管理課
湖南市		固定局	211-0	危機管理・防災課
甲賀広域行政組合消防本部	甲賀消防	固定局	152-0	
NHK 大津支局	NHK	固定局	172-0	
びわ湖放送	BBC	固定局	173-0	
滋賀県		固定局	*-51-820～824	防災危機管理局
甲賀土木事務所		固定局	*-53-862	経理用地課
彦根地方気象台	彦根気象台	固定局	170-0	
陸上自衛隊大津駐屯地	自衛隊大津	固定局	174-0	
陸上自衛隊今津駐屯地	自衛隊今津	固定局	171-0	
防災航空隊	防災航空隊	固定局	140-0	
青土ダム管理事務所	青土ダム	固定局	135-0	

1.2 災害時優先電話一覧

順番	電話番号	FAX	契約者名	設置場所	施設名
1	0748-62-0041		甲賀市	水口町北脇 1132	柏木小学校
2	0748-62-0121		甲賀市	水口町本町1丁目 2-1	水口小学校
3	0748-62-0488		甲賀市	水口町本丸 1-20	水口西部コミュニティセンター
4	0748-62-0743		甲賀市	水口町山上 927	西部学校給食センター
5	0748-62-1507		甲賀市	水口町綾野 3-6	綾野小学校
6	0748-62-2024		甲賀市	水口町三大寺 437	貴生川小学校
7	0748-62-3347	○	甲賀市	水口町貴生川 293-1	水口医療介護センター
8	0748-62-4127		甲賀市	水口町水口 5900	水口中学校
9	0748-62-4190		甲賀市	水口町水口 5900	水口中学校
10	0748-65-0538		甲賀市	水口町水口 5609	甲賀市社会福祉協議会 (水口社会福祉センター)
11	0748-65-2111		甲賀市	水口町水口 6053	市庁舎 危機管理課 INS
12	0748-66-0039		甲賀市	土山町北土山 414	土山小学校
13	0748-66-0031		甲賀市	土山町北土山 1462	土山中学校
14	0748-66-0165		甲賀市	土山町南土山甲 417	土山こども園
15	0748-66-1101		甲賀市	土山町北土山 1715	土山地域市民センター
16	0748-66-1102		甲賀市	土山町北土山 1715	土山地域市民センター
17	0748-66-1105		甲賀市	土山町北土山 1715	土山保健センター
18	0748-66-8004		甲賀市	土山町北土山 1715	土山地域市民センターINS
19	0748-67-0001		甲賀市	土山町大野 2154	大野コミュニティセンター
20	0748-67-0144		甲賀市	土山町大野 461-2	大野保育園
21	0748-67-0403		甲賀市	土山町大野 949	大野小学校
22	0748-68-0001		甲賀市	土山町黒川 1970	山内コミュニティセンター
23	0748-69-0204		甲賀市	土山町鮎河 1212-1	鮎河コミュニティセンター
24	0748-88-2079		甲賀市	甲賀町上野 1322	油日小学校
25	0748-88-2369		甲賀市	甲賀町上野 1320	油日こども園

順番	電話番号	FAX	契約者名	設置場所	施設名
26	0748-88-2384		甲賀市	甲賀町上野 1320	油日児童クラブ
27	0748-88-3268		甲賀市	甲賀町大久保 952	大原こども園
28	0748-88-3660		甲賀市	甲賀町神保 2104	甲賀北保育園
29	0748-88-4077		甲賀市	甲賀町小佐治 2922	佐山小学校
30	0748-88-4101		甲賀市	甲賀町相模 173-1	甲賀地域市民センター
31	0748-88-4125		甲賀市	甲賀町相模 128	甲賀中学校
32	0748-88-5383		甲賀市	甲賀町大久保 539	甲賀拠点市施設
33	0748-88-5879		甲賀市	甲賀町上野 1453	JR 油日駅
34	0748-88-8000		甲賀市	甲賀町相模 173-1	甲賀地域市民センターINS
35	0748-88-8030	○	甲賀市	甲賀町大久保 1000	大原小学校
36	0748-86-2038		甲賀市	甲南町野川 840	甲南第三小学校
37	0748-86-2139		甲賀市	甲南町竜法師 1137	甲南中部小学校
38	0748-86-2157		甲賀市	甲南町杉谷 2046	甲南第二小学校
39	0748-86-5613	○	甲賀市	甲賀地甲南町深川 1728-1	甲南第一小学校
40	0748-86-8028	○	甲賀市	甲南町野田 810	甲南地域市民センター FAX 親回線 INS
41	0748-86-8620		甲賀市	甲南町野田 810	甲南地域市民センター 大会議室(普段は電話器が未設置)
42	0748-82-0133		甲賀市	信楽町江田 950	信楽中学校
43	0748-82-1006		甲賀市	信楽町江田 969	信楽小学校
44	0748-82-1077		甲賀市	信楽町柞原 899	小原小学校
45	0748-82-1122		甲賀市	信楽町長野 1203	信楽地域市民センター
46	0748-82-1123		甲賀市	信楽町長野 1203	信楽地域市民センター
47	0748-82-3060		甲賀市	信楽町長野 473	信楽中央病院
48	0748-82-8014		甲賀市	信楽町長野 1203	信楽地域市民センターINS
49	0748-83-0404		甲賀市	信楽町牧 868	雲井小学校
50	0748-84-0003		甲賀市	信楽町下朝宮 268	朝宮小学校
51	0748-84-0301		甲賀市	信楽町上朝宮 467	朝宮コミュニティセンター
52	0748-85-0001		甲賀市	信楽町多羅尾 2067-2	多羅尾コミュニティセンター

1.3 甲賀市衛星回線一覧

	所在地	所属等	衛星携帯電話番号	備 考
1	水口町水口	危機管理課	080-2473-3288	ワイドスター
2	水口町水口	危機管理課	8816-2248-7871	イリジウム
3	土山町北土山	土山地域市民センター	8816-2248-7872	イリジウム
4	甲賀町大原市場	甲賀地域市民センター	080-2473-3290	ワイドスター
5	甲南町野田	甲南地域市民センター	080-2473-3289	ワイドスター
6	信楽町長野	信楽地域市民センター	8816-2248-7873	イリジウム
7	土山町大河原区	大河原集会センター	080-8311-4322	ワイドスター
8	土山町山女原区	山女原公民館	080-8311-4323	ワイドスター
9	土山町黒滝区	黒滝農作業休養センター	080-8311-4324	ワイドスター
10	信楽町多羅尾区	多羅尾コミュニティセンター	080-8311-4325	ワイドスター

1.4 応急仮設住宅設置予定地

No	応急仮設住宅の設置予定場所	名称	所有者	敷地面積 (㎡)	設置可能 戸数(戸)	使用 承諾
1	甲賀市水口町水口 5900	水口中学校運動場	甲賀市	26,209	349	有
2	甲賀市水口町水口 610-17	城山中学校運動場	甲賀市	37,374	498	有
3	甲賀市水口町山 774	伴谷東小学校運動場	甲賀市	9,853	131	有
4	甲賀市水口町伴中山 2252	伴谷小学校運動場	甲賀市	9,394	125	有
5	甲賀市水口町北脇 1132	柏木小学校運動場	甲賀市	5,238	69	有
6	甲賀市水口町綾野 3-6	綾野小学校運動場	甲賀市	16,243	216	有
7	甲賀市水口町本町 1-2-1	水口小学校運動場	甲賀市	8,253	110	有
8	甲賀市水口町三大寺 437	貴生川小学校運動場	甲賀市	12,298	163	有
9	甲賀市水口町北内貴 230	水口スポーツの森陸上競技場	甲賀市	47,400	632	有
10	甲賀市水口町ひのきが丘 13-12	ひのきが丘公園球技場	甲賀市	8,000	106	有
11	甲賀市水口町水口 610-1	古城が丘公園運動場	甲賀市	4,280	57	有
12	甲賀市水口町字田 131	柏木ふれあい運動公園	甲賀市	9,890	131	有
13	甲賀市土山町北土山 414-2	土山グラウンド	甲賀市	14,136	188	有
14	甲賀市土山町北土山 414	土山中学校運動場	甲賀市	22,265	296	有
15	甲賀市土山町北土山 1462	土山小学校運動場	甲賀市	8,300	110	有
16	甲賀市土山町大野 949	大野小学校運動場	甲賀市	8,157	108	有
17	甲賀市土山町鮎河 2114-2	鮎河山村広場	甲賀市	6,250	83	有
18	甲賀市甲賀町大久保 1000	大原小学校運動場	甲賀市	6,766	90	有
19	甲賀市甲賀町上野 1322	油日小学校運動場	甲賀市	7,911	105	有
20	甲賀市甲賀町小佐治 2922	佐山小学校運動場	甲賀市	6,532	87	有
21	甲賀市甲賀町相模 128	甲賀中学校運動場	甲賀市	12,024	160	有
22	甲賀市甲賀町鳥居野 1037-1	甲賀健康の森グラウンド	甲賀市	22,000	293	有
23	甲賀市甲賀町相模 124-7	甲賀中央公園多目的グラウンド	甲賀市	11,300	150	有
24	甲賀市甲南町深川 1728-1	甲南第一小学校運動場	甲賀市	8,912	118	有
25	甲賀市甲南町杉谷 2046	甲南第二小学校運動場	甲賀市	11,855	158	有
26	甲賀市甲南町野川 840	甲南第三小学校運動場	甲賀市	6,644	88	有
27	甲賀市甲南町竜法師 1137	甲南中部小学校運動場	甲賀市	7,026	93	有
28	甲賀市甲南町希望ヶ丘 3-34	希望ヶ丘小学校運動場	甲賀市	16,281	217	有
29	甲賀市甲南町寺庄 841	甲南中学校運動場	甲賀市	20,680	275	有
30	甲賀市甲南町葛木 977	甲南グラウンド	甲賀市	14,749	196	有
31	甲賀市甲南町葛木 851-1	甲南中央運動公園サッカー場	甲賀市	13,300	177	有
32	甲賀市信楽町江田 950	信楽中学校運動場	甲賀市	12,426	165	有
33	甲賀市信楽町江田 969	信楽小学校運動場	甲賀市	9,324	124	有
34	甲賀市信楽町牧 868	雲井小学校運動場	甲賀市	6,653	88	有
35	甲賀市信楽町柞原 899	小原小学校運動場	甲賀市	4,271	56	有
36	甲賀市信楽町下朝宮 268	朝宮小学校運動場	甲賀市	8,378	111	有
37	甲賀市信楽町多羅尾 2060	多羅尾山村広場	甲賀市	1,200	16	有

※設置戸数は9坪(3K×3K)の標準タイプ(2DK・水洗)で、通路・集会所を考慮した1戸あたりの必要面積を75㎡として算出しました。

1.5 野外収容施設仮設場所・遺体安置所（検視場所）

1.5.1 野外収容施設仮設場所

地域	仮設場所の名称
水口	水口スポーツの森陸上競技場、同多目的グラウンド、同野球場、ひのきが丘公園野球場、古城が丘公園グラウンド、柏木ふれあい運動公園
土山	土山グラウンド、鮎河山村公園
甲賀	甲賀中央公園多目的グラウンド、甲賀健康の森グラウンド
甲南	甲南グラウンド、甲南中央運動公園サッカー場
信楽	信楽運動公園多目的広場 1、同 2、屋根付多目的広場、多羅尾山村広場

※開設にあたっては、施設の使用可否、周辺の被災状況（交通状況等）や天候等を考慮して、必要に応じて上記の中から選定する。

1.5.2 遺体安置所（検視場所）

地域	遺体安置所（検視場所）の名称
水口	サントピア水口
土山	土山室内運動場
甲賀	上野ドーム
甲南	甲南B&G海洋センター体育館
信楽	信楽運動公園屋根付多目的広場

※開設にあたっては、施設の使用可否、周辺の被災状況（交通状況等）、死者数及び天候等を考慮して、必要に応じて上記の中から選定する。

1.6 緊急輸送道路

市内における第1次、第2次緊急輸送道路

区分	路線種別	路線名	区間	延長(km)
第1次	一般国道	一般国道1号	土山町山中～大津市横木一丁目	56.6
第1次	一般国道	一般国道307号	水口町水口～水口町水口	2.6
第1次	高速自動車国道	高国 新名神高速道路	土山町山女原～草津市野路町	41.9
第1次	主要地方道	甲賀土山線	土山町頓宮～甲賀町岩室	1.1
第1次	一般県道	甲賀土山インター線	甲賀町岩室～甲賀町岩室	0.3
第1次	一般県道	泉水口線	水口町水口～水口町水口	0.3
第1次	市道	新町・貴生川幹線	水口町水口～水口町水口	0.2
第2次	一般国道	一般国道307号	多賀町多賀～水口町水口	33.0
第2次	一般国道	一般国道307号	水口町水口～信楽町下朝宮	29.8
第2次	主要地方道	草津伊賀線	水口町牛飼～甲賀町五反田	14.8
第2次	主要地方道	甲賀土山線	甲賀町大原市場～甲賀町相模	0.2
第2次	主要地方道	甲南阿山伊賀線	甲南町杉谷～甲南町杉谷	1.0
第2次	一般県道	甲南停車場線	甲南町野田～甲南町野田	0.3
第2次	一般県道	甲南阿山線	甲南町杉谷～甲南町杉谷	0.6
第2次	一般県道	柑子塩野線	甲南町杉谷～甲南町新治	1.4
第2次	一般県道	信楽インター線	信楽町黄瀬～信楽町黄瀬	0.1
第2次	一般県道	甲南インター線	甲南町新治～甲南町杉谷	2.6
第2次	一般県道	信楽停車場線	信楽町長野～信楽町長野	0.2
第2次	市道	松尾・山幹線	水口町松尾～水口町松尾	0.4
第2次	市道	新町・貴生川幹線	水口町水口～水口町水口	0.2



1.7 各地区の輸送拠点

地域	施 設 名	所 在 地	電 話
水口	水口体育館	甲賀市水口町鹿深 3-46	62-9589
	岩上体育館	甲賀市水口町新城 653	63-7040
土山	土山体育館	甲賀市土山町北土山 414-2	66-0091
甲賀	甲賀中央公園体育館	甲賀市甲賀町相模 124-7	88-2190
甲南	甲南体育館	甲賀市甲南町葛木 977	86-6971
信楽	信楽体育館	甲賀市信楽町長野 1310	82-0934

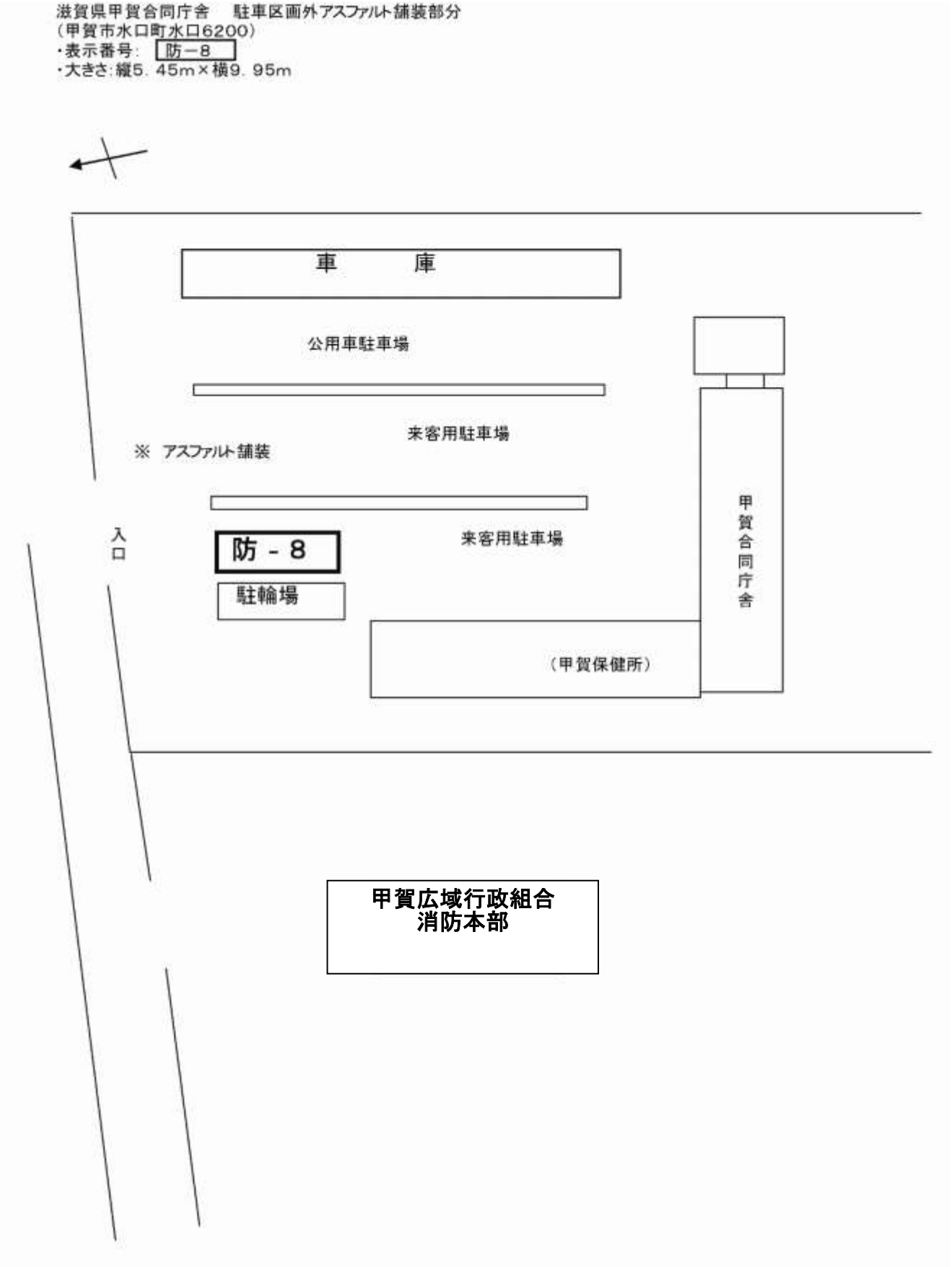
1.8 臨時ヘリポート一覧

地域	場 所	所 在	電 話	備 考
水口	甲賀消防本部	甲賀市水口町水口 6218	62-0119	※
	水口スポーツの森陸上競技場	甲賀市水口町北内貴 230	62-7529	※ ●
	伴谷小学校運動場	甲賀市水口町伴中山 2252	62-0408	
	伴谷東小学校運動場	甲賀市水口町山 774	65-1060	
	柏木小学校運動場	甲賀市水口町北脇 1132	62-0041	
	水口小学校運動場	甲賀市水口町本町 1-2-1	62-0121	
	綾野小学校運動場	甲賀市水口町綾野 3-6	62-1507	
	貴生川小学校運動場	甲賀市水口町三大寺 437	62-2024	
	水口中学校運動場	甲賀市水口町水口 5900	62-4127	
	城山中学校運動場	甲賀市水口町水口 610-17	63-0210	
	ひのきが丘公園球技場	甲賀市水口町ひのきが丘 13-12	62-7052	
	古城が丘公園	甲賀市水口町水口 610-1	62-7529	
	柏木ふれあい運動公園	甲賀市水口町宇田 131	62-0404	
	柏木公園	甲賀市水口町北脇 184	62-9589	※
土山	土山グラウンド	甲賀市土山町北土山 414-2	66-0091	※ ●
	青土ダム円形公園	甲賀市土山町鮎河 2642	66-0316	※
	鮎河山村広場	甲賀市土山町鮎河 2114-2		
	大野小学校運動場	甲賀市土山町大野 949	67-0403	
	土山小学校運動場	甲賀市土山町北土山 1462	66-0039	
	土山中学校運動場	甲賀市土山町北土山 414	66-0031	
甲賀	甲賀中学校運動場	甲賀市甲賀町相模 128	88-2190	
	鹿深夢の森グラウンド	甲賀市甲賀町大久保 507-2	88-2190	※
	甲賀市消防団甲賀方面隊拠点施設	甲賀市甲賀町大久保 539	88-5385	
	甲賀中央多目的運動場	甲賀市甲賀町相模 124-7	88-2190	※
	大原小学校運動場	甲賀市甲賀町大久保 1000	88-2049	
	油日小学校運動場	甲賀市甲賀町上野 1322	88-2079	
	佐山小学校運動場	甲賀市甲賀町小佐治 2922	88-4077	
甲南	甲南グラウンド	甲賀市甲南町葛木 977	86-6971	※
	甲南中央運動公園サッカー場	甲賀市甲南町葛木 851-1	86-6971	※
	甲南地域市民センター裏	甲賀市甲南町野田 810	86-4161	※
	甲南第一小学校運動場	甲賀市甲南町深川 1728-1	86-2074	
	甲南第二小学校運動場	甲賀市甲南町杉谷 2046	86-2157	
	甲南第三小学校運動場	甲賀市甲南町野川 840	86-2038	
	甲南中部小学校運動場	甲賀市甲南町竜法師 1137	86-2139	
	希望ヶ丘小学校運動場	甲賀市甲南町希望ヶ丘 3-34	86-6747	
	甲南中学校運動場	甲賀市甲南町寺庄 841	86-2140	
信楽	信楽運動公園	甲賀市信楽町西 233	82-1950	※
	陶芸の森第3駐車場	甲賀市信楽町勅旨 2188-7	83-0909	※
	信楽小学校運動場	甲賀市信楽町江田 969	82-1006	
	雲井小学校運動場	甲賀市信楽町牧 868	83-0404	
	小原小学校運動場	甲賀市信楽町柞原 899	82-1077	
	朝宮小学校運動場	甲賀市信楽町下朝宮 268	84-0003	※
	多羅尾山村広場	甲賀市信楽町多羅尾 2060		
	信楽中学校運動場	甲賀市信楽町江田 950	82-0133	

※ 滋賀県防災航空隊離着陸場指定

● 民間機ヘリコプター場外離着陸場指定(株式会社ノエビア)

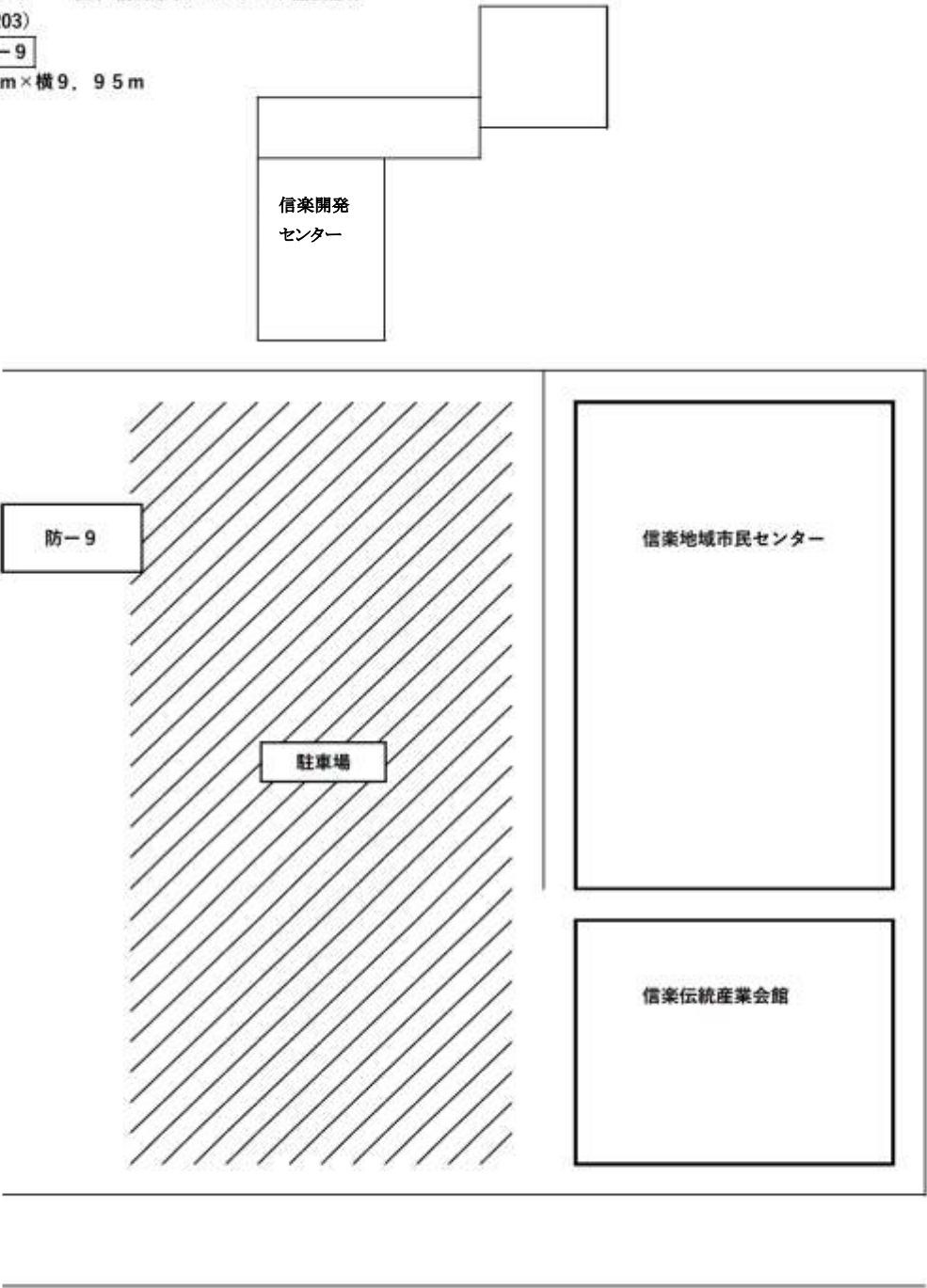
1.8.1 水口地域 駐車場 対空表示（ヘリサイン）



1.8.2 信楽地域 駐車場 対空表示（ヘリサイン）

甲賀市信楽地域市民センター 駐車場区画外アスファルト舗装部分
（甲賀市信楽町長野1203）

- ・表示番号 防-9
- ・大きさ：縦5.45m×横9.95m



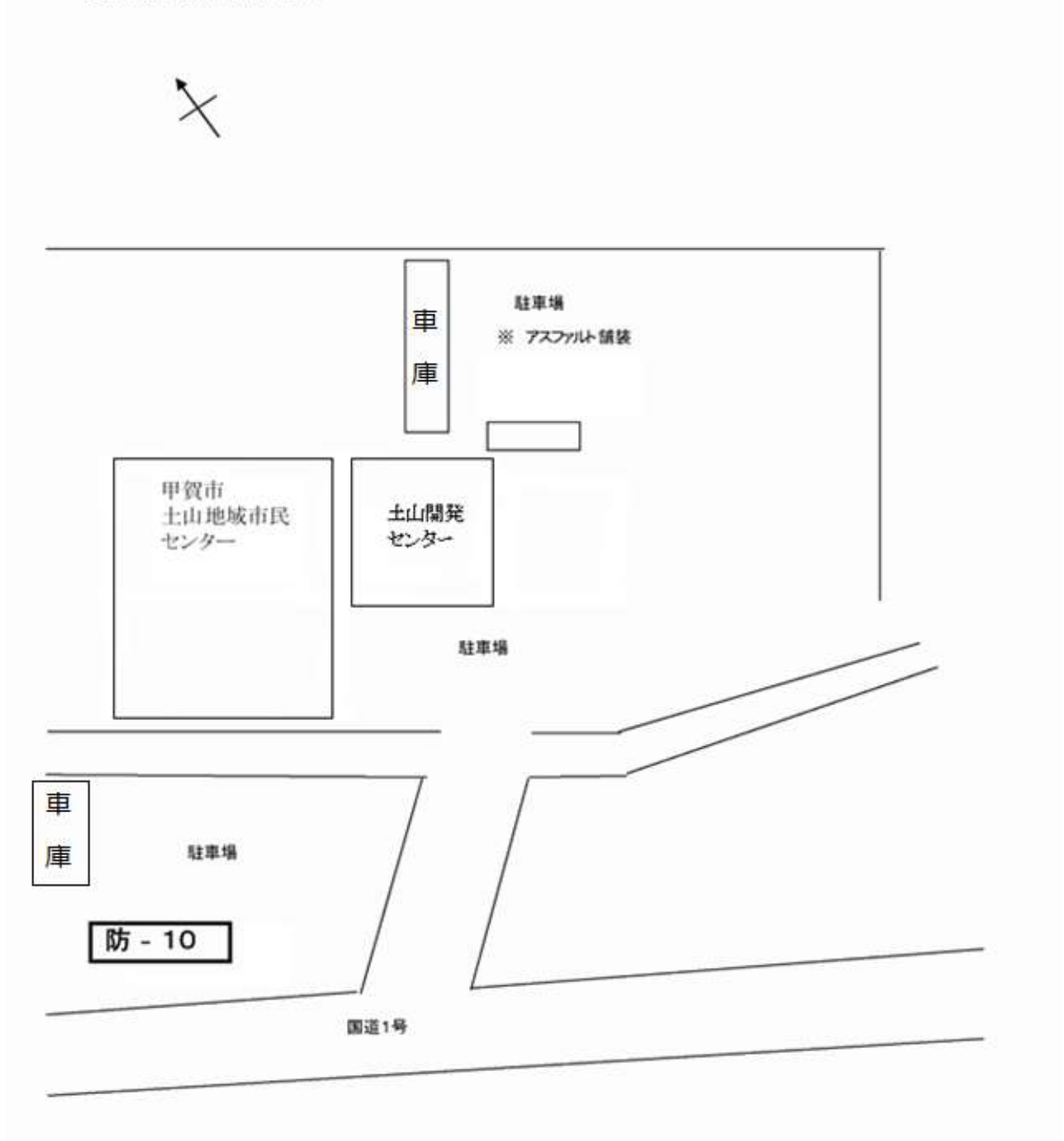
1.8.3 土山地域 駐車場 対空表示（ヘリサイン）

甲賀市土山地域市民センター 駐車場区画外アスファルト

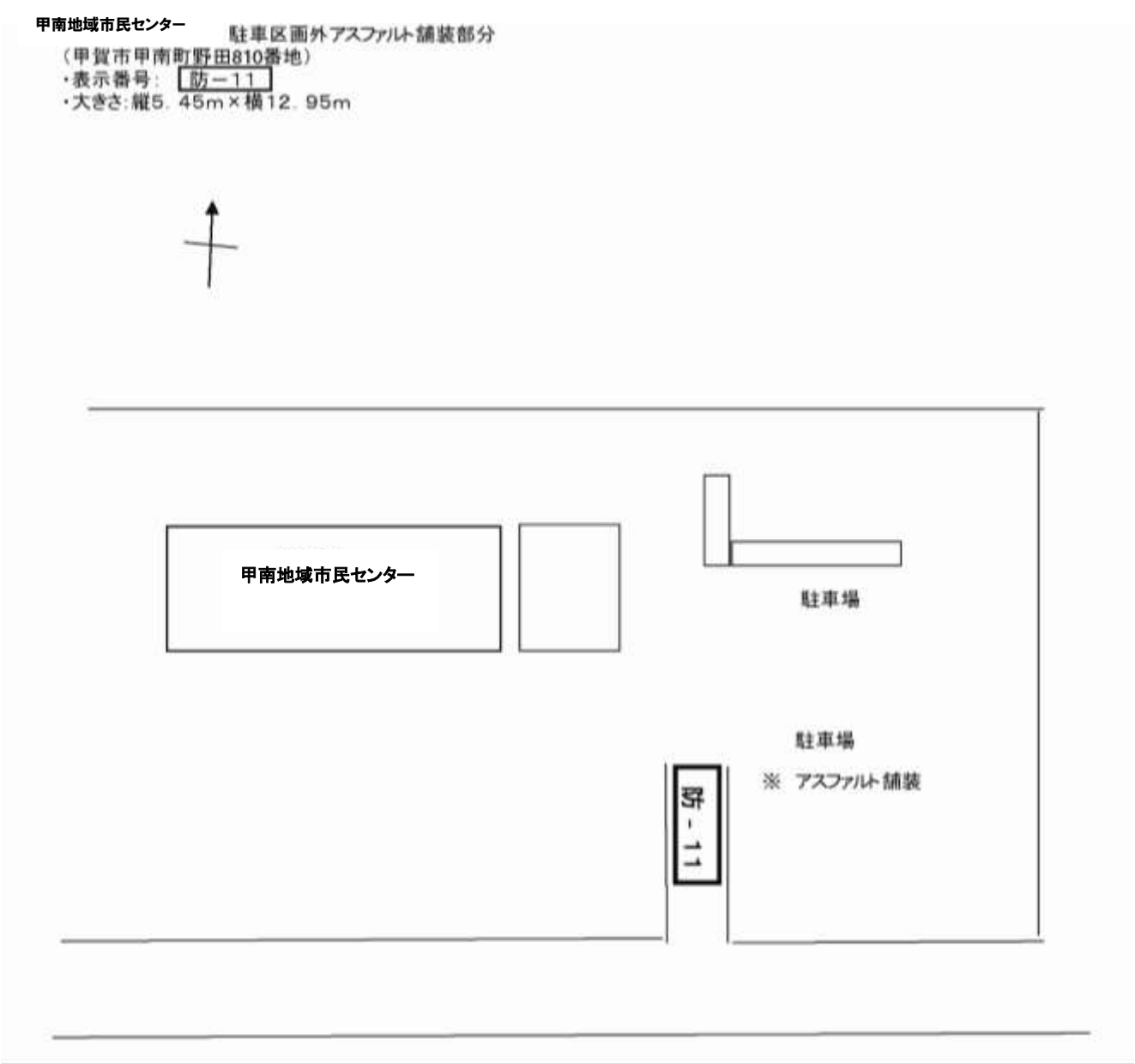
（甲賀市土山町北土山1715番地）

・表示番号：防-10

・大きさ：縦7.20m×横17.20m



1.8.4 甲南地域 駐車場 対空表示（ヘリサイン）



1.9 医療機関

1.9.1 甲賀圏域内の医療機関

医療機関名	所在地	電話
公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256	62-0234
甲賀市立 信楽中央病院	甲賀市信楽町長野 473	82-0249
独立行政法人 国立病院機構紫香楽病院	甲賀市信楽町牧 997	83-0101
一般社団法人 水口病院	甲賀市水口町本町 2-2-43	62-1212
医療法人社団仁生会 甲南病院	甲賀市甲南町葛木 958	86-3131
医療法人社団美松会 生田病院	湖南市菩提寺 104-13	0748-74-8577
医療法人社団阿星会 甲西リハビリ病院	湖南市夏見 1168	0748-72-2881

「県内病院一覧(令和6年2月1日現在)、滋賀県
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際
(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

1.9.2 市内診療所

地区	診療所名	所在地	電話番号
水口	すずき皮ふ科クリニック	甲賀市 水口町南林口 49	65-2220
	かなじ耳鼻咽喉科	甲賀市 水口町水口樫の実 5993-1	63-8733
	医療法人 田代クリニック	甲賀市 水口町新城 696	63-0530
	和田耳鼻咽喉科医院	甲賀市 水口町京町 6 番 11 号	64-1133
	医療法人 岩谷医院	甲賀市 水口町中邸 2-10	62-0053
	水口眼科医院	甲賀市 水口町八坂 3 番 65 号	62-0840
	佐藤眼科	甲賀市 水口町名坂 781-1	63-5234
	医療法人社団平川クリニック	甲賀市 水口町東名坂 184-2	63-6373
	浅田クリニック	甲賀市 水口町東名坂 226-1	69-7755
	医療法人 親愛レディースクリニック	甲賀市 水口町虫生野 1098-1	63-3321
	医療法人社団 太田医院	甲賀市 水口町虫生野中央 81-2	63-3553
	田代外科・整形外科医院	甲賀市 水口町泉 1272	62-0635
	医療法人尚友会 速水医院	甲賀市 水口町北泉一丁目 128	65-3211
	医療法人社団 村上整形外科クリニック	甲賀市 水口町虫生野 1095-4	63-7751
	中川内科医院	甲賀市 水口町水口 5546-4	65-5410
	あん医院	甲賀市 水口町虫生野中央 119-1	65-6884
	医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院	甲賀市 水口町暁 2 番 3 号	65-0121
	医療法人 深井クリニック	甲賀市 水口町伴中山 3802 番地	65-4100
	医療法人みのり会 濱田クリニック	甲賀市 水口町水口 5992 番地 1	65-3737
	甲賀市立みなくち診療所	甲賀市 水口町貴生川 293-1	62-3346
	つばさクリニック	甲賀市 水口町綾野 3-33	63-7766
	木村医院	甲賀市 水口町虫生野 1015-9	62-2143
	医療法人 やまもと内科・外科クリニック	甲賀市 水口町虫生野中央 111	62-9559
	さいとう医院 内科・消化器内科	甲賀市 水口町松栄 3 番 26 号	65-2002
	みなくちこどもクリニック	甲賀市 水口町南林口 47 番地 2	63-2100
土山	中西医院	甲賀市 土山町北土山石倉 1433-2	66-0712
	医療法人 川端医院	甲賀市 土山町徳原 451	67-0018
	うだ医院	甲賀市 土山町北土山 1684-1	66-1050
	かりゆしクリニック	甲賀市 土山町大野 401	67-0155

地区	診 療 所 名	所在地	電話番号
甲賀	古西医院	甲賀市 甲賀町拝坂 833-141	88-5575
	医療法人 ますだ内科医院	甲賀市 甲賀町滝 2231-1	88-2277
甲南	医療法人社団 布留クリニック	甲賀市 甲南町寺庄 1098	86-3135
	医療法人 今村医院	甲賀市 甲南町深川 2201	86-2119
	医療法人 寺井医院	甲賀市 甲南町希望ヶ丘本町 6 丁目 857-81	86-1112
	ハートクリニックこころ	甲賀市 甲南町野尻 411 番地	86-0011
	医療法人高志会 竹内リウマチ科整形外科	甲賀市 甲南町野尻 77-1	86-8205
	甲南眼科	甲賀市 甲南町野田 551 番地 5	69-5505
信楽	しがらきクリニック	甲賀市 信楽町長野 619-1	82-7833
	むらき眼科	甲賀市 信楽町長野 1363-1	78-0077

「県内一般診療所一覧(令和 6 年 2 月 1 日現在)、滋賀県
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際
(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

1.9.3 医師会連絡先

名 称	所 在 地	電 話	備 考
(一社)滋賀県医師会	栗東市縹 1-10-7	077-514-8711	
(一社)甲賀湖南医師会	甲賀市水口町松尾 1256 公立甲賀病院3階	0748-62-8133	甲賀病院内
(一社)滋賀県歯科医師会	大津市京町 4 丁目 3-28	077-523-2787	
(一社)草津栗東医師会	草津市大路 2-1-35	077-563-3380	草津市民総合交流センター キラリエ 4 階
(一社)守山野洲医師会	守山市下之郷町 3-2-5	077-582-4113	守山市すこやかセンター内
(公社)大津市医師会	大津市浜大津 4 丁目 1-1 明日都浜大津1階	077-525-4104	
(一社)近江八幡市蒲生郡医師会	近江八幡市出町 381	0748-33-1921	近江八幡地域医療支援セン ター内
(一社)東近江医師会	東近江市中小路町 483 番地 4	0748-24-1441	
(一社)彦根医師会	彦根市八坂町 1900-4	0749-23-3580	彦根市保健・医療複合施設 (くすのきセンター)3 階
(一社)湖北医師会	長浜市宮司町 1181-2	0749-65-3600	
(一社)高島市医師会	高島市勝野 1667	0740-20-9005	高島市民病院内
(一社)大津赤十字病院医師会	大津市長等一丁目 1 番 35 号	077-522-4131	大津赤十字病院内
滋賀医科大学医師会	大津市瀬田月輪町	077-548-2008	滋賀医科大学総務課内

1.9.4 主な医薬品及び医療資器材の調達先

機関名・業者名	所在地	電話	備考
(一社)滋賀県医師会	栗東市縹 1-10-7	077-514-8711	
(一社)甲賀湖南医師会	甲賀市水口町松尾 1256 公立甲賀病院3階	0748-62-8133	甲賀病院内
(一社)滋賀県病院協会	大津市京町 4 丁目 3-28 滋賀県厚生会館3階	077-525-7525	
(一社)守山野洲医師会	守山市下之郷町 3-2-5	077-582-4113	守山市すこやかセンター内
(一社)草津栗東医師会	草津市大路 2-1-35	077-563-3380	草津市民総合交流センター キラリエ 4 階
滋賀県医薬品卸協会	近江八幡市桜宮町 289	0748-33-2840	
(一社)滋賀県薬剤師会	草津市笠山 7 丁目 4-52	077-565-3535	
甲賀保健所	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6111	
(一社)甲賀湖南薬剤師会	甲賀市水口町本町3丁目 2429-2 水口スクエア・ビル 2F	0748-63-8440	

1.10 公共施設耐震化状況

令和4年度公共施設等の耐震化推進状況調査

	施設名称	施設区分	天井の有無(体育館のみ)	棟数B	昭和56年以前建築の棟数C	耐震診断実施の棟数					耐震診断未実施の棟数J
						棟数E 診断の結果改修の必要がない	改修の必要な棟数				
							改修済F R4年9月30日までに	R4年度中に耐震性が確保されるG	R5年度以降に耐震性が確保予定	その他H	
1	甲南情報交流センター(忍の里プララ)	8		2	0						
2	水口体育館	9	2	1	0						
3	岩上体育館	9	2	1	0						
4	土山体育館	9	2	1	0						
5	甲南 B&G 海洋センター体育館	9	2	1	0						
6	甲南体育館	9	2	1	1		1				
7	信楽体育館	9	2	1	1		1				
8	甲賀農村環境改善センター	8		1	0						
9	土山開発センター	8		1	0						
10	ふるさと生きがいセンター六友館	8		1	0						
11	フィランソ土山	1		1	0						
12	佐山コミュニティセンター	1		1	0						
13	水口中部コミュニティセンター	8		1	0						
14	朝宮コミュニティセンター	8		1	1						1
15	油日コミュニティセンター	8		1	0						
16	かえで会館	8		1	0						
17	宇川会館	8		1	0						
18	西教育集会所	8		1	1						1
19	甲南青少年研修センター	8		1	0						
20	信楽伝統産業会館	12		1	0						
21	かふか生涯学習館(甲賀公民館)	8		1	0						
22	甲南図書交流館	8		1	0						
23	信楽図書館	8		1	0						
24	信楽開発センター	8		1	0						
25	多羅尾コミュニティセンター	8		1	1	1					
26	杉谷公民館	8		1	1	1					
27	牧公民館	8		1	1	1					
28	土山コミュニティセンター	8		1	1	1					
29	鮎河コミュニティセンター	8		1	0						

	施設名称	施設区分	天井の有無(体育館のみ)	棟数B	昭和56年以前建築の棟数C	耐震診断実施の棟数					耐震診断未実施の棟数J
						棟数E 診断の結果改修の必要がない	改修の必要な棟数				
							改修済F R4年9月30日までに	保されるG R4年度中に耐震性が確保される	R5年度以降に耐震性が確保予定	その他H	
30	大野コミュニティセンター	8		1	1	1					
31	山内コミュニティセンター	8		1	0						
32	岩上コミュニティセンター	8		1	1	1					
33	水口西部コミュニティセンター	8		2	2		1			1	
34	貴生川コミュニティセンター	8		1	1	1					
35	柏木コミュニティセンター ※	8		1	1	1					
36	伴谷コミュニティセンター	8		1	1	1					
37	希望ヶ丘コミュニティセンター	8		1	0						
38	雲井保育園	1		1	1					1	
39	甲賀西保育園	1		1	0						
40	油日こども園	1		1	0						
41	甲賀北保育園	1		1	1					1	
42	甲南希望ヶ丘保育園	1		1	1		1				
43	信楽こども園	1		1	1				1		
44	大野保育園	1		1	0						
45	朝宮保育園	1		1	1					1	
46	土山こども園	1		1	0						
47	大原こども園	1		1	0						
48	あいみらい保育園	1		1	0						
49	貴生川児童クラブ	12		5	0						
50	水口保健センター	10		2	0						
51	甲賀保健センター	10		1	0						
52	甲賀中央公園体育館	9	2	1	1		1				
53	甲賀共同福祉センター	12		1	1	1					
54	甲賀地域市民センター	7		3	2		2				
55	甲賀市役所	7		3	0						
56	信楽地域市民センター	7		1	0						
57	柞原会館	8		1	1					1	
58	甲南地域市民センター	7		3	0						
59	土山地域市民センター	7		1	0						
60	大河原温泉かもしか荘	12		1	0						
61	伴谷小学校 校舎	3-1		7	2		2				

※令和7年供用開始に向け工事中(その間は柏木小学校体育館を代替施設とする)

	施設名称	施設区分	天井の有無(体育館のみ)	棟数B	昭和56年以前建築の棟数C	耐震診断実施の棟数					耐震診断未実施の棟数J
						棟数E 診断の結果改修の必要がない	改修の必要な棟数				
							改修済F R4年9月30日までに	保されるG R4年度中に耐震性が確保される	確保予定 R5年度以降に耐震性が確保予定	その他H	
62	柏木小学校 校舎	3-1		3	2		2				
63	水口小学校 校舎	3-1		7	3	2	1				
64	貴生川小学校 校舎	3-1		8	2		2				
65	綾野小学校 校舎	3-1		4	3	2	1				
66	伴谷東小学校 校舎	3-1		4	0						
67	大野小学校 校舎	3-1		2	2	2					
68	土山小学校 校舎	3-1		1	0						
69	旧山内小学校 校舎	3-1		2	2	1	1				
70	旧鮎河小学校 校舎	3-1		2	1	1					
71	大原小学校 校舎	3-1		5	2		2				
72	油日小学校 校舎	3-1		3	3	1	2				
73	佐山小学校 校舎	3-1		3	2		2				
74	甲南第一小学校 校舎	3-1		4	4		4				
75	甲南第二小学校 校舎	3-1		1	1		1				
76	甲南第三小学校 校舎	3-1		1	1		1				
77	甲南中部小学校 校舎	3-1		3	2	1	1				
78	希望ヶ丘小学校 校舎	3-1		5	0						
79	雲井小学校 校舎	3-1		5	3		3				
80	小原小学校 校舎	3-1		4	0						
81	朝宮小学校 校舎	3-1		3	3	1	2				
82	多羅尾小学校 校舎	3-1		2	1		1				
83	信楽小学校 校舎	3-1		4	4	2	2				
84	伴谷小学校 体育館	3-2	2	1	0						
85	柏木小学校 体育館	3-2	2	1	0						
86	水口小学校 体育館	3-2	2	1	0						
87	貴生川小学校 体育館	3-2	2	1	0						
88	綾野小学校 体育館	3-2	2	1	1		1				
89	伴谷東小学校 体育館	3-2	2	1	0						
90	大野小学校 体育館	3-2	2	1	0						
91	土山小学校 体育館	3-2	2	1	0						
92	旧山内小学校 体育館	3-2	2	1	1		1				
93	旧鮎河小学校 体育館	3-2	2	1	0						

	施設名称	施設区分	天井の有無(体育館のみ)	棟数B	昭和56年以前建築の棟数C	耐震診断実施の棟数					耐震診断未実施の棟数J
						棟数E 診断の結果改修の必要がない	改修の必要な棟数				
							改修済F R4年9月30日までに	R4年度中に耐震性が確保されるG	R5年度以降に耐震性が確保予定	その他H	
94	大原小学校 体育館	3-2	2	1	1		1				
95	油日小学校 体育館	3-2	2	1	0						
96	佐山小学校 体育館	3-2	2	1	0						
97	甲南第一小学校 体育館	3-2	2	2	0						
98	甲南第二小学校 体育館	3-2	2	1	1		1				
99	甲南第三小学校 体育館	3-2	2	1	0						
100	甲南中部小学校 体育館	3-2	2	1	0						
101	希望ヶ丘小学校 体育館	3-2	2	1	0						
102	雲井小学校 体育館	3-2	2	1	0						
103	小原小学校 体育館	3-2	2	1	0						
104	朝宮小学校 体育館	3-2	2	1	0						
105	多羅尾小学校 体育館	3-2	2	1	1		1				
106	信楽小学校 体育館	3-2	2	1	0						
107	水口中学校 校舎	4-1		7	6	1	5				
108	城山中学校 校舎	4-1		5	0						
109	土山中学校 校舎	4-1		4	1		1				
110	甲賀中学校 校舎	4-1		5	1		1				
111	甲南中学校 校舎	4-1		8	1		1				
112	信楽中学校 校舎	4-1		8	3	1	2				
113	水口中学校 体育館	4-2	2	1	1		1				
114	城山中学校 体育館	4-2	2	1	0						
115	土山中学校 体育館	4-2	2	1	1		1				
116	甲賀中学校 体育館	4-2	2	1	0						
117	甲南中学校 体育館	4-2	2	1	0						
118	信楽中学校 体育館	4-2	2	1	0						

1.11 消防団簡易無線の現状

■簡易無線台数(デジタル無線)
消防団全団 241台

1.12 屋外拡声器又はサイレン設置箇所

地域	場 所
水口地域	水口浄水場、高塚公園、水口社会福祉センター、綾野小学校、水口中学校、城山中学校、水口小学校、かふかの丘区集会所、宇川区民ふれあい憩いの広場、宇川工業団地、宇田公民館、日吉神社道路敷、下山公民館北側公園、岩坂公民館、貴生川第三区集会所、牛飼公民館、さつきが丘中央公園、ひのきが丘、波濤ヶ平集会所、広野台公園、広野台西区集会所、高山老人集会所、今郷公園、今郷公民館北側公園、桜ヶ丘集会所、貴生川小学校、山手区草の根集会所、山上公民館、山集会所、酒人公民館駐車場、春日公民館東側公園、水口テクノス、松尾台憩いの家、水口西部コミュニティセンター、岩上体育館、菅谷区集会所、西ヶ瀬公園、泉公民館、泉、大法寺児童公園、第三水口台区集会所、第四水口台集会所公園、伴谷東小学校、中畑区一般駐車場、虫生野会館、虫生野中央西公園、東名坂草の根ハウス、八田公民館公園、グランドゴルフ場、西ノ垣内作業所、伴中山公民館、伴谷コミュニティセンター、北内貴山尾館、水口スポーツの森、柏木小学校、柏木公園、和野草の根集会所、西和野生活改善センター、巖峨草の根集会所、柚中公民館
土山地域	かに坂公園、黒滝公民館、今宿公民館、大野農村広場、山内南コミュニティセンター、大野小学校、山女原公民館前バス停隣地、山中一本松広場(山中農村広場)、山中(旧山賊茶屋付近)、山中防火水槽付近、市場区民自治会館、上の平運動公園、新里老人憩の家、西瀬音区広場、西野集会所、エコーバレー、青土草の根広場、前野青土線T字路付近、六友館駐車場、大河原焼却場付近、大澤草の根広場、旧鮎河小学校、大野コミュニティセンター、頓宮農村広場、白川会議所南側公園、南土山駐車場、滋賀県立 淡海学園、平子集会所、土山小学校、土山中学校、あずま会館、野上野公民館、森林文化ホール、緑ヶ丘 5、やまびこドーム
甲賀地域	隠岐公園駐車場、東部学校給食センター、岩室農村公園、五反田会館、五反田消防車庫、高野運動公園、高嶺消防車庫隣地、鹿深台ゴミ集積所、甲賀もちふる里館、佐山小学校、小佐治第2 消防車庫、かふかの家、油日小学校、甲賀中央公園集会所、大原小学校、大原市場公民館、大原上田ふれあい広場、甲賀西保育園、甲賀コミュニティセンター、鳥居野公園北側、田堵野会館、拝坂草の根ハウス、老人憩の家毛枚荘、油日会館、油日(石碑付近)、第7組 集会所、油日生活改善センター、和田公民館、櫛野公民館、櫛野上之組集会所、櫛野下の組集会所、すわ神社、神4組集会所、唐戸川集会所、藤木、神水源地、老人憩いの家 神東荘、神保自治会館前
甲南地域	ニューポリス公民館、ニューポリス草の根ハウス、塩野公民館、下磯尾公民館、下馬杉公民館、下野川公民館、葛木公民館、柑子公民館、希望ヶ丘2丁目公園、希望ヶ丘自治会館、希望ヶ丘草の根ハウス、耕心草の根ハウス、市原公民館、市之瀬公民館、寺庄公民館、上磯尾公民館、上馬杉草の根ハウス、上野川公民館、新治草の根ハウス、新治上団地草の根ハウス、新田公民館、森尻草の根ハウス、深川公民館、深川市場草の根ハウス、杉谷公民館、池田コミュニティーセンター、池田団地集会所、稗谷公民館、のぞみ保育園、かえで会館、野尻公民館、野田公民館、甲南地域市民センター、竜法師公民館
信楽地域	黄瀬交流館「さらら」、隼人川水辺公園、天王神社、西香院、小組精米場、雲井消防車庫、草の根ハウス丸岡会館、第三水源地、勅旨(上の前橋付近)、雲井駅、あかみや集会所、信楽荘、牧水源地、江田自治会館、信楽中学校、西教育集会所、信楽図書館、信楽ハイランド、三代出公園、病院宿舎、広芝住宅 隣地、田代公民館、畑消防車庫、畑道路敷、北新田老人憩の家、神山会館、南新田老人憩の家、北新田、堀畑団地集会所、向出町老人憩の家、信楽ニュータウン防火水槽付近、小川(勝尾青龍洞窯付近)、小川出公民館北側広場、信楽農事集会所小川会館公園、杉山公民館運動場、信楽運動公園、中野公民館、小原小学校、柞原公民館北側運動場、六呂川住宅集会所、多羅尾老人憩の家、既存スピーカー1(多羅尾山頂付近)、既存スピーカー2道路敷、新出集議所隣地、市道多羅尾五瀬、下朝宮福祉会館、宮尻生活改善センター、桶井道路敷、上朝宮草の根ハウス、上朝宮、甲賀市朝宮保育園

市内全域に地域情報化基盤整備事業による屋外拡声器、その他、区・自治会設置管理の屋外拡声器が設置されている。モーターサイレンは打鍵音とし、拡声器は音声とする。

1.13 消防本部体制

1.13.1 甲賀広域行政組合消防本部職員数

令和 5 年 10 月 1 日現在

各消防署	職員数
消防本部	40 人
水口消防署	49 人
内 水口消防署土山分署	7 人
甲南消防署	30 人
内 甲南消防署甲賀分署	5 人
信楽消防署	22 人
湖南中央消防署	49 人
内 湖南中央消防署湖南石部分署	7 人

1.13.2 市消防団員数

令和 4 年 12 月 1 日現在

	団長	副団長	方面隊長 (副団長級)	副隊長 (分団長級)	分団長	副分団 長	部長	班長	団員	計
団長	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
副団長	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2
水口	—	—	1	1	5	5	5	32	203	252
土山	—	—	1	1	4	4	4	18	111	143
甲賀	—	—	1	1	4	4	4	22	183	219
甲南	—	—	1	1	5	5	5	19	128	164
信楽	—	—	1	1	5	10	13	34	148	212
女性	—	—	1	1	0	0	1	1	6	10
計	1	2	6	6	23	28	32	126	779	1,003

団長 1 人 副団長 2 人 総合計 1,003 人

1.13.3 市消防車両数

令和 6 年 2 月 1 日現在

車 両 の 種 類	台 数
消防ポンプ自動車 (内、タンク車 7 台)	27 台
小型動力ポンプ積載車	90 台
防 災 車	6 台
防災学習・災害活動車両	1 台
消防車両計	124 台

1.13.4 常備消防の消防資機材一覧

令和4年4月1日現在

種別	所属	消防本部	水口消防署	土山分署	甲南消防署	甲賀分署	信楽消防署	湖南中央消防署	湖南石部分署	合計
消防ポンプ自動車					1	1	1			3
水槽付消防ポンプ自動車			1	1	1		1	1	1	6
はしご付消防自動車								1		1
化学消防車			1					1		2
救助工作車			1					1		2
資機材搬送車								0		0
積載車					1					1
消防指令自動車			1		1		1	1		4
消防指揮支援自動車		1								1
消防査察自動車		1								1
消防支援自動車		1								1
救急自動車		0	1	2	1	1	1	1	1	8
非常用消防自動車		1								1
非常用救急自動車		1								1
その他の自動車		2		1	1		1	1		6
合計		7	5	4	6	2	5	7	2	38

1.14 交番・駐在所

機 関 名	電話番号	所 在 地	FAX 番号	備考
甲賀警察署	62-4155	甲賀市水口町水口 6026	63-4653	
信楽交番		甲賀市信楽町長野 1202-11		
水口石橋交番		甲賀市水口町八光 1-1		
土山警察官駐在所		甲賀市土山町北土山 1491-1		
伴谷警察官駐在所		甲賀市水口町伴中山 2694-3		
柏木警察官駐在所		甲賀市水口町北脇 1211-2		
貴生川交番		甲賀市水口町虫生野中央 101		
大野警察官駐在所		甲賀市土山町大野 2154		
大原警察官駐在所		甲賀市甲賀町鳥居野 1202-1		
油日警察官駐在所		甲賀市甲賀町上野 1129		
佐山警察官駐在所		甲賀市甲賀町神保 1717-3		
寺庄警察官駐在所		甲賀市甲南町寺庄 407-2		
深川警察官駐在所		甲賀市甲南町深川 1761-2		
杉谷警察官駐在所		甲賀市甲南町杉谷 137-8		
雲井警察官駐在所		甲賀市信楽町牧 772-2		
朝宮警察官駐在所		甲賀市信楽町上朝宮 697-4		
多羅尾警察官駐在所		甲賀市信楽町多羅尾 1915-1		

1.15 自衛隊災害派遣要請先

優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
1	今津駐屯地司令である第3偵察戦闘大隊長 (窓口:第3係)	滋賀県高島市 今津町平郷	NTT:0740-22-2581 (内線:235・236) 防災無線:174-0 自衛隊防災用携帯電話:090-4030-1119
2	大津駐屯地司令である中部方面混成団長 (窓口:訓練課)	滋賀県大津市 際川 1-1-1	NTT:077-523-0034 (内線:230・232) 防災無線:171-0

2 資材、機材、調達先

2.1 食料配給の対象及び取扱者

■災害時における応急食糧の緊急引渡要領に基づく給食を実施するにあたっての基本事項

No	給 食 対 象	基 準 量	取 扱 者	承認 機関
1	被災者に対し炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精 米 g	市長	知事
2	り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	1食当たり 400 精 米 g	市長	知事
3	災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 300 精 米 g	作業実施責任 機関	知事
4	特殊災害(爆発、船舶の沈没、列車の転覆等)の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	1食当たり 200 精 米 g	市長と災害発 生機関が協議	知事

■炊出し指定施設

施設名称	所 在 地	電話	所 管	備考
西部学校給食センター	甲賀市水口町山上 927	62-0743	西部学校給食センター	
東部学校給食センター	甲賀市甲賀町隠岐 2043-24	88-3903	東部学校給食センター	

■炊出し依頼施設

施 設 名 称	所 在 地	電 話
滋賀県学校給食事業協同組合湖南工場	甲賀市水口町宇川 1437-2	62-7857

甲賀市自主防災組織率

(令和5年4月1日現在)

水口地域

区(自治会)名	組織	自治振
1	■	
2	■	
3		
4	■	
5	■	
6	■	
7	☆	
8		
9	■	
南	■	
10		
11		
12		
13	☆	
14	■	
15		
16	△	
17		
城南区		
18	△	
19		
20	■	
21	■	
22	△	
幸が平	■	
林口		
名坂	■	
東名坂		
名坂堂山	△	
朝日が丘	■	
古城が丘	■	
東古城が丘	■	
古城が丘緑	■	
松尾		
松尾団地	■	
秋葉北		
車谷		
水口松尾台	■	
中畑	■	
新城	■	
城が丘	△	
つつじが丘	■	
今郷	☆	
嶺峨	☆	
和野	△	
西ヶ瀬	■	
八田	■	
春日	■	
下山	■	
伴中山	△	
山	△	
広野台東	■	
広野台西	■	
桜ヶ丘	■	
第三水口台	■	
第四水口台		
菅谷		
泉	■	
酒入	■	
植	■	
宇田	■	
北脇	☆	
山手		
宮前		
大法寺	■	
柏貴	■	
虫生野	■	
貴生川第1	■	
貴生川第2	■	
貴生川第3	■	
南内貴		
西内貴	■	
北内貴	△	
宇川	△	
岩坂	△	
高山	■	
三大寺	■	
かふかの丘	■	
三本柳	■	
牛飼	△	
杣中	△	
山上		
岡の郷		
古城が丘南		
城内		
本丸		
梅の木		
警察官舎		
古城が丘団地		
あやの中央		

土山地域

区(自治会)名	婦人消防	組織
大河南1	○	
大河南2	○	
東野1	○	
東野2	○	
西野1	○	
西野2	○	
黒滝	○	
上の平	○	
中之組	○	
川西	○	
黒川市場	○	
猪鼻	○	
山中	○	
笹路	○	
山女原	○	
南中	○	
南東	○	
北東	○	
北芝	○	
北中	○	
南西	○	
北西	○	
平子	○	
東瀬音	○	
西瀬音	○	
青土	○	
野上野	○	
緑ヶ丘5		
大澤	○	
嶺宮	○	
前野	○	
市場	○	
徳原	○	
三軒家	○	
片山	○	
今宿	○	
里	○	
寺前	○	
新里	○	
布引		
末田	○	
緑ヶ丘1・1		
緑ヶ丘1・2		
第2緑ヶ丘		

甲賀地域

区 名	組織
榛野	■
神	■
大原上田	■
大久保	■
大原中	■
拝坂	■
鳥居野	△
相模	■
大原市場	■
川高	△
油日	■
上野	■
鹿深台	■
田増野	■
滝	△
毛枚	■
和田	△
高嶺	■
五反田	■
小佐治	■
神保	■
隠岐	■
岩室	△

甲南地域

区 名	補助消防	組織	組織
寺庄	○	■	
葛木	○	■	
深川	○	■	
深川市場	○		
稗谷	○		
森尻	○	■	
宝木	○		
池田	○	■	
池田団地	○	■	
磯尾	○	■	
章法師	○	■	
野尻	○	■	
野田	○	■	
杉谷	○	■	
新治	○	■	
塩野	○	■	
市原	○	■	
柑子	○	■	
下野川	○	■	
上野川	○	■	
下馬杉		△	
上馬杉	○	■	
耕心	○	■	
ニューホリス		■	
希望ヶ丘学区	○	△	

信楽地域

区(町内会)名	組織	自治振
長野(ハイランド)	■	
長野(上二本丸)	■	
神山	■	
江田	■	
田代	■	
畑	■	
宮町	■	
黄瀬		
牧	■	
勸旨	■	
丸岡		
西	■	
柞原	■	
中野	■	
杉山	■	
しがらきニュータウン	■	
小川	■	
小川出		
上朝宮	■	
下朝宮	■	
宮尻	■	
多羅尾	■	

※26年度より池田団地地区が池田区より分離し発足

※長野区は1組織としてカウント

■ 規約未確認

■ 自治振興会で自主防災組織が有るため
構成区は自主防災組織が有ることでカウント

凡 例		
自衛消防隊	○	消火活動が主体の組織、土山地域の婦人消防、甲南地域の補助消防
自警団、自主防災・防犯会等	△	防災と防犯を兼ねた組織
防災会	■	総合的な防災組織で、本部、情報班、誘導班、配給班等の組織体制を整備
福祉会	☆	ご近所福祉を目的として組成されているが、主活動に防災を含む組織

組織率

水口地域	90区等中	61	68.5%
土山地域	44区等中	40	90.9%
甲賀地域	23区等中	23	100.0%
甲南地域	25区等中	25	100.0%
信楽地域	21区等中	18	85.7%

甲賀市全体	203区等中	167	82.3%

2.3 非常持ち出し品チェックリスト（消防庁作成）

※避難するときにまず持ち出すべきものです。非常用持出袋に入れ玄関など持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

貴重品類		
10円玉は公衆電話用に。通帳、カード、健康保険証、運転免許証などは番号を控えたメモかコピーを用意しておくといでしょう。	現金 10円玉	
	預金通帳	
	印鑑	
	保険証	
	免許証	
避難用具		
懐中電灯はできれば一人に一つ用意したいもの。	懐中電灯	
	携帯ラジオ	
	予備の乾電池	
	ヘルメット・防災ずきん	
生活用品		
避難所生活に最低限必要なものです。赤ちゃんやお年寄り、障害者がある場合など考慮して揃えましょう。	厚手の手袋	
	毛布	
	缶切り	
	ライター・マッチ	
	ナイフ	
	携帯用トイレ	
救急用具		
救急箱には絆創膏・消毒液など。その他ビタミン剤など日頃使っているサプリメントなどもあるといでしょう。	救急箱	
	処方箋の控え	
	胃腸薬・便秘薬・持病の薬	
	生理用品	
非常食品		
最低3日分は用意しましょう。そのままで食べられるものが便利です。	乾パン	
	缶詰	
	栄養補助食品	
	アメ・チョコレート	
	飲料水	
衣料品		
衣類は動きやすいものを選びましょう。セーターなどの防寒具も寒い季節には役立ちます。	下着・靴下	
	長袖・長ズボン	
	防寒用ジャケット・雨具	
感染症対策物品		
新型コロナウイルス感染症流行下においては、右のものを各自用意することが望ましいです。	マスク	
	手指消毒用アルコール	
	石けん・ハンドソープ	
	ウェットティッシュ	
	体温計	
その他		
携帯用カイロ		

3 災害危険箇所、防災資料

3.1 河川重要水防区域及び危険箇所

参照：滋賀県水防計画

番号	河川名	左 右 岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施 設	対 策 水防工法
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			
60	野洲川 本川	左 右 岸	野洲川ダム下流から 湖南市境まで 左岸 24,000m 右岸 26,000m	50,000	野洲川ダム下流 700m から 国道 1 号まで 右岸 5,700m 大日川合流点から 鹿深大橋上流 750mまで 右岸 900m 鹿深大橋上流 800mから 鹿深大橋上流まで 左岸 300m 新岩上橋から 水口頭首工まで 右岸 500m 柏貴橋上流 300m から 柏貴橋下流 300m まで 右岸 600m 杣川合流点から 泉川合流点まで 右岸 1,200m	9,200	杣川合流点から 泉川合流点まで 右岸 1,200m	1,200	河積狭小	人家 100 戸 道路 0.2km	積土俵工
64	思川	〃	国道 307 号から 湖南市境まで 両岸 8,000m	16,000							
68	杣川	〃	高橋より下流から 野洲川合流点まで 左岸 14,300m 右岸 14,200m	28,500	千歳橋から 浅野川合流点まで 右岸 1,000m 野田橋から 矢川橋まで 右岸 1,600m 千歳橋から 杣川大橋上流まで 右岸 4,050m	13,450	野田橋から 矢川橋まで 右岸 1,600m 杣川大橋から 北杣橋まで 右岸 1,650m 杣川大橋から 野洲川合流点上流 400 mまで 左岸 3,300m	8,050	河積狭小	人家 600 戸 道路 0.7km 鉄道 0.2km	積土俵工 木流し工

番号	河川名	左 右 岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施 設	対 策 水防工法
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			
					滝川合流点から 城川合流点まで 左岸 1,300m 中谷川合流点から 野洲川合流点上流 400mまで 左岸 700m 杣川大橋上流 300mから 野洲川合流点まで 右岸 4,800m		杣川橋から 杉谷川合流点まで 左岸 400m 中谷川合流点から 野洲川合流点まで 右岸 1,100m				
69	柿田川	左 右 岸	甲南町境から 杣川合流点まで 両岸 1,500m	3,000							
70	城川	〃	調整池下流 500m地点から 杣川合流点まで 両岸 1,450m	2,900	庚申口上流 200mから 杣川合流点まで 左岸 700m	700	庚申口から 杣川合流点まで 左岸 4540m	450	天井川	人家 40 戸 道路 0.5km	
71	滝川	〃	宮川合流点から 杣川合流点まで 両岸 1,350m	2,700							
72	大原川	〃	佛生寺橋から 落合橋まで 両岸 2,500m	5,000							
73	鰯川	〃	鰯川橋上流 500m から 鰯川橋上流 300mまで 両岸 200m	400							
74	田村川	〃	宮前橋から 野洲川合流点まで 両岸 11,250m	22,500	上の平橋から 前川橋まで 左岸 1,950m 山中川合流点から 唐戸川合流点まで 左岸 2,800m 上の平橋から	15,600					

番号	河川名	左 右 岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施 設	対 策 水防工法
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			
					野洲川合流点まで 右岸 10,850m						
75	吉川	〃	栃の木橋から 田村川合流点まで 両岸 1,000m	2,000	国道 1 号から 田村川合流点まで 両岸 700m	1,400					
76	来見川	〃	国道 1 号から 田村川合流点まで 両岸 1,050m	2,100							
77	信楽川 (一次)	左 右 岸	国道 307 号長谷橋から 武士谷川合流点まで 両岸 3,800m 宮尻橋上流 100m から 岩ヶ谷橋まで 両岸 1,400m 大津市境上流 800mから 大津市境まで 右岸 800m	11,200	同左	11,200	長谷川から 親出橋まで 両岸 3,000m 宮尻橋上流 100mから 岩ヶ谷橋まで 両岸 1,400m 大津市境上流 800mから 大津市境まで 右岸 800m	9,600	護岸老朽 洗堀	保育園 1 田畑 100ha 道路 1.0km	積土俵工
78	大戸川	〃	大戸川起点から 下垣外橋まで 左岸 4,600m 会所橋上流 400mから 伊賀辻橋まで 右岸 1,600m 下垣外橋上流 200mから 下垣外橋まで 右岸 200m 富之橋上流 200mから 五本松橋まで 両岸 11,750m	29,900	大戸川起点から 六呂川合流点まで 左岸 3,550m 同左 同左 右岸 200m 富之橋上流 200mより 黄瀬大橋まで 両岸 11,000m	27,350	多羅尾西出人家から 伊賀辻橋下流 400mま で 左岸 2,150m 六呂川合流点上流 150mから 六呂川合流点下流 200mまで 左岸 350m 六呂川合流点下流 300mから 六呂川合流点下流 550mまで 左岸 250m	10,150	護岸老朽 河積狭小 洗堀	人家 10 戸 道路 1.5km 人家 30 戸 道路 2.3km 鉄道 1.2km 人家 40 戸 道路 0.5km 鉄道 1.2km	土俵羽口 工 積土俵工

番号	河川名	左 右 岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施 設	対 策 水防工法
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			
							会所橋上流 400mから 伊賀辻橋まで 右岸 1,600m 下垣外橋上流 200mか ら 下垣外橋まで 右岸 200m 信楽川合流点から 信楽川合流点下流 400mまで 両岸 400m 山門川合流点から 葛上川合流点まで 左岸 1,000m 右岸 900m 西山川合流点から 雲井橋まで 右岸 1,100m 伊茂橋から 山添川合流点まで 左岸 1,100m 西裏野橋から 馬門川合流点まで 右岸 700m				
79	山添川	〃	起点から 大戸川合流点まで 両岸 800m	1,600	同左	1,600	同左	1,600	河積狭小 洗堀	人家 40 戸 田畑 60ha 道路 0.2km	

番号	河川名	左 右 岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施 設	対 策 水防工法
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			
80	信楽川 (二次)	〃			愛宕橋から 大戸川合流点まで 右岸 350m	350	三代出大橋上流 400mから 大戸川合流点まで 両岸 1,050m	2,100			
81	中手川	左 右 岸	小川橋上流 400m から 大戸川合流点まで 両岸 4,150m 国道 422 号上流 500mから 大戸川合流点 左岸 1,000m 真黒橋上流 800mから 大戸川合流点まで 右岸 2,000m	8,300	小川橋上流 400m から 大戸川合流点まで 両岸 4,150m	8,300	小川橋上流 400mから 坊の橋まで 左岸 800m 坊の橋から 坊の橋下流 600mまで 右岸 600m 新中手橋上流 750mから 新中手橋まで 左岸 750m 新中手橋上流 750m 新中手橋まで 左岸 750m 中手川橋上流 500mから 大戸川合流点まで 左岸 900m 中手川橋上流 500mから 中手橋まで 右岸 500m	4,300	河積狭小	人家 10 戸 田畑 300ha 道路 0.1km	積土俵工
82	大戸川 (北流)	〃	真黒橋上流 800mから 大戸川合流点まで 左岸 2,000m	3,000	神山橋下流 100mから 大戸川合流点まで 右岸 500m	1,250	大戸川合流点上流 300mから	1,050	河積狭小 洗堀	人家 15 戸 田 30ha 道路 0.5km	積土俵工

番号	河川名	左 右 岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施 設	対 策 水防工法
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			
			国道 422 号上流 500mから 大戸川合流点まで 左岸 1,000m		南川合流点から 大戸川合流点まで 左岸 750m		大戸川合流点まで 左岸 300m 南川合流点から 大戸川合流点まで 右岸 750m				
83	祖父川	〃	八田橋上流 550mから 湖南省境まで 両岸 1,900m	3,800	同左	3,800					
85	山中川	左岸	田村川合流点上流 200m から 田村川合流点まで 左岸 200m	200	同左	200					
86	笹路川	左 右 岸	笹路地区上流付近人家から 田村合流点まで 両岸 2,500m	5,000							

3.2 防災重点ため池箇所

防災重点 ため池名	位置		管理者	ため池の規模				予想される被害			
	市町	字		堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	築造 時期	人家 (戸)	公共建物 (棟)	鉄道・道路 (m)	農地 (ha)
西ノ飼戸池	甲賀市	水口町三大寺	三大寺区	7.4	115	20,000	不明 (S32 改修)	28	—	100	2
弁天池	甲賀市	水口町名坂	名坂農事改良組合	3.5	126	41,400	不明	128	—	500	5
鴻生池	甲賀市	水口町高山	高山農事改良組合	10.6	50	15,000	不明	100	—	100	—
落し谷池	甲賀市	水口町三大寺	三大寺区	14.2	51	65,000	不明	—	—	—	—
川合谷池	甲賀市	水口町三大寺	三大寺区	24.3	64	60,000	不明	—	—	—	—
大池	甲賀市	水口町杣中	杣中区	9.3	221	16,000	不明	50	—	200	10
山田池	甲賀市	水口町山上	山上農事改良組合	14.9	84	7,000	不明	5	—	100	10
西池	甲賀市	水口町和野	和野農事改良組合	10.5	72	3,000	不明	1	—	—	8
今郷池	甲賀市	水口町今郷	甲蒲地方土地改良区	18.4	110	41,000	不明	—	—	—	30
大熊池	甲賀市	土山町瀬ノ音	東瀬音区	16	60	20,000	T4	—	—	300	7
頓宮池	甲賀市	土山町頓宮	甲蒲地方土地改良区	22	115	320,000	S34	30	—	2,000	20
大谷池	甲賀市	土山町大野新里	大谷土地改良区	13	94	41,000	S25	20	—	100	10
仏生寺谷上池	甲賀市	甲賀町櫟野	櫟野区	10.5	65	34,200	S8	—	—	—	3.5
堂ヶ谷池	甲賀市	甲賀町神	神区	2	63	90,000	不明	3	1	100	5
曾根尾池	甲賀市	甲賀町神	神区	11.3	167	44,220	不明	50	1	100	40
石節池	甲賀市	甲賀町大原上田	大原貯水池土地改良区	14	134	160,000	明治初期	75	1	1,000	1.8

防災重点 ため池名	位置		管理者	ため池の規模				予想される被害			
	市町	字		堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	築造 時期	人家 (戸)	公共建物 (棟)	鉄道・道路 (m)	農地 (ha)
上の池	甲賀市	甲賀町高野	高野区	3.8	60	5,100	不明	4	2	300	3
大谷池	甲賀市	甲賀町高野	高野区	7	115	235,600	不明	15	—	1,000	10
奥山田池	甲賀市	甲賀町毛枚	毛枚水利組合	9	62	963,800	S26	2	—	700	12
正保池	甲賀市	甲賀町高嶺	高嶺水利組合	8.3	56	37,800	S18	6	—	500	15
永谷池	甲賀市	甲賀町五反田	永谷池水利組合	9.5	73	62,400	S19	8	—	500	7.8
蓬庵池	甲賀市	甲賀町五反田	東部水利組合	10.5	105	20,000	S27	1	—	1,700	2.5
滝谷池	甲賀市	甲賀町小佐治	小佐治区水利部	6	46	9,000	不明	7	1	300	3
大日池	甲賀市	甲南町池田	池田水利組合	5.2	208	185,000	不明	21	—	850	18.5
野田池	甲賀市	甲南町新治	野田自治会	9.2	138	100,000	不明	—	—	10	18
笠間池	甲賀市	甲南町池田	野尻区自治会	7.6	83	46,200	不明	10	—	100	17
新大日池	甲賀市	甲南町池田	新大日池水利組合	5.9	95.5	118,700	不明	21	—	850	18.5
太田池	甲賀市	甲南町野尻	野尻区自治会	4.9	352	20,600	不明	10	—	100	10
神出池	甲賀市	甲南町野川	下野川水利組合	6	56.6	14,000	不明	10	1	1,000	10
日の出池	甲賀市	甲南町野川	下野川水利組合	6.1	93.5	29,500	不明	20	1	1,000	10
新笠間池	甲賀市	甲南町池田	自然人	8.2	80	12,000	不明	20	1	1,000	20
里祭池	甲賀市	甲南町竜法師	竜法師区自治会	6	126	72,000	不明	4	—	500	10
柳谷池	甲賀市	甲南町上馬杉	上馬杉大池管理委員会	11	92	77,000	不明	4	—	1,500	0.5
杉迫池	甲賀市	甲南町柑子	柑子農事改良組合水利部	10.2	68	18,500	S13	—	—	200	3
岩ヶ谷池	甲賀市	甲南町柑子	柑子農事改良組合水利部	11.3	90	30,000	S31	—	—	200	3
百々池	甲賀市	甲南町竜法師	竜法師区自治会	7.6	191	196,300	不明	—	—	750	10

防災重点 ため池名	位置		管理者	ため池の規模				予想される被害			
	市町	字		堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	築造 時期	人家 (戸)	公共建物 (棟)	鉄道・道路 (m)	農地 (ha)
大沢池	甲賀市	甲南町杉谷	杉谷区	9.8	107.1	300,000	不明	8	2	3,000	18
下坊谷池	甲賀市	甲南町池田	池田水利組合	6.9	62	22,000	不明	4	—	80	10
上坊谷池	甲賀市	甲南町池田	池田水利組合	7	37	15,000	不明	4	—	80	10
昭和池	甲賀市	甲南町磯尾	自然人	12.6	118	175,000	S17	—	—	—	20
大谷池	甲賀市	甲南町新治	新治区	9	108	137,000	不明	60	1	100	8
東口池	甲賀市	甲南町深川	東口池管理委員会	11.1	108	73,000	不明	—	—	70	4
岩尾池	甲賀市	甲南町杉谷	杉谷区新田組	8.5	69	300,300	28 年	1	—	300	1
杉谷新池	甲賀市	甲南町杉谷	杉谷区	11.7	73	16,000	不明	6	—	100	3
竜王池	甲賀市	甲南町磯尾	上磯尾水利組合	12	97	83,000	S19	40	—	100	20
上り尾池	甲賀市	甲南町磯尾	上磯尾水利組合	11	62	23,000	不明	—	—	—	10
竜王池	甲賀市	甲南町塩野	塩野区	13.8	57	40,000	不明	—	—	—	18
一の谷池	甲賀市	甲南町塩野	塩野区	14	32	13,000	不明	—	—	—	20
大池	甲賀市	水口町北内貴	北内貴農事改良組合	8.3	71	45,000	不明	—	—	—	—
大谷新池	甲賀市	水口町下山	下山水利組合	8.6	71	20,000	M27	2	—	—	—
大谷旧池	甲賀市	水口町下山	下山水利組合	5	75	20,000	不明	2	—	—	—
長池	甲賀市	水口町巖峨	巖峨区	9.3	165	50,000	不明	—	—	—	—
若林池	甲賀市	水口町三大寺	三大寺区	7.9	89	4,000	不明	200	—	200	3
共有池	甲賀市	水口町三大寺	三大寺区・牛飼区	9.9	104.8	35,000	不明	—	—	100	16
野上池	甲賀市	水口町虫生野	虫生野区	4.8	60	2,000	不明	—	—	—	—
小谷池	甲賀市	甲賀町相模	相模財産区管理委員会	3.8	48	1,100	明治以前	10	2	500	1.5

防災重点 ため池名	位置		管理者	ため池の規模				予想される被害			
	市町	字		堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m³)	築造 時期	人家 (戸)	公共建物 (棟)	鉄道・道路 (m)	農地 (ha)
狭間池	甲賀市	甲賀町相模	狭間池水利組合	3	184.6	48,500	明治以前	18	11	500	5
下の池	甲賀市	甲賀町高野	高野区	2	47	8,100	不明	1	2	300	20
大池	甲賀市	甲賀町上野	上野区	5.6	56	40,900	不明	2	—	600	2
小池	甲賀市	甲賀町上野	上野区	7.3	36	19,400	不明	2	—	600	1
朝月池	甲賀市	甲賀町滝	滝区自治会用水管理委員会	9	70	9,500	不明	—	—	1050	3.5
峠池	甲賀市	甲賀町小佐治	小佐治区水利部	3.5	36	6,000	不明	4	—	500	2
川敷池	甲賀市	甲賀町小佐治	小佐治区水利部	7	51	18,900	不明	—	—	500	100
菅谷池	甲賀市	甲賀町岩室	菅谷池揚水ポンプ管理組合	8	64	11,100	不明	4	—	400	5
宇田池	甲賀市	甲南町葛木	甲賀市	3.1	111	13,000	不明	—	2	100	1
大池	甲賀市	甲南町葛木	葛木区	7.6	99	48,700	不明	10	—	1,000	10
瓢箪池	甲賀市	甲南町市原	市原区	3.3	188	13,000	不明	3	—	—	10
新池ヶ谷池	甲賀市	甲南町下馬杉	下馬杉区	8.7	70	47,800	不明	10	1	500	1
地味ヶ谷池	甲賀市	甲賀町上野	上野区	4.2	50	16,500	S4	13	—	100	6.5
西谷池	甲賀市	甲賀町上野	上野区	4.5	49	9,500	明治期	2	—	—	11.0
山王池	甲賀市	甲賀町神保	神保区自治会	4.5	55	12,000	不明	3	2	250	4
岩谷池	甲賀市	水口町伴中山	伴中山上水利組合	4.0	75	18,900	不明	—	1	180	5
伊勢貝池	甲賀市	水口町伴中山	伴中山上水利組合	3.4	57	12,000	不明	10	1	240	1.5

(市農村整備課) (R5.3.31 改定予定)

3.3 堰調査

参照: 滋賀県水防計画

番号	河川名	名称	位置		管理者	操作担当者	操 作 基 準	構造	用途
			市町	町字					
1	野洲川	佐山	甲賀市	甲賀町岩室	野洲川土地改良区	野洲川土地改良区	洪水時開放	コンクリート	農業用水
1-2	野洲川	佐山	甲賀市	土山町前野	野洲川土地改良区	野洲川土地改良区	洪水時開放	土砂吐転倒	農業用水
2	杣川	高山	甲賀市	水口町三大寺	甲賀市	高山農事改良組合	洪水時開放	ゴム(ファブリ)	農業用水
2-2	杣川	高山	甲賀市	水口町貴生川	甲賀市	高山農事改良組合	洪水時開放	ゴム(ファブリ)	農業用水
3	思川	下内	甲賀市	水口町松尾	松尾水利組合	松尾水利組合	洪水時取水門全閉	コンクリート	農業用水
4	滝川	丸岡	甲賀市	水口町山上	甲賀市	山上農事改良組合	なし	コンクリート	農業用水
5	杣川	千丈寺	甲賀市	甲南町寺庄	千丈寺申合せ組合	千丈寺申合せ組合	なし	洪水吐 ゴム 土砂吐 鋼製	農業用水
6	杣川	虫生野	甲賀市	水口町杣中	甲賀市	牛飼農事改良組合	+0.3m 水位で自動転倒	ゴム製	農業用水
6-2	杣川	虫生野	甲賀市	甲南町森尻	甲賀市	虫生野農事改良組合	+0.3m 水位で自動転倒	ゴム製	農業用水
7	磯尾川	岩附	甲賀市	甲南町磯尾	竜法師区長	竜法師区長	なし	コンクリート	農業用水
8	磯尾川	新宮前	甲賀市	甲南町竜法師	竜法師区長	竜法師区長	なし	鋼製	農業用水
9	信楽川	立石	甲賀市	信楽町西	竜法師農事改良組合	竜法師農事改良組合	+0.3m 水位で自動転倒	鋼製	農業用水
10	浅野川	山ノ井手	甲賀市	甲南町竜法師	竜法師農事改良組合	竜法師農事改良組合	なし	コンクリート	農業用水
11	大水戸川	大水戸	甲賀市	甲南町稗谷	稗谷区	稗谷区	なし	コンクリート	農業用水
12	杉谷川	一の湯井堰	甲賀市	甲南町杉谷	市之瀬組	市之瀬組	なし	コンクリート	農業用水
13	信楽川	中筋2号	甲賀市	信楽町杉山	杉山水利組合	杉山水利組合	なし	コンクリート	農業用水
14	思川	一の井	甲賀市	水口町下山	甲賀市	下山水利組合	洪水時開放	ゴム(ファブリ)	農業用水
15	思川	新田	甲賀市	水口町下山	甲賀市	下山区	+0.3m 水位で自動転倒	鋼製	農業用水
16	野洲川	水口	甲賀市	水口町新城	甲賀市	野洲川土地改良区	洪水時土砂吐開放	固定部 コンクリート 可動部 鋼製	農業用水

番号	河川名	名称	位置		管理者	操作担当者	操 作 基 準	構 造	用途
			市町	町字					
17	野洲川	酒人	甲賀市	水口町酒人	野洲川土地改良区	野洲川土地改良区	なし	固定部 コンクリート 可動部 鋼製	農業用水
18	野洲川	宇川	甲賀市	水口町宇川	野洲川土地改良区	野洲川土地改良区	なし	固定部 コンクリート 可動部 鋼製	農業用水
19	滝川	杣用水	甲賀市	水口町杣中	甲賀市	杣中農事改良組合	渇水期以外は開放	鋼製	農業用水
20	大戸川	勅旨	甲賀市	信楽町勅旨	勅旨水利組合	勅旨水利組合	+0.3m 水位で自動転倒	ゴム製	農業用水
21	大戸川	牧	甲賀市	信楽町牧	牧水利組合	牧水利組合	+0.3m 水位で自動転倒	ゴム製	農業用水
22	大戸川	城越	甲賀市	信楽町江田	長野水利組合	長野水利組合	+0.3m 水位で自動転倒	ゴム(ファブリ)	農業用水
23	大戸川北流	堀畑	甲賀市	信楽町神山	神山水利組合	神山水利組合	+0.3m 水位で自動転倒	ゴム製	農業用水
24	滝川	向湯出	甲賀市	水口町杣中	甲賀市	杣中農事改良組合	なし	コンクリート	農業用水
25	滝川	久保代	甲賀市	水口町杣中	甲賀市	杣中農事改良組合	なし	コンクリート	農業用水
26	杣川	金剛寺	甲賀市	甲賀町油日	甲賀市	油日区	なし	コンクリート	農業用水
27	櫟野川	親湯出	甲賀市	甲賀町櫟野	櫟野土地改良組合	櫟野土地改良組合	なし	コンクリート	農業用水
28	杣川	池田	甲賀市	甲賀町滝	池田水利組合	池田水利組合	なし	コンクリート	農業用水

3.4 ダム調書

参照: 滋賀県水防計画

(1) ダム

	河川名	名 称	位置	管理者	操作担当	操作基準	総貯水量 ×1,000 m ³	用途
1	野洲川	青土ダム	甲賀市 土山町青土	滋賀県	甲賀土木事務所長	操作規則による	7,300	治水、維持用水、上水、工水

(2) 農業用ダム

	河川名	名 称	位置	管理者	操作担当	操作基準	総貯水量 ×1,000 m ³	用途
1	野洲川	野洲川ダム	甲賀市 土山町大河原	甲賀市	野洲川土地改良区	管理規程による	8,500	農水
2	大原川	大原貯水池	甲賀市 甲賀町神	大原貯水池土地改良区	同左	管理規程による	2,120	農水

(3) 砂防ダム

	箇所名	幹川名	位置	堤高	堤頂長	堤体積
1	櫟野川砂防ダム	杣 川	甲賀市甲賀町櫟野	21.5	110.0	15,500
2	鰯川砂防ダム	野洲川	甲賀市土山町鮎河	23.0	83.0	22,000
3	猪谷砂防ダム	野洲川	甲賀市土山町山女原	17.0	100.0	10,270

3.5 地すべり防止区域

国土交通大臣指定に係るもの

参照: 滋賀県水防計画

	地区名	位 置	面積(ha)	指定年月日
1	上馬杉	甲賀市甲南町上馬杉	5.02 5.94 合計 10.96	昭和 38 年 6 月 28 日 昭和 39 年 3 月 31 日
2	稗 谷	甲賀市甲南町稗谷	6.99 1.24 2.15 合計 10.38	昭和 41 年 8 月 16 日 昭和 43 年 6 月 14 日 昭和 48 年 2 月 15 日
3	大 澤	甲賀市土山町大澤	22.40	昭和 61 年 3 月 25 日

3.6 地すべり危険箇所

参照: 滋賀県水防計画

	危険箇所名	幹川名	溪流名	位置	面積(ha)	人家戸数	公共施設
1	大澤	野洲川	大沢川	甲賀市土山町大澤	23.1	41	市道、農道
2	隠岐	野洲川	佐治川	甲賀市甲賀町隠岐	21.9	30	市道、農村公園
3	隠岐(1)	野洲川	佐治川	甲賀市甲賀町隠岐	20.2	7	県道、市道
4	中村	野洲川	和田川	甲賀市甲賀町岩室	16.7	10	市道
5	毛枚	野洲川	毛枚川	甲賀市甲賀町毛枚	10.1	27	県道、市道
6	里	野洲川	和田川	甲賀市甲賀町五反田	17.8	12	市道
7	上馬杉	野洲川	浅野川	甲賀市甲南町上馬杉	10.9	11	
8	稗谷	野洲川	大水戸川	甲賀市甲南町稗谷	10.3	73	県道、市道、水源地
9	市之瀬	野洲川	杉谷川	甲賀市甲南町市之瀬	14.4	10	県道、公民館
10	下磯尾(2)	野洲川	下磯尾川	甲賀市甲南町下磯尾	42.6	45	市道
11	下野川	浅野川	日明谷川	甲賀市甲南町下野川	9.4	18	市道
12	下馬杉(1)	野洲川	浅野川	甲賀市甲南町下馬杉	29.1	48	県道
13	上馬杉(1)	野洲川	浅野川	甲賀市甲南町上馬杉	21.9	25	県道
14	宮尻	信楽川	信楽川	甲賀市信楽町宮尻	4.4	3	

(県森林保全課)

地区名	所在地	面積	備考
中の組	甲賀市土山町黒川	12.0	
黒滝	甲賀市土山町黒滝	17.0	

(県農村振興課)

地区名	所在地	面積	備考
隠岐	甲賀市甲賀町隠岐	15.3	
竜法師	甲賀市甲南町竜法師	26.9	

3.7 土石流危険渓流

渓流 番号	水系 名	河川 名	渓流名	渓流所在地			流域概要				保全対象					土 石 流 災 害	砂 防 指 定 地	備 考
				市	町・村	区域	渓 流 長 (km)	積 流域 面 (km ²)	川 幅 (m)	代表的な 地質条件	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積 (㎡)			
S-I-001	淀川	大戸川	ギオンノ谷	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.15	0.04	3.2	一般 (花崗岩)	15	5			4400	有 S.28		
S-I-002	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.26	0.05	5.0	一般 (花崗岩)	27	9			3800			
S-I-003	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.18	0.04	1.6	一般 (花崗岩)	21	7		西念寺 寺等 1	4200			
S-I-004	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.13	0.01	2.5	一般 (花崗岩)	21	7			7000		有	
S-I-005	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.21	0.03	2.5	一般 (花崗岩)	21	7			7500		有	
S-I-006	淀川	大戸川	西出川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.12	0.01		一般 (花崗岩)	9	3		西香院 寺等 1	5200		有	
S-I-007	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.15	0.06	4.0	一般 (花崗岩)	24	8			11300		有	
S-I-008	淀川	大戸川	西出川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.17	0.02	2.2	一般 (花崗岩)	35	12			10400		有	
S-I-009	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.17	0.02	2.2	一般 (花崗岩)	24	8			9800		有	
S-I-010	淀川	大戸川	風呂谷	甲賀市	信楽町	宮町	0.87	0.35	2.0	一般 (花崗岩)	21	7			11900		有	
S-I-011	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.79	0.19	3.0	一般 (花崗岩)	0	0		クラブハウス 主要地方道 牧甲西線 その他の 建物 1 都道 府県 道 120	0		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流 災害	砂防指 定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等		耕地 面積			
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)				(m ²)			
S-I-012	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.42	0.21	3.0	一般 (花崗岩)	0	0		休憩所	その他の 建物 1	0		有	
S-I-013	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.19	0.05	2.4	一般 (花崗岩)	15	5		主要地方道 牧甲西線	都道府県 道 70	5200		有	
S-I-014	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.26	0.09	2.6	一般 (花崗岩)	15	5		主要地方道牧甲西 線	都道府県 道 80	32400	有 S.34.9	有	
S-I-015	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.18	0.03	3.6	一般 (花崗岩)	0	0		工場	その他の 建物 1	300		有	
S-I-016	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	宮町	0.17	0.02	2.6	一般 (花崗岩)	0	0		工場	その他の 建物 1	400		有	
S-I-017	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.14	0.02	2.9	一般 (花崗岩)	6	2		琵琶湖工事 信楽出張所 信楽高原鉄道 国道 307 号	官公 署 1 私鉄 30 国道 70	1000		有	
S-I-018	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	牧	0.34	0.04	1.5	一般 (花崗岩)	65	22	市立雲井 保育園 信楽町 児童福祉 施設	雲井駅 雲井小学校 信楽高原鉄道	駅舎 1 教育 施設 1	1000		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象					土石流災害	砂防指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流長	積流域面	川幅	代表的な 地質条件	人口	戸数	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地面積			
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(㎡)			
														県道雲井 停車場線	私鉄 90			
														都道府県道 210				
S-I-019	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	牧	0.23	0.05	1.7	一般 (花崗岩)	103	35		信楽高原鉄道	私鉄 140	5000	有	
														県道雲井 停車場線	都道府県道 160			
S-I-020	淀川	大戸川	堂山	甲賀市	信楽町	牧	0.07	0.01	3.0	一般 (花崗岩)	6	2		日雲神社	神社 1	900	有	
														牧公民館	集会施設 1			
														老人憩いの家	集会施設 1			
														雲井公民館	集会施設 1			
														農村活性化センター	集会施設 1			
														信楽高原鉄道	集会施設 1			

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流災害	砂防指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)				(m ²)			
														私鉄 140					
S-I-021	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	牧	0.53	0.10	2.0	一般 (花崗岩)	47	16		信楽高原鉄道	私鉄 170	10300		有	
S-I-022	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	牧	0.46	0.09	1.5	一般 (花崗岩)	44	15		信楽高原鉄道	私鉄 150	8900		有	
S-I-023	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	牧	0.18	0.02	3.1	一般 (花崗岩)	15	5				100		有	
S-I-024	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	勅旨	0.40	0.08	2.0	一般 (花崗岩)	53	18				15000		有	
S-I-025	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	勅旨	0.29	0.06	2.0	一般 (花崗岩)	103	35				6900		有	
S-I-026	淀川	大戸川	北谷川	甲賀市	信楽町	勅旨	1.27	0.57	2.3	一般 (花崗岩)	77	26		信楽高原鉄道	私鉄 170	6800		有	
S-I-027	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	勅旨	0.17	0.02	3.0	一般 (花崗岩)	21	7				700		有	
S-I-028	淀川	大戸川	石川谷	甲賀市	信楽町	勅旨	1.68	1.74	2.5	一般 (花崗岩)	24	8		信楽高原鉄道	私鉄 80	5600	有 S.55.9	有	
S-I-029	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	勅旨	0.29	0.09	1.0	一般 (花崗岩)	0	0		玉桂寺 玉桂寺 健康センター	寺等 1 宿泊 施設 1	0		有	
S-I-030	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	勅旨	0.20	0.03	4.2	一般 (花崗岩)	0	0		玉桂寺	寺等 1	400		有	
S-I-031	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.17	0.03	1.8	一般 (花崗岩)	59	20		信楽駅	駅舎 1	1300		有	
S-I-032	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	江田	0.11	0.01	7.0	一般 (花崗岩)	62	21				4200		有	
S-I-033	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	江田	0.57	0.21	10. 0	一般 (花崗岩)	32	11				500	有	有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流 災害	砂防 指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(m ²)				
S-I-034	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	江田	0.35	0.15	2.3	一般 (花崗岩)	3	1	社会福祉 法人 しがらき会 信楽青年 寮 精神薄弱 者援護施 設	工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-035	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	江田	0.29	0.03	4.0	一般 (花崗岩)	3	1		工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-036	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	江田	0.29	0.04	3.2	一般 (花崗岩)	3	1		工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-037	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.13	0.03	5.0	一般 (花崗岩)	24	8				1700		有	
S-I-038	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.55	0.09	2.0	一般 (花崗岩)	27	9				2700	有 S.288.15	有	
S-I-039	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.22	0.04	5.0	一般 (花崗岩)	24	8	社会福祉 法人 信楽学園 児童福祉 施設 社会福祉 法人 しがらき会 神山ホーム 精神薄弱 者援護施 設			700		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流災害	砂防指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流長	積流域面	川幅	代表的な地質条件	人口	戸数	人家	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積			
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)	(m ²)						
													社会福祉法人 信楽青年寮 授産場 精神薄弱者援護施設						
S-I-040	淀川	大戸川	カマノ谷	甲賀市	信楽町	神山	0.32	0.03	2.5	一般 (花崗岩)	30	10		国道 422 号	国道 80	7900		有	
S-I-041	淀川	大戸川	カマノ沢	甲賀市	信楽町	神山	0.38	0.04	3.5	一般 (花崗岩)	62	21		国道 422 号	国道 200	10900	有 S.28.8.15	有	
S-I-042	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.29	0.03	6.0	一般 (花崗岩)	50	17		国道 422 号	国道 170 都道府県道 180	6500		有	
S-I-043	淀川	大戸川	大戸川北支流	甲賀市	信楽町	神山	0.21	0.02	5.8	一般 (花崗岩)	15	5		主要地方道伊賀信楽線	都道府県道 130	9400	有 S.28.8.15	有	
S-I-044	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.22	0.02	2.0	一般 (花崗岩)	30	10		主要地方道伊賀信楽線	都道府県道 150	8200		有	
S-I-045	淀川	大戸川	八郎谷	甲賀市	信楽町	神山	1.24	0.60	8.0	一般 (花崗岩)	24	8		主要地方道伊賀信楽線	都道府県道 140	31800		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流 災害	砂防指 定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等		耕地 面積			
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)				(m ²)			
S-I-046	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.10	0.01		一般 (花崗岩)	15	5		主要地方道伊賀信 楽線	都道 府県 道 80	12000		有	
S-I-047	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.24	0.02	6.0	一般 (花崗岩)	15	5		主要地方道伊賀信 楽線	都道 府県 道 80	11100			
S-I-048	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.44	0.07	5.8	一般 (花崗岩)	0	0		工場 国道 422 号	その 他の 建物 1 国道 20	900		有	
S-I-049	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.37	0.04	8.0	一般 (花崗岩)	0	0		工場	その 他の 建物 1	200		有	
S-I-050	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.05	0.00		一般 (花崗岩)	0	0		工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-051	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.37	0.06	6.0	一般 (花崗岩)	71	24		向出町 老人憩の家	集会 施設 1	6300		有	
S-I-052	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.07	0.01		一般 (花崗岩)	0	0		六呂川住宅 集会所 県道信楽上野線	集会 施設 1 都道 府県 道 30	1600		有	
S-I-053	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.06	0.01		一般 (花崗岩)	15	5	児童福祉 施設	下出組集会所	集会 施設 1	800		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象					土石流 災害	砂防 指定地	備考	
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km²)	(m)		(人)	(戸)			(m²)				
S-I-054	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.08	0.01		一般 (花崗岩)	6	2		上出集会所	集会 施設 1	1300		有	
S-I-055	淀川	大戸川	滝川支流	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.18	0.03	2.0	一般 (花崗岩)	15	5				5200			
S-I-056	淀川	大戸川	脇ヶ谷	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.21	0.05	2.0	一般 (花崗岩)	18	6				5600	有 S.28.8.1 5		
S-I-057	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.10	0.01		一般 (花崗岩)	30	10				4000			
S-I-058	淀川	大戸川	宮ヶ谷	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.08	0.01	1.0	一般 (花崗岩)	21	7	多羅尾小 学校 児童福祉 施設	多羅尾コミュニティ センター 老人憩の家 多羅尾小学校	集会 施設 1 集会 施設 1 教育 施設 1	8000	有 S.28.8.1 5		
S-I-059	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.10	0.01	3.0	一般 (花崗岩)	24	8		多羅尾コミュニティ センター 老人憩の家 多羅尾小学校	集会 施設 1 集会 施設 1 教育 施設 1	7700			
S-I-060	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.05	0.01		一般 (花崗岩)	38	13		多羅尾会館	集会 施設 1	3300	有 S.28.8.1 5		

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象					土石 流災害	砂防 指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積			
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(㎡)			
														多羅尾 官公 簡易郵便局 署 1 JA 多羅尾支所 その 他の 建物 1				
S-I-061	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.03	0.00		一般 (花崗岩)	18	6			900	有 S.28.8.1 5		
S-I-062	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	多羅尾	0.06	0.01	7.0	一般 (花崗岩)	9	3		新出集会所 集会 施設 1	2400			
S-I-063	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.24	0.04	1.4	一般 (第三紀 層)	0	0		法蔵寺 寺等 1	3100			
S-I-064	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	神山	0.29	0.04		一般 (第三紀 層)	18	6			6100			
S-I-065	淀川	大戸川	中手川支流	甲賀市	信楽町	小川	0.29	0.03	1.0	一般 (花崗岩)	18	6		小川会館 集会 施設 1 小川老人 集会 憩いの家 施設 1 県道信楽上野線 都道 府県道 110	6000		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流災害	砂防指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流長	積流域面	川幅	代表的な 地質条件	人口	戸数	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地面積				
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(m ²)				
S-I-066	淀川	大戸川	中手川支流	甲賀市	信楽町	小川	0.35	0.07	3.5	一般 (花崗岩)	15	5		集会施設 1 小川会館 小川老人憩いの家 県道信楽上野線	7100				
S-I-067	淀川	大戸川	中手川支流	甲賀市	信楽町	小川	1.05	0.28	4.0	一般 (花崗岩)	21	7			8400				
S-I-068	淀川	大戸川	滝谷・臼ヶ谷	甲賀市	信楽町	小川	1.63	1.90	2.0	一般 (花崗岩)	21	7		県道信楽上野線	29700				
S-I-069	淀川	大戸川	中手川支流	甲賀市	信楽町	小川	0.36	0.05	5.0	一般 (花崗岩)	15	5		県道信楽上野線	14600				
S-I-070	淀川	大戸川	中手川支流	甲賀市	信楽町	小川	0.14	0.02		一般 (第三紀層)	12	4		神社	2100				
S-I-071	淀川	大戸川	中手川支流	甲賀市	信楽町	江田	0.17	0.02		一般 (花崗岩)	15	5		国道 422 号	4700		有		
S-I-072	淀川	大戸川	中手川北流	甲賀市	信楽町	江田	0.24	0.04	2.0	一般 (花崗岩)	15	5		国道 422 号	8000		有		
S-I-073	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	江田	0.10	0.01	4.0	一般 (花崗岩)	24	8			7600				
S-I-074	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	江田	0.06	0.01	2.0	一般 (花崗岩)	0	0		信楽高等学校 県立信楽窯業試験場	0		有		

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象					土石流災害	砂防指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流長	積流域面	川幅	代表的な地質条件	人口	戸数	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積			
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(m ²)			
														官公署 1				
S-I-075	淀川	大戸川 信楽川	寺谷川支流	甲賀市	信楽町	中野	0.12	0.02	2.0	一般 (第三紀層)	3	1		小原小学校	教育施設 1	100		有
S-I-076	淀川	大戸川 信楽川	中立川支流	甲賀市	信楽町	中野	0.75	0.27	2.0	一般 (花崗岩)	0	0		国道 307 号 工場	国道 60 その他の建物 1	0		
S-I-077	淀川	大戸川 信楽川	中立川支流	甲賀市	信楽町	中野	0.12	0.01		一般 (花崗岩)	3	1		工場 国道 307 号	その他の建物 2 国道 60	500		
S-I-078	淀川	大戸川 信楽川	中立川支流	甲賀市	信楽町	中野	0.19	0.01		一般 (花崗岩)	0	0		工場 国道 307 号	その他の建物 1 国道 70	300		
S-I-079	淀川	大戸川 信楽川	中立川支流	甲賀市	信楽町	中野	0.22	0.03	2.0	一般 (花崗岩)	3	1		工場	その他の建物 1	2100		有
S-I-080	淀川	大戸川 信楽川	橋ノ谷	甲賀市	信楽町	中野	1.16	0.45	3.0	一般 (花崗岩)	38	13				12200	有 S.28.8.1 5	有

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流 災害	砂防 指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(m ²)				
S-I-081	淀川	大戸川 信楽川	大戸川支川	甲賀市	信楽町	中野	0.08	0.02	4.0	一般 (花崗岩)	27	9		中野公民館	集会 施設 1	9700	有 S.28.8.1 5	有	
S-I-082	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	柞原	0.67	0.23	4.0	一般 (花崗岩)	47	16		柞原会館	集会 施設 1	11100		有	
S-I-083	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	柞原	0.19	0.04	3.0	一般 (花崗岩)	21	7				4200		有	
S-I-084	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	柞原	0.33	0.10	4.0	一般 (花崗岩)	21	7				2900		有	
S-I-085	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	柞原	0.26	0.07	1.5	一般 (花崗岩)	24	8		信楽焼資料 美術館	その 他の 建物 1	10900		有	
S-I-086	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	西	0.10	0.01	2.0	一般 (花崗岩)	0	0		工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-087	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.15	0.01	2.0	一般 (花崗岩)	18	6		千鳥館(集会所)	集会 施設 1	1600		有	
S-I-088	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.13	0.01		一般 (花崗岩)	27	9				2600		有	
S-I-089	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.47	0.11	1.0	一般 (花崗岩)	53	18		南松尾町内 集会所	集会 施設 1	0		有	
S-I-090	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.25	0.03	3.2	一般 (花崗岩)	109	37		南松尾町内 集会所	集会 施設 1	0		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象					土石流 災害	砂防 指定地	備考	
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
																			(km)
S-I-091	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.57	0.07	2.6	一般 (花崗岩)	106	36			200		有		
S-I-092	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.12	0.01		一般 (花崗岩)	47	16		工場	その 他の 建物 3	0		有	
S-I-093	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.18	0.01	2.5	一般 (花崗岩)	6	2		工場	その 他の 建物 3	0		有	
S-I-094	淀川	大戸川 信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.16	0.01		一般 (花崗岩)	6	2		工場	その 他の 建物 3	0		有	
S-I-095	淀川	大戸川	カマノ谷	甲賀市	信楽町	長野	0.28	0.14	1.7	一般 (花崗岩)	3	1		工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-096	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.14	0.01		一般 (花崗岩)	12	4		工場	その 他の 建物 1	1100		有	
S-I-097	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.32	0.07	3.0	一般 (花崗岩)	32	11		工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-098	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.13	0.01	1.4	一般 (花崗岩)	0	0		工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-099	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.09	0.01		一般 (花崗岩)	0	0		工場	その 他の 建物 1	0		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流 災害	砂防 指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 数	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km²)	(m)		(人)	(戸)			(㎡)				
S-I-100	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.67	0.16	2.0	一般 (花崗岩)	15	5		主要地方道 栗東信楽線	都道府県 道 100	0		有	
S-I-101	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.41	0.06	2.2	一般 (花崗岩)	41	14		主要地方道 栗東信楽線	都道府県 道 100	0		有	
S-I-102	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.13	0.02	2.0	一般 (花崗岩)	0	0		工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-103	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.11	0.01		一般 (花崗岩)	0	0		工場	その 他の 建物 2	0		有	
S-I-104	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.07	0.01	1.4	一般 (花崗岩)	3	1		工場	その 他の 建物 1	1000			
S-I-105	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.14	0.04	4.5	一般 (花崗岩)	56	19		寮(柵加陶)	その 他の 建物 1	700		有	
S-I-106	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.17	0.02	3.9	一般 (花崗岩)	71	24				600		有	
S-I-107	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.06	0.01		一般 (花崗岩)	6	2		工場	その 他の 建物 1	0		有	
S-I-108	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.07	0.01	2.1	一般 (花崗岩)	6	2		信楽図書館 工場	官公 署 1	300		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石 流災害	砂防 指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km²)	(m)		(人)	(戸)				(㎡)			
														国道 307 号 その他の建物 1 国道 70					
S-I-109	淀川	大戸川	谷川支流	甲賀市	信楽町	長野	0.09	0.01	2.5	一般 (花崗岩)	3	1		甲賀郡第四消防署 信楽図書館 信楽体育館 勤労青少年ホーム 国道 307 号 官公署 1 官公署 1 官公署 1 集会施設 1 国道 40	0		有		
S-I-110	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	勅旨	0.25	0.03	2.9	一般 (花崗岩)	15	5			3500		有		
S-I-111	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	勅旨	0.28	0.02	2.7	一般 (花崗岩)	18	6			3500		有		
S-I-112	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	勅旨	0.10	0.01		一般 (花崗岩)	27	9			2800		有		
S-I-113	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	牧	0.21	0.03	2.5	一般 (花崗岩)	15	5		国道 307 号 国道 60	6400		有		
S-I-114	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	牧	0.20	0.02	2.3	一般 (花崗岩)	24	8		主要地方道 大津信楽線 都道府県道 70	4000		有		

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流 災害	砂防 指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(m ²)				
S-I-115	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	牧	0.28	0.06	3.0	一般 (花崗岩)	44	15		清原新生会館 集会施設 1 主要地方道大津信 楽線 都道府県 道 50	3400		有		
S-I-116	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	牧	0.12	0.03	2.0	一般 (花崗岩)	18	6		ペンション八雲 宿泊施設 1 主要地方道大津信 楽線 都道府県 道 60	400		有		
S-I-117	淀川	大戸川	岩谷	甲賀市	信楽町	黄瀬	1.52	0.42	5.0	一般 (花崗岩)	38	13			14000	有 S.28.8.1 5	有		
S-I-118	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.19	0.02	1.0	一般 (花崗岩)	18	6			4700		有		
S-I-119	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.15	0.01	1.5	一般 (花崗岩)	12	4		宝国寺 寺等 1	5900				
S-I-120	淀川	大戸川	無量谷	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.39	0.08	2.0	一般 (花崗岩)	15	5		主要地方道 大津信楽線 都道 府県道 90	11600		有		
S-I-121	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.14	0.02	8.0	一般 (花崗岩)	0	0		工場 主要地方道 大津信楽線 其 他の建物 1 都道府県	2300		有		

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土石流 災害	砂防指 定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 数	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(㎡)				
														道 130					
S-I-122	淀川	大戸川	大戸川支流	甲賀市	信楽町	黄瀬	0.55	0.16	2.0	一般 (花崗岩)	6	2		栗東トンネル JV	その 他の 建物 1	9800		有	
S-I-123	淀川	大戸川	ナシケ谷	甲賀市	信楽町	田代	0.92	0.22	6.0	一般 (花崗岩)	18	6		主要地方道 大津信楽線	都道 府県 道 210	7400		有	
S-I-124	淀川	大戸川	畑谷	甲賀市	信楽町	畑	0.52	0.13	0.5	一般 (中生層)	9	3		畑公民館 畑老人憩いの家	集会 施設 1 集会 施設 1	15000		有	
S-I-125	淀川	大戸川	田代川支流	甲賀市	信楽町	田代	0.47	0.07	3.0	一般 (花崗岩)	21	7		主要地方道 大津信楽線	都道 府県 道 110	3800		有	
S-I-126	淀川	大戸川	田代川支流	甲賀市	信楽町	田代	0.06	0.01	2.0	一般 (花崗岩)	41	14		田代公民館 主要地方道 大津信楽線	集会 施設 1 都道 府県 道 120	2900			
S-I-127	淀川	大戸川	田代川支流	甲賀市	信楽町	田代	0.12	0.01		一般 (花崗岩)	32	11		主要地方道 大津信楽線	都道 府県	6300			

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土 石 流 災 害	砂 防 指 定 地	備 考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 数	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(m ²)				
														道 150					
S-I-128	淀川	大戸川	田代川支流	甲賀市	信楽町	田代	0.12	0.01	4.0	一般 (花崗岩)	0	0		神慈秀明会	その 他の 建物 1	0			
S-I-129	淀川	信楽川	風呂ノ谷	甲賀市	信楽町	宮尻	0.49	0.16	2.5	一般 (花崗岩)	18	6				8500	有 S.28.9.2 5		
S-I-130	淀川	信楽川	江ノ谷	甲賀市	信楽町	下朝宮	0.63	0.23	2.0	一般 (中生層)	77	26		徳源寺	寺等 1	15700			
S-I-131	淀川	信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	上朝宮	0.10	0.02		一般 (中生層)	38	13				4100		有	
S-I-132	淀川	信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	上朝宮	0.11	0.02	4.0	一般 (中生層)	21	7		工場	その 他の 建物 1	2100			
S-I-133	淀川	信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	上朝宮	0.11	0.01		一般 (中生層)	21	7		朝宮駐在所	官公 署 1	5000			
S-I-134	淀川	信楽川	信楽川支流	甲賀市	信楽町	上朝宮	0.09	0.01	1.5	一般 (中生層)	27	9		NTT 朝宮別館	官公 署 1	6300			
S-I-135	淀川	信楽川	尼ヶ谷	甲賀市	信楽町	上朝宮	0.48	0.11	3.0	一般 (花崗岩)	12	4		工場 県道 田代上朝宮線	その 他の 建物 1 都道 府県 道 190	11700	有 S.28.8.1 5		

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象						土 石 流 災 害	砂 防 指 定 地	備 考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人 口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積				
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(㎡)				
S-I-136	淀川	信楽川	岩谷川	甲賀市	信楽町	上朝宮	3.46	2.84	1.8	一般 (花崗岩)	21	7			20300	有 S.28.8.1 5S.57.8. 1			
S-I-137	淀川	信楽川	墓谷	甲賀市	信楽町	上朝宮	0.22	0.05	2.0	一般 (中生層)	12	4		緑地等 中央管理センター 国道 307 号	官公 署 1 国道 50	8500			
S-I-138	淀川	信楽川	市谷	甲賀市	信楽町	下朝宮	0.38	0.09	3.0	一般 (中生層)	0	0		朝宮小学校	教育 施設 1	19000			
S-I-139	淀川	信楽川	与一ヶ谷	甲賀市	信楽町	下朝宮	0.16	0.02	2.2	一般 (中生層)	32	11		国道 307 号	国道 220	20000	有 S.28.8.1 5		
S-I-140	淀川	信楽川	井戸ノ谷	甲賀市	信楽町	下朝宮	0.21	0.02	2.2	一般 (中生層)	15	5		国道 307 号	国道 110	5100	有 S.28.8.1 5		
1363001	淀川	杣川	中谷川	甲賀市	水口町	岩坂	0.64	0.25	1.0	花崗岩	35	11	0	1	39000		有		
1363002	淀川	中谷川	中谷川支流	甲賀市	水口町	岩坂	1.26	0.29	3.0	花崗岩	38	12	0	1	50000		有		
1363003	淀川	杣川	杣川支流	甲賀市	水口町	高山	0.21	0.05	2.0	花崗岩	22	7	0	1	20000				
1363004	淀川	杣川	杣川支流	甲賀市	水口町	高山	0.36	0.04	4.0	花崗岩	38	12	0	3	22000		有		
1363005	淀川	杣川	杣川支流	甲賀市	水口町	高山	0.13	0.03	5.0	花崗岩	32	10	0	0	16000				
1363006	淀川	滑川	滑川支流	甲賀市	水口町	三大寺	0.65	0.08	1.7	花崗岩					2000				
1363007	淀川	滑川	滑川支流	甲賀市	水口町	三大寺	0.38	0.07	1.5	花崗岩					1000				
1363008	淀川	滑川	落し谷	甲賀市	水口町	三大寺	1.95	0.49	2.8	花崗岩	16	5	0	0	8000		有		
1363009	淀川	里川	里川支流	甲賀市	水口町	三大寺	0.14	0.02	5.0	花崗岩	70	22	0	0	19000				
1363010	淀川	里川	里川支流	甲賀市	水口町	三大寺	0.25	0.05	3.0	花崗岩	67	21	0	0	22000		有		
1363011	淀川	里川	川合谷	甲賀市	水口町	三大寺	1.08	0.24	3.5	花崗岩	51	16	0	0	32000		有		
1363012	淀川	杣川	城川	甲賀市	水口町	牛飼	2.95	1.10	3.1	花崗岩	16	5	0	0	32000		有		
1363013	淀川	滝川	滝川支流	甲賀市	水口町	山上	0.21	0.02	7.0	花崗岩	48	15	0	2	1000				
1363014	淀川	野洲川	野洲川支流	甲賀市	水口町	水口	0.18	0.03	3.0	古琵琶湖 層群	0	0	0	2	8000				

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象					土石流 災害	砂防 指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積			
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(m ²)			
1364001	淀川	宮城川	日ノ谷	甲賀市	土山町	瀬の音	0.35	0.13	3.3	古琵琶湖 層群	22	6	0	0	3000			
1364002	淀川	山神谷 川	山神谷川	甲賀市	土山町	青土	0.51	0.41	4.5	チャート	29	8	0	1	11000	土石流	有	
1364003	淀川	野洲川	野洲川支流	甲賀市	土山町	青土	0.16	0.04	1.5	花崗岩	0	0	0	1	0			
1364004	淀川	野洲川	野洲川支流	甲賀市	土山町	青土	0.20	0.03	3.0	砂岩	0	0	0	1	0			
1364005	淀川	野洲川	野洲川支流	甲賀市	土山町	青土	0.23	0.05	2.0	砂岩	0	0	0	1	0			
1364006	淀川	野洲川	石神谷	甲賀市	土山町	青土	0.41	0.24	7.0	砂岩	0	0	0	1	0			
1364007	淀川	野洲川	後谷	甲賀市	土山町	鮎河	0.45	0.14	3.2	粘板岩	29	8	0	0	19000		有	
1364008	淀川	日ノ谷 川	日野谷川	甲賀市	土山町	鮎河	1.12	0.54	2.5	チャート	15	4	0	1	18000		有	
1364009	淀川	日ノ谷 川	あんの谷川	甲賀市	土山町	鮎河	0.12	0.01	5.0	粘板岩	40	11	0	0	19000		有	
1364010	淀川	うぐい 川	うぐい川	甲賀市	土山町	鮎河	5.00	3.10	10. 0	粘板岩	55	15	0	5	62000		有	
1364011	淀川	うぐい 川	うぐい川支流	甲賀市	土山町	鮎河	0.10	0.02	10. 0	花崗岩	33	9	0	0	21000		有	
1364012	淀川	野洲川	大谷川	甲賀市	土山町	鮎河	0.70	0.20	2.7	花崗岩	88	24	0	2	18000		有	
1364013	淀川	野洲川	野洲川支流	甲賀市	土山町	鮎河	0.11	0.01	10. 0	花崗岩	18	5	0	0	7000		有	
1364014	淀川	野洲川	久保川	甲賀市	土山町	大河原	0.39	0.09	2.7	花崗岩	55	15	0	4	2000		有	
1364015	淀川	野洲川	久保川支流	甲賀市	土山町	大河原	0.25	0.12	5.5	砂岩	84	23	0	4	6000		有	
1364016	淀川	野洲川	野洲川支流	甲賀市	土山町	大河原	0.08	0.02	20. 0	砂岩	106	29	0	3	6000		有	
1364017	淀川	野洲川	雨ヶ谷	甲賀市	土山町	北土山	1.39	0.25	2.7	砂岩	26	7	0	1	59000		有	
1364018	淀川	吉川	吉川支流	甲賀市	土山町	北土山	0.33	0.03	20. 0	鮎河層群	22	6	0	0	12000		有	
1364019	淀川	吉川	吉川支流	甲賀市	土山町	北土山	0.35	0.04	10. 0	鮎河層群	37	10	0	0	9000		有	
1364020	淀川	野洲川	吉川	甲賀市	土山町	北土山	1.55	0.24	25. 0	砂岩	66	18	0	1	24000		有	
1364021	淀川	野洲川	来見川	甲賀市	土山町	北土山	1.30	0.28	5.0	砂岩	121	33	1	1	60000			
1364022	淀川	来見川	来見川支流	甲賀市	土山町	北土山	0.09	0.01	14. 0	段丘層	234	64	0	1	9000			

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象					土石流 災害	砂防 指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積			
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(㎡)			
1364023	淀川	来見川	来見川支流	甲賀市	土山町	北土山	0.13	0.01	16.0	段丘層	95	26	0	0	24000			
1364024	淀川	田村川	中村川	甲賀市	土山町	黒川	0.80	0.19	6.0	粘板岩	18	5	0	0	4000		有	
1364025	淀川	田村川	田村川支流	甲賀市	土山町	黒川	0.53	0.20	5.0	鮎河層群	18	5	0	0	12000			
1364026	淀川	田村川	田村川支流	甲賀市	土山町	黒川	0.17	0.01	3.0	鮎河層群	26	7	0	0	3000			
1364027	淀川	田村川	柳ヶ谷	甲賀市	土山町	黒滝	0.20	0.04	5.5	鮎河層群	7	2	0	3	2000		有	
1364028	淀川	田村川	北滝川	甲賀市	土山町	黒滝	0.40	0.07	3.0	粘板岩	55	15	0	2	1000	土石流	有	
1364029	淀川	笹路川	笹路川支流	甲賀市	土山町	笹路	0.15	0.02	11.0	粘板岩	18	5	0	0	1000			
1364030	淀川	田村川 笹路川	西の谷	甲賀市	土山町	笹路	0.24	0.03	12.0	鮎河層群	77	21	0	2	17000		有	
1364031	淀川	丸田谷 川	丸田谷川支流	甲賀市	土山町	山女原	0.91	0.85	5.0	鮎河層群	22	6	0	0	38000		有	
1364032	淀川	田村川 笹路川	宮ノ谷	甲賀市	土山町	山女原	0.70	0.18	3.0	花崗岩	29	8	0	0	25000		有	
1364033	淀川	田村川	猪谷	甲賀市	土山町	山女原	1.34	0.94	2.8	花崗岩	29	8	0	0	20000		有	
1364034	淀川	田村川	田村川支流	甲賀市	土山町	猪鼻	0.41	0.09	2.0	粘板岩	7	2	0	1	4000			
1364035	淀川	山中川	山中川支流	甲賀市	土山町	猪鼻	0.47	0.06	4.0	鮎河層群	15	4	0	1	0			
1364036	淀川	山中川	山中川支流	甲賀市	土山町	山中	0.17	0.03	10.0	鮎河層群	26	7	0	0	15000		有	
1364037	淀川	山中川	山中川支流	甲賀市	土山町	山中	0.16	0.01	14.0	鮎河層群	15	4	0	2	15000			
1364038	淀川	山中川	山中川支流	甲賀市	土山町	山中	0.10	0.01	10.0	鮎河層群	26	7	0	2	9000			
1364039	淀川	田村川 山中川	黒谷川	甲賀市	土山町	山中	1.55	0.60	8.0	花崗岩	18	5	0	1	17000		有	
1364040	淀川	田村川 山中川	宮川	甲賀市	土山町	山中	1.33	0.43	3.8	花崗岩	51	14	0	2	38000		有	
1364041	淀川	野洲川	野洲川支流	甲賀市	土山町	青土	0.11	0.02	3.0	チャート	37	10	0	1	2000			
1365001	淀川	田村川 唐戸川	唐戸川支流	甲賀市	甲賀町	唐戸川	0.13	0.05	6.0	鮎河層群	70	18	0	2	41000			
1365002	淀川	唐戸川	唐戸川支流	甲賀市	甲賀町	唐戸川	1.45	2.00	9.0	花崗岩	23	6	0	2	48000			
1365003	淀川	堀川	堀川支流	甲賀市	甲賀町	榛野	0.26	0.11	6.0	鮎河層群	19	5	0	0	42000		有	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	溪流所在地			流域概要				保全対象					土石流 災害	砂防 指定地	備考
				市	町・村	区域	溪流 長	積 流 域 面	川 幅	代表的な 地質条件	人口	戸 人 数 家	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共施設等	耕地 面積			
							(km)	(km ²)	(m)		(人)	(戸)			(㎡)			
1365004	淀川	杣川	櫛野川	甲賀市	甲賀町	櫛野	3.70	2.89	13.0	花崗岩	58	15	0	1	19600	土石流	有	
1365005	淀川	杣川	杣川	甲賀市	甲賀町	油日	2.72	1.04	2.0	花崗岩	43	11	0	0	71000		有	
1365006	淀川	杣川	中津古川	甲賀市	甲賀町	油日	1.70	0.66	2.0	花崗岩	43	11	0	0	82000		有	
1365007	淀川	杣川 青野川	青野川支流	甲賀市	甲賀町	油日	0.49	0.15	3.5	花崗岩	0	0	0	1	41000	土石流	有	
1366001	淀川	滝川	滝川支流	甲賀市	甲南町	塩野	0.10	0.02	1.0	花崗岩	28	8	0	2	34700			
1366002	淀川	杣川 杉谷川	杉谷川支流	甲賀市	甲南町	杉谷	0.13	0.01	4.0	花崗岩	18	5	0	3	41200			
1366003	淀川	杣川 杉谷川	杉谷川支流	甲賀市	甲南町	杉谷	0.31	0.03	1.0	花崗岩	56	16	0	0	13500			
1366004	淀川	杣川 杉谷川	宮ノ谷	甲賀市	甲南町	杉谷	0.30	0.04	3.0	花崗岩	18	5	0	2	1400	土石流	有	
1366005	淀川	杣川 杉谷川	寒谷	甲賀市	甲南町	杉谷	0.23	0.05	3.0	花崗岩	11	3	0	2	1300			
1366006	淀川	杣川 杉谷川	杉谷川支流	甲賀市	甲南町	杉谷	0.62	0.21	3.0	花崗岩	18	5	0	1	17400			
1366007	淀川	杣川	広谷川	甲賀市	甲南町	杉谷	0.73	0.24	1.0	花崗岩	71	20	0	0	18300		有	
1366008	淀川	下磯尾 川	東山谷	甲賀市	甲南町	磯尾	0.08	0.02	3.0	花崗岩	21	6	0	0	10100		有	
1366009	淀川	下磯尾 川	下磯尾川支流	甲賀市	甲南町	磯尾	0.11	0.03	2.5	花崗岩	42	12	0	0	14900		有	
1366010	淀川	下磯尾 川	下磯尾川支流	甲賀市	甲南町	磯尾	0.16	0.02	2.0	花崗岩	21	6	0	0	11900		有	
1366011	淀川	野洲川 杣川	下磯尾川	甲賀市	甲南町	磯尾	1.21	0.71	1.0	花崗岩	21	6	0	0	33000	土石流	有	
1366012	淀川	杣川 磯尾川	鴻川支流	甲賀市	甲南町	磯尾	0.67	0.15	4.0	花崗岩	18	5	0	0	19900		有	

参照:滋賀県水防計画

3.8 急傾斜地崩壊危険箇所

斜面区分	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数	公共的建物	数量	公共施設	数量	他事業の 区域指定
			市	大字	小字	傾斜度	延長	高さ						
人工斜面	3002	春日 ②	甲賀市	水口町春日	西春日	50	80	9	6			市町村道(m)	10	
人工斜面	3004	伴中山 ①	甲賀市	水口町伴中山	百姓村	45	120	6	6					
人工斜面	3007	山②	甲賀市	水口町山	山	45	50	7	6					
人工斜面	3008	朝日ヶ丘	甲賀市	水口町水口	朝日ヶ丘	45	100	6	9	集会所	1			
人工斜面	3010	京町	甲賀市	水口町水口	京町	40	24	5	5					
人工斜面	3012	長野①	甲賀市	信楽町長野	愛宕	37	200	6	1	学校	1			
自然斜面	3019	八田 ①	甲賀市	水口町八田	中尾	40	100	5	7					
自然斜面	3020	八田 ②	甲賀市	水口町八田	中尾	45	100	15	8					
自然斜面	3022	八田 ④	甲賀市	水口町八田	前田	35	90	8.2	6					
自然斜面	3024	春日2号	甲賀市	水口町春日	東春日	30	90	6	6					
自然斜面	3026	春日 ③	甲賀市	水口町春日	向出	50	150	8	7					
自然斜面	3027	伴中山 ②	甲賀市	水口町伴中山	坊村	55	85	8	5			都道府県道(m)	45	
自然斜面	3028	伴中山 ④	甲賀市	水口町伴中山	堂垣外	40	116	8	6					保(全)
自然斜面	3029	伴中山 ⑤	甲賀市	水口町伴中山	坊村	45	70	6	1	小学校	1			
自然斜面	3030	伴中山 ⑦	甲賀市	水口町伴中山	城下	45	180	6	5					
自然斜面	3031	伴中山 ⑧	甲賀市	水口町伴中山	西出	40	90	12	5					
自然斜面	3032	下山 ①	甲賀市	水口町下山	中垣外	45	146	6	5					
自然斜面	3033	下山 ③	甲賀市	水口町山	上の山	55	190	9	6					
自然斜面	3034	下山 ④	甲賀市	水口町山	山	45	160	6	8			都道府県道(m)	25	
自然斜面	3035	下山 ⑤	甲賀市	水口町山	山	45	110	10	6			都道府県道(m)	30	
自然斜面	3036	下山 ⑦	甲賀市	水口町山	上村	60	65	7	5					
自然斜面	3037	下山 ⑧	甲賀市	水口町山	上の山	50	155	5	6					
自然斜面	3038	虫生野 ①	甲賀市	水口町虫生野	虫生野	45	255	7	7			市町村道(m)	250	
自然斜面	3039	虫生野 ④	甲賀市	水口町虫生野	山添	50	130	7	9			市町村道(m)	130	
自然斜面	3040	虫生野 ⑤	甲賀市	水口町虫生野	加久戸	45	120	9	10			市町村道(m)	100	
自然斜面	3042	鮎河 ①	甲賀市	土山町鮎河	モタレ	50	320	60	12			市町村道(m)	300	
自然斜面	3043	鮎河 ②	甲賀市	土山町鮎河	モタレ	60	200	30	8		1	市町村道(m) その他の道路(m)	70 100	砂(全) 保(一)
自然斜面	3044	鮎河 ③	甲賀市	土山町鮎河	辻垣外	40	200	30	8			市町村道(m)	130	
自然斜面	3045	黒滝	甲賀市	土山町黒滝	奥出	45	200	50	10				200	保(一)
自然斜面	3046	黒川	甲賀市	土山町黒川	中之組	40	130	30	7	公民館	1	市町村道(m)	110	
自然斜面	3048	瀬ノ音 ①	甲賀市	土山町瀬ノ音	西畑	45	340	30	17	その他(老人憩の家) 集会所	1 1	市町村道(m)	320	

斜面区分	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数	公共的建物	数量	公共施設	数量	他事業の 区域指定
			市	大字	小字	傾斜度	延長	高さ						
自然斜面	3049	瀬ノ音 ②	甲賀市	土山町瀬ノ音	中垣外	50	360	13	7	消防庫	1	市町村道(m)	400	保(一)
自然斜面	3050	北土山	甲賀市	土山町北土山	猿屋垣外	50	120	8	1	小学校保育園	1 1	市町村道(m)	30	
自然斜面	3051	隠岐 ①	甲賀市	甲賀町隠岐	門ノ内	55	200	9	5			市町村道(m)	80	
自然斜面	3052	隠岐 ②	甲賀市	甲賀町隠岐	砂坂	50	200	10	6			市町村道(m)	80	
自然斜面	3053	隠岐 ③	甲賀市	甲賀町隠岐	門ノ内	46	300	11	8	公民館	1	市町村道(m)	200	
自然斜面	3054	隠岐 ④	甲賀市	甲賀町隠岐	砂坂	40	150	9	7			市町村道(m)	200	
自然斜面	3055	隠岐 ⑤	甲賀市	甲賀町隠岐	砂坂	52	200	10	5	会議所	1	市町村道(m)	80	
自然斜面	3057	隠岐 ⑦	甲賀市	甲賀町隠岐	門ノ内	33	150	15	6			都道府県道(m)	250	
自然斜面	3058	神保 ①	甲賀市	甲賀町神保	門ノ前	45	160	15	6			市町村道(m)	180	
自然斜面	3059	神保 ②	甲賀市	甲賀町神保	門ノ前	46	210	12	5			市町村道(m)	250	
自然斜面	3060	神保 ③	甲賀市	甲賀町神保	門ノ前	54	150	13	5			市町村道(m)	200	
自然斜面	3062	小佐治②	甲賀市	甲賀町小佐治	太平	45	360	13	11			都道府県道(m)	250	保(一)
自然斜面	3063	小佐治③	甲賀市	甲賀町小佐治	中村	47	220	16	6			都道府県道(m)	120	
自然斜面	3064	毛枚 ①	甲賀市	甲賀町毛枚	千ヶ谷	45	400	7	6			市町村道(m)	220	
自然斜面	3065	毛枚 ②	甲賀市	甲賀町毛枚	谷出	70	350	15	7			市町村道(m)	240	
自然斜面	3066	高嶺	甲賀市	甲賀町高嶺	小林	40	160	14	5			市町村道(m)	160	
自然斜面	3067	五反田 ①	甲賀市	甲賀町五反田	尾崎	30	100	10	1	その他(寺)	1	市町村道(m)	110	
自然斜面	3070	岩室	甲賀市	甲賀町岩室	平海野	60	400	10	8			市町村道(m)	100	
自然斜面	3071	稗谷	甲賀市	甲南町稗谷	中ノ垣外	40	550	10	38	その他(憩の家)	1	都道府県道(m) 市町村道(m)	400 100	砂(全) 地(全) 保(一)
自然斜面	3072	深川	甲賀市	甲南町深川	猪谷	42	160	13	21			市町村道(m)	220	
自然斜面	3073	杉谷	甲賀市	甲南町杉谷	向井	40	170	15	5			市町村道(m)	180	
自然斜面	3074	下磯尾 ①	甲賀市	甲南町下磯尾	宮ノ内	35	140	12	5			市町村道(m)	100	
自然斜面	3075	下磯尾 ②	甲賀市	甲南町下磯尾	砂ノ原	45	500	12	10	公民館	1	市町村道(m)	320	砂(一)
自然斜面	3076	上磯尾	甲賀市	甲南町上磯尾	寺谷	50	80	7	5					
自然斜面	3077	野川下 ①	甲賀市	甲南町野川下	向側	35	300	10	7			市町村道(m)	180	
自然斜面	3078	野川下 ②	甲賀市	甲南町野川下	向側	40	220	10	5			市町村道(m)	200	
自然斜面	3079	野川下 ③	甲賀市	甲南町野川下	奥出	35	100	8	6			市町村道(m)	250	
自然斜面	3080	野川下 ④	甲賀市	甲南町野川下	小池	35	250	10	8			市町村道(m)	200	
自然斜面	3081	野川上 ①	甲賀市	甲南町野川上	広畑	40	190	10	3	小学校	1	市町村道(m)	200	
自然斜面	3082	野川上 ②	甲賀市	甲南町野川上	萩原	40	300	8	6			市町村道(m)	150	
自然斜面	3083	下馬杉 ①	甲賀市	甲南町下馬杉	堂城	40	200	6	11					保(一)
自然斜面	3084	下馬杉 ②	甲賀市	甲南町下馬杉	谷出	40	230	6	8			市町村道(m)	150	

斜面区分	箇所 番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数	公共的建物	数量	公共施設	数量	他事業の 区域指定
			市	大字	小字	傾斜度	延長	高さ						
自然斜面	3085	下馬杉 ③	甲賀市	甲南町下馬杉	小池	40	230	8	7			市町村道(m)	150	
自然斜面	3086	上馬杉 ①	甲賀市	甲南町上馬杉	西出	40	280	10	6		1			
自然斜面	3087	上馬杉 ②	甲賀市	甲南町上馬杉	岡ノ下	40	350	10	5					
自然斜面	3089	黄瀬 ①	甲賀市	信楽町黄瀬	北側	51	200	8	14			市町村道(m)	120	
自然斜面	3090	黄瀬 ②	甲賀市	信楽町黄瀬	東出	31	190	6	5			市町村道(m)	180	
自然斜面	3091	勅旨 ①	甲賀市	信楽町勅旨	大垣外	51	320	11	10			市町村道(m)	150	砂(一)
自然斜面	3092	勅旨 ②	甲賀市	信楽町勅旨	大垣外	65	200	5	6			市町村道(m)	110	砂(一)
自然斜面	3093	勅旨 ③	甲賀市	信楽町勅旨	小西出	58	180	5	5			市町村道(m)	50	砂(一)
自然斜面	3094	勅旨 ④	甲賀市	信楽町勅旨	沢出	35	260	7	6			国道(m) 市町村道(m)	180 150	
自然斜面	3095	長野 ②	甲賀市	信楽町長野	北出	40	150	5	5					
自然斜面	3096	長野 ③	甲賀市	信楽町長野	松尾	38	200	5	12			市町村道(m)	150	砂(全)
自然斜面	3097	長野 ④	甲賀市	信楽町長野	旭町	35	160	5	5	その他(老人憩の家)	1	市町村道(m)	10	
自然斜面	3098	長野 ⑤	甲賀市	信楽町長野	北出	45	70	7	6					
自然斜面	3099	長野 ⑥	甲賀市	信楽町長野	西出	49	90	7	5					
自然斜面	3100	長野 ⑦	甲賀市	信楽町長野	北出、中林	35	85	6	8					
自然斜面	3101	田代 ①	甲賀市	信楽町田代	鳴瀬	47	125	8	7					保(全)
自然斜面	3102	田代 ②	甲賀市	信楽町田代	田代	55	370	6	9					
自然斜面	3103	小川出	甲賀市	信楽町小川出		57	250	5	10					
自然斜面	3104	小川	甲賀市	信楽町小川	小川	33	425	13	17					
自然斜面	3105	上朝宮①	甲賀市	信楽町上朝宮	井戸ヶ谷、セキヤ	60	330	15	16			市町村道(m)	700	
自然斜面	3106	上朝宮②	甲賀市	信楽町上朝宮	尾花、神ノ木	37	70	5	6			市町村道(m)	120	
自然斜面	3107	下朝宮	甲賀市	信楽町下朝宮	下朝宮	48	125	5	7			市町村道(m)	50	
自然斜面	3108	宮尻 ①	甲賀市	信楽町宮尻	四十刈	47	275	8	14	その他(老人憩の家)	1	国道(m)	115	
自然斜面	3110	神山	甲賀市	信楽町神山	市場	70	470	16	22	精神弱者施設(信楽学園)	1	市町村道(m)	300	砂(全) 保(一)
自然斜面	3112	多羅尾 ①	甲賀市	信楽町多羅尾	上出	51	155	7	7			市町村道(m)	300	砂(一) 保(全)
自然斜面	3113	多羅尾 ②	甲賀市	信楽町多羅尾	上出	50	165	6	10			市町村道(m)	450	砂(一) 保(一)
自然斜面	3114	多羅尾 ③	甲賀市	信楽町多羅尾	上出	58	130	7	10	集会所	1	市町村道(m)	200	
自然斜面	3115	多羅尾 ④	甲賀市	信楽町多羅尾	脇ヶ谷	48	265	6	5			市町村道(m)	280	砂(一)
自然斜面	3116	多羅尾 ⑤	甲賀市	信楽町多羅尾	脇ヶ谷	54	350	7	5			市町村道(m)	500	砂(一)

斜面区分	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数	公共的建物	数量	公共施設	数量	他事業の 区域指定
			市	大字	小字	傾斜度	延長	高さ						
自然斜面	3117	多羅尾 ⑥	甲賀市	信楽町多羅尾	中野	48	850	7	59	郵便局 小学校 公民館	1 1 1	市町村道(m)	1400	保(一)
自然斜面	3119	多羅尾 ⑧	甲賀市	信楽町多羅尾		50	300	7	9		1 1	市町村道(m)	100	
自然斜面	3121	多羅尾 ⑩	甲賀市	信楽町多羅尾	茶屋出	65	315	6	6	派出所	1			保(一)
自然斜面	3123	多羅尾 ⑫	甲賀市	信楽町多羅尾	茶屋出	43	340	6	5			都道府県道(m) 市町村道(m)	200 150	砂(一)
自然斜面	3124	多羅尾 ⑬	甲賀市	信楽町多羅尾	新田	52	135	5	7	集会所	1			
自然斜面	3126	多羅尾 ⑮	甲賀市	信楽町多羅尾	新田	43	350	5	7				150	
自然斜面	3127	神山	甲賀市	信楽町神山	獄ヶ崎	57	350	5	10	福祉会館	1		190	
自然斜面	3502	八田 ⑥	甲賀市	水口町八田		45	110	15	6					
自然斜面	3503	宮町①	甲賀市	信楽町宮町	中井戸	30	240	10	7			都道府県道(m) 市町村道(m)	30 120	
自然斜面	3504	柞原 ①	甲賀市	信楽町柞原	北垣外	30	240	14	5			市町村道(m)	130	砂(全)
自然斜面	3505	神山 ②	甲賀市	信楽町神山区	城村	52	120	8	5			市町村道(m)	90	
自然斜面	3506	神山 ④	甲賀市	信楽町神山区	下出	30	210	20	16			市町村道(m)	380	
自然斜面	3507	小川 ②	甲賀市	信楽町小川	西出	40	160	8	8			市町村道(m)	130	
人工斜面	3509	長野 ⑧	甲賀市	信楽町長野	裏白	80	150	7	12	信楽青年寮 社会福祉法人(しがらき会)	1 1	都道府県道(m) 市町村道(m)	80 80	砂(全) 保(一)
人工斜面	3510	長野 ⑨	甲賀市	信楽町長野	あたご	36	60	12	5			市町村道(m)	100	
自然斜面	3512	黒滝2号	甲賀市	土山町黒滝	奥出	45	200	50	6			市町村道(m)	80	砂(一)
人工斜面	3512	神山 ⑤	甲賀市	信楽町神山	西側町	34	140	30	12			市町村道(m)	230	
自然斜面	3513	多羅尾 ⑯	甲賀市	信楽町多羅尾	上柿ヶ畑、下柿ヶ畑	38	300	16	5			都道府県道(m) 市町村道(m)	30 120	
自然斜面	3514	笹路	甲賀市	土山町笹路	林ノキワ 347	35	417	80	25					砂(一)
人工斜面	3725	松尾 ④	甲賀市	水口町松尾	日焼	47	140	10	8			市町村道(m)	75	
人工斜面	3726	松尾 ⑤	甲賀市	水口町松尾	日焼	52	120	12	12			市町村道(m)	400	
自然斜面	3727	東名坂 ②	甲賀市	水口町東名坂		48	80	14	8					
自然斜面	3728	水口 ①	甲賀市	水口町水口	古城	48	20	25	8					
自然斜面	3729	水口 ③	甲賀市	水口町水口	上南海	48	75	10	9	集会所	1	市町村道(m)	65	
自然斜面	3730	虫生野 ⑥	甲賀市	水口町虫生野	加久戸	53	25	10	1	その他(寺)	1			
人工斜面	3731	岩坂	甲賀市	水口町岩坂	平子、屋敷	115	115	8	6					
自然斜面	3732	大河原 ①	甲賀市	土山町大河原	恋南	40	25	15	2	野洲川ダム管理事務所	1	市町村道(m)	40	
自然斜面	3733	鮎河 ⑥	甲賀市	土山町鮎河	辻垣外	45	50	38	1	その他(工場)	1	市町村道(m)	25	

斜面区分	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数	公共的建物	数量	公共施設	数量	他事業の 区域指定
			市	大字	小字	傾斜度	延長	高さ						
人工斜面	3734	青土 ②	甲賀市	土山町青土	石神	55	60	50	1	青土ダム管理事務所	1			
自然斜面	3735	青土 ④	甲賀市	土山町青土	大西	38	130	36	2	その他(寺)	1			
自然斜面	3736	頓宮 ①	甲賀市	土山町頓宮	里	40	500	18	2	その他(寺)	1	市町村道(m)	125	
自然斜面	3737	野上野 ①	甲賀市	土山町野上野	角原	45	140	12	1	その他(工場)	1			
自然斜面	3738	南土山 ②	甲賀市	土山町南土山	白川	50	275	15	3	公民館	1	市町村道(m)	100	
自然斜面	3739	北土山 ④	甲賀市	土山町北土山	松の木谷	35	175	25	5			市町村道(m)	150	
自然斜面	3740	黒川 ②	甲賀市	土山町黒川	中村	40	70	20	1	その他(寺)	1			
自然斜面	3741	黒川 ⑤	甲賀市	土山町黒川	市場	48	380	40	10			市町村道(m)	50	
人工斜面	3742	小佐治④	甲賀市	甲賀町小佐治	中川敷	43	60	5	1	その他(工場)	1			
自然斜面	3743	小佐治⑨	甲賀市	甲賀町小佐治	城殿	45	38	15	1	その他(寺)	1			
自然斜面	3744	小佐治①	甲賀市	甲賀町小佐治	西馬場	51	250	13	6	公民館	1	都道府県道(m)	50	
自然斜面	3745	大原中 ②	甲賀市	甲賀町大原中、相模	拝坂、小谷	45	80	25	7			市町村道(m)	75	
自然斜面	3746	大原中 ③	甲賀市	甲賀町大原中	拝坂	45	900	22	7			市町村道(m)	900	
自然斜面	3747	大原中 ④	甲賀市	甲賀町大原中	西谷	55	345	15		老人福祉施設	1			
自然斜面	3748	櫟野	甲賀市	甲賀町櫟野	下ノ組	45	50	8	1	その他(寺)	1			
自然斜面	3749	油日 ①	甲賀市	甲賀町油日	岡崎	40	275	16	5			市町村道(m)	75	
人工斜面	3750	滝 ①	甲賀市	甲賀町滝	中野	45	75	10	1	その他(寺)	1	市町村道(m)	90	
自然斜面	3751	滝 ③	甲賀市	甲賀町滝	神社	35	22	20	1	その他(工場)	1	その他の道路(m)	100	
自然斜面	3752	滝 ⑤	甲賀市	甲賀町滝	南平	38	60	8	2					
自然斜面	3753	毛牧③	甲賀市	甲賀町毛枚	上出	45	40	20	3					
自然斜面	3754	和田 ⑫	甲賀市	甲賀町和田	柞ヶ谷	45	150	16	5			市町村道(m)	125	
自然斜面	3755	高嶺 ③	甲賀市	甲賀町高嶺	中大平	55	90	19	1			市町村道(m)	100	
人工斜面	3756	希望ヶ丘 ①	甲賀市	甲南町希望ヶ丘	3丁目	35	130	5	7			市町村道(m)	150	
人工斜面	3757	希望ヶ丘 ②	甲賀市	甲南町希望ヶ丘	3丁目	35	170	12	14			市町村道(m)	190	
自然斜面	3758	稗谷 ⑦	甲賀市	甲南町稗谷	下ノカト	35	70	14	1	公民館	1	市町村道(m)	100	砂(全)
人工斜面	3759	深川 ③	甲賀市	甲南町深川	君ヶ谷	40	100	10	1	その他(工場)	1	市町村道(m)	100	砂(全)
人工斜面	3760	葛木 ②	甲賀市	甲南町木	藤垣	35	70	20		老人福祉施設	1			
人工斜面	3761	葛木 ④	甲賀市	甲南町木	恵古、ロヶ谷	45	530	20	1	その他(工場)	1	市町村道(m)	75	
自然斜面	3762	葛木 ⑤	甲賀市	甲南町葛木	岡海道	40	30	22	1	その他(寺)	1			
自然斜面	3763	杉谷	甲賀市	甲南町杉谷	向井	40	170	22	3	その他(寺)	1			
自然斜面	3764	新治 ①	甲賀市	甲南町新治	中出、鐘銭場	45	60	8	1	その他(寺)	1			

斜面区分	箇所 番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数	公共的建物	数量	公共施設	数量	他事業の 区域指定
			市	大字	小字	傾斜度	延長	高さ						
人工斜面	3765	新治 ③	甲賀市	甲南町新治	鐘銭場、大門、神出、池ノ谷	40	260	6	17			市町村道(m)	225	
人工斜面	3766	竜法師 ①	甲賀市	甲南町竜法師	山垣外	30	60	13	1	その他(寺)	1			保(全)
人工斜面	3767	竜法師 ③	甲賀市	甲南町竜法師	百合ヶ谷	60	535	15	1	その他(工場)	1			
人工斜面	3768	竜法師 ④	甲賀市	甲南町竜法師	堂ノ谷	45	290	15	1	その他(工場)	1			
自然斜面	3769	下磯尾 ⑦	甲賀市	甲南町下磯尾	東山	40	45	14	1	その他(寺)	1	市町村道(m)	25	
自然斜面	3770	柑子 ③	甲賀市	甲南町柑子	谷出	40	100	20	3	その他(寺)	1	市町村道(m)	60	
自然斜面	3771	野川下 ⑤	甲賀市	甲南町野川下	堰ヶ本	40	130	20	2	その他(寺)	1	市町村道(m)	60	
人工斜面	3772	野川下 ⑧	甲賀市	甲南町野川下	神出	30	200	20	1	公民館	1	市町村道(m)	100	
自然斜面	3773	上馬杉 ⑧	甲賀市	甲南町上馬杉	北谷	45	180	22	7			市町村道(m)	50	
自然斜面	3774	黄瀬 ⑤	甲賀市	信楽町黄瀬	角チ	30	100	30	1	その他(工場)	1			
自然斜面	3775	勅旨 ⑪	甲賀市	信楽町勅旨	高田	30	110	50	1	その他(寺)	1			砂(全)
自然斜面	3776	勅旨 ⑧	甲賀市	信楽町勅旨	芦谷	30	160	20	5			市町村道(m)	175	砂(全)
自然斜面	3777	長野 ⑭	甲賀市	信楽町長野	三代出	30	60	30	5					
自然斜面	3778	江田	甲賀市	信楽町江田	樋口	35	90	20	1	その他(工場)	1	市町村道(m)	50	
自然斜面	3779	神山 ⑧	甲賀市	信楽町神山	木船	30	60	15	1	その他(寺)	1	市町村道(m)	90	
自然斜面	3780	神山 ⑩	甲賀市	信楽町神山	広野	30	80	20	1	その他(寺)	1	市町村道(m)	45	砂(一)
自然斜面	3781	南新田	甲賀市	信楽町神山	曲木	39	220	8	9	その他(老人憩の家) その他(笹ヶ麓ホール)	1 1	国道(m)	200	砂(一)
自然斜面	3782	西	甲賀市	信楽町西	立石	35	100	20	3	その他(寺)	1	市町村道(m)	90	砂(全)
自然斜面	3783	畑 ②	甲賀市	信楽町畑	西側	35	130	35	2	公民館	1			
自然斜面	3784	下朝宮 ④	甲賀市	信楽町下朝宮	蔭山	35	120	20	6	その他(寺)	1			
自然斜面	3785	杉山①	甲賀市	信楽町杉山	中筋	30	350	25	6					砂(全)
自然斜面	3786	小川 ⑧	甲賀市	信楽町小川	堂ノ前	35	180	40	1	その他(工事)	1			
自然斜面	3787	多羅尾 24	甲賀市	信楽町多羅尾	小峠	35	50	30	1	その他(工事)	1			
人工斜面	3788	黒川 ⑦	甲賀市	土山町黒川	市場	35	160	7	2	公民館	1			
自然斜面	3789	中畑 ②	甲賀市	水口町中畑	地藏元、宮ノ谷	43	150	8	5					

3.9 急傾斜地崩壊危険区域

第 5 次指定

昭和 45 年 3 月 25 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
47	甲賀	甲賀市	多羅尾1号	信楽町多羅尾字茶屋出 1684 の 1 外 3	1.1340
48	甲賀	甲賀市	多羅尾2号	信楽町多羅尾字中野 1846 外 5	11.5680
49	甲賀	甲賀市	多羅尾3号	信楽町多羅尾字上出 2551 外 4	1.7520
50	甲賀	甲賀市	多羅尾4号	信楽町多羅尾字下出 1841 外 4	1.2720
51	甲賀	甲賀市	多羅尾5号	信楽町多羅尾字上出 2031 外 3	0.7820
52	甲賀	甲賀市	多羅尾6号	信楽町多羅尾字上出 2405 外 3	2.1490
53	甲賀	甲賀市	多羅尾7号	信楽町多羅尾字上出 2543 外 3	2.2960
第 5 次指定計				7 箇所	20.953

第 9 次指定

昭和 47 年 2 月 14 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
68	甲賀	甲賀市	瀬音	土山町瀬音字西畑 1050 外 3	5.0000
第 9 次指定計				1 箇所	5.0000

第 10 次指定

昭和 47 年 4 月 19 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
73	甲賀	甲賀市	隠岐1号	甲賀町隠岐字菅ノ谷 1770 外 7	0.8100
74	甲賀	甲賀市	隠岐2号	甲賀町隠岐字砂坂 952 の 1 外 4	1.9960
75	甲賀	甲賀市	五反田	甲賀町五反田字尾崎 896 外 3	0.4430
76	甲賀	甲賀市	岩室	甲賀町岩室字平海野 2299 外 7	1.5610
第 10 次指定計				4 箇所	4.8100

第 11 次指定

昭和 47 年 7 月 7 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
81	甲賀	甲賀市	春日1号	水口町春日字西春日 2355 外 3	0.5000
82	甲賀	甲賀市	春日2号	水口町春日字東春日 585 外 3	1.1300
83	甲賀	甲賀市	八田	水口町八田 475 外 3	0.5800
84	甲賀	甲賀市	伴中山1号	水口町伴中山字百姓村 1294 外 3	1.8500
85	甲賀	甲賀市	伴中山2号	水口町伴中山字堂垣内 2868 外 3	0.5000
86	甲賀	甲賀市	山1号	水口町山 2032 外 3	0.4300
87	甲賀	甲賀市	山2号	水口町山 2957 外 3	0.3040
88	甲賀	甲賀市	山3号	水口町山 1978 外 3	1.5300
90	甲賀	甲賀市	上馬杉	甲南町上馬杉字西出 1964 外 5	1.1700
第 11 次指定計				9 箇所	7.9940

第 13 次指定

昭和 47 年 12 月 23 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
101	甲賀	甲賀市	隠岐3号	甲賀町隠岐字門ノ内 2082 外 4	1.6800
109	甲賀	甲賀市	下馬杉	甲南町下馬杉字谷出 483 外 5	1.7480
112	甲賀	甲賀市	上磯尾	甲南町上磯尾字寺谷 1971 外 4	0.7010
第 13 次指定計				3 箇所	4.1290

第 14 次指定

昭和 48 年 2 月 12 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
113	甲賀	甲賀市	稗谷	甲南町稗谷字金屋 421 外 6	6.5000
第 14 次指定計				1 箇所	6.5000

第 17 次指定

昭和 50 年 1 月 6 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
144	甲賀	甲賀市	神保	甲賀町神保字門ノ前 1202 他	1.4100
145	甲賀	甲賀市	神保	甲賀町神保字門ノ前 1329 他	1.0010
146	甲賀	甲賀市	神保	甲賀町神保字門ノ前 1285 他	0.5100
147	甲賀	甲賀市	隠岐	甲賀町隠岐字砂坂	1.8990
148	甲賀	甲賀市	隠岐	甲賀町隠岐字砂坂	0.9830
149	甲賀	甲賀市	隠岐	甲賀町隠岐字打越	0.8610
150	甲賀	甲賀市	隠岐	甲賀町隠岐字門ノ内	0.7630
151	甲賀	甲賀市	和田	甲賀町和田字門田	0.8490
152	甲賀	甲賀市	小佐治	甲賀町小佐治字西馬場、谷出	1.4500
153	甲賀	甲賀市	小佐治	甲賀町小佐治字大平	0.8200
154	甲賀	甲賀市	小佐治	甲賀町小佐治字中村、安原	0.7810
155	甲賀	甲賀市	毛枚2号	甲賀町毛枚字上出、谷出	0.9440
156	甲賀	甲賀市	高嶺	甲賀町高嶺字小林	0.8700
157	甲賀	甲賀市	五反田	甲賀町五反田字尾崎	0.9090
第 17 次指定計				14 箇所	14.0500

第 18 次指定

昭和 51 年 3 月 12 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
162	甲賀	甲賀市	北土山	土山町北土山字猿屋垣外	0.1900
第 18 次指定計				1 箇所	0.1900

第 19 次指定

昭和 51 年 3 月 12 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
163	甲賀	甲賀市	水口	水口町水口字京町	0.3010
第 19 次指定計				1 箇所	0.3010

第 22 次指定

昭和 54 年 2 月 1 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
180	甲賀	甲賀市	深川	甲南町深川字猪の谷 1631 外 3	0.9837
第 22 次指定計				1 箇所	0.9837

第 26 次指定

昭和 56 年 3 月 11 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
200	甲賀	甲賀市	上の山	水口町山字上の山 1560 外 12	0.2784
201	甲賀	甲賀市	鮎河西野	土山町鮎河字辻垣外 1615 外 31	1.5800
202	甲賀	甲賀市	茶屋出	信楽町多羅尾字茶屋出 1675-2 外 20	1.1200
第 26 次指定計				3 箇所	2.9784

第 28 次指定

昭和 58 年 3 月 30 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
210	甲賀	甲賀市	東野	土山町鮎河字モタレ 654 外 9	2.9800
211	甲賀	甲賀市	長野北出	信楽町長野字北出 1121-2 外 5	0.2249
212	甲賀	甲賀市	長野中町	信楽町長野字西出 968 外 3	0.0735
第 28 次指定計				3 箇所	3.2784

第 29 次指定

昭和 59 年 3 月 31 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
214	甲賀	甲賀市	八田	水口町八田字上出 187 他 11 筆	0.1945
215	甲賀	甲賀市	上朝宮	信楽町上朝宮字セキヤ 620 の 3 外 66	2.3674
216	甲賀	甲賀市	長野問屋	信楽町長野北出 1095 外 5	0.1086
第 29 次指定計				3 箇所	2.6705

第 30 次指定

昭和 60 年 3 月 30 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)

223	甲賀	甲賀市	上の山2号	水口町山字上の山 1496 外	0.6800
第 30 次指定計				1 箇所	0.6800

第 33 次指定

昭和 61 年 4 月 30 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
236	甲賀	甲賀市	伴中山3号	水口町伴中山字城下 2911 外	0.2400
237	甲賀	甲賀市	八田3号	水口町八田字西畑ヶ 531-1 外	0.1000
238	甲賀	甲賀市	鮎河東野2号	土山町鮎河字モタレ 886-1 外	1.1600
239	甲賀	甲賀市	南新田	信楽町神山字金ヶ谷 827 外	0.9000
第 33 次指定計				4 箇所	2.4000

第 34 次指定

昭和 62 年 1 月 21 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
242	甲賀	甲賀市	宮尻2号	信楽町宮尻字下出 648-2 外	0.3000
243	甲賀	甲賀市	上朝宮2号	信楽町上朝宮字北上ノ木 1507 外	0.4000
第 34 次指定計				2 箇所	0.7000

第 35 次指定

昭和 62 年 7 月 20 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
245	甲賀	甲賀市	勅旨1号	信楽町勅旨字石屋原 1534-1 外	0.6600
246	甲賀	甲賀市	神山2号	信楽町神山字嶽ヶ山谷 1497 外	0.2600
247	甲賀	甲賀市	田代2号	信楽町田代字脇垣外 704 外	0.2600
第 35 次指定計				3 箇所	1.1800

第 36 次指定

平成 1 年 4 月 3 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
252	甲賀	甲賀市	小川出1号	信楽町小川出字広芝 229 外	0.3300
253	甲賀	甲賀市	多羅尾14号	信楽町多羅尾字柞ヶ平尾外	0.7200
254	甲賀	甲賀市	黄瀬2号	信楽町黄瀬字半シ 2951 外	0.5500
255	甲賀	甲賀市	宮尻1号	信楽町宮尻字四十刈 1100 外	0.8400
第 36 次指定計				4 箇所	2.4400

第 38 次指定

平成 2 年 2 月 2 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
270	甲賀	甲賀市	神山3号	信楽町神山字西側 2165 外	0.3300
271	甲賀	甲賀市	宮尻3号	信楽町宮尻字四十刈 1167 外	0.8100
272	甲賀	甲賀市	勅旨5号	信楽町勅旨字石屋原 1583 外	0.7200
第 38 次指定計				3 箇所	1.8600

第 40 次指定

平成 2 年 4 月 11 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
277	甲賀	甲賀市	小川2号	信楽町小川字西出 1173 外	0.7900
278	甲賀	甲賀市	多羅尾14-1	信楽町多羅尾字古尾ヶ谷 2054 外	2.2200
279	甲賀	甲賀市	小川3号	信楽町小川字岡出 636 外	0.5800
第 40 次指定計				3 箇所	3.5900

第 41 次指定

平成 2 年 12 月 5 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
283	甲賀	甲賀市	八田	水口町八田字上水口 131 外	0.3700
第 41 次指定計				1 箇所	0.3700

第 43 次指定

平成 3 年 12 月 27 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
292	甲賀	甲賀市	笹路	土山町笹路字林ノキハ 347 外	5.9200
293	甲賀	甲賀市	柞原1号	信楽町柞原字北垣外 407-1 外	0.6000

294	甲賀	甲賀市	小川1号	信楽町小川字大久保出 1028 外	2.8800
第 43 次指定計				3 箇所	9.4000

第 44 次指定

平成 4 年 3 月 31 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
304	甲賀	甲賀市	伴中山8号	水口町伴中山字神田 2567 外	0.5300
305	甲賀	甲賀市	春日1号	水口町春日字宮ヶ谷 2348 外	0.5100
第 44 次指定計				2 箇所	1.0400

第 45 次指定

平成 4 年 12 月 28 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
308	甲賀	甲賀市	八田4号	水口町八田字上出 196 外	0.2400
309	甲賀	甲賀市	中之組	土山町黒川字平子 2733 外	0.7800
310	甲賀	甲賀市	黒滝	土山町黒滝字上山 627 外	1.6300
311	甲賀	甲賀市	猪鼻	土山町猪鼻字西出 61 外	0.3300
第 45 次指定計				4 箇所	2.9800

第 47 次指定

平成 6 年 3 月 31 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
322	甲賀	甲賀市	高嶺	甲賀町高嶺字小林 523 外	0.7500
第 47 次指定計				1 箇所	0.7500

第 48 次指定

平成 6 年 6 月 8 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
325	甲賀	甲賀市	黒滝2号	土山町黒滝字西出 241 外	0.3000
326	甲賀	甲賀市	小川4号	信楽町小川字船ヶ谷 866-4 外	1.3000
327	甲賀	甲賀市	多羅尾 16 号	信楽町多羅尾字上柿ヶ畑 1115 外	1.3600
第 48 次指定計				3 箇所	2.9600

第 49 次指定

平成 7 年 2 月 13 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
333	甲賀	甲賀市	朝日が丘	水口町朝日が丘 610-258 外	0.1600
334	甲賀	甲賀市	春日5号	水口町春日字名弓及出 524-1 外	0.2500
335	甲賀	甲賀市	八田5号	水口町八田字中尾 369 外	0.1900
第 49 次指定計				3 箇所	0.6000

第 51 次指定

平成 7 年 9 月 8 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
344	甲賀	甲賀市	虫生野	水口町虫生野字山添 1213 外	0.8200
345	甲賀	甲賀市	千谷	土山町黒川字千谷 1958 外	0.5700
第 51 次指定計				2 箇所	1.3900

第 52 次指定

平成 7 年 11 月 1 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
348	甲賀	甲賀市	神山4号	信楽町神山字堂海道 471 外	1.9500
第 52 次指定計				1 箇所	1.9500

第 55 次指定

平成 8 年 4 月 1 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
353	甲賀	甲賀市	山1号	水口町山字千丁 1991 外	0.2100
354	甲賀	甲賀市	鮎河	土山町鮎河字辻垣外 2977 外	0.8300
355	甲賀	甲賀市	多羅尾17号	信楽町多羅尾字南茗ヶ谷 1055-2 外	2.1500
第 55 次指定計				3 箇所	3.1900

第 65 次指定					平成 10 年 4 月 10 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
378	甲賀	甲賀市	上ノ平	土山町黒川字上ノ平 2371-1 外	0.2300
第 65 次指定計				1 箇所	0.2300

第 66 次指定					平成 10 年 4 月 17 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
379	甲賀	甲賀市	虫生野5号	水口町虫生野字加久戸 1398 外	0.9600
第 66 次指定計				1 箇所	0.9600

第 69 次指定					平成 12 年 3 月 22 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
384	甲賀	甲賀市	長野北出3号	信楽町長野字北出 1100-3 外	0.2600
第 69 次指定計				1 箇所	0.2600

第 70 次指定					平成 12 年 3 月 27 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
386	甲賀	甲賀市	多羅尾14号	信楽町多羅尾字下ヶ畑 1139-1 外	0.3600
第 70 次指定計				1 箇所	0.3600

第 71 次指定					平成 12 年 4 月 5 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
388	甲賀	甲賀市	黒川市場	土山町黒川字千谷 1975 外	0.3100
第 71 次指定計				1 箇所	0.3100

第 72 次指定					平成 12 年 4 月 7 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
391	甲賀	甲賀市	秋葉	水口町秋葉 62 外	0.0600
第 72 次指定計				1 箇所	0.0600

第 73 次指定					平成 12 年 4 月 10 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
393	甲賀	甲賀市	伴中山4号	水口町伴中山字正保 682-1 外	0.3400
394	甲賀	甲賀市	中畑	水口町中畑字地藏元 725 外	0.2700
第 73 次指定計				2 箇所	0.6100

第 75 次指定					平成 12 年 4 月 14 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
398	甲賀	甲賀市	小川出	信楽町小川出字広芝 229 番地外	3.7500
第 75 次指定計				1 箇所	3.7500

第 77 次指定					平成 12 年 5 月 29 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
401	甲賀	甲賀市	虫生野5号	水口町虫生野字加久戸 1398 外	0.1400
第 77 次指定計				1 箇所	0.1400

第 78 次指定					平成 12 年 11 月 6 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
402	甲賀	甲賀市	松尾	水口町松尾字大谷 1277 外	0.2900
第 78 次指定計				1 箇所	0.2900

第 80 次指定					平成 14 年 3 月 22 日付け
番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
406	甲賀	甲賀市	黒川	土山町黒川字千谷 1963 外	1.4000

407	甲賀	甲賀市	神山城村	信楽町神山字城山 1386 外	0.5200
第 80 次指定計				2 箇所	1.9200

第 81 次指定 平成 14 年 4 月 26 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
408	甲賀	甲賀市	多羅尾 18 号	信楽町多羅尾字西ノ庵 2209-1 外	2.4800
第 81 次指定計				1 箇所	2.4800

第 83 次指定 平成 14 年 11 月 18 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
413	甲賀	甲賀市	下野川	甲南町野川字向側 1132 外	2.5500
第 83 次指定計				1 箇所	2.5500

第 89 次指定 平成 15 年 7 月 23 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
434	甲賀	甲賀市	青土	土山町青土字東野 817 外	3.8000
第 89 次指定計				1 箇所	3.8000

第 92 次指定 平成 16 年 1 月 30 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
437	甲賀	甲賀市	伴中山9号	水口町伴中山字城下 2769 外	0.2400
438	甲賀	甲賀市	岩室2号	甲賀町岩室字中野 1280 外	0.5400
第 92 次指定計				2 箇所	0.7800

第 94 次指定 平成 16 年 2 月 23 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
442	甲賀	甲賀市	中野1号	信楽町中野字北垣外 50 外	1.7000
443	甲賀	甲賀市	中野2号	信楽町中野字北垣外 337 外	1.6300
第 94 次指定計				2 箇所	3.3300

第 97 次指定 平成 16 年 6 月 18 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
448	甲賀	甲賀市	宮尻4号	信楽町宮尻字西出 336 外	0.2700
第 97 次指定計				1 箇所	0.2700

第 100 次指定 平成 17 年 2 月 23 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
452	甲賀	甲賀市	松尾2号	水口町松尾字中尾 1069-2 外	0.2900
第 100 次指定計				1 箇所	0.2900

第 106 次指定 平成 18 年 3 月 10 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
463	甲賀	甲賀市	山1号	水口町山字千丁 2013 外	0.0300
第 106 次指定計				1 箇所	0.0300

第 114 次指定 平成 19 年 7 月 9 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
476	甲賀	甲賀市	下山	水口町下山字下ノ前 215 外	0.4600
第 114 次指定計				1 箇所	0.4600

第 140 次指定 平成 24 年 10 月 29 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
506	甲賀	甲賀市	毛枚1号	甲賀市甲賀町毛枚字干ヶ谷 1325 外	1.7800
第 140 次指定計				1 箇所	1.7800

第 161 次指定

平成 30 年 11 月 02 日付け

番号	管 内	市町村名	区 域 名	所 在 地	指定面積(ha)
529	甲賀	甲賀市	毛枚3号	甲賀市甲賀町毛枚字雲瀬 16 外	1.3300
第 161 次指定計				1 箇所	1.3300

3.10 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

3.10.1 土砂災害警戒区域（土石流）

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
1	甲賀市信楽町黄瀬	大戸川支流	1367001	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 716 号	-	-	
2	甲賀市信楽町黄瀬	大戸川支流	1367003	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 717 号	-	-	
3	甲賀市信楽町黄瀬	大戸川支流	1367004	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 718 号	-	-	
4	甲賀市信楽町黄瀬	無量谷	1367005	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 719 号	-	-	
5	甲賀市信楽町宮町	西出川支流	1367007	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 720 号	-	-	
6	甲賀市信楽町宮町	西出川支流	1367008	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 721 号	-	-	
7	甲賀市信楽町宮町	西出川支流	1367009	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 722 号	-	-	
8	甲賀市信楽町宮町	西出川支流	1367010	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 723 号	-	-	
9	甲賀市信楽町宮町	西出川支流	1367012	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 724 号	-	-	
10	甲賀市信楽町宮町	風呂谷	1367014	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 725 号	-	-	
11	甲賀市信楽町宮町	大戸川支流	1367015	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 726 号	-	-	
12	甲賀市甲南町杉谷	杉谷川支流	1366001	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 727 号	-	-	
13	甲賀市甲南町杉谷	宮ノ谷	1366003	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 728 号	-	-	
14	甲賀市甲南町杉谷	寒谷	1366004	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 729 号	-	-	
15	甲賀市信楽町田代	田代川支流	1367024	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 730 号	-	-	
16	甲賀市水口町高山	杣川支流	1363003	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 731 号	-	-	
17	甲賀市水口町高山	杣川支流	1363004	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 732 号	-	-	
18	甲賀市水口町高山	杣川支流	1363005	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 733 号	-	-	
19	甲賀市信楽町宮町	大戸川支流	1367016	1 次	平成 16 年 12 月 22 日	県告示第 734 号	-	-	
20	甲賀市信楽町黄瀬	大戸川支流	1367006	2 次・93	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 242 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
21	甲賀市信楽町宮町	西出川支流	1367011	2 次・93	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 243 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
22	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	1367017	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 216 号	-	-	
23	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	1367018	2 次・93	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 244 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
24	甲賀市信楽町田代	ナシケ谷	1367021	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 245 号	-	-	
25	甲賀市信楽町田代	田代川支流	1367023	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 246 号	-	-	
26	甲賀市甲南町杉谷	杉谷川支流	1366002	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 338 号	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 396 号	
27	甲賀市水口町岩坂	中谷川	1363001	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 87 号	-	-	
28	甲賀市水口町岩坂	中谷川支流	1363002	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 88 号	-	-	
29	甲賀市土山町鮎河	後谷	1364001	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 89 号	-	-	
30	甲賀市土山町鮎河	日野谷川	1364002	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 90 号	-	-	
31	甲賀市土山町鮎河	あんの谷川	1364003	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 91 号	-	-	
32	甲賀市土山町北土山	来見川支流	1364006	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 92 号	-	-	
33	甲賀市土山町北土山	来見川支流	1364007	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 93 号	-	-	
34	甲賀市土山町山中	黒谷川	1364008	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 94 号	-	-	
35	甲賀市土山町山中	宮川	1364009	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 95 号	-	-	
36	甲賀市甲賀町神	唐戸川支流	1365001	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 96 号	-	-	
37	甲賀市甲賀町神	唐戸川支流	1365002	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 97 号	-	-	
38	甲賀市甲南町杉谷	杉谷川支流	1366005	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 98 号	-	-	
39	甲賀市信楽町黄瀬	岩谷	1367002	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 99 号	-	-	
40	甲賀市信楽町宮町	風呂谷	1367013	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 100 号	-	-	
41	甲賀市信楽町長野・西	信楽川支流	1367019	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 101 号	-	-	
42	甲賀市信楽町長野・西	信楽川支流	1367020	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 102 号	-	-	
43	甲賀市信楽町田代	田代川支流	1367022	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 103 号	-	-	
44	甲賀市信楽町長野	大戸川支流	1367046	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 392 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 725 号	
45	甲賀市信楽町長野	大戸川支流	1367043	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 393 号	-	-	
46	甲賀市信楽町長野	大戸川支流	1367044	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 394 号	-	-	
47	甲賀市信楽町長野	大戸川支流	1367045	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 395 号	-	-	
48	甲賀市信楽町長野	信楽川支流	1367049	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 396 号	-	-	
49	甲賀市信楽町長野	信楽川支流	1367050	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 397 号	-	-	
50	甲賀市信楽町牧	堂山川	1367025	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
51	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	1367029	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
52	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	1367030	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
53	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	1367031	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
54	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	1367032	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
55	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	1367033	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
56	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367051	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
57	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367052	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
58	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367053	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
59	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367057	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
123	甲賀市信楽町畑	シホノ川	1367083	24 次	平成 20 年 4 月 23 日	県告示第 277 号	平成 20 年 4 月 23 日	県告示第 279 号	
124	甲賀市信楽町畑	田代川支流	2367080	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	-	-	
125	甲賀市信楽町畑	田代川支流	2367152	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
126	甲賀市信楽町畑	田代川支流	2367153	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
127	甲賀市信楽町小川	中手川支流	1367068	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	-	-	
128	甲賀市信楽町小川	中手川支流	1367150	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	-	-	
129	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	1367154	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
130	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	2367155	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
131	甲賀市信楽町多羅尾	滝川支流	1367156	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	-	-	
132	甲賀市信楽町多羅尾	脇ヶ谷	3367157	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
133	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	1367158	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
134	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	2367159	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	-	-	
135	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	2367161	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
136	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	2367162	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
137	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	2367163	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
138	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	1367164	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
139	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367101	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
140	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367133	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
141	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367134	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
142	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367102	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
143	甲賀市信楽町神山	南川支流	2367103	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
144	甲賀市信楽町神山	南川支流	2367105	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
145	甲賀市信楽町神山	南川支流	1367106	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
146	甲賀市信楽町神山	南川支流	2367107	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
147	甲賀市信楽町神山	ヤク谷川支流	2367135	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
148	甲賀市信楽町神山	ヤク谷川支流	2367136	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	-	-	
149	甲賀市信楽町神山	南川支流	2367111	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
150	甲賀市信楽町神山	栗ノ木谷	2367113	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
151	甲賀市信楽町神山	栗ノ木谷支流	2367137	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
152	甲賀市信楽町神山	南川支流	2367114	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
153	甲賀市信楽町神山	南川支流	2367138	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
154	甲賀市信楽町神山	天神谷	2367132	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	-	-	
155	甲賀市土山町黒川	田村川支流	1364018	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 177 号	
156	甲賀市土山町黒川	田村川支流	1364019	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	-	-	
157	甲賀市土山町黒川	田村川支流	2364020	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 177 号	
158	甲賀市土山町黒川	田村川支流	2364021	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 177 号	
159	甲賀市土山町黒川	西ノ谷川	3364022	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 177 号	
160	甲賀市甲南町磯尾	東山谷	2366015	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	-	-	
161	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾川支流	1366016	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	-	-	
162	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾川支流	1366017	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	-	-	
163	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾川支流	1366018	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	-	-	
164	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾川支流	2366019	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	-	-	
165	甲賀市甲南町磯尾	鴻川支流	2366020	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
166	甲賀市甲南町磯尾	磯尾川支流	3366021	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
167	甲賀市信楽町下朝宮	市谷	3367122	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
168	甲賀市信楽町下朝宮	江ノ谷	1367127	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
169	甲賀市信楽町下朝宮	与一ヶ谷	1367128	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
170	甲賀市信楽町下朝宮	井戸ノ谷	1367129	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	-	-	
171	甲賀市信楽町下朝宮	信楽川支流	2367130	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
172	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	1367115	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
173	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	1367116	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
174	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	1367117	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
175	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	2367118	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	-	-	
176	甲賀市信楽町上朝宮	尼ヶ谷	1367119	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
177	甲賀市信楽町上朝宮	墓谷	1367121	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
178	甲賀市信楽町上朝宮	鉢谷	2367124	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	-	-	
179	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	2367125	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
180	甲賀市信楽町上朝宮	近江谷	2367126	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
181	甲賀市信楽町上朝宮	尼ヶ谷支流	1367139	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
182	甲賀市信楽町上朝宮	岩谷川支流	3367140	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
183	甲賀市信楽町上朝宮	岩谷川支流	3367141	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
184	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	2367145	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
185	甲賀市土山町大河原	久保川	3364015	40 次	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 32 号	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	報告示第号	指定年月日	報告示第号	
375	甲賀市土山町山中	山中川支流	3364060	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 92 号	-	-	
376	甲賀市土山町山女原	笹路川支流	1364062	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 93 号	
377	甲賀市土山町北土山	田村川支流	1364063	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 92 号	-	-	
378	甲賀市土山町北土山	吉川支流	1364064	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 93 号	
379	甲賀市土山町平子	女原谷川支流	1364065	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 92 号	-	-	
380	甲賀市土山町平子	女原谷川支流	1364066	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 92 号	-	-	
381	甲賀市土山町平子	雨ヶ谷	3364061	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 92 号	-	-	
382	甲賀市土山町瀬ノ音	日ノ谷	2364062	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 92 号	-	-	
383	甲賀市土山町大野	稲川支流	1364060	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	報告第 92 号	-	-	
384	甲賀市甲賀町樺野・神	大原川支流	1365010	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	報告第 109 号	-	-	
385	甲賀市甲賀町神	大原川支流	2365011	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	報告第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	報告第 110 号	
386	甲賀市甲賀町油日	大原川支流	2365010	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	報告第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	報告第 110 号	
387	甲賀市甲南町杉谷	杉谷川支流	1366032	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	-	-	
388	甲賀市甲南町杉谷	杉谷川支流	2366030	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	-	-	
389	甲賀市甲南町杉谷	杉谷川支流	2366031	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 137 号	
390	甲賀市甲南町杉谷	つめた川支流	2366032	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 137 号	
391	甲賀市甲南町杉谷	杉谷川支流	2366033	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	-	-	
392	甲賀市甲南町杉谷	杉谷川支流	2366034	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 137 号	
393	甲賀市甲南町杉谷	杉谷川支流	2366035	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	-	-	
394	甲賀市甲南町塩野	滝川支流	1366030	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 137 号	
395	甲賀市甲南町塩野	滝川支流	1366031	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 137 号	
396	甲賀市甲南町磯尾	鴻川支流	2366036	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 137 号	
397	甲賀市水口町水口・本町一丁目・京町	野洲川支流	1363022	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 133 号	-	-	
398	甲賀市水口町八田	祖父川支流	1363020	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 133 号	-	-	
399	甲賀市水口町伴中山	坊谷川支流	1363021	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 133 号	-	-	
400	甲賀市水口町北内費・虫生野	野洲川支流	1363023	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 133 号	-	-	
401	甲賀市水口町山上・牛飼	宮川支流	2363020	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	報告第 137 号	
402	甲賀市信楽町長野	谷川支流	1367345	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	
403	甲賀市信楽町長野	谷川支流	2367360	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	
404	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367335	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
405	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	1367336	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
406	甲賀市信楽町神山	大戸川支流	2367342	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
407	甲賀市信楽町江田	中手川支流	1367337	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
408	甲賀市信楽町江田	中手川支流	1367338	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
409	甲賀市信楽町江田	中手川支流	1367339	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
410	甲賀市信楽町江田	中手川支流	2367345	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
411	甲賀市信楽町江田	中手川支流	2367346	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
412	甲賀市信楽町田代	山添川支流	1367346	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
413	甲賀市信楽町田代	山添川支流	2367361	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
414	甲賀市信楽町田代	田代川支流	2367362	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
415	甲賀市信楽町田代	田代川支流	2367363	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
416	甲賀市信楽町畑	田代川支流	2367364	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
417	甲賀市信楽町畑・田代	田代川支流	2367365	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
418	甲賀市信楽町宮町	西出川支流	1367347	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
419	甲賀市信楽町宮町	西出川支流	2367366	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
420	甲賀市信楽町宮町・黄瀬	馬門川支流	2367367	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
421	甲賀市信楽町黄瀬	大戸川支流	1367341	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	
422	甲賀市信楽町黄瀬	大戸川支流	1367342	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
423	甲賀市信楽町黄瀬・牧	大戸川支流	1367343	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
424	甲賀市信楽町黄瀬	大戸川支流	2367350	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
425	甲賀市信楽町黄瀬	大戸川支流	2367351	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	
426	甲賀市信楽町黄瀬	大戸川支流	2367352	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
427	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	2367356	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	
428	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	2367357	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
429	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	2367359	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	
430	甲賀市信楽町牧	大戸川支流	3367307	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
431	甲賀市信楽町勅旨	大戸川支流	1367344	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
432	甲賀市信楽町勅旨	大戸川支流	2367353	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	
433	甲賀市信楽町勅旨	大戸川支流	2367354	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	
434	甲賀市信楽町勅旨	大戸川支流	2367355	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
435	甲賀市信楽町西	信楽川支流	2367347	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 175 号	
436	甲賀市信楽町中野	中立川支流	1367340	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	
437	甲賀市信楽町杉山	中立川支流	2367340	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	報告第 159 号	-	-	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
438	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	1367334	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
439	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	2367341	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
440	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	3367305	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
441	甲賀市信楽町上朝宮	信楽川支流	3367306	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
442	甲賀市信楽町下朝宮	信楽川支流	2367348	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
443	甲賀市信楽町下朝宮	信楽川支流	2367349	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
444	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	2367343	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
445	甲賀市信楽町多羅尾	大戸川支流	2367344	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
446	甲賀市甲南町杉谷	槇山 VII-1	3366023	102 次	令和 2 年 3 月 13 日	県告示第 99 号	-	-	三重県
447	甲賀市甲南町杉谷	槇山 VII-2	3366024	102 次	令和 2 年 3 月 13 日	県告示第 99 号	-	-	三重県

令和 3 年 7 月 16 日 現在

3.10.2 土砂災害警戒区域（地すべり）

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
1	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉 3	3003	72 次	平成 28 年 3 月 30 日	県告示第 183 号	-	-	
2	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉 34	3034	72 次	平成 28 年 3 月 30 日	県告示第 183 号	-	-	
3	甲賀市甲南町下馬杉	下馬杉(1)	3033	80 次	平成 29 年 3 月 31 日	県告示第 169 号	-	-	
4	甲賀市信楽町宮尻	宮尻	3029	80 次	平成 29 年 3 月 31 日	県告示第 169 号	-	-	
5	甲賀市土山町大澤	大澤	3009	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
6	甲賀市甲賀町毛枚	毛枚	3035	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	-	-	
7	甲賀市甲賀町五反田	里	3036	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	-	-	
8	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐	3026	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	-	-	
9	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐(1)	3027	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	-	-	
10	甲賀市甲賀町岩室	中村	3028	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	-	-	
11	甲賀市甲南町稗谷	稗谷	3004	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
12	甲賀市甲南町杉谷	市之瀬	3030	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
13	甲賀市甲南町野川	下野川	3032	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
14	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾	3031	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	

令和 3 年 7 月 16 日 現在

3.10.3 土砂災害警戒区域（急傾斜地）

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
1	甲賀市水口町八田	八田①	I-3019	2 次・99 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 254 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
2	甲賀市水口町八田	八田②	I-3020	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 255 号	-	-	
3	甲賀市水口町八田	八田④	I-3022	2 次・99 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 256 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
4	甲賀市水口町八田	八田⑥	I-3502	2 次・99 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 257 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
5	甲賀市水口町八田	八田⑦	II-3739	2 次・99 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 258 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
6	甲賀市水口町八田	八田⑤	II-3740	2 次・99 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 259 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
7	甲賀市水口町八田	八田③	II-3741	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 260 号	-	-	
8	甲賀市信楽町長野	長野③	I-3096	2 次・93 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 261 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
9	甲賀市信楽町長野	長野④	I-3097	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 262 号	-	-	
10	甲賀市信楽町長野	長野⑩	I-3777	2 次・93 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 263 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
11	甲賀市信楽町神山	神山	I-3127	2 次・93 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 264 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
12	甲賀市信楽町神山	神山④	I-3506	2 次・93 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 265 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
13	甲賀市信楽町勅旨	勅旨②	I-3092	2 次・93 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 266 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
14	甲賀市信楽町勅旨	勅旨③	I-3093	2 次・93 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 267 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
15	甲賀市信楽町勅旨	勅旨④	I-3094	2 次・93 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 268 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
16	甲賀市信楽町勅旨	勅旨⑧	I-3776	2 次・93 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 269 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
17	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾③	I-3114	2 次・101 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 270 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
18	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾④	I-3115	2 次・101 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 271 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
19	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾⑫	I-3123	2 次・101 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 272 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
20	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾⑬	I-3124	2 次・101 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 273 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
21	甲賀市水口町岩坂	岩坂	I-3731	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 319 号	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 377 号	
22	甲賀市甲南町野川	野川上①	I-3081	3 次・99 次	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 654 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
23	甲賀市甲南町野川	野川上②	I-3082	3 次・99 次	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 655 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
24	甲賀市甲南町下馬杉	下馬杉①	I-3083	3 次・80 次	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 656 号	平成 29 年 3 月 31 日	県告示第 177 号	
25	甲賀市甲南町下馬杉	下馬杉②	I-3084	3 次・80 次	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 657 号	平成 29 年 3 月 31 日	県告示第 177 号	
26	甲賀市甲南町下馬杉	下馬杉③	I-3085	3 次・80 次	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 658 号	平成 29 年 3 月 31 日	県告示第 177 号	
27	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉①	I-3086	3 次	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 659 号	-	-	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
30	甲賀市土山町黒川	黒川	I-3046	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 61 号	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 112 号	
31	甲賀市土山町頓宮	頓宮	I-3736	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 62 号	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 113 号	
32	甲賀市土山町北土山	北土山④	I-3739	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 63 号	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 114 号	
33	甲賀市甲賀町小佐治	小佐治⑨	I-3743	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 64 号	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 115 号	
34	甲賀市甲賀町小佐治	小佐治⑩	I-3744	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 65 号	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 116 号	
35	甲賀市甲賀町小佐治	小佐治⑪	II-3807	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 66 号	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 117 号	
36	甲賀市甲賀町大原中	大原中④	I-3747	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 67 号	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 118 号	
37	甲賀市甲賀町櫟野	櫟野	I-3748	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 68 号	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 119 号	
(38)	甲賀市甲賀町滝	滝①	I-3750	60 次	平成 25 年 12 月 20 日	県告示第 523 号	平成 25 年 12 月 20 日	県告示第 526 号	再指定
39	甲賀市甲賀町滝	滝②	II-3829	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 70 号	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 121 号	
40	甲賀市土山町黒川	黒川②	I-3740	4 次	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 71 号	-	-	
41	甲賀市水口町虫生野	虫生野①	I-3038	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 398 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 726 号	
42	甲賀市水口町虫生野	虫生野⑤	I-3040	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 399 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 727 号	
43	甲賀市水口町虫生野	虫生野⑥	I-3730	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 400 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 728 号	
44	甲賀市水口町虫生野	虫生野⑦	II-3768	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 401 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 729 号	
45	甲賀市水口町虫生野	虫生野⑧	II-3769	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 402 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 730 号	
46	甲賀市水口町虫生野	虫生野⑨	II-3770	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 403 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 731 号	
47	甲賀市信楽町杉山	杉山①	I-3785	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 404 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 732 号	
48	甲賀市信楽町杉山	杉山②	II-3940	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 405 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 733 号	
49	甲賀市信楽町杉山	杉山③	II-3941	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 406 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 734 号	
50	甲賀市甲賀町滝	滝⑤	I-3752	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 407 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 735 号	
51	甲賀市水口町虫生野	虫生野④	I-3039	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 408 号	-	-	
52	甲賀市信楽町長野	長野⑤	I-3098	5 次・93 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 409 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
54	甲賀市信楽町長野	長野⑦	I-3100	5 次・93 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 411 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
55	甲賀市信楽町長野	長野⑪	I-3915	5 次・93 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 412 号	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号	
56	甲賀市信楽町長野	長野⑫	II-3917	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 413 号	-	-	
57	甲賀市信楽町長野	長野⑬	II-3912	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 414 号	-	-	
58	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐①	I-3051	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
59	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐②	I-3052	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
60	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐③	I-3053	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
61	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐④	I-3054	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
62	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐⑥	II-3796	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
63	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐⑦	I-3057	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
64	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐⑨	II-3794	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
65	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐⑩	II-3795	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
66	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐⑪	II-3797	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
67	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐⑫	I-3253	6 次・98 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
68	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐⑬	I-3254	6 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	-	-	
69	甲賀市甲賀町隠岐	隠岐⑤	I-3055	6 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1309	
70	甲賀市土山町青土	青土	II-3781	6 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1309	
71	甲賀市土山町青土	青土③	II-3782	6 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1309	
72	甲賀市土山町青土	青土④	I-3735	6 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1309	
73	甲賀市土山町青土	青土⑤	II-3783	6 次	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1309	
74	甲賀市甲賀町毛枚	毛枚①	I-3064	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
75	甲賀市甲賀町毛枚	毛枚②	I-3065	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
76	甲賀市甲賀町毛枚	毛枚③	I-3753	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
77	甲賀市甲賀町毛枚	毛枚⑥	II-3833	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
78	甲賀市甲賀町毛枚	毛枚⑦	II-3834	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
79	甲賀市甲賀町毛枚	毛枚⑧	II-3835	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
80	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾①	I-3074	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
81	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾②	I-3075	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
82	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾④	II-3872	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
83	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾⑤	II-3873	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
84	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾⑥	II-3874	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
85	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾⑧	II-3970	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
96	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾③	II-3871	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	-	-	
94	甲賀市信楽町神山	神山	I-3110	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	-	-	
95	甲賀市信楽町神山	神山②	I-3505	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	-	-	
86	甲賀市信楽町神山	神山③	II-3920	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
87	甲賀市信楽町神山	神山⑤	I-3512	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
88	甲賀市信楽町神山	神山⑥	II-3918	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
89	甲賀市信楽町神山	神山⑧	I-3779	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	
90	甲賀市信楽町神山	神山⑨	II-3921	7 次	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 67 号	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 69 号	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
159	甲賀市甲賀町和田	和田②	II-3837	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
160	甲賀市甲賀町和田	和田⑤	II-3841	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
161	甲賀市甲賀町和田	和田⑧	II-3844	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
162	甲賀市甲賀町和田	和田⑨	II-3845	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
163	甲賀市甲賀町和田	和田⑩	II-3846	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
164	甲賀市甲賀町和田	和田⑬	II-3975	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
165	甲賀市甲賀町和田	和田⑭	II-3976	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
166	甲賀市甲賀町和田	和田⑮	II-3977	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
167	甲賀市甲賀町和田	和田⑯	II-3978	28 次	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 41 号	平成 21 年 1 月 30 日	県告示第 43 号	
168	甲賀市水口町春日	春日 2 号	I-3024	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
169	甲賀市水口町春日	春日②	I-3141	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
170	甲賀市水口町春日	春日③	II-3742	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
171	甲賀市水口町春日	春日④	I-3026	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
172	甲賀市水口町春日	春日⑥	II-3744	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	-	-	
173	甲賀市水口町春日	春日⑦	II-3745	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	-	-	
174	甲賀市水口町春日	春日⑧	II-3746	29 次	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 61 号	平成 21 年 2 月 9 日	県告示第 65 号	
175	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺	I-3066	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
176	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺②	II-3848	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
177	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺③	I-3755	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
178	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺④	II-3849	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
179	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺⑤	II-3850	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
180	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺⑥	II-3851	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
181	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺⑦	II-3852	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
182	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺⑧	II-3853	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
183	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺⑨	II-3854	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
184	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺⑩	II-3855	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
185	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺⑫	II-3857	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
186	甲賀市甲賀町高嶺	高嶺 2 号	II-3858	30 次	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 93 号	平成 21 年 2 月 25 日	県告示第 97 号	
187	甲賀市信楽町神山	南新田	I-3781	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
188	甲賀市信楽町神山	神山⑬	II-3924	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
189	甲賀市信楽町神山	神山⑭	II-3925	31 次	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 106 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 110 号	
190	甲賀市土山町黒川	黒川③	II-3788	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 177 号	
191	甲賀市土山町黒川	黒川④	II-3789	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	-	-	
192	甲賀市土山町黒川	黒川⑤	I-3741	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 177 号	
193	甲賀市土山町黒川	黒川⑥	II-3791	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 177 号	
194	甲賀市土山町黒川	黒川⑦	I-3788	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	-	-	
195	甲賀市土山町黒川	中之組	II-3790	34 次	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 172 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 177 号	
196	甲賀市甲南町磯尾	上磯尾	I-3076	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
197	甲賀市甲南町磯尾	上磯尾②	II-3875	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
198	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾⑦	I-3769	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
199	甲賀市信楽町下朝宮	下朝宮	I-3107	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
201	甲賀市信楽町下朝宮	下朝宮③	II-3936	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
202	甲賀市信楽町下朝宮	下朝宮④	I-3784	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
203	甲賀市信楽町下朝宮	下朝宮⑤	II-3937	36 次	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 401 号	平成 21 年 6 月 5 日	県告示第 404 号	
204	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮①	I-3105	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
205	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮②	I-3106	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	-	-	
206	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮③	II-3938	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
207	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮④	II-3939	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
208	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮⑤	II-3962	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
209	甲賀市信楽町小川出	小川出	I-3103	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
210	甲賀市信楽町小川出	小川出②	II-3964	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
211	甲賀市信楽町小川出	小川出③	II-3965	37 次	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 494 号	
212	甲賀市水口町伴中山	伴中山①	I-3142	40 次	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 32 号	
213	甲賀市水口町伴中山	伴中山③	II-3750	40 次	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 32 号	
214	甲賀市水口町伴中山	伴中山⑪	II-3983	40 次	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 32 号	
215	甲賀市水口町伴中山	伴中山⑫	II-3984	40 次	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 32 号	
216	甲賀市水口町伴中山	伴中山⑬	I-3143	40 次	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 32 号	
217	甲賀市土山町大河原	大河原①	I-3732	40 次	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 32 号	
218	甲賀市土山町大河原	大河原②	II-3776	40 次	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 32 号	
219	甲賀市土山町青土	青土②	I-3734	40 次	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 32 号	
220	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾①	I-3112	51 次	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 171 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 175 号	
221	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾②	I-3113	51 次	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 171 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 175 号	
222	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾⑤	I-3116	51 次	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 171 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 175 号	

[illegible]

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
412	甲賀市土山町大河原	大河原(4)	II-3418	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
413	甲賀市土山町鮎河	鮎河(9)	II-3407	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
414	甲賀市土山町鮎河	鮎河(10)	II-3408	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
415	甲賀市土山町鮎河	鮎河(11)	II-3409	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
416	甲賀市土山町鮎河	鮎河(12)	II-3410	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
417	甲賀市土山町黒滝	黒滝(4)	II-3406	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
418	甲賀市土山町黒川	黒川(8)	I-3348	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
419	甲賀市土山町猪鼻	猪鼻(4)	II-3399	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
420	甲賀市土山町山女原	山女原(2)	II-3400	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
421	甲賀市土山町山女原	山女原(3)	II-3401	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
422	甲賀市土山町山女原	山女原(4)	II-3402	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
423	甲賀市土山町山女原	山女原(5)	II-3403	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
424	甲賀市土山町山女原	山女原(6)	II-3404	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
425	甲賀市土山町山女原	山女原(7)	II-3405	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
426	甲賀市土山町南土山	南土山(1)	III-3716	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
427	甲賀市土山町南土山	南土山(2)	I-3738	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
428	甲賀市土山町南土山	南土山(5)	III-3315	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
429	甲賀市土山町北土山	北土山(2)	III-3714	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
430	甲賀市土山町北土山	北土山(3)	II-3784	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
431	甲賀市土山町北土山	北土山(6)	II-3411	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
432	甲賀市土山町北土山	北土山(7)	I-3349	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
433	甲賀市土山町北土山	北土山(8)	I-3350	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
434	甲賀市土山町北土山	北土山(9)	II-3412	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
435	甲賀市土山町北土山	北土山(10)	II-3413	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
436	甲賀市土山町北土山	北土山(11)	II-3414	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
437	甲賀市土山町瀬ノ音	瀬ノ音(2)	I-3049	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
438	甲賀市土山町瀬ノ音	瀬ノ音(1)	I-3048	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
439	甲賀市土山町瀬ノ音	瀬ノ音(4)	II-3415	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
440	甲賀市土山町青土	青土(6)	II-3416	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	-	-	
441	甲賀市土山町野上野・前野・頓宮	野上野(2)	I-3347	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
442	甲賀市土山町野上野	野上野(3)	II-3397	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
443	甲賀市土山町大澤	大澤	II-3398	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
444	甲賀市土山町大野	大野(1)	II-3394	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
445	甲賀市土山町大野	大野(2)	II-3395	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
446	甲賀市土山町大野	大野(3)	II-3396	97 次	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 93 号	
447	甲賀市甲賀町櫟野	櫟野(2)	II-3388	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
448	甲賀市甲賀町櫟野	櫟野(3)	II-3389	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
449	甲賀市甲賀町櫟野	櫟野(4)	II-3390	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
450	甲賀市甲賀町櫟野	櫟野(5)	II-3391	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
451	甲賀市甲賀町櫟野	櫟野(6)	II-3392	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
452	甲賀市甲賀町櫟野	櫟野(7)	II-3393	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
453	甲賀市甲賀町神	神(2)	II-3822	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
454	甲賀市甲賀町神	神(3)	II-3823	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
455	甲賀市甲賀町神	神(5)	II-3349	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
456	甲賀市甲賀町神	神(6)	II-3350	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
457	甲賀市甲賀町神	神(7)	II-3351	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
458	甲賀市甲賀町大原上田	大原上田(1)	II-3818	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
459	甲賀市甲賀町大原上田	大原上田(2)	II-3819	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
460	甲賀市甲賀町大原上田	大原上田(3)	II-3820	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
461	甲賀市甲賀町大原上田	大原上田(4)	II-3338	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
462	甲賀市甲賀町大原上田	大原上田(5)	II-3339	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
463	甲賀市甲賀町大原上田	大原上田(6)	I-3318	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
464	甲賀市甲賀町大久保	大久保	I-3320	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
465	甲賀市甲賀町大原中・大原上田・鳥居野	大原中(8)	II-3340	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
466	甲賀市甲賀町大原中	大原中(9)	III-3310	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
467	甲賀市甲賀町拌坂・相模・大原中	拌坂(1)	I-3745	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
468	甲賀市甲賀町拌坂	拌坂(2)	I-3746	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
469	甲賀市甲賀町拌坂	拌坂(3)	I-3319	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
470	甲賀市甲賀町鳥居野・相模・大原中	鳥居野	II-3341	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
471	甲賀市甲賀町相模	相模(1)	I-3316	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
472	甲賀市甲賀町高野	高野(1)	II-3815	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
473	甲賀市甲賀町高野	高野(2)	II-3816	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	
474	甲賀市甲賀町高野	高野(3)	II-3817	98 次	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示番号	指定年月日	県告示番号	
538	甲賀市甲南町葛木	葛木(9)	II-3479	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
539	甲賀市甲南町葛木	葛木(10)	I-3364	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
540	甲賀市甲南町深川	深川	I-3072	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
541	甲賀市甲南町深川	深川(3)	I-3759	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
542	甲賀市甲南町深川	深川(4)	II-3863	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
543	甲賀市甲南町深川	深川(5)	III-3320	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
544	甲賀市甲南町深川	深川(6)	I-3365	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
545	甲賀市甲南町稗谷	稗谷	I-3071	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
546	甲賀市甲南町稗谷	稗谷(6)	II-3862	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
547	甲賀市甲南町稗谷	稗谷(7)	I-3758	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
548	甲賀市甲南町稗谷	稗谷(8)	II-3483	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
549	甲賀市甲南町稗谷	稗谷(9)	II-3484	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
550	甲賀市甲南町稗谷	稗谷(10)	II-3485	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
551	甲賀市甲南町耕心一丁目・耕心二丁目・深川	耕心(1)	I-3366	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
552	甲賀市甲南町耕心四丁目	耕心(2)	I-3367	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
553	甲賀市甲南町耕心二丁目	耕心(3)	I-3368	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
554	甲賀市甲南町杉谷	杉谷(2)	II-3865	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
555	甲賀市甲南町杉谷	杉谷(7)	II-3868	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
556	甲賀市甲南町杉谷	杉谷(9)	II-3443	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
557	甲賀市甲南町杉谷	杉谷(10)	II-3444	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
558	甲賀市甲南町杉谷	杉谷(11)	II-3445	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
559	甲賀市甲南町杉谷	杉谷(12)	II-3446	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
560	甲賀市甲南町新治	新治(4)	II-3447	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
561	甲賀市甲南町新治	新治(5)	II-3448	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
562	甲賀市甲南町新治	新治(6)	II-3449	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
563	甲賀市甲南町柑子	柑子(1)	II-3878	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
564	甲賀市甲南町柑子	柑子(2)	II-3879	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
565	甲賀市甲南町柑子	柑子(3)	I-3770	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
566	甲賀市甲南町柑子・池田・野川	柑子(4)	II-3880	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
567	甲賀市甲南町柑子・磯尾	柑子(6)	II-3876	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
568	甲賀市甲南町柑子	柑子(7)	II-3870	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
569	甲賀市甲南町柑子	柑子(8)	II-3459	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
570	甲賀市甲南町柑子	柑子(9)	I-3362	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
571	甲賀市甲南町柑子	柑子(10)	II-3460	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
572	甲賀市甲南町柑子	柑子(11)	II-3461	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
573	甲賀市甲南町柑子	柑子(12)	II-3462	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
574	甲賀市甲南町柑子	柑子(13)	II-3463	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
575	甲賀市甲南町野川	野川下(3)	I-3079	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
576	甲賀市甲南町野川	野川下(5)	I-3771	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
577	甲賀市甲南町野川	野川下(12)	II-3469	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
578	甲賀市甲南町野川	野川下①	I-3077	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
579	甲賀市甲南町野川	野川下②	I-3078	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
580	甲賀市甲南町野川	野川下④	I-3080	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
581	甲賀市甲南町野川	野川下⑥	II-3885	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
582	甲賀市甲南町野川	野川下⑦	II-3886	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
583	甲賀市甲南町野川	野川下⑧	I-3772	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
584	甲賀市甲南町野川	野川下⑨	II-3887	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
585	甲賀市甲南町野川	野川下⑩	I-3278	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
586	甲賀市甲南町野川	野川下⑪	II-3888	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
587	甲賀市甲南町野川	野川上(3)	II-3471	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
588	甲賀市甲南町野川	野川上(4)	I-3363	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
589	甲賀市甲南町野川	野川上(5)	II-3470	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
590	甲賀市甲南町野川	野川上(6)	II-3472	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
591	甲賀市甲南町下馬杉	下馬杉(8)	II-3473	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
592	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉(13)	II-3474	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
593	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉(14)	III-3319	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
594	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉(15)	II-3475	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
595	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉(16)	II-3476	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
596	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉(17)	II-3477	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
597	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉(18)	II-3478	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
(28)	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉(2)	I-3087	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	再指定
(29)	甲賀市甲南町上馬杉	上馬杉(8)	I-3773	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	再指定
598	甲賀市甲南町池田	池田(1)	II-3881	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示番号	指定年月日	県告示番号	
599	甲賀市甲南町池田	池田(2)	II-3882	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
600	甲賀市甲南町池田	池田(3)	II-3883	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
601	甲賀市甲南町池田	池田(4)	II-3464	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
602	甲賀市甲南町池田	池田(5)	II-3465	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
603	甲賀市甲南町池田	池田(6)	II-3466	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
604	甲賀市甲南町池田	池田(7)	II-3467	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
605	甲賀市甲南町池田	池田(8)	II-3468	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
606	甲賀市甲南町磯尾	上磯尾(3)	II-3456	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
607	甲賀市甲南町磯尾	上磯尾(4)	II-3457	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
608	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾(9)	II-3450	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
609	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾(10)	II-3451	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
610	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾(11)	II-3452	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
611	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾(12)	II-3453	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
612	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾(13)	II-3454	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
613	甲賀市甲南町磯尾	下磯尾(14)	II-3455	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
614	甲賀市甲南町竜法師	竜法師(6)	II-3458	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	-	-	
615	甲賀市甲南町希望ヶ丘三丁目・希望ヶ丘四丁目	希望ヶ丘(2)	I-3757	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
616	甲賀市甲南町希望ヶ丘四丁目	希望ヶ丘(3)	II-3480	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
617	甲賀市甲南町希望ヶ丘二丁目	希望ヶ丘(4)	I-3369	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
618	甲賀市甲南町稗谷・希望ヶ丘本町一丁目	希望ヶ丘(5)	II-3481	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
619	甲賀市甲南町希望ヶ丘本町十丁目・葛木	希望ヶ丘(6)	II-3482	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
620	甲賀市水口町秋葉	秋葉(2)	II-3764	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
621	甲賀市水口町京町・水口	水口(1)	I-3728	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
622	甲賀市水口町水口・元町・京町	元町	II-3762	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
623	甲賀市水口町京町	京町	I-3010	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
624	甲賀市水口町新町一丁目・本町一丁目・京町・水口	新町一丁目	I-3354	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
625	甲賀市水口町水口	水口(3)	I-3729	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
626	甲賀市水口町朝日が丘	朝日が丘	I-3008	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
627	甲賀市水口町松尾	松尾	II-3755	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
628	甲賀市水口町松尾	松尾(3)	II-3757	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
629	甲賀市水口町松尾	松尾(4)	I-3725	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
630	甲賀市水口町松尾・水口	松尾(5)	I-3726	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
631	甲賀市水口町松尾	松尾(6)	II-3432	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
632	甲賀市水口町松尾・水口	松尾(7)	II-3433	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
633	甲賀市水口町松尾	松尾(2)	II-3756	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
634	甲賀市水口町古城が丘・朝日が丘	朝日が丘(2)	II-3760	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
635	甲賀市水口町水口	水口(4)	I-3355	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
636	甲賀市水口町名坂・東名坂	名坂(3)	I-3353	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
637	甲賀市水口町東名坂	東名坂(1)	II-3758	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
638	甲賀市水口町名坂	名坂(1)	II-3754	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	-	-	
639	甲賀市水口町名坂	名坂(2)	III-3317	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
640	甲賀市水口町下山	下山(12)	II-3420	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
641	甲賀市水口町下山	下山(13)	II-3421	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
642	甲賀市水口町伴中山	伴中山(14)	II-3422	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
643	甲賀市水口町伴中山	伴中山(15)	III-3316	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	-	-	
644	甲賀市水口町山	山(13)	II-3424	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
645	甲賀市水口町山	山(14)	II-3425	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
646	甲賀市水口町山	山(20)	II-3430	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
647	甲賀市水口町山	山(21)	II-3431	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
(136)	甲賀市水口町山	山(11)	II-3979	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	再指定
648	甲賀市水口町下山	広野台	II-3747	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
649	甲賀市水口町下山	広野台(2)	I-3351	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
650	甲賀市水口町下山	広野台(3)	II-3419	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	-	-	
651	甲賀市水口町山	山(15)	II-3426	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
652	甲賀市水口町山	山(16)	II-3427	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
653	甲賀市水口町山	山(12)	II-3423	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
654	甲賀市水口町山	山(17)	II-3428	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	-	-	
655	甲賀市水口町山	山(18)	I-3352	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
656	甲賀市水口町山	山(19)	II-3429	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	-	-	
657	甲賀市水口町下山	下山⑩	II-3748	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
658	甲賀市水口町虫生野	虫生野(10)	II-3441	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
659	甲賀市水口町虫生野	虫生野(11)	II-3442	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
660	甲賀市水口町北内貴	北内貴	I-3361	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示番号	指定年月日	県告示番号	
661	甲賀市水口町高山	高山	II-3771	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
662	甲賀市水口町高山	高山(2)	II-3436	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
663	甲賀市水口町高山	高山(3)	II-3437	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
664	甲賀市水口町三大寺	三大寺	II-3772	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
665	甲賀市水口町三大寺	三大寺(2)	II-3438	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
666	甲賀市水口町三大寺	三大寺(3)	III-3318	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
667	甲賀市水口町牛飼	牛飼	II-3773	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
668	甲賀市水口町山上	山上(1)	II-3774	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
669	甲賀市水口町山上	山上(3)	I-3360	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
670	甲賀市水口町山上	山上(4)	II-3439	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
671	甲賀市水口町山上	山上(5)	II-3440	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
672	甲賀市水口町中畑	中畑	II-3759	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
673	甲賀市水口町中畑	中畑(3)	II-3434	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
674	甲賀市水口町中畑	中畑(4)	I-3358	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
675	甲賀市水口町新城	新城(2)	II-3766	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	-	-	
676	甲賀市水口町新城	新城(3)	I-3356	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
677	甲賀市水口町新城	新城(4)	I-3357	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
678	甲賀市水口町今郷・新城	今郷(1)	I-3359	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
679	甲賀市水口町今郷	今郷(2)	II-3435	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	-	-	
680	甲賀市水口町巖峨	巖峨	II-3767	99 次	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 137 号	
(53)	甲賀市信楽町長野	長野(6)	I-3099	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	再指定
681	甲賀市信楽町長野	長野(16)	I-3385	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
682	甲賀市信楽町長野	長野(17)	I-3386	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
683	甲賀市信楽町長野	長野(18)	I-3387	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
684	甲賀市信楽町長野	長野(19)	II-3553	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
685	甲賀市信楽町長野	長野(20)	II-3554	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
686	甲賀市信楽町長野	長野(21)	II-3555	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
687	甲賀市信楽町長野	長野(22)	II-3556	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
688	甲賀市信楽町長野	長野(23)	II-3557	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
689	甲賀市信楽町長野	長野(24)	II-3558	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
690	甲賀市信楽町長野	長野(25)	II-3559	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
691	甲賀市信楽町長野	長野(26)	II-3560	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
692	甲賀市信楽町長野	長野(27)	II-3561	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
693	甲賀市信楽町長野	長野(28)	II-3562	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
694	甲賀市信楽町長野	長野(29)	II-3563	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
695	甲賀市信楽町長野	長野(30)	III-3323	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
696	甲賀市信楽町長野	長野(32)	III-3325	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
697	甲賀市信楽町長野	長野(33)	II-3577	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
698	甲賀市信楽町長野	長野(34)	I-3384	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
699	甲賀市信楽町神山	神山(15)	I-3370	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
700	甲賀市信楽町神山	神山(16)	I-3371	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
701	甲賀市信楽町神山	神山(17)	I-3372	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
702	甲賀市信楽町神山	神山(18)	I-3373	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
703	甲賀市信楽町神山	神山(20)	I-3375	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
704	甲賀市信楽町神山	神山(21)	II-3498	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
705	甲賀市信楽町神山	神山(22)	II-3499	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
706	甲賀市信楽町神山	神山(23)	II-3500	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
707	甲賀市信楽町神山	神山(24)	II-3501	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
708	甲賀市信楽町神山	神山(25)	II-3502	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
709	甲賀市信楽町神山	神山(26)	II-3503	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
710	甲賀市信楽町神山	神山(27)	II-3504	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
711	甲賀市信楽町神山	神山(28)	II-3505	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
712	甲賀市信楽町神山	神山(29)	II-3506	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
713	甲賀市信楽町神山	神山(30)	II-3507	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
714	甲賀市信楽町神山	神山(31)	III-3326	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
715	甲賀市信楽町神山	神山(32)	II-3508	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
716	甲賀市信楽町神山	神山(33)	II-3509	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
717	甲賀市信楽町神山	神山(34)	II-3510	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
718	甲賀市信楽町小川出・江田	江田(3)	I-3376	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
719	甲賀市信楽町江田	江田(4)	II-3526	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
720	甲賀市信楽町江田	江田(5)	I-3378	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
721	甲賀市信楽町江田	江田(6)	II-3527	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
722	甲賀市信楽町江田	江田(7)	II-3528	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示番号	指定年月日	県告示番号	
723	甲賀市信楽町江田	江田(8)	II-3529	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
724	甲賀市信楽町江田	江田(9)	II-3530	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
725	甲賀市信楽町田代	田代(5)	II-3564	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
726	甲賀市信楽町田代	田代(6)	II-3565	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
727	甲賀市信楽町田代	田代(7)	II-3566	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
728	甲賀市信楽町田代	田代(8)	II-3567	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
729	甲賀市信楽町田代	田代(9)	II-3568	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
730	甲賀市信楽町田代	田代(10)	II-3569	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
731	甲賀市信楽町畑	畑(3)	II-3570	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
732	甲賀市信楽町畑	畑(4)	II-3571	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
733	甲賀市信楽町畑	畑(5)	II-3572	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
734	甲賀市信楽町畑	畑(6)	II-3573	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
735	甲賀市信楽町畑	畑(7)	II-3576	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
736	甲賀市信楽町宮町	宮町(5)	II-3574	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
737	甲賀市信楽町黄瀬	黄瀬(6)	II-3904	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
738	甲賀市信楽町黄瀬	黄瀬(7)	II-3905	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
739	甲賀市信楽町黄瀬	黄瀬(11)	I-3382	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
740	甲賀市信楽町黄瀬	黄瀬(12)	II-3537	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
741	甲賀市信楽町黄瀬	黄瀬(13)	II-3538	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
742	甲賀市信楽町黄瀬	黄瀬(14)	II-3539	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
743	甲賀市信楽町黄瀬	黄瀬(15)	II-3540	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
744	甲賀市信楽町牧	牧(5)	I-3388	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
745	甲賀市信楽町牧	牧(6)	II-3575	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
746	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(12)	I-3383	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
747	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(13)	II-3541	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
748	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(14)	II-3542	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
749	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(15)	II-3543	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
750	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(16)	II-3544	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
751	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(17)	II-3545	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
752	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(18)	II-3546	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
753	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(19)	II-3547	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
754	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(20)	II-3548	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
755	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(21)	II-3549	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
756	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(22)	II-3550	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
757	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(23)	II-3551	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
758	甲賀市信楽町勅旨	勅旨(24)	II-3552	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
759	甲賀市信楽町勅旨・牧	勅旨(25)	II-3578	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
760	甲賀市信楽町西	西(2)	I-3379	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
761	甲賀市信楽町西	西(3)	II-3532	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
762	甲賀市信楽町西・江田	江田(10)	II-3531	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
763	甲賀市信楽町中野	中野(12)	II-3515	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
764	甲賀市信楽町杉山	杉山(6)	II-3535	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
765	甲賀市信楽町杉山	杉山(7)	II-3536	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
766	甲賀市信楽町小川・中野	中野(10)	II-3513	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
767	甲賀市信楽町中野	中野(11)	II-3514	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
768	甲賀市信楽町中野	中野(13)	II-3516	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
769	甲賀市信楽町中野	中野(14)	III-3322	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
770	甲賀市信楽町中野	中野(15)	III-3328	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	-	-	
771	甲賀市信楽町小川	小川(14)	II-3488	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
772	甲賀市信楽町小川	小川(15)	II-3489	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
773	甲賀市信楽町小川	小川(24)	III-3321	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
774	甲賀市信楽町小川	小川⑤	II-3943	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
(146)	甲賀市信楽町小川	小川(11)	II-3982	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	再指定
775	甲賀市信楽町小川	小川(12)	II-3486	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
776	甲賀市信楽町小川	小川(13)	II-3487	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
777	甲賀市信楽町小川	小川(16)	II-3490	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
778	甲賀市信楽町小川	小川(17)	II-3491	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
779	甲賀市信楽町小川	小川(18)	II-3492	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
780	甲賀市信楽町小川	小川(19)	II-3493	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
781	甲賀市信楽町小川	小川(20)	II-3494	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
782	甲賀市信楽町小川	小川(21)	II-3495	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
783	甲賀市信楽町小川	小川(22)	II-3496	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
784	甲賀市信楽町小川	小川(23)	II-3497	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
785	甲賀市信楽町小川出	小川出(6)	II-3511	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
786	甲賀市信楽町小川出	小川出(7)	II-3512	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
787	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮(6)	II-3963	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
788	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮(7)	II-3517	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
789	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮(8)	II-3518	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
790	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮(9)	II-3519	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
791	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮(10)	II-3520	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
792	甲賀市信楽町上朝宮・下朝宮	上朝宮(11)	II-3521	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
793	甲賀市信楽町上朝宮・下朝宮	上朝宮(12)	II-3522	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
794	甲賀市信楽町上朝宮	上朝宮(13)	II-3523	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
795	甲賀市信楽町下朝宮	下朝宮(7)	I-3380	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
796	甲賀市信楽町下朝宮	下朝宮(8)	I-3381	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
(200)	甲賀市信楽町下朝宮	下朝宮(2)	II-3935	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	再指定
797	甲賀市信楽町下朝宮	下朝宮(10)	II-3534	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
798	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾(71)	II-3524	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
799	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾(72)	II-3525	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	
800	甲賀市信楽町多羅尾	多羅尾(73)	III-3327	101 次	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 175 号	

令和 3 年 7 月 16 日 現在

3.10.4 土砂災害（特別）警戒区域内にある災害時要配慮者利用施設

土砂災害(特別)警戒区域内の施設名称及び所在地(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条)

○急傾斜地の崩壊

要配慮者利用施設名		住所	急傾斜地の崩壊							
			警戒区域				特別警戒区域			
			区域名	区域番号	指定年月日	県告示第号	区域名	区域番号	指定年月日	県告示第号
1	老人保健施設 スキナヴィラ甲賀	水口町新町一丁目 2531-6	新町一丁目	I-3354-1	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号	新町一丁目	I-3354-2	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 138 号
2	特別養護老人ホーム甲賀荘	甲賀町大原中 904	大原中<4>	I-3747-1	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 67 号	大原中<4>	I-3747-2	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 118 号
3	甲賀荘短期入所生活介護事業所	甲賀町大原中 904	大原中<4>	I-3747-1	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 67 号	大原中<4>	I-3747-2	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 118 号
4	甲賀荘 小規模多機能ホーム あかり	甲賀町大原中 904	大原中<4>	I-3747-1	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 67 号	大原中<4>	I-3747-2	平成 18 年 1 月 20 日	県告示第 118 号
5	デイサービスセンター 四季の里	甲賀町隠岐 2177	隠岐<3>	I-3053-2	平成 18 年 10 月 23 日	県告示第 1304 号				
6	せせらぎ苑デイサービスセンター	甲南町葛木 855	葛木(1)	I-3760-1	平成 26 年 12 月 5 日	県告示第 497 号				
			葛木(4)	I-3288-1	平成 26 年 12 月 5 日	県告示第 497 号				
7	特別養護老人ホーム せせらぎ苑	甲南町葛木 855	葛木(1)	I-3760-1	平成 26 年 12 月 5 日	県告示第 497 号				
			葛木(4)	I-3288-1	平成 26 年 12 月 5 日	県告示第 497 号				
8	せせらぎ苑ショートステイ	甲南町葛木 855	葛木(1)	I-3760-1	平成 26 年 12 月 5 日	県告示第 497 号				
9	信楽荘デイサービスセンター	信楽町牧 1159	牧(4)	I-3310-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 148 号				
10	信楽荘	信楽町牧 1159	牧(4)	I-3310-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 148 号				
11	信楽荘ショートステイサービス	信楽町牧 1159	牧(4)	I-3310-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 148 号				
12	JAゆうハート ほそはらデイサービスセンター	信楽町柞原 793	柞原(12)	II-3646-1	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 165 号				
13	JA ゆうハート リハステージほそはら	信楽町柞原 793	柞原(12)	II-3646-1	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 165 号				
14	ケアハウスせせらぎ苑	甲南町葛木 855	葛木(1)	I-3760-1	平成 26 年 12 月 5 日	県告示第 497 号				
			葛木(4)	I-3288-1	平成 26 年 12 月 5 日	県告示第 497 号				
15	社会福祉法人 甲賀学園	甲賀町小佐治 3571	小佐治(29)	I-3314-1	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号				
16	ワークセンター紫香楽	信楽町神山 494-1	神山	I-3110-1	平成 19 年 2 月 13 日	県告示第 66 号				
17	信楽青年寮しん	信楽町神山 534-8	神山(20)	I-3375-1	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号				
18	信楽青年寮らく	信楽町神山 534-8	神山(20)	I-3375-1	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号				

要配慮者利用施設名		住所	急傾斜地の崩壊							
			警戒区域				特別警戒区域			
			区域名	区域番号	指定年月日	県告示第号	区域名	区域番号	指定年月日	県告示第号
19	北山荘	信楽町神山 534-8	神山(20)	I-3375-1	平成 31 年 3 月 26 日	県告示第 159 号				
20	浦白荘	信楽町長野 1434-15	長野(14)	I-3517-1	平成 28 年 3 月 30 日	県告示第 183 号	長野(14)	I-3517-1	平成 28 年 3 月 30 日	県告示第 190 号
21	TAMBO SIDE	信楽町勅旨 1502-1	勅旨(1)	I-3091-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 148 号				
22	医療法人社団仁生会 甲南病院	甲南町葛木 958	葛木(10)	I-3364-1	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号				
23	甲賀福祉作業所	甲賀町大久保 541	大久保	I-3320-1	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 109 号	大久保	I-3320-1	平成 31 年 3 月 1 日	県告示第 110 号
24	るりこう園	土山町野上野 497	野上野(2)	I-3347-1	平成 31 年 2 月 22 日	県告示第 92 号				
25	佐山児童クラブ	甲賀町小佐治 2922	小佐治<2>	I-3062-1	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 280 号				
26	朝宮保育園	信楽町上朝宮 611	上朝宮<1>	I-3105-2	平成 21 年 8 月 7 日	県告示第 490 号				
27	伴谷小学校	水口町伴中山 2252	伴中山<5>	I-3029-1	平成 19 年 3 月 22 日	県告示第 158 号				
			伴中山<13>	I-3143-1	平成 22 年 1 月 18 日	県告示第 29 号				
28	伴谷東小学校	水口町山 774	山(18)	I-3352-1	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 133 号				
29	佐山小学校	甲賀町小佐治 2922	小佐治<2>	I-3062-1	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 280 号				
			小佐治<5>	II-3802-2	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 280 号				
30	甲南第三小学校	甲南町野川 840	野川上<1>	I-3081-1	平成 17 年 6 月 22 日	県告示第 654 号				
			野川上<4>	I-3363-1	平成 31 年 3 月 15 日	県告示第 132 号				
31	小原小学校	信楽町柞原 899	柞原(24)	I-3279-1	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 165 号	柞原(24)	I-3279-1	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 171 号
			柞原(24)	I-3279-2	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 165 号				
32	朝宮小学校	信楽町下朝宮 268	下朝宮(6)	I-3312-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 148 号	下朝宮(6)	I-3312-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号
33	多羅尾小学校	信楽町多羅尾 2012	多羅尾 31	I-3257-3	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 171 号				
34	信楽高等学校	信楽町長野 317-1	長野(1)	I-3012-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 148 号	長野(1)	I-3012-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号
							長野(1)	I-3012-2	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号
							長野(1)	I-3012-3	平成 30 年 3 月 30 日	県告示第 154 号

○土石流

要配慮者利用施設名		住所	土石流			
			警戒区域			
			区域名	区域番号	指定年月日	県告示第号
1	老人福祉センター碧水荘	水口町北内貴 307	野洲川支流	1363023-1	平成 31 年 3 月 15 日	県告第 133 号
2	NPOしがらきデイサービスセンター	信楽町江田 66-4	中手川支流	1367325-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告第 148 号
3	ワークセンター紫香楽	信楽町神山 494-1	大戸川支流	1367053-1	平成 19 年 2 月 13 日	県告第 66 号
4	信楽青年寮しん	信楽町神山 534-8	大戸川支流	1367165-1	平成 22 年 2 月 26 日	県告第 126 号
			大戸川支流	1367167-1	平成 22 年 2 月 26 日	県告第 126 号
5	信楽青年寮らく	信楽町神山 534-8	大戸川支流	1367165-1	平成 22 年 2 月 26 日	県告第 126 号
			大戸川支流	1367167-1	平成 22 年 2 月 26 日	県告第 126 号
6	北山荘	信楽町神山 534-8	大戸川支流	1367165-1	平成 22 年 2 月 26 日	県告第 126 号
			大戸川支流	1367167-1	平成 22 年 2 月 26 日	県告第 126 号
7	やまつつじホーム	信楽町長野 292-1	大戸川支流	1367045-1	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 395 号
			大戸川支流	1367046-1	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 392 号
8	浦白荘	信楽町長野 1434-15	谷川支流	1367244-1	平成 28 年 3 月 30 日	県告第 183 号
9	信楽中央病院	信楽町長野 473	信楽川支流	1367319-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告第 148 号
10	テルホーム	信楽町牧 579	堂山川	1367308-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告第 148 号
11	雲井くもっこ児童クラブ	信楽町牧 868	大戸川支流	1367017-1	平成 17 年 3 月 30 日	県告第 216 号
12	雲井保育園	信楽町牧 873	大戸川支流	1367017-1	平成 17 年 3 月 30 日	県告第 216 号
13	雲井小学校	信楽町牧 868	大戸川支流	1367017-1	平成 17 年 3 月 30 日	県告第 216 号
14	多羅尾小学校	信楽町多羅尾 2012	宮ヶ谷	1367064-1	平成 19 年 2 月 13 日	県告第 66 号
			大戸川支流	1367065-1	平成 19 年 2 月 13 日	県告第 66 号
15	信楽学園	信楽町神山 470	大戸川支流	1367053-1	平成 19 年 2 月 13 日	県告第 66 号
			大戸川支流	1367324-1	平成 30 年 3 月 30 日	県告第 148 号
16	信楽高等学校	信楽町長野 317-1	信楽川支流	1367050-1	平成 18 年 3 月 30 日	県告第 397 号

○土砂災害に関する情報情報の伝達方法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条)

■社会福祉施設

災害対策本部 ⇒ 福祉部局 ⇒ 該当施設

■学校・保育園等

災害対策本部 ⇒ 教育委員会部局 ⇒ 該当施設

※詳細は、「甲賀市避難情報発令マニュアル」に定める。

3.11 道路重要水防箇所

(1) 異常気象時通行規制区間、道路通行規制基準

注) 雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象状況等の総合的に判断して行うが、原則として降雨の3時間以内の中断は、連続雨量として取り扱う。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準一覧表

ア.道路種別:一般国道(直轄管理)

号線	区 域	延長	雨量観測所名	電話番号	注意体制雨量	警戒体制雨量	非常体制
1	防災区域は三重河川国道事務所管内 三重県亀山市関町番掛～ 甲賀市土山町山中	4.6km 滋賀管内 0.6km	亀山市関町坂下 (テレメーター)	(三重河川国道) (059)-229-9714	連続雨量 80mm	連続雨量 180mm	重大な災害発生
そ の 他 の 区 域			当該出張所		—	250mm	—

一般国道(県管理)

路線名	担当名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道 路 情報板	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
					規制基準値(mm)		気象等観測所					
		自 都市 町村字 至 都市 町村字	延長 (km)		通行注意	通行止						
					連続雨量	連続雨量						
422 号	大津	大津市大石富川町 大津市大石富川町 (甲賀市界)	6.6	2,623	なし	110	大石観測所	崩土 ・落石	(国) (県) 307 号 大津信 楽	A-1 HL-1 BL-1	44	遮断装置 1 箇所
477 号	甲賀	甲賀市土山町大河原 (三重県界) 甲賀市土山町大河原 (日野町界)	14.3	164	なし	120	大河原観測所	崩土 ・落石	なし	C-1 HL-4 HL-9	44	遮断装置 1 箇所

主要地方道

路線名	担当名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道 路 情報板	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置	
					規制基準値(mm)		気象等観測所						
		自 都市 至 都市	町村字 町村字		延長 (km)	通行注意							通行止
						連続雨量							連続雨量
大津 信楽	大津 甲賀	大津市上田上牧町 甲賀市信楽町黄瀬	10.5	4,997	なし	90	上田上観測所	崩土・落石	(国) 307 号 (国) 1 号 (国) 422 号	B-2 HL-3 BL-1	44	遮断装置 2 箇所	
						100	信楽観測所						
大河原 北土山	甲賀	甲賀市土山町大河原 甲賀土山町鮎河	1.4	1,842	なし	120	大河原観測所 鮎河観測所	崩土・落石	なし	B-1 C-2 HL-4 BL-3	44	遮断装置 2 箇所	
牧甲西	甲賀	甲賀市信楽町宮町 湖南市三雲	5.8	681	なし	90	信楽観測所	崩土・落石	(国) 1 号 (国) 307 号	B-3 HL-2	58	遮断装置 2 箇所	

一般県道

路線名	担当名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道 路 情報板	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置		
					規制基準(mm)		気象等観測所							
		自 至	都市 都市		町村字 町村字	延長 (km)							通行注意	通行止
													連続雨量	連続雨量
信楽 上野	甲賀	甲賀市信楽町小川 甲賀市信楽町多羅尾	3.8	2,672	なし	110	信楽観測所	崩土・落石	(国) 422 号	B-3	46			
田代 上朝宮	甲賀	甲賀市信楽町畑 甲賀市信楽町上朝宮	3.3	1,392	なし	110	信楽観測所	崩土・落石	(国) (県) 307 号 栗東信楽	B-2	49			

参照:滋賀県水防計画

3.12 橋梁調査

参照: 滋賀県水防計画

番号	管内	河川名	路線名	橋梁名	形式	位置			通行上の 支障の 有無し	摘 要
						郡 市	町	字		
1	甲賀	野洲川	大河原北土山線	松尾川橋	Pc	甲賀市	土山町	鮎 河	無	水防上国道より水防資材の運搬に重要である。
2	甲賀	〃	〃	鮎河橋	〃	甲賀市	〃	〃	無	〃
3	甲賀	〃	〃	青瀬橋	〃	甲賀市	〃	青 土	無	〃
4	甲賀	〃	甲賀土山線	岩室橋	〃	甲賀市	甲賀町	岩 室	無	水防上国道1号より甲賀町への物資運搬道路として重要である。
5	甲賀	〃	相模水口線	新岩上橋	〃	甲賀市	水口町	巖 峨	無	水防上国道1号より甲南町への物資運搬幹線道路として重要である。
6	甲賀	〃	新町貴生川幹線	内貴橋	Kt	甲賀市	〃	水 口	耐荷荷重 13t W=5.1m	〃
7	甲賀	〃	水口甲南線	水口橋	Kt,Pc	甲賀市	水口町	高 塚	無	野洲川の対岸を結ぶと共に水防上重要である。
8	甲賀	ウグイ川	大河原・北土山線	ウグイ川橋	Pc	甲賀市	土山町	鮎 河	無	水防資材その他物資運搬に重要である。
9	甲賀	田村川	鮎河猪鼻線	青木ヶ瀬橋	St	甲賀市	〃	黒 川	無	〃
10	甲賀	〃	〃	黒川橋	Sg	甲賀市	〃	猪 鼻	無	〃
11	甲賀	杣 川	国道 307 号	北杣橋	Pc	甲賀市	水口町	貴生川	無	水防上国道1号より甲南町への物資運搬幹線道路として重要である。
12	甲賀	櫟野川	草津伊賀線	市神橋	〃	甲賀市	甲賀町	田堵野	無	甲賀市と三重県とを結ぶ重要道路。
13	甲賀	杣 川	〃	新杣川橋	Sg	甲賀市	甲南町	池 田	無	水防上主要地方道として国道1号より水口町をへて甲賀町への幹線道路。
14	甲賀	〃	上馬杉上野線	新高橋	Pc	甲賀市	甲賀町	毛 牧	無	水防上主要地方道よりの連絡に重要。
15	甲賀	〃	草津伊賀線	新寺井橋	Kt	甲賀市	〃	高 野	無	水防上主要地方道として国道1号より水口町をへて甲賀町への幹線道路。
16	甲賀	杣 川	水口甲南線	千歳橋	Kt	甲賀市	甲南町	寺 庄	無	水防国道1号よりの連絡に重要。
17	甲賀	杣 川	杉谷巖峨線	矢川橋	Pc	甲賀市	甲南町	深 川	無	水防上主要地方道より甲南町中心部への資材運搬に重要。
18	甲賀	思 川	泉日野線	城ノ橋	Sg	甲賀市	水口町	山	無	主要地方道より水口町北部への物資運搬道路。
19	甲賀	〃	〃	長徳橋	Pc	甲賀市	〃	伴中山	無	〃
20	甲賀	浅野川	上馬杉野尻線	柑子橋	〃	甲賀市	甲南町	柑 子	無	水防上主要地方道より甲南町南部への連絡に重要。
21	甲賀	〃	草津伊賀線	新浅野川橋	Sg	甲賀市	〃	竜法師	無	水防上主要地方道として国道1号より水口町をへて甲賀町への幹線道路。
22	甲賀	磯尾川	草津伊賀線	磯尾川橋	Pc	甲賀市	〃	新 治	無	水防上主要地方道として国道1号より水口町をへて甲賀町への幹線道路。

番号	管内	河川名	路 線 名	橋梁名	形式	位 置			通行上の 支障の 有無し	摘 要
						郡 市	町	字		
23	甲賀	荒 川	草津伊賀線	新荒川橋	Pc	甲賀市	水口町	岩 坂	無	主要地方道として湖南市より甲賀市を結ぶ資材運搬幹線道路。
24	甲賀	大戸川	雲井停車場線	雲井橋	Kt	甲賀市	信楽町	牧	無	水防資材運搬及び水防活動に重要。
25	甲賀	田代川	栗東信楽線	大象橋	Sg	甲賀市	〃	田 代	無	〃
26	甲賀	大戸川	信楽停車場線	旭 橋	Kt	甲賀市	〃	長 野	無	信楽中心部よりの水防活動に重要。
27	甲賀	〃	国道 422 号	大戸川橋	Pc	甲賀市	〃	市 場	無	〃
28	甲賀	南 川	〃	南川橋	〃	甲賀市	〃	北 出	無	信楽町より三重県伊賀市を結ぶ水防活動資材運搬線として重要。
29	甲賀	中手川	信楽上野線	小川橋	Ks	甲賀市	〃	小 川	無	〃
30	甲賀	瀬田川一次支川信楽川	国道 422 号	啜 橋	Pc	甲賀市	〃	宮 尻	無	水防上大津市からの資材運搬及び連絡に重要。
31	甲賀	〃	〃	小山橋	〃	甲賀市	〃	〃	無	〃
32	甲賀	〃	〃	梅川橋	〃	甲賀市	〃	〃	無	〃

3.13 山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)

参照:滋賀県地域防災計画【資料編】

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-0001	古城山①	甲賀市水口町 水口古城	151 戸	道路
209-0002	古城山②	甲賀市水口町 水口古城	100 戸	公共施設 道路
209-0003	古城山③	甲賀市水口町 水口古城	50 戸	道路
209-0004	出口	甲賀市水口町 松尾出口	3 戸	道路
209-0005	大谷北	甲賀市水口町 松尾大谷	7 戸	道路
209-0007	ヒヤケ	甲賀市水口町 松尾ヒヤケ	4 戸	道路
209-0008	豆ヶ谷	甲賀市水口町 中畑豆ヶ谷	3 戸	道路
209-0009	中尾	甲賀市水口町 八田中尾	22 戸	道路
209-0010	芳谷	甲賀市水口町 春日芳谷	2 戸	道路
209-0011	稲葉	甲賀市水口町 春日稲葉	6 戸	道路
209-0012	岨出	甲賀市水口町 春日岨出	3 戸	
209-0013	四方谷	甲賀市水口町 春日宮ヶ谷	5 戸	
209-0014	藤谷	甲賀市水口町 春日藤谷		道路
209-0015	北山	甲賀市水口町 下山前田	2 戸	道路
209-0016	下の前	甲賀市水口町 下山下の前	6 戸	道路
209-0017	細佐	甲賀市水口町 下山細佐	14 戸	道路
209-0018	向山	甲賀市水口町 下山柳瀬	9 戸	道路
209-0019	村外	甲賀市水口町 伴中山彼岸田	15 戸	道路
209-0020	中切	甲賀市水口町 伴中山百姓村	9 戸	道路
209-0021	神田	甲賀市水口町 伴中山城下	13 戸	道路
209-0023	北谷	甲賀市水口町 山北谷	5 戸	道路
209-0024	高ソネ	甲賀市水口町 山上ノ山	17 戸	道路
209-0025	西村	甲賀市水口町 山西村	4 戸	道路
209-0027	山添	甲賀市水口町 虫生野宮ノ谷	34 戸	道路
209-0028	安土谷	甲賀市水口町 虫生野安土谷	5 戸	
209-0030	長畑	甲賀市水口町 虫生野西飼戸	6 戸	道路
209-0031	中矢田野	甲賀市水口町 北内貴中矢田野		公共施設
209-0032	菖蒲谷	甲賀市水口町 岩坂平子	18 戸	道路
209-0033	平石	甲賀市水口町 牛飼麻生田		道路
209-0034	庚申山④	甲賀市水口町 山上水谷		道路
209-0035	大谷庚申山	甲賀市水口町 山上古坊		道路
209-0036	岩込	甲賀市水口町 山上庚申山		公共施設
209-0037	庚申山①	甲賀市水口町 山上庚申山		道路
209-0038	庚申山②	甲賀市水口町 山上庚申山		道路
209-0039	庚申山③	甲賀市水口町 山上庚申山		道路
209-0040	山上	甲賀市水口町 山上馬谷	6 戸	道路
209-0041	大川筋①	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0042	大川筋②	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0043	大川筋③	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0044	大川筋④	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0045	大川筋⑤	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0046	大川筋⑥	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0047	大川筋⑦	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0048	大川筋⑧	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0049	大川筋⑨	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0050	吹上谷	甲賀市土山町 大河原吹上谷	3 戸	道路
209-0051	杉谷①	甲賀市土山町 大河原杉谷		道路
209-0052	大川筋⑩	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0053	大川筋⑪	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0054	大川筋⑫	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0055	大川筋⑬	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0056	恋南①	甲賀市土山町 大河原恋南	38 戸	道路
209-0057	恋南②	甲賀市土山町 大河原恋南		道路
209-0058	大川筋⑭	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路
209-0059	大川筋⑮	甲賀市土山町 大河原大川筋		公共施設 道路

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-0060	大川筋⑩	甲賀市土山町 大河原大川筋		道路
209-0061	杉谷②	甲賀市土山町 大河原吹上谷		公共施設
209-0063	大谷①	甲賀市土山町 鮎河大谷		道路
209-0064	大谷②	甲賀市土山町 鮎河大谷		道路
209-0065	辻垣外①	甲賀市土山町 鮎河北山	36 戸	道路
209-0066	辻垣外②	甲賀市土山町 鮎河辻垣外	2 戸	道路
209-0067	辻垣外③	甲賀市土山町 鮎河辻垣外	10 戸	道路
209-0068	坂尻①	甲賀市土山町 鮎河坂尻		道路
209-0069	大谷③	甲賀市土山町 鮎河大谷	23 戸	道路
209-0070	大谷④	甲賀市土山町 鮎河大谷	23 戸	道路
209-0071	大谷⑤	甲賀市土山町 鮎河大谷	37 戸	道路
209-0072	坂尻②	甲賀市土山町 鮎河坂尻		道路
209-0073	多良谷川	甲賀市土山町 黒滝多良谷川	14 戸	道路
209-0074	黒滝(西山)	甲賀市土山町 黒滝甚右エ門屋		道路
209-0075	隠山	甲賀市土山町 黒川沢田	1 戸	道路
209-0076	中村	甲賀市土山町 黒川中村	10 戸	道路
209-0077	平子	甲賀市土山町 黒川北谷	5 戸	道路
209-0078	千谷	甲賀市土山町 黒川千谷	27 戸	公共施設 道路
209-0079	市場	甲賀市土山町 黒川崩谷	13 戸	道路
209-0080	西林	甲賀市土山町 猪鼻藪ノ裏	10 戸	道路
209-0081	水無	甲賀市土山町 猪鼻水無	1 戸	道路
209-0082	駒返り	甲賀市土山町 山中駒返り		道路
209-0083	大林	甲賀市土山町 山中大林	2 戸	道路
209-0084	山中	甲賀市土山町 山中北坂	1 戸	道路
209-0085	中垣外	甲賀市土山町 笹路林ノキワ	10 戸	道路
209-0086	上山	甲賀市土山町 笹路上山	19 戸	道路
209-0087	仲田	甲賀市土山町 笹路北ノ下		道路
209-0088	池ヶ原	甲賀市土山町 山女原池ヶ原	9 戸	道路
209-0089	西脇	甲賀市土山町 南土山西脇丙	1 戸	
209-0090	西岩井谷	甲賀市土山町 北土山西岩井谷		道路
209-0091	北土山田代	甲賀市土山町 北土山田代		道路
209-0092	岩井谷	甲賀市土山町 北土山岩井谷		道路
209-0093	蟹坂	甲賀市土山町 南土山鹿垣乙		道路
209-0094	大門	甲賀市土山町 瀬音大門	1 戸	道路
209-0095	前畑	甲賀市土山町 瀬音前畑	21 戸	道路
209-0096	下ノ切	甲賀市土山町 瀬音下ノ切	2 戸	道路
209-0097	中垣外	甲賀市土山町 瀬音中垣外	16 戸	道路
209-0098	東野	甲賀市土山町 青土東野	22 戸	道路
209-0099	大西	甲賀市土山町 青土大西	13 戸	道路
209-0100	トヤ谷	甲賀市土山町 頓宮トヤ谷	10 戸	道路
209-0101	末田①	甲賀市土山町 大野北谷	14 戸	道路
209-0103	下ノ組	甲賀市甲賀 櫟野下ノ組	14 戸	道路
209-0104	上ノ平	甲賀市甲賀町 櫟野下田	3 戸	道路
209-0105	斧伽	甲賀市甲賀町 神斧伽	6 戸	道路
209-0106	深山口	甲賀市甲賀町 神深山口	4 戸	道路
209-0107	次郎九郎	甲賀市甲賀町 神藤木		道路
209-0108	藤木	甲賀市甲賀町 神藤木	3 戸	道路
209-0109	唐戸川	甲賀市甲賀町 神唐戸川	15 戸	公共施設 道路
209-0110	北垣	甲賀市甲賀町 大原上田北垣	4 戸	道路
209-0111	山ノ前	甲賀市甲賀町 大原上田山ノ前	6 戸	道路
209-0112	山崎	甲賀市甲賀町 油日山崎	7 戸	道路
209-0113	南平①	甲賀市甲賀町 滝南平	5 戸	道路
209-0114	南平②	甲賀市甲賀町 滝南平	7 戸	道路
209-0115	南平③	甲賀市甲賀町 毛枚干ヶ谷	4 戸	道路
209-0116	青木	甲賀市甲賀町 滝青木	2 戸	道路
209-0117	谷出	甲賀市甲賀町 毛枚雲瀬	10 戸	道路
209-0118	椿谷	甲賀市甲賀町 和田武蔵	12 戸	道路

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-0119	西ノ谷	甲賀市甲賀町 和田大谷	3 戸	道路
209-0120	駒谷	甲賀市甲賀町 和田寺子谷	5 戸	道路
209-0121	柞ヶ谷	甲賀市甲賀町 和田柞ヶ谷	10 戸	道路
209-0122	亀川	甲賀市甲賀町 和田亀川	3 戸	道路
209-0123	中大平①	甲賀市甲賀町 高嶺小林	7 戸	道路
209-0124	宮ノ前	甲賀市甲賀町 高嶺山ノ上	1 戸	道路
209-0125	中ノ北	甲賀市甲賀町 高嶺美濃谷	8 戸	道路
209-0126	宮ノ下	甲賀市甲賀町 高嶺西街道	2 戸	公共施設 道路
209-0127	中大平②	甲賀市甲賀町 高嶺中大平	5 戸	道路
209-0128	正保	甲賀市甲賀町 五反田尾崎	8 戸	道路
209-0129	石ヶ谷	甲賀市甲賀町 五反田小泓	13 戸	道路
209-0130	大平①	甲賀市甲賀町 小佐治下川敷	12 戸	道路
209-0131	大平②	甲賀市甲賀町 小佐治大平	17 戸	道路
209-0132	城殿	甲賀市甲賀町 小佐治城殿	4 戸	道路
209-0133	田尻	甲賀市甲賀町 小佐治田尻	10 戸	公共施設 道路
209-0134	小林	甲賀市甲賀町 小佐治小林	3 戸	道路
209-0135	北迫	甲賀市甲賀町 小佐治北迫	1 戸	道路
209-0136	上出	甲賀市甲賀町 小佐治千町	3 戸	道路
209-0137	門ノ前	甲賀市甲賀町 神保門ノ前	10 戸	道路
209-0138	打越	甲賀市甲賀町 隠岐打越	9 戸	道路
209-0139	門ノ内	甲賀市甲賀町 隠岐門ノ内	12 戸	道路
209-0140	越部	甲賀市甲賀町 隠岐越部	7 戸	道路
209-0141	若王寺	甲賀市甲賀町 岩室平海野	5 戸	道路
209-0142	平海野	甲賀市甲賀町 岩室南平	10 戸	道路
209-0143	坊谷	甲賀市甲南町 葛木坊谷		道路
209-0144	信濃垣	甲賀市甲南町 葛木信濃垣	4 戸	
209-0145	片山	甲賀市甲南町 深川口林	39 戸	道路
209-0146	大年	甲賀市甲南町 深川大年	36 戸	道路
209-0148	田代	甲賀市甲南町 稗谷田代	10 戸	道路
209-0149	七反田	甲賀市甲南町 森尻七反田	11 戸	
209-0150	大日	甲賀市甲南町 池田大日	7 戸	
209-0151	坊谷	甲賀市甲南町 池田坊谷	2 戸	
209-0152	松尾前	甲賀市甲南町 池田松尾前	2 戸	
209-0153	八田	甲賀市甲南町 池田山添	2 戸	
209-0154	奥山	甲賀市甲南町 池田古ノ古	4 戸	
209-0155	中出	甲賀市甲南町 磯尾中出	32 戸	道路
209-0156	畑口	甲賀市甲南町 磯尾畑口	9 戸	道路
209-0157	神田谷	甲賀市甲南町 磯尾寺谷	1 戸	
209-0158	北垣外	甲賀市甲南町 竜法師山垣外	1 戸	道路
209-0159	上川原	甲賀市甲南町 杉谷西出	12 戸	道路
209-0160	畦ノ平	甲賀市甲南町 杉谷古門	18 戸	道路
209-0161	東出	甲賀市甲南町 杉谷都谷	2 戸	
209-0162	道ノ下	甲賀市甲南町 杉谷道ノ下		道路
209-0163	砂平	甲賀市甲南町 杉谷砂原	11 戸	道路
209-0164	向井	甲賀市甲南町 杉谷向井	5 戸	道路
209-0165	火打鹿尾	甲賀市甲南町 杉谷火打鹿尾		道路
209-0166	岩尾	甲賀市甲南町 杉谷岩尾		道路
209-0167	下塩田	甲賀市甲南町 塩野下塩田	17 戸	道路
209-0168	杉迫	甲賀市甲南町 柑子杉迫	4 戸	道路
209-0169	八正寺①	甲賀市甲南町 柑子池ノ谷	2 戸	道路
209-0170	池ノ谷	甲賀市甲南町 柑子池ノ谷	4 戸	
209-0171	八正寺②	甲賀市甲南町 柑子八正寺	3 戸	道路
209-0172	川原石	甲賀市甲南町 柑子川原石		道路
209-0173	大平	甲賀市甲南町 柑子大平	12 戸	道路
209-0174	後谷	甲賀市甲南町 柑子後谷	3 戸	道路
209-0175	谷出①	甲賀市甲南町 柑子の場	4 戸	道路
209-0176	谷出②	甲賀市甲南町 野川檜ヶ本	7 戸	道路

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-0177	檜ヶ本	甲賀市甲南町 野川檜ヶ本	4 戸	道路
209-0178	三反田	甲賀市甲南町 野川後谷	13 戸	道路
209-0179	向側	甲賀市甲南町 野川向側	11 戸	道路
209-0180	岡ノ前	甲賀市甲南町 野川岡ノ前	2 戸	
209-0181	小ヶ糸	甲賀市甲南町 野川小ヶ糸	9 戸	
209-0182	森ヶ下	甲賀市甲南町 下馬杉森ヶ下	16 戸	道路
209-0183	堂前	甲賀市甲南町 下馬杉堂前	7 戸	道路
209-0184	丈分	甲賀市甲南町 下馬杉悪谷	3 戸	道路
209-0185	西出	甲賀市甲南町 上馬杉西出	10 戸	道路
209-0186	針間	甲賀市甲南町 上馬杉針間	9 戸	道路
209-0187	城出	甲賀市甲南町 上馬杉南谷	3 戸	
209-0188	岡ノ下	甲賀市甲南町 上馬杉北谷	4 戸	道路
209-0189	竜口	甲賀市甲南町 上馬杉竜口	3 戸	道路
209-0190	奥山谷	甲賀市甲南町 上馬杉山ノ瀬	1 戸	
209-0191	谷垣外	甲賀市信楽町 長野谷垣外	2 戸	公共施設 道路
209-0192	北出	甲賀市信楽町 長野広芝	4 戸	道路
209-0193	広芝①	甲賀市信楽町 長野広芝	16 戸	
209-0194	広芝②	甲賀市信楽町 長野広芝	6 戸	道路
209-0195	南松尾	甲賀市信楽町 長野南松尾	15 戸	道路
209-0196	敷ヶ尾	甲賀市信楽町 長野堂ノ谷	63 戸	道路
209-0197	三代出①	甲賀市信楽町 長野三代出	35 戸	公共施設 道路
209-0198	三代出②	甲賀市信楽町 長野三代出	4 戸	道路
209-0199	三代出③	甲賀市信楽町 長野三代出		公共施設 道路
209-0200	浦白	甲賀市信楽町 長野浦白	3 戸	公共施設 道路
209-0201	北山	甲賀市信楽町 神山北山	17 戸	公共施設 道路
209-0202	西側①	甲賀市信楽町 神山木舟	39 戸	道路
209-0203	城山	甲賀市信楽町 神山入ヶ谷	50 戸	道路
209-0204	八郎谷	甲賀市信楽町 神山北はじき	8 戸	道路
209-0205	南新田獄	甲賀市信楽町 神山獄側	2 戸	道路
209-0206	曲り木	甲賀市信楽町 神山曲り木	14 戸	道路
209-0207	西側②	甲賀市信楽町 神山西側	4 戸	道路
209-0208	西側③	甲賀市信楽町 神山木舟	10 戸	道路
209-0209	南新田	甲賀市信楽町 神山金ヶ谷	2 戸	道路
209-0210	二本丸	甲賀市信楽町 神山北山	3 戸	公共施設 道路
209-0211	井出ヶ谷	甲賀市信楽町 田代ゼンマイ谷		道路
209-0212	広畑	甲賀市信楽町 田代広畑	41 戸	道路
209-0213	猪ノ谷	甲賀市信楽町 田代猪ノ谷	7 戸	道路
209-0214	黒谷	甲賀市信楽町 田代黒谷		道路
209-0215	西側	甲賀市信楽町 畑西側	7 戸	道路
209-0216	東側	甲賀市信楽町 畑東側	7 戸	道路
209-0217	アガタニ	甲賀市信楽町 宮町長谷	7 戸	道路
209-0218	イワオ	甲賀市信楽町 宮町岩尾	26 戸	道路
209-0219	西出①	甲賀市信楽町 宮町西出	6 戸	道路
209-0220	西出②	甲賀市信楽町 宮町西出	15 戸	道路
209-0221	桧谷	甲賀市信楽町 宮町桧谷		道路
209-0222	飯道山	甲賀市信楽町 宮町飯道山		道路
209-0223	金山	甲賀市信楽町 黄瀬金山	13 戸	道路
209-0224	角チ(山添)	甲賀市信楽町 黄瀬角チ	25 戸	道路
209-0225	角チ(小池①)	甲賀市信楽町 黄瀬角チ	4 戸	道路
209-0226	角チ(小池②)	甲賀市信楽町 黄瀬角チ	10 戸	道路
209-0227	角チ	甲賀市信楽町 黄瀬角チ		道路
209-0228	峠谷	甲賀市信楽町 黄瀬角チ		道路
209-0229	北側	甲賀市信楽町 黄瀬角チ	15 戸	道路
209-0230	漆原①	甲賀市信楽町 牧小屋カイト	8 戸	道路
209-0231	漆原②	甲賀市信楽町 牧小屋カイト	3 戸	道路
209-0232	スガマ谷	甲賀市信楽町 牧スガマ谷	18 戸	道路
209-0233	中牧	甲賀市信楽町 牧上野	5 戸	

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-0234	ウエヤマ	甲賀市信楽町 牧西側	15 戸	道路
209-0235	小西出①	甲賀市信楽町 勅旨石屋原	15 戸	道路
209-0236	小西出②	甲賀市信楽町 勅旨小西出	6 戸	道路
209-0237	岩ノ谷	甲賀市信楽町 勅旨岩ノ谷	8 戸	道路
209-0238	宇田出①	甲賀市信楽町 勅旨左近道	12 戸	道路
209-0239	宇田出②	甲賀市信楽町 勅旨左近道	51 戸	道路
209-0240	高田	甲賀市信楽町 勅旨高田	12 戸	道路
209-0241	井出ノ下①	甲賀市信楽町 勅旨井出ノ下	2 戸	道路
209-0242	井出ノ下②	甲賀市信楽 長野岡ヶ谷		道路
209-0243	沢出	甲賀市信楽町 勅旨西出	16 戸	道路
209-0244	千枚谷	甲賀市信楽町 西夏南保	17 戸	道路
209-0245	葭ヶ谷	甲賀市信楽町 西吉ヶ谷	10 戸	道路
209-0246	北海道	甲賀市信楽町 西北海道	12 戸	道路
209-0247	北垣外①	甲賀市信楽町 柞原北垣外	41 戸	道路
209-0248	北垣外②	甲賀市信楽町 中野北垣外	16 戸	道路
209-0249	北垣外③	甲賀市信楽町 中野北垣外	30 戸	道路
209-0250	西谷	甲賀市信楽町 杉山東南	18 戸	道路
209-0251	東南①	甲賀市信楽町 杉山東南	6 戸	道路
209-0252	東南②	甲賀市信楽町 杉山東南	2 戸	道路
209-0253	広畑	甲賀市信楽町 小川出広芝	48 戸	道路
209-0254	脇谷	甲賀市信楽町 小川向開戸	18 戸	道路
209-0255	西出④	甲賀市信楽町 小川西出	34 戸	道路
209-0256	西垣外	甲賀市信楽町 柞原東垣外	6 戸	公共施設 道路
209-0257	岡出	甲賀市信楽町 小川岡出	9 戸	道路
209-0258	大久保出	甲賀市信楽町 小川大久保出	15 戸	道路
209-0259	梨ノ木谷	甲賀市信楽町 小川梨ノ木谷		道路
209-0260	カマノコ①	甲賀市信楽町 小川臼ヶ谷		道路
209-0261	カマノコ②	甲賀市信楽町 小川釜ノ子		道路
209-0262	奥出	甲賀市信楽町 小川奥出	1 戸	
209-0263	裏山	甲賀市信楽町 小川裏山		道路
209-0264	キドノ谷	甲賀市信楽町 上朝宮木戸ヶ谷	24 戸	道路
209-0265	北谷	甲賀市信楽町 上朝宮北出	9 戸	道路
209-0266	シシノ谷出海戸	甲賀市信楽町 上朝宮出海戸	60 戸	道路
209-0267	イオ谷	甲賀市信楽町 下朝宮奥之谷	18 戸	道路
209-0268	イチノ谷	甲賀市信楽町 下朝宮芝		公共施設 道路
209-0269	エダニ	甲賀市信楽町 下朝宮小田ノ谷	9 戸	道路
209-0270	石倉	甲賀市信楽町 下朝宮石倉	18 戸	道路
209-0271	醍醐	甲賀市信楽町 下朝宮醍醐	2 戸	道路
209-0272	カクレ谷	甲賀市信楽町 下朝宮蔭山		道路
209-0273	西出	甲賀市信楽町 下朝宮西出	6 戸	道路
209-0274	猪ノ鼻畑ヶ谷①	甲賀市信楽町 下朝宮荒堀		道路
209-0275	猪ノ鼻畑ヶ谷②	甲賀市信楽町 下朝宮畑ヶ谷		道路
209-0276	猪ノ鼻①	甲賀市信楽町 下朝宮猪ノ鼻		道路
209-0277	猪ノ鼻②	甲賀市信楽町 宮尻石堂		道路
209-0278	猪ノ鼻③	甲賀市信楽町 宮尻石堂		道路
209-0279	猪ノ鼻④	甲賀市信楽町 宮尻石堂		道路
209-0280	大岩	甲賀市信楽町 下朝宮武士谷		道路
209-0281	上畑①	甲賀市信楽町 宮尻大岩		道路
209-0282	上畑②	甲賀市信楽町 宮尻大岩		道路
209-0283	小山	甲賀市信楽町 宮尻上ノ垣内	9 戸	道路
209-0284	ウエノバタ	甲賀市信楽町 宮尻小山	4 戸	道路
209-0285	下出	甲賀市信楽町 宮尻下出	9 戸	道路
209-0286	四十刈	甲賀市信楽町 宮尻四十刈	13 戸	道路
209-0287	カミデ	甲賀市信楽町 宮尻下出	4 戸	道路
209-0288	宮尻	甲賀市信楽町 宮尻上畑	9 戸	道路
209-0289	小峠	甲賀市信楽町 多羅尾小峠	2 戸	道路
209-0290	茶屋出①	甲賀市信楽町 多羅尾茶屋出	6 戸	道路

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-0291	茶屋出②	甲賀市信楽町 多羅尾東山	7 戸	道路
209-0292	カマガダニ	甲賀市信楽町 多羅尾宮ノ谷	18 戸	公共施設 道路
209-0293	東出	甲賀市信楽町 多羅尾桧原	17 戸	道路
209-0294	北出	甲賀市信楽町 多羅尾踊り堂	8 戸	道路
209-0295	桧原	甲賀市信楽町 多羅尾干茗ヶ谷	2 戸	道路
209-0296	浦出	甲賀市信楽町 多羅尾脇ノ谷	2 戸	道路
209-0297	上出	甲賀市信楽町 多羅尾前谷	1 戸	道路
209-0298	石橋	甲賀市信楽町 多羅尾戸根谷	8 戸	道路
209-0299	シデノ木原	甲賀市信楽町 多羅尾西川		道路
209-0300	板井谷	甲賀市信楽町 多羅尾仁右エ門		道路
209-0301	高杭	甲賀市信楽町 多羅尾中ノ平尾	2 戸	道路
209-0302	地藏ヶ谷	甲賀市信楽町 多羅尾高杭中山		道路
209-0303	柞ヶ平尾	甲賀市信楽町 多羅尾下ヶ畑	3 戸	道路
209-0304	下ノ畑	甲賀市信楽町 多羅尾下柿ヶ畑	4 戸	道路
209-0305	下六呂川	甲賀市信楽町 多羅尾下六呂川	1 戸	道路
209-0306	下柿ヶ畑	甲賀市信楽町 多羅尾東六呂川	14 戸	道路
209-0307	東柿ヶ畑	甲賀市信楽町 多羅尾南茗ヶ谷	4 戸	道路
209-0308	上柿ヶ畑	甲賀市信楽町 多羅尾中尾		公共施設 道路
209-0309	南茗ヶ谷	甲賀市信楽町 多羅尾流中山		道路
209-0310	溝ヶ谷	甲賀市信楽町 多羅尾溝ヶ谷	2 戸	道路
209-0311	大野	甲賀市信楽町 多羅尾大野	1 戸	道路
209-0312	樋井	甲賀市信楽町 多羅尾桶井		道路
209-0313	神明	甲賀市信楽町 多羅尾神有	1 戸	道路
209-0314	鴻ヶ薮	甲賀市信楽町 多羅尾鴻ヶ薮		道路
209-0315	茶屋出③	甲賀市信楽町 多羅尾流中山	6 戸	道路
209-0316	茶屋出④	甲賀市信楽町 多羅尾高杭	2 戸	道路
209-0317	橋ヶ谷	甲賀市甲賀町 櫟野橋ヶ谷		道路
209-0318	三大寺	甲賀市水口町 三大寺初明	3 戸	道路
209-0319	岩尾②	甲賀市甲南町 杉谷岩尾		道路
209-0320	イヌコソ	甲賀市甲賀町 上野イヌコソ		公共施設 道路
209-0321	塩野奥山④	甲賀市甲南町 塩野奥山		道路
209-0322	葛ヶ谷	甲賀市甲賀町 五反田葛ヶ谷	3 戸	道路
209-0323	岩尾	甲賀市甲南町 杉谷岩尾	5 戸	道路
209-0324	五本松	甲賀市信楽町 黄瀬角子	6 戸	道路
209-0325	駒谷②	甲賀市甲賀町 和田駒谷	2 戸	道路

3.14 山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)

参照: 滋賀県地域防災計画【資料編】

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-001	西山	甲賀市水口町岩阪西山	15 戸	道路
209-002	最勝寺山	甲賀市水口町岩阪最勝寺山	15 戸	道路
209-003	高山大谷	甲賀市水口町宇川饅場	3 戸	公共施設 道路
209-004	落し谷	甲賀市水口町三大寺落し谷	18 戸	道路
209-005	川合谷	甲賀市水口町三大寺川合谷	5 戸	道路
209-006	杉折ヶ谷	甲賀市水口町高山大谷	25 戸	道路
209-007	道德寺	甲賀市水口町三大寺道德寺	4 戸	公共施設 道路
209-008	川越谷	甲賀市水口町牛飼苗端	7 戸	公共施設 道路
209-009	牛飼大谷	甲賀市水口町牛飼大谷		公共施設 道路
209-010	岩出谷	甲賀市水口町牛飼岩出		公共施設 道路
209-011	堀越	甲賀市水口町牛飼堀越		公共施設 道路
209-012	小野谷	甲賀市水口町牛飼小野谷		公共施設 道路
209-013	白谷	甲賀市水口町牛飼城谷		道路
209-014	白倉谷①	甲賀市土山町大河原白倉谷		公共施設 道路
209-015	白倉谷②	甲賀市土山町大河原清水平谷		公共施設 道路
209-016	白倉谷③	甲賀市土山町大河原白倉谷		公共施設 道路

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-017	大川筋①	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-018	大川筋②	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-019	大川筋③	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-020	大川筋④	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-021	大川筋⑤	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-022	大川筋⑥	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-023	大川筋⑦	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-024	大川筋⑧	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-025	大川筋⑨	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-026	大川筋⑩	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-027	大川筋⑪	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-028	大川筋⑫	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-029	大川筋⑬	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-030	大川筋⑭	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-031	大川筋⑮	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-032	大川筋⑯	甲賀市土山町大河原大川筋		公共施設 道路
209-033	吹上谷	甲賀市土山町大河原吹上谷		道路
209-034	北垣外①	甲賀市土山町大河原北垣外		道路
209-035	北垣外②	甲賀市土山町大河原北垣外	9 戸	道路
209-036	横尾	甲賀市土山町鮎河横尾		道路
209-037	鮎河奥山	甲賀市土山町鮎河奥山	12 戸	道路
209-038	鮎河大谷	甲賀市土山町鮎河大谷	25 戸	道路
209-039	三滝谷	甲賀市土山町鮎河大谷		公共施設 道路
209-040	坂尻	甲賀市土山町鮎河坂尻	6 戸	道路
209-041	赤坂	甲賀市土山町鮎河横尾		道路
209-042	多良谷川	甲賀市土山町黒滝多良谷川	3 戸	道路
209-044	中山	甲賀市土山町黒滝中尾谷	25 戸	道路
209-045	西ノ谷	甲賀市土山町黒川西ノ谷	3 戸	道路
209-046	桜谷	甲賀市土山町猪鼻火頭古		道路
209-047	曾利野①	甲賀市土山町山中曾利野	3 戸	道路
209-048	曾利野②	甲賀市土山町山中曾利野	3 戸	道路
209-049	エボシガ谷	甲賀市土山町中山蒲生谷	6 戸	道路
209-050	打越①	甲賀市土山町笹路打越		道路
209-051	打越②	甲賀市土山町笹路打越		道路
209-052	池ヶ原	甲賀市土山町山女原池ヶ原	3 戸	道路
209-053	猪ノ谷	甲賀市土山町笹路猪ノ谷	6 戸	道路
209-054	丸田	甲賀市土山町山女原丸田	8 戸	道路
209-055	蟹坂	甲賀市土山町南土山中野乙		道路
209-056	栃木谷	甲賀市土山町北土山栃木谷		道路
209-057	割谷①	甲賀市土山町北土山田代		道路
209-058	割谷②	甲賀市土山町北土山割谷		道路
209-059	岩井谷	甲賀市土山町北土山岩井谷		道路
209-060	猪矢谷①	甲賀市土山町瀬音猪矢谷		道路
209-061	音羽谷①	甲賀市土山町瀬音音羽谷		道路
209-062	音羽谷②	甲賀市土山町瀬音音羽谷		道路
209-063	大門	甲賀市土山町瀬音日ノ谷	17 戸	道路
209-064	猪矢谷②	甲賀市土山町瀬音猪矢ノ谷		道路
209-065	猪矢谷③	甲賀市土山町瀬音音羽谷		道路
209-066	山神谷	甲賀市土山町青土東野	12 戸	道路
209-067	溝ヶ谷	甲賀市土山町青土東野	5 戸	道路
209-068	青土大谷	甲賀市土山町青土大谷		道路
209-069	蛭谷①	甲賀市土山町青土蛭谷		道路
209-070	イシガミ	甲賀市土山町青土石神		公共施設 道路
209-071	蛭谷②	甲賀市土山町青土蛭谷		道路
209-072	蛭谷③	甲賀市土山町青土蛭谷		道路
209-073	奥山田	甲賀市土山町大澤奥山田		道路
209-074	那須ヶ原	甲賀市甲賀町榛野那須ヶ原		道路
209-075	仏生寺	甲賀市甲賀町榛野仏生寺	14 戸	道路
209-076	祝詞ヶ原①	甲賀市甲賀町榛野奥笹尾		道路

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-077	祝詞ヶ原②	甲賀市甲賀町榛野祝詞ヶ原		道路
209-078	祝詞ヶ原③	甲賀市甲賀町榛野祝詞ヶ原		道路
209-079	滝谷	甲賀市甲賀町神滝谷		道路
209-080	滝谷①	甲賀市甲賀町神滝谷		道路
209-081	滝谷②	甲賀市甲賀町神滝谷		道路
209-082	滝谷③	甲賀市甲賀町神滝谷		道路
209-083	那須谷	甲賀市甲賀町神広小場		道路
209-084	深山口	甲賀市甲賀町神深山口		公共施設 道路
209-085	藤木	甲賀市甲賀町神藤木	5 戸	道路
209-086	滝谷④	甲賀市甲賀町神広小場		道路
209-088	白石谷	甲賀市甲賀町神滝谷		道路
209-089	河内谷	甲賀市甲賀町油日河内		道路
209-090	中津古	甲賀市甲賀町油日大中津古		道路
209-091	平畑	甲賀市甲賀町油日大中津古	8 戸	道路
209-092	高間	甲賀市甲賀町油日高間		道路
209-093	西塔寺	甲賀市甲賀町油日西塔寺		道路
209-094	名畑①	甲賀市甲賀町油日名畑		道路
209-095	名畑②	甲賀市甲賀町油日名畑		道路
209-096	武士ヶ谷	甲賀市甲賀町油日武士ヶ谷		道路
209-097	蛇ノ谷	甲賀市甲賀町岩室風呂山		道路
209-098	上り尾	甲賀市甲南町磯尾上り尾		公共施設
209-099	池田ヶ平①	甲賀市甲南町磯尾池田ヶ原		道路
209-100	池田ヶ平②	甲賀市甲南町磯尾池田ヶ平		道路
209-101	池田ヶ平③	甲賀市甲南町磯尾池田ヶ平		公共施設
209-102	中出	甲賀市甲南町磯尾中出	9 戸	道路
209-103	岩尾①	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-104	岩尾②	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-105	岩尾③	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-106	岩尾④	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-107	岩尾⑤	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-108	岩尾⑥	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-109	岩尾⑦	甲賀市甲南町杉谷岩尾	4 戸	道路
209-110	岩尾⑧	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-111	岩尾⑨	甲賀市甲南町杉谷岩尾	2 戸	道路
209-112	岩尾⑩	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-113	岩尾⑪	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-114	岩尾⑫	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-115	広谷①	甲賀市甲南町杉谷広谷		道路
209-116	広谷②	甲賀市甲南町杉谷広谷		道路
209-117	広谷③	甲賀市甲南町杉谷広谷		道路
209-118	広谷④	甲賀市甲南町杉谷広谷		道路
209-119	岩尾⑬	甲賀市甲南町杉谷岩尾	3 戸	道路
209-120	岩尾⑭	甲賀市甲南町杉谷岩尾		道路
209-121	岩尾⑮	甲賀市甲南町杉谷岩尾		公共施設
209-122	奥山①	甲賀市甲南町塩野奥山		道路
209-123	奥山②	甲賀市甲南町塩野奥山		道路
209-124	奥山③	甲賀市甲南町塩野奥山		道路
209-125	小屋ヶ谷	甲賀市甲南町塩野小屋ヶ谷		道路
209-216	樋ノ谷	甲賀市信楽町長野窯ヶ谷	32 戸	道路
209-127	南松尾②	甲賀市信楽町長野南松尾	21 戸	道路
209-128	西山	甲賀市信楽町長野西山		道路
209-129	東山	甲賀市信楽町長野東山	10 戸	道路
209-130	堀畑①	甲賀市信楽町神山堂海道	14 戸	道路
209-131	堀畑②	甲賀市信楽町神山八郎谷	9 戸	道路
209-132	堀畑③	甲賀市信楽町神山八郎谷	6 戸	道路
209-133	北新田①	甲賀市信楽町神山八郎谷	6 戸	道路
209-134	北新田②	甲賀市信楽町神山八郎谷	8 戸	道路

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-135	南新田	甲賀市信楽町神山東谷	3 戸	道路
209-136	岩ヶ谷	甲賀市信楽町神山嶽側	4 戸	道路
209-137	かきヤマ谷①	甲賀市信楽町神山金ヶ谷	8 戸	道路
209-138	かきヤマ谷②	甲賀市信楽町神山東谷	8 戸	道路
209-139	ゆりが谷	甲賀市信楽町神山柿ヶ谷		道路
209-140	長谷	甲賀市信楽町神山杉ヶ谷		道路
209-141	市場	甲賀市信楽町神山北山	9 戸	道路
209-142	宮ノ元	甲賀市信楽町神山宮ノ元		道路
209-143	違垣①	甲賀市信楽町田代餅臼		道路
209-144	違垣②	甲賀市信楽町田代石仏谷		道路
209-145	違垣③	甲賀市信楽町田代石仏谷		道路
209-147	東側	甲賀市信楽町畑東側		道路
209-148	西側②	甲賀市信楽町畑西側		道路
209-149	西側①	甲賀市信楽町畑西側	7 戸	道路
209-150	北側	甲賀市信楽町黄瀬金山	6 戸	道路
209-151	取谷	甲賀市信楽町黄瀬角子		道路
209-152	土立ノ谷	甲賀市信楽町黄瀬角子		道路
209-153	牧	甲賀市信楽町牧糠流谷		公共施設 道路
209-154	葛上	甲賀市信楽町勅旨葛上	5 戸	道路
209-155	千枚谷	甲賀市信楽町西五屋谷	14 戸	道路
209-156	北垣外	甲賀市信楽町柞原北垣外	13 戸	道路
209-157	橋ノ谷	甲賀市信楽町中野北垣外	14 戸	道路
209-158	中筋	甲賀市信楽町杉山東南		道路
209-159	渡り出	甲賀市信楽町小川渡り出		道路
209-160	押ヶ口	甲賀市信楽町小川押ヶ口		道路
209-161	滝ノ谷	甲賀市信楽町小川滝ノ谷		道路
209-162	臼ヶ谷	甲賀市信楽町小川臼ヶ谷		道路
209-163	杉ヶ谷	甲賀市信楽町上朝宮杉ヶ谷		道路
209-164	奥山	甲賀市信楽町上朝宮奥山		道路
209-165	椋谷	甲賀市信楽町上朝宮椋谷		道路
209-166	江谷	甲賀市信楽町下朝宮江谷	22 戸	道路
209-167	庵谷	甲賀市信楽町下朝宮江谷	22 戸	道路
209-168	四十刈	甲賀市信楽町宮尻四十刈	13 戸	道路
209-169	石堂①	甲賀市信楽町宮尻石堂		道路
209-170	石堂②	甲賀市信楽町宮尻石堂		道路
209-171	岩ヶ谷	甲賀市信楽町宮尻岩ヶ谷		道路
209-172	西出	甲賀市信楽町多羅尾板井谷		道路
209-173	鳥源谷	甲賀市信楽町多羅尾東山	6 戸	道路
209-174	釜ヶ谷	甲賀市信楽町多羅尾東山	2 戸	道路
209-175	高杭	甲賀市信楽町多羅尾西茗ヶ谷		道路
209-176	西出①	甲賀市信楽町多羅尾沢ヶ谷		道路
209-177	西出②	甲賀市信楽町多羅尾西川南側		道路
209-178	四尾草	甲賀市土山町山女原四尾草		道路
209-179	上り尾②	甲賀市甲南町磯尾上り尾		公共施設
209-180	角子	甲賀市信楽町黄瀬角子		道路
209-181	西出③	甲賀市信楽町多羅尾瀑谷		道路
209-182	背キ谷	甲賀市信楽町小川背キ谷		道路
209-183	広芝	甲賀市信楽町畑下ノ切		道路
209-184	角子②	甲賀市信楽町黄瀬角子		道路
209-185	中井出	甲賀市信楽町宮町長谷	4 戸	道路
209-186	桧谷②	甲賀市信楽町宮町鍋谷		道路
209-187	牛飼	甲賀市水口町牛飼大谷		公共施設 道路
209-188	宮町長谷新湯	甲賀市信楽町宮町長谷		道路
209-189	堀畑④	甲賀市信楽町神山堀畑	6 戸	道路
209-190	牛飼②	甲賀市水口町牛飼大谷		公共施設 道路
209-191	石川谷	甲賀市信楽町勅旨石川谷	1 戸	道路
209-192	敷地ヶ尾	甲賀市信楽町長野敷地ヶ尾		公共施設

地区番号	地区名	所在地	保全対象	
			人家	インフラ
209-193	角子③	甲賀市信楽町黄瀬角子		道路
209-194	大谷②	甲賀市水口町牛飼大谷		公共施設 道路
209-195	大谷③	甲賀市水口町牛飼岩出		公共施設 道路
209-196	宮町長谷①	甲賀市信楽町宮町長谷		道路
209-197	宮町長谷②	甲賀市信楽町宮町長谷		道路
209-198	堀畑5	甲賀市信楽町神山堀畑	7 戸	道路
209-199	堀畑6	甲賀市信楽町神山堀畑	13 戸	道路
209-200	北垣外	甲賀市信楽町中野北垣外	3 戸	道路
209-201	西出川	甲賀市信楽町宮町樋ノ谷	1 戸	道路
209-202	岩尾①	甲賀市信楽町宮町岩尾	3 戸	道路
209-203	岩尾②	甲賀市信楽町宮町岩尾	1 戸	道路
209-204	風呂谷	甲賀市信楽町宮町岩尾	7 戸	道路
209-205	樋ノ谷	甲賀市信楽町宮町樋ノ谷		道路

3.15 山地災害危険地区（地すべり危険地区）

参照: 滋賀県地域防災計画【資料編】

地区番号	地区名	所在地	保全対象
209-1	黒滝	黒滝柳谷	人家 28 戸 道路
209-2	中の組	黒川北谷	人家 10 戸 道路

3.16 甲賀市 水害・土砂災害マップ

甲賀市防災マップ (<http://www.city.koka.lg.jp/7216.htm>)

3.17 甲賀市洪水ハザードマップ

甲賀市洪水浸水想定区域図 (<https://www.city.koka.lg.jp/secure/32098/P61-P62.pdf>)

3.18 浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設

洪水浸水想定区域(野洲川・杣川浸水想定区域・大戸川浸水想定区域)ならびに地先の安全度マップ内の施設名称及び所在地(水防法第15条第1項)

○地先の安全度マップ

要配慮者利用施設名		所在地	浸水想定		
			図面名	浸水深	指定年月日
1	介護老人保健施設ケアセンターささゆり	水口町貴生川 293 番地 1	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
2	ケアセンターささゆり通所リハビリテーション	水口町貴生川 293 番地 1	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
3	JAゆうハート つない手	水口町新城 520 番地	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
4	デイサービス 憩々(いこいこい)	水口町北泉二丁目 84 番地	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
5	ひなたぼっこ げんき	水口町本綾野 566 番地 1 アル・ブラザ 2 階	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
6	グループホームせせらぎ	甲南町葛木 869-2	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
7	懐かし処 いろり家	甲南町野尻 434	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
8	グループホームそまがわ	甲南町野尻 418 番地	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
9	ハーモニーハウス甲賀	甲南町野田字下浦 806 番地	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
10	看護小規模多機能型居宅介護 そまの音	甲南町深川市場 10 番 1 号	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
11	NPOしがらきデイサービスセンター	信楽町江田 66-4	最大浸水深図 1/200 年確率	2.0m～3.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
12	レッツ倶楽部たかはし信楽	信楽町牧 1520-1	最大浸水深図 1/200 年確率	2.0m～3.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
13	ケアハウスせせらぎ苑	甲南町葛木 855	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
14	サニーサイド	水口町宇川 2033	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
15	ワークセンター紫香楽	信楽町神山 494-1	最大浸水深図 1/200 年確率	4.0m～5.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
16	やまつつじホーム	信楽町長野 292-1	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
17	浦白荘	信楽町長野 1434-15	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
18	TAMBO SIDE	信楽町勅旨 1502-1	最大浸水深図 1/200 年確率	4.0m～5.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
19	甲南病院	甲南町葛木 958	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
20	信楽中央病院	信楽町長野 473	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
21	紫香楽病院	信楽町牧 997	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
22	ハートクリニックこころ	甲南町野尻 411	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
23	グループホームフルハウス	甲南町寺庄 1094	最大浸水深図 1/200 年確率	2.0m～3.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
24	アイ・コラボレーションしがらき	信楽町長野 1228	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
25	はなみずきホーム	信楽町長野 422-1	最大浸水深図 1/200 年確率	2.0m～3.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
26	あたご荘	信楽町長野 429-18	最大浸水深図 1/200 年確率	2.0m～3.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
27	COTTONハウス	信楽町長野 563	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
28	綿花菓子	信楽町長野 565	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
29	ふくやまHOME【R6.3 末現在 休止中】	信楽町長野 565	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
30	放課後等デイサービスてんてんしがらき	信楽町長野 565	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
31	メゾンもとみ【R6.3 末現在 休止中】	信楽町長野 880-3	最大浸水深図 1/200 年確率	2.0m～3.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
32	信楽くるみ作業所	信楽町長野 92	最大浸水深図 1/200 年確率	5.0m以上	令和 2 年 3 月 31 日
33	フォレスト	信楽町牧 780 番地 1	最大浸水深図 1/200 年確率	2.0m～3.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
34	るりこう園	土山町野上野 497	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
35	サニーズホーム	水口町泉 479 番 4	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
36	宿り木	水口町貴生川二丁目 62	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
37	放課後等デイサービスてんてん	水口町三本柳 250	最大浸水深図 1/200 年確率	2.0～3.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日

要配慮者利用施設名		所在地	浸水想定		
			図面名	浸水深	指定年月日
38	共働事業所けいいかん	水口町巖峨 3480	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
39	メイプルホーム	水口町東名坂 156-2 サンハイツ峯	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
40	児童デイサービスすまいる	水口町東名坂 212 番 地 1	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
41	児童デイサービスLuana	水口町東名坂 213	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
42	福祉事業所 春の日	水口町東名坂 251	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
43	自立支援ホーム桜生	水口町虫生野 996-10	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
44	さくらホーム	水口町虫生野中央 164 サンタローザ 103 号、105 号	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
45	サンタローザホーム	水口町虫生野中央 164 サンタローザ 303 号、305 号	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
46	緑の家【R6.3 未現在 休止中】	信楽町牧 1058-24	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
47	放課後等デイサービスさんま	水口町梅が丘 5 番地 2	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
48	障がい者支援センター かがやき	水口町本綾野 1978 番 地 7	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
49	相談支援センターろーぶ	水口町本綾野 1978 番 地 7	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
50	放課後等デイサービスきらっと	水口町本綾野 1978 番 地 7	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
51	コッカラ	甲南町野尻 431 番地	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
52	貴生川児童クラブ	水口町貴生川 557	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
53	柏木児童クラブ	水口町北脇 1205 番地 1	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
54	佐山児童クラブ	甲賀町小佐治 2922	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
55	甲南なかよし児童クラブ	甲南町竜法師 1137	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
56	雲井くもっこ児童クラブ	信楽町牧 868	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
57	放課後さんま児童クラブ	水口町梅が丘 5-2	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
58	杜のなかよし児童クラブ	甲南町野尻 443 番地 1	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
59	甲南子育て支援センター	甲南町野田 810	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
60	信楽子育て支援センター	信楽町長野 1251	最大浸水深図 1/200 年確率	3.0～4.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
61	適応指導教室	水口町貴生川 558	最大浸水深図 1/200 年確率	1.0m～2.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
62	児童発達支援センター	甲南町野田 810	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
63	大野保育園	土山町大野 461-2	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
64	柏木保育園	水口町植 440	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
65	明照保育園	信楽町長野 998	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
66	パレット園もとあやの	水口町本綾野 566 番 地 1 平和堂水口店内	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
67	しきさい保育園	甲南町野尻 443 番地 1	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
68	ちきゅう保育園	水口町水口 6084-1 西友水口店 2 階	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
69	うちゅー保育園	水口町東名坂 287-2 ナカジマスポート2F	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
70	サンライズキッズ保育園 水口園	水口町東名坂 288-1	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日

要配慮者利用施設名		所在地	浸水想定		
			図面名	浸水深	指定年月日
71	水口幼稚園 にじ	水口町本綾野 3-23	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
72	柏木小学校	水口町北脇 1132	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m 未満	令和 2 年 3 月 31 日
73	大原小学校	甲賀町大久保 1000	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
74	佐山小学校	甲賀町小佐治 2922	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
75	甲南第二小学校	甲南町杉谷 2046	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
76	甲南中部小学校	甲南町竜法師 1137	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m～1.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
77	雲井小学校	信楽町牧 868	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
78	水口中学校	水口町水口 5900	最大浸水深図 1/200 年確率	0.5m未満	令和 2 年 3 月 31 日
79	信楽学園	信楽町神山 470	最大浸水深図 1/200 年確率	3.0～4.0m未満	令和 2 年 3 月 31 日
80	伴谷くじらこども園	水口町伴中山 1015			令和 5 年 7 月 24 日

○洪水予報等情報の伝達方法(水防法第 15 条第 2 項)

■社会福祉施設

■学校・保育園等

災害対策本部 ⇒ 福祉部局 ⇒ 該当施設 災害対策本部 ⇒ 教育委員会部局 ⇒ 該当施設

※詳細は、「甲賀市避難情報発令マニュアル」に定める。

3.19 災害時要配慮者利用施設の範囲

番号	施設名等	関係法令
1	児童福祉施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター)
2	老人福祉関係施設	
	老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター)
	有料老人ホーム	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条に規定する施設
	老人居宅生活支援事業を行う施設等	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項から第6項までに規定する事業を行うものに限る
		老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設
		老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設
		老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
		老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
3	介護保険施設	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第24項に規定する施設
		指定介護老人福祉施設
		介護老人保険施設
4	障害者支援施設	障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設
5	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条の第6項から第8項、第10項、第12項から第14項及び第17項に規定する事業を行うものに限る
		障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護
		障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護
		障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所
		障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援
		障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練
		障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援
		障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援
		障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助
6	身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する施設(身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設)
7	福祉ホーム	障害者総合支援法第5条第28項に規定する施設
8	精神障害者退院支援施設	平成18年9月29日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設
9	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設
10	医療提供施設	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設)
11	学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する施設
12	障害児通所支援事業所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項から第5項までに規定する事業を行うものに限る
		児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援

番号	施設名等	関係法令
		児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援
		児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス
		児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援
13	その他	
	救護施設	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する施設
	更生施設	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第3項に規定する施設
	医療保護施設	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第4項に規定する施設
	特別支援学校	学校教育法第72条に規定する施設
	その他災害時要援護者に関連する施設	

3.20 震度計設置場所

地 域 名	設 置 箇 所	設 置 者
甲賀市水口町	甲賀市役所敷地内	気 象 庁
甲賀市土山町	土山地域市民センター敷地内	滋 賀 県
甲賀市甲賀町相模	甲賀地域市民センター敷地内	滋 賀 県
甲賀市甲賀町大久保	かふか生涯学習館敷地内	防災科学技術研究所
甲賀市甲南町	甲南地域市民センター敷地内	滋 賀 県
甲賀市信楽町	信楽地域市民センター敷地内	滋 賀 県
甲賀市信楽町	信楽地域市民センター敷地内	防災科学技術研究所

出典: 気象庁ホームページ(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/intens-st/>)

4 防災上注意すべき施設

4.1 危険物製造所等設置状況

令和5年3月31日現在

完成検査済証交付施設数	合計	事業所数
	712	235

本部名	製造所	貯蔵所								
		小計	屋内貯蔵所	屋外タンク	特定屋外	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所
甲賀広域行政組合	28	507	164	134	0	10	122	10	52	15

交付施設の別・区分	取扱所					
	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
施設数	177	75	1	0	0	101

4.2 火薬類製造所、火薬庫

事業者名	所在地	煙火製造所	火薬、爆薬、火工品	火工品のみのみ
池本 敏和	甲賀市水口町水口 6699			○

4.3 高圧ガス

令和4年3月31日現在

事業者名	所在地	第一種製造所	第一種貯蔵所
塩野義製薬株式会社 油日研究センター	甲賀市甲賀町五反田 1405 番地		○
バイエル薬品株式会社 滋賀工場	甲賀市甲賀町鳥居野 121 番地 1		○
株式会社大井鉄工所	甲賀市甲賀町田堵野 818 番地	○	
湖南精工株式会社甲賀工場	甲賀市甲南町柑子 2002-28		○
三桜工業株式会社 滋賀工場	甲賀市甲南町杉谷 245 番地		○
近江鍛工株式会社 信楽工場	甲賀市信楽町黄瀬 138 番地	○	
住友電工ウインテック株式会社 信楽事業所	甲賀市信楽町江田 1074 番地	○	
有限会社湖南マル	甲賀市信楽町江田 191 番地	○	
株式会社三彩 江田工場	甲賀市信楽町江田 826 番地	○	
しろやま株式会社	甲賀市信楽町神山 1417 番地	○	
信楽ガス株式会社	甲賀市信楽町西 349 番地の 9	○	
近江化学陶器株式会社	甲賀市信楽町勅旨 2408 番地	○	
大塚オーミ陶業株式会社 信楽工場	甲賀市信楽町柞原 926 番地	○	
株式会社榎木製作所 滋賀水口工場	甲賀市水口町さつが丘 14 番地	○	
フクシマガリレイ株式会社 滋賀(水口)工場	甲賀市水口町さつが丘 26 番地	○	
大和リース株式会社 滋賀水口デポ・関西工場	甲賀市水口町さつが丘 35 番地	○	
甲賀協同ガス株式会社	甲賀市水口町ひのきが丘 12 番地	○	
大阪ウェルディング工業株式会社	甲賀市水口町宇川 1426-10	○	
株式会社日立建機ティエラ生産本部	甲賀市水口町笹が丘 1 番地 2	○	
株式会社ミヤケ 滋賀工場	甲賀市水口町新城525番地		○

事業者名	所在地	第一種 製造所	第一種 貯蔵所
株式会社積水化成成品滋賀	甲賀市水口町泉 1259 番地	○	
株式会社ホテルクス 滋賀工場	甲賀市水口町日電 3 番 1 号	○	○
株式会社ワキ 本社水口工場	甲賀市水口町北脇 193 番地	○	
朝日アグリア株式会社 関西工場	甲賀市水口町水口 6776		○
株式会社菊池鉄工所 滋賀工場	甲賀市土山町黒川 1380 番地	○	
五洋電気株式会社 滋賀工場	甲賀市土山町南土山 464 番地 1	○	○
滋賀ポリ株式会社	甲賀市土山町南土山乙 423 番地	○	
株式会社大阪特殊鋼管製造所 滋賀工場	甲賀市土山町北土山 414 番地 1	○	
株式会社ホームエネルギー近畿 甲賀センター	甲賀市水口町ひのきが丘 12	○	

4.4 毒物劇物営業者

令和 4 年 3 月 31 日現在

地域	製造業	輸入業	販売業	法第 22 条 第 1 項の 業務上取扱者	法第 22 条 第 5 項の 業務上の取扱者	特定毒物 研究者 ・使用者	計
甲賀市	12	0	53	1	-	1	67

※表中の「-」はデータなし

4.5 放射線物質取扱業者

事業所名	所在地
株式会社コーガアイソトープ	甲賀市甲賀町神保 53-6

4.6 市内文化財一覧表

甲賀市内指定文化財一覧(令和5年12月31日現在)

*配列は指定区分順・旧行政順・村コード順・指定年月日順とする。

*指定区分は次のとおり略記した。

国指定重要文化財→重文、国指定史跡・国指定天然記念物・国指定有形民俗文化財→国指定、国選択文化財→国選択、滋賀県指定文化財→県指定、滋賀県選択文化財→県選択、甲賀市指定文化財→市指定、国登録文化財→国登録

区分	種別	指定名称	員数	所有者等	所在地	指定年月日	時代
重文	建造物	八坂神社本殿	1棟	八坂神社	水口町巖峨	明治 39.4.14	桃山
重文	建造物	加茂神社本殿	1棟	加茂神社	土山町青土	大正 14.4.24	室町
重文	建造物	油日神社本殿	1棟	油日神社	甲賀町油日	明治 34.3.27	室町
重文	建造物	油日神社楼門及び廻廊	3棟	油日神社	甲賀町油日	明治 39.4.14	室町
重文	建造物	油日神社拝殿	1棟	油日神社	甲賀町油日	昭和 33.5.14	桃山
重文	建造物	新宮神社表門	1棟	新宮神社	甲南町新治	大正 13.4.15	室町
重文	建造物	飯道神社本殿	1棟	飯道神社	信楽町宮町	大正 14.4.24	江戸
重文	建造物	第一大戸川橋梁	1基	甲賀市	信楽町勅旨	令和 3.8.3	昭和
重文	絵画	紙本墨画鳥獣人物戯画丁巻断簡	1幅	秀明文化財団	信楽町田代	令和 5.6.27	鎌倉
重文	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1躯	西栄寺	水口町八田	明治 42.4.5	平安
重文	彫刻	木造薬師如来坐像	1躯	西栄寺	水口町八田	明治 42.4.5	平安
重文	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	1躯	智禅院	水口町伴中山	明治 44.8.9	鎌倉
重文	彫刻	木造女神像	1躯	水口神社	水口町宮の前	明治 44.8.9	鎌倉
重文	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1躯	願隆寺	水口町松尾	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造日光月光菩薩立像	2躯	願隆寺	水口町松尾	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造十一面千手観音立像	1躯	千光寺	水口町巖峨	明治 45.2.8	平安
重文	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1躯	泉福寺	水口町泉	明治 41.4.23	鎌倉
重文	彫刻	木造如意輪観音坐像	1躯	持宝寺	水口町酒人	明治 45.2.8	鎌倉
重文	彫刻	木造大日如来坐像	1躯	福照寺	水口町貴生川	明治 42.4.5	平安
重文	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1躯	飯道寺	水口町三大寺	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造地藏菩薩立像	1躯	飯道寺	水口町三大寺	明治 41.4.23	鎌倉
重文	彫刻	木造十一面観音立像	1躯	飯道寺	水口町三大寺	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造地藏菩薩立像	1躯	永昌寺	水口町宇川	明治 42.4.5	平安
重文	彫刻	木造大日如来坐像	1躯	長松寺	土山町黒川	明治 45.2.8	平安
重文	彫刻	木造釈迦如来坐像	1躯	清凉寺	土山町青土	大正 2.4.14	鎌倉
重文	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1躯	阿弥陀寺	甲賀町櫟野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造聖観音立像	1躯	阿弥陀寺	甲賀町櫟野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造十一面観音坐像	1躯	櫟野寺	甲賀町櫟野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造聖観音立像	1躯	櫟野寺	甲賀町櫟野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造薬師如来坐像	1躯	櫟野寺	甲賀町櫟野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造毘沙門天立像	1躯	櫟野寺	甲賀町櫟野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造十一面観音立像〔1 軀〕 木造聖観音立像〔2 軀〕 木造吉祥天立像〔2 軀〕 木造地藏菩薩立像〔1 軀〕	6 軀	櫟野寺	甲賀町櫟野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造地藏菩薩立像〔1 軀〕 木造聖観音立像〔5 軀〕 木造十一面観音立像〔2 軀〕 木造吉祥天立像〔1 軀〕	9 軀	櫟野寺	甲賀町櫟野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	櫟野寺	甲賀町櫟野	昭和 34.12.18	鎌倉
重文	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	常光寺	甲賀町大原上田	明治 41.4.23	平安

重文	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	長福寺	甲賀町大原中	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造仏頭	1 箇	長福寺	甲賀町大原中	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造神像	1 軀	大鳥神社	甲賀町鳥居野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造聖観音坐像	1 軀	長福寺	甲賀町田堵野	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	龍福寺	甲賀町滝	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	光明寺	甲賀町五反田	明治 41.4.24	平安
重文	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 軀	安楽寺	甲賀町小佐治	明治 42.4.5	平安
重文	彫刻	木造聖観音立像	1 軀	妙音寺	甲賀町小佐治	明治 42.4.5	平安
重文	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	大岡寺	甲賀町隠岐	明治 42.4.5	平安
重文	彫刻	木造聖観音立像	1 軀	大福寺	甲賀町岩室	明治 45.2.8	平安
重文	彫刻	木造十一面千手観音坐像	1 軀	浄福寺	甲南町深川	明治 41.4.23	鎌倉
重文	彫刻	木造千手観音立像	1 軀	檜尾寺	甲南町池田	昭和 51.6.5	鎌倉
重文	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	嶺南寺	甲南町竜法師	明治 41.4.23	鎌倉
重文	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	正福寺	甲南町杉谷	明治 45.2.8	平安
重文	彫刻	木造釈迦如来坐像	1 軀	正福寺	甲南町杉谷	明治 45.2.8	平安
重文	彫刻	木造十一面観音及両脇侍立像	3 軀	伊勢廻寺	甲南町野川	明治 45.2.8	南北朝
重文	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	福竜寺	甲南町下馬杉	明治 41.4.23	平安
重文	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	誓蓮寺	甲南町上馬杉	明治 45.2.8	平安
重文	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 軀	秀明文化財団	信楽町田代	昭和 47.2.28 平成 28.8.17	鎌倉
重文	彫刻	木造十一面観音立像・像内納入品	1 軀	誓光寺	信楽町上朝宮	平成 19.6.8	平安
重文	彫刻	木造聖観音立像	1 軀	浄願寺	信楽町多羅尾	明治 42.4.5	平安
重文	工芸品	曜変天目茶碗	1 口	秀明文化財団	信楽町田代	昭和 28.11.14	南宋
国宝	書跡	大般若経	27 帖	常明寺	土山町南土山	明治 43.4.20 昭和 37.6.21	奈良
国宝	書跡	大般若経	142 帖	太平寺	土山町鮎河	明治 43.4.20 昭和 37.6.21	奈良
重文	書跡	大般若経	43 帖	見性庵	土山町鮎河	明治 43.4.20	奈良
国指定	有形民俗	近江甲賀の前挽鋸製造用具及び製品 附仕入・販売関係資料	1274 点 (附 418 点)	甲賀市	甲南町葛木	平成 27.3.2	—
国指定	無形民俗	近江のケンケト祭り長刀振り		近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会	土山町前野・徳原・甲賀町岩室他	令和 2.3.16	—
国選択	無形民俗	油日の太鼓踊		油日神社奴振太鼓踊保存会	甲賀町油日	昭和 48.11.5	—
国選択	無形民俗	近江のケンケト祭り長刀振り		瀧樹神社献鶏頭おどり保存会他	土山町前野・徳原・甲賀町岩室	昭和 59.12.20	—
国指定	史跡	水口岡山城跡		甲賀市	水口町水口	平成 29.2.9	安土桃山
国指定	史跡	垂水斎王頼宮跡		瀧樹神社他	土山町頼宮	昭和 19.6.26	平安
国指定	史跡	甲賀郡中惣遺跡群		油日神社・矢川神社他	甲賀町油日・甲南町新治・森尻	平成 20.7.28 平成 21.7.23	室町
国指定	史跡	紫香楽宮跡		国・滋賀県他	信楽町牧・黄瀬・宮町	大正 15.10.20 平成 17.3.2 平成 22.8.5 平成 27.10.7	奈良

						令和 4.3.15	
国指定	特別天然記念物	カモシカ				昭和 9.5.1 昭和 30.2.15	—
県指定	建造物	矢川神社楼門	1 棟	矢川神社	甲南町森尻	昭和 41.7.4	室町
県指定	建造物	檜尾神社本殿	1 棟	檜尾神社	甲南町池田	平成 1.3.31	江戸
県指定	建造物	三所神社本殿	1 棟	三所神社	信楽町上朝宮	平成 1.3.31	江戸
県指定	絵画	絹本着色不動明王二童子像	1 幅	柏木神社	水口町北脇	昭和 57.3.31	鎌倉
県指定	絵画	紙本淡彩棋書仙人図・山水図	16 面	矢川神社	甲南町森尻	昭和 47.4.1	江戸
県指定	絵画	絹本着色阿弥陀如来三尊像	1 幅	本覚寺	信楽町宮尻	昭和 53.3.17	南北朝
県指定	彫刻	木造聖観音立像	1 軀	永雲寺	土山町北土山	昭和 47.4.1	平安
県指定	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	白毫寺	土山町野上野	昭和 60.3.29	平安
県指定	彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	阿弥陀寺	甲賀町櫟野	昭和 53.3.17	平安
県指定	彫刻	銅造誕生釈迦仏立像	1 軀	阿弥陀寺	甲賀町櫟野	令和 1.12.24	奈良
県指定	彫刻	木造弥勒菩薩坐像	1 軀	櫟野寺	甲賀町櫟野	昭和 41.7.4	南北朝
県指定	彫刻	福太夫面 附ずい子	1 面 附 1 軀	油日神社	甲賀町油日	昭和 47.4.1	室町
県指定	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	福明寺	甲賀町高嶺	昭和 41.7.4	鎌倉
県指定	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	大岡寺	甲賀町隠岐	昭和 58.3.28	平安
県指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	香蓮寺	甲賀町隠岐	昭和 58.3.28	平安
県指定	彫刻	木造大日如来坐像	1 軀	八田組大日堂	甲南町池田	平成 2.3.31	南北朝
県指定	彫刻	木造金剛力士立像	2 軀	正福寺	甲南町杉谷	令和 5.3.17	平安
県指定	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	大日寺	信楽町宮町	昭和 53.3.17	平安
県指定	彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍立像	3 軀	来迎寺	信楽町中野	平成 26.1.17	鎌倉
県指定	工芸品	飯道神社懸仏	1038 点	飯道神社	信楽町宮町	昭和 54.3.30	平安～ 江戸
県指定	書跡・典籍・古文書	大般若波羅蜜多經	562 帖	地福寺	土山町山女原	平成 2.3.31	平安～ 室町
県指定	書跡・典籍・古文書	版本妙法蓮華經	8 卷	櫟野寺	甲賀町櫟野	昭和 57.3.31	南北朝
県指定	書跡・典籍・古文書	水口藩加藤家文書	13983 点	甲賀市	甲南町深川	平成 24.3.19	桃山～ 近代
県指定	有形民俗	朝宮三所神社の座建物 附 朝宮三所神社文書	7 棟附 274 点	三所神社	信楽町上朝宮	令和 3.2.16	—
県指定	無形民俗	水口曳山祭		水口祭保存 振興会	水口町水口	昭和 60.3.29	—
県指定	無形民俗	土山の太鼓踊り		大宮神社氏 子青年会・ 山女原倶楽 部・黒滝青 年会	土山町山女 原・黒川・黒 滝	平成 1.3.31	—
県指定	無形民俗	大原の祇園行事		大原祇園保 存会	甲賀町鳥居野	平成 3.3.30	—
県選択	無形民俗	水口祭		水口祭保存 会	水口町水口	昭和 36.7.6	—
県選択	無形民俗	牛飼の宮守行事		牛飼区	水口町牛飼	平成 13.3.19	—

県選択	無形民俗	甲賀の祇園花行事		津島神社祇園祭奉賛会他	水口町牛飼・和野、土山町南土山、甲南町竜法師・穂谷・池田・柑子・新治・上馬杉・杉谷、信楽町長野・多羅尾・柞原・神山	平成 3.3.30	—
県選択	無形民俗	黒川の花笠太鼓踊		大宮神社氏子青年会	土山町黒川	昭和 57.3.31	—
県選択	無形民俗	黒滝の花笠太鼓踊		黒滝青年会	土山町黒滝	昭和 58.3.28	—
県選択	無形民俗	山女原の花笠太鼓踊		山女原倶楽部	土山町山女原	昭和 57.3.31	—
県選択	無形民俗	青土の太鼓踊り		青土区	土山町青土	平成 8.3.31	—
県選択	無形民俗	大原の祇園行事		大原祇園保存会	甲賀町鳥居野	昭和 57.3.31	—
県選択	無形民俗	太鼓踊		油日神社太鼓踊保存会	甲賀町油日	昭和 33.11.7	—
県選択	無形民俗	奴振		油日神社奴振保存会	甲賀町油日	昭和 33.11.7	—
県選択	無形民俗	太鼓踊		日雲神社太鼓踊保存会	信楽町牧	昭和 42.4.3	—
県指定	史跡	水口城跡	37928 m ²	滋賀県・甲賀市	水口町本丸	昭和 47.2.23	江戸
県指定	史跡	泉古墳群	5003 m ²	民間	水口町泉	昭和 57.3.31	古墳
県指定	史跡	旧東海道横田渡跡	82 m ²	甲賀市	水口町泉	平成 10.6.19	江戸
県指定	史跡	植遺跡	3957 m ²	甲賀市	水口町植	平成 21.11.25	古墳
県指定	史跡	信楽焼窯跡群	7 箇所	甲賀市他	信楽町宮町・黄瀬・牧・長野	昭和 44.9.12 平成 23.3.24	室町～昭和
県指定	史跡	小川城跡	19636 m ²	個人	信楽町小川	昭和 56.4.24	室町
県指定	史跡	勅旨古墳群	2 基 2479 m ²	個人	信楽町勅旨	昭和 60.3.29	古墳
県指定	天然記念物	玉桂寺コウヤマキ	425 m ²	玉桂寺	信楽町勅旨	昭和 49.3.11	—
市指定	建造物	八坂神社下馬橋	1 基	八坂神社	水口町巖峨	昭和 59.4.1	江戸
市指定	建造物	最勝寺石造宝塔	1 基	最勝寺	水口町岩坂	昭和 59.4.1	鎌倉
市指定	建造物	石造宝篋印塔	1 基	清福寺	水口町伴中山	平成 2.5.31	南北朝
市指定	建造物	石造宝篋印塔	1 基	西福寺	水口町貴生川	平成 3.8.1	鎌倉
市指定	建造物	三十八社本殿	1 棟	三十八社	水口町伴中山	平成 8.3.1	江戸
市指定	建造物	天満神社本殿	1 棟	天満神社	水口町高山	平成 12.3.14	室町
市指定	建造物	石造宝篋印塔	1 基	瀧樹神社	土山町前野	平成 23.1.27	鎌倉
市指定	建造物	大鳥神社石造反橋	1 基	大鳥神社	甲賀町鳥居野	昭和 52.12.9	江戸
市指定	建造物	大鳥神社本殿	1 棟	大鳥神社	甲賀町鳥居野	平成 6.8.30	江戸
市指定	建造物	六角堂	1 棟	慈音院	甲南町寺庄	昭和 59.1.1	江戸
市指定	建造物	石造宝篋印塔	1 基	正福寺	甲南町杉谷	昭和 59.1.1	南北朝
市指定	建造物	石造宝篋印塔	1 基	勢田寺	甲南町杉谷	昭和 59.1.1	鎌倉
市指定	建造物	石造宝篋印塔	1 基	勢田寺	甲南町杉谷	昭和 59.1.1	鎌倉
市指定	建造物	矢川神社太鼓橋	1 基	矢川神社	甲南町森尻	昭和 59.1.1	江戸
市指定	建造物	石造宝篋印塔	1 基	金龍院	甲南町竜法師	平成 15.3.1	鎌倉
市指定	建造物	矢川神社本殿	1 棟	矢川神社	甲南町森尻	平成 16.8.12	江戸
市指定	建造物	石造五輪塔	1 基	玉桂寺	信楽町勅旨	昭和 48.2.15	鎌倉
市指定	建造物	八坂神社鳥居	1 基	八坂神社	信楽町柞原	平成 16.4.16	江戸

市指定	絵画	絹本着色阿弥陀如来四尊来迎図	1 幅	永福寺	水口町新城	昭和 59.4.1	鎌倉
市指定	絵画	絹本着色両界曼荼羅図	2 幅	飯道寺	水口町三大寺	平成 3.8.1	室町
市指定	絵画	絹本着色聖徳太子絵伝	4 幅	油日神社	甲賀町油日	昭和 47.7.27	室町
市指定	絵画	絹本着色十一尊曼荼羅図	1 幅	油日神社	甲賀町油日	昭和 52.7.4	室町
市指定	絵画	絹本着色千手観音三尊曼荼羅図	1 幅	油日神社	甲賀町油日	昭和 52.7.4	室町
市指定	絵画	絹本着色弁才天三尊曼荼羅図	1 幅	油日神社	甲賀町油日	昭和 52.7.4	室町
市指定	絵画	絹本着色十二天像図	2 幅	油日神社	甲賀町油日	昭和 52.7.4	江戸
市指定	絵画	絹本着色山越阿弥陀図	1 幅	称名寺	甲賀町滝	昭和 54.12.12	室町
市指定	絵画	絹本着色当麻曼荼羅図	1 幅	称名寺	甲賀町滝	昭和 52.7.4	室町
市指定	絵画	長野古絵図	1 幅	個人	信楽町長野	平成 2.11.3	江戸
市指定	絵画	飯道山惣絵図	1 幅	宮町区	信楽町宮町	昭和 61.3.31	江戸
市指定	彫刻	木造大日如来坐像	1 軀	溪蓮寺	水口町春日	平成 3.8.1	平安
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	心光寺	水口町城東	昭和 59.4.1	平安
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	蓮華寺	水口町松栄	平成 2.5.31	平安
市指定	彫刻	木造釈迦如来坐像	1 軀	大池寺	水口町名坂	昭和 59.4.1	平安
市指定	彫刻	木造男神坐像(八坂神社本殿安置) 木造男神坐像(境内社天神社安置)	9 軀 1 軀	八坂神社	水口町巖峨	平成 23.1.27	平安
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	浄福寺	水口町北脇	平成 2.5.31	平安
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	称名寺	水口町宇川	平成 8.3.1	平安
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍立像	3 軀	善法院	土山町大河原	令和 5.8.17	鎌倉
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	十楽寺	土山町山中	昭和 59.2.1	平安
市指定	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	十楽寺	土山町山中	昭和 59.2.1	鎌倉
市指定	彫刻	木造摩耶夫人立像	1 軀	十楽寺	土山町山中	昭和 59.2.1	室町
市指定	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	佛性寺	土山町平子	平成 27.2.18	平安
市指定	彫刻	木造毘沙門天立像	1 軀	東光寺	土山町頓宮	昭和 59.2.1	平安
市指定	彫刻	木造釈迦如来坐像	1 軀	櫟野寺	甲賀町櫟野	昭和 52.7.4	平安
市指定	彫刻	木造金剛力士像	1 軀	櫟野寺	甲賀町櫟野	昭和 54.12.12	鎌倉
市指定	彫刻	木造聖観音立像	1 軀	常光寺	甲賀町大原上田	昭和 52.7.4	平安
市指定	彫刻	木造毘沙門天立像	1 軀	常光寺	甲賀町大原上田	平成 10.9.30	鎌倉
市指定	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	1 軀	常光寺	甲賀町大原上田	平成 10.9.30	鎌倉
市指定	彫刻	木造不動明王立像	1 軀	大久保区	甲賀町大久保	平成 29.2.14	鎌倉
市指定	彫刻	木造多聞天立像	1 軀	多聞寺	甲賀町鳥居野	昭和 57.12.25	平安
市指定	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	補陀楽寺	甲賀町大原市場	昭和 57.12.25	平安
市指定	彫刻	木造如意輪観世音菩薩坐像	1 軀	福生寺	甲賀町高野	昭和 60.3.4	平安
市指定	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 軀	福生寺	甲賀町高野	昭和 60.3.4	平安
市指定	彫刻	古面	4 面	油日神社	甲賀町油日	昭和 57.12.25	室町 ～江戸
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	極楽寺	甲賀町上野	平成 10.9.30	平安
市指定	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	龍泉寺	甲賀町上野	平成 10.9.30	平安
市指定	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	1 軀	元龍寺	甲賀町滝	昭和 47.7.27	平安
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	称名寺	甲賀町滝	平成 5.12.15	鎌倉
市指定	彫刻	木造聖観音立像	1 軀	称名寺	甲賀町滝	平成 10.9.30	鎌倉

市指定	彫刻	木造薬師如来坐像	1 躯	福明寺	甲賀町高嶺	昭和 52.7.4	鎌倉
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	福明寺	甲賀町高嶺	昭和 52.7.4	鎌倉
市指定	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 躯	大岡寺	甲賀町隠岐	昭和 57.12.25	鎌倉
市指定	彫刻	木造神像	3 躯	矢川神社	甲南町森尻	平成 15.3.1	平安～ 南北朝
市指定	彫刻	木造釈迦如来立像	1 躯	檜尾寺	甲南町池田	昭和 59.1.1	鎌倉
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	八田組	甲南町池田	平成 12.10.1	平安
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	金龍院	甲南町竜法師	平成 12.10.1	平安
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 躯	金龍院	甲南町竜法師	平成 24.9.27	鎌倉
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	圓福寺	甲南町野尻	平成 16.8.12	鎌倉
市指定	彫刻	木造薬師如来坐像	1 躯	圓福寺	甲南町野尻	平成 16.8.12	鎌倉
市指定	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1 躯	正福寺	甲南町杉谷	昭和 59.1.1	平安
市指定	彫刻	磨崖地藏菩薩坐像	1 躯	息障寺	甲南町杉谷	昭和 59.1.1	南北朝
市指定	彫刻	磨崖不動明王立像	1 躯	息障寺	甲南町杉谷	昭和 59.1.1	室町
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	誓蓮寺	甲南町上馬杉	昭和 59.1.1	鎌倉
市指定	彫刻	聖観音立像	1 躯	極楽寺	信楽町田代	平成 2.11.3	奈良
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	玉桂寺	信楽町勅旨	昭和 48.2.15	平安
市指定	彫刻	木造五劫思惟阿弥陀如来坐像	1 躯	玉桂寺	信楽町勅旨	昭和 58.3.31	室町
市指定	彫刻	木造薬師如来坐像	1 躯	来迎寺	信楽町中野	平成 2.11.3	平安
市指定	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 躯	来迎寺	信楽町中野	平成 27.2.18	平安
市指定	彫刻	仙禅寺跡磨崖石仏	3 躯	誓光寺	信楽町上朝宮	昭和 56.9.5	鎌倉
市指定	彫刻	石造阿弥陀如来立像	2 躯	徳源寺	信楽町下朝宮	平成 2.11.3	室町
市指定	彫刻	木造地藏菩薩立像	1 躯	本覚寺	信楽町宮尻	平成 29.2.14	鎌倉
市指定	工芸品	横田渡常夜灯	1 基	甲賀市	水口町泉	昭和 44.1.27	江戸
市指定	工芸品	石燈籠	1 基	水口神社	水口町宮の前	昭和 59.4.1	南北朝
市指定	工芸品	水口曳山祭天神町内幕	1 点	天神町	水口町城東	平成 12.3.14	16 世紀
市指定	工芸品	水口曳山祭天神町見送り幕	1 点	天神町	水口町城東	平成 24.9.27	17 世紀
市指定	工芸品	水口曳山祭旅籠町見送り幕	1 点	旅籠町	水口町元町	平成 12.3.14	江戸
市指定	工芸品	鰐口	1 口	櫛野寺	甲賀町櫛野	昭和 47.7.27	室町
市指定	工芸品	鉄湯釜	1 口	大鳥神社	甲賀町鳥居野	昭和 52.7.4	桃山
市指定	工芸品	梵鐘	1 口	油日神社	甲賀町油日	平成 12.11.21	江戸
市指定	工芸品	油日神社懸仏群	14 点	油日神社	甲賀町油日	平成 24.9.27	室町～ 江戸
市指定	工芸品	鰐口	1 口	岩室区	甲賀町岩室	昭和 47.7.27	室町
市指定	工芸品	鰐口	1 口	慈音院	甲南町寺庄	平成 15.3.1	室町
市指定	工芸品	鉄湯釜	1 口	慈音院	甲南町寺庄	平成 15.3.1	江戸
市指定	工芸品	鰐口	1 口	新宮神社	信楽町長野	平成 2.11.3	室町
市指定	工芸品	飯道山石燈籠	1 基	飯道神社	信楽町宮町	昭和 58.3.31	鎌倉
市指定	工芸品	六角形石燈籠	1 基	日雲神社	信楽町牧	平成 23.1.27	鎌倉
市指定	書跡・典籍・古文書	東海道水口宿文書	625 点	甲賀市	水口町水口	平成 8.3.1 平成 23.1.27	江戸～ 大正
市指定	書跡・典籍・古文書	水口藩大庄屋山村家諸事書留	61 冊	甲賀市	水口町水口	平成 27.2.18	江戸～ 明治
市指定	書跡・典籍・古文書	旧私立水口図書館収集古書及郷土資料	1601 件 5974 冊	甲賀市水口図書館	水口町水口	平成 29.2.14	江戸～ 明治

市指定	書跡・典籍・古文書	大般若經	600 帖	大池寺	水口町名坂	昭和 30.4.15	鎌倉～室町
市指定	書跡・典籍・古文書	酒人山中文書	8 通	個人	水口町酒人	平成 2.5.31	南北朝～江戸
市指定	書跡・典籍・古文書	宇川共有文書	1636 点	宇川区	水口町宇川	平成 12.3.14	江戸～大正
市指定	書跡・典籍・古文書	東海道士山宿文書	357 点	甲賀市	土山町北土山	平成 24.9.27	江戸～明治
市指定	書跡・典籍・古文書	東海道士山宿本陣土山家文書宿帳	17 点	個人	土山町北土山	平成 23.1.27	江戸
市指定	書跡・典籍・古文書	観音經	1 卷	櫟野寺	甲賀町櫟野	昭和 47.7.27	鎌倉
市指定	書跡・典籍・古文書	種子三千仏	3 卷	大鳥神社	甲賀町鳥居野	昭和 57.12.25	室町
市指定	書跡・典籍・古文書	種子三千仏	3 卷	油日神社	甲賀町油日	昭和 57.12.25	室町
市指定	書跡・典籍・古文書	万川集海	22 卷 10 冊	甲賀市	甲賀町田堵野	昭和 47.7.27	江戸
市指定	書跡・典籍・古文書	佐治文書	1 卷 35 点	個人	甲賀町小佐治	昭和 47.7.24	室町～江戸
市指定	書跡・典籍・古文書	福本九左衛門家前挽鋸関係文書	1223 点	甲賀市	甲南町深川	平成 24.9.27	江戸～明治
市指定	書跡・典籍・古文書	矢川神社文書	896 点	矢川神社	甲南町森尻	平成 23.1.27	江戸～昭和
市指定	書跡・典籍・古文書	大般若經	100 帖	誓蓮寺	甲南町上馬杉	昭和 59.1.1	平安～江戸
市指定	歴史資料	不動一尊種子板碑	1 基	甲賀市	土山町瀬ノ音	平成 23.1.27	室町
市指定	考古資料	北脇遺跡出土銅印	1 点	甲賀市	甲南町葛木	平成 23.1.27	平安
市指定	考古資料	塚穴古墳出土品	4 点	岩室区	甲賀町岩室	昭和 56.7.22	古墳
市指定	考古資料	紫香楽宮跡出土遺物	49 点	雲井小学校他	信楽町内	昭和 55.8.1	奈良～平安
市指定	考古資料	宮町遺跡出土柱根	3 本	甲賀市	信楽町黄瀬	平成 16.4.16	奈良
市指定	考古資料	宮町遺跡出土木簡	5 点	甲賀市	信楽町黄瀬	平成 16.4.16	奈良
市指定	考古資料	史跡紫香楽宮跡(宮町地区)歌木簡と歌墨書土器	2 点	甲賀市	信楽町黄瀬	平成 27.2.18	奈良
市指定	無形	信楽焼	3 名	保持者: 笹山忠保・大原薫・高橋政男	信楽町柞原他	平成 16.9.24	—
市指定	無形	信楽焼	4 名	保持者: 小林弘幸(勇超)・神崎継春・奥田英行(英山)・小谷光二	信楽町長野他	平成 24.9.27	—

市指定	有形民俗	曳山	16 基	17 町内会	水口町水口	昭和 30.1.22	江戸～明治
市指定	有形民俗	庚申山広徳寺三猿石造道標	1 基	山上区	水口町牛飼	平成 29.2.14	江戸(嘉永 4)
市指定	無形民俗	すいりょう節		甲賀町すいりょう節保存会	甲賀町相模	昭和 56.7.22	—
市指定	無形民俗	流鏑馬		椿神社	甲賀町隠岐	昭和 57.3.30	—
市指定	無形民俗	池田のお田植え祭り		檜尾神社	甲南町池田	平成 16.8.12	—
市指定	無形民俗	多羅尾太鼓踊		多羅尾文化財保存会	信楽町多羅尾	昭和 55.8.1	—
市指定	史跡	波濤ヶ平古墳		個人	水口町水口	昭和 33.5.15	古墳
市指定	史跡	滝川城跡		櫟野寺	甲賀町櫟野	昭和 51.12.22	室町
市指定	史跡	篠山城跡		個人	甲賀町鳥居野	昭和 51.12.22	室町
市指定	史跡	梅垣城跡		個人	甲賀町滝	昭和 51.12.22	室町
市指定	史跡	上野城跡		個人	甲賀町油日	平成 12.11.21	室町
市指定	史跡	公方屋敷跡		和田区	甲賀町和田	昭和 51.12.22	室町
市指定	史跡	和田城跡		個人	甲賀町和田	昭和 51.12.22	室町
市指定	史跡	佐治城跡		個人	甲賀町小佐治	昭和 51.12.22	室町
市指定	史跡	塚穴古墳		岩室区	甲賀町岩室	昭和 51.12.22	古墳
市指定	史跡	飯道神社・飯道山遺跡		飯道神社・宮町区	信楽町宮町	平成 16.9.24	奈良～明治
市指定	史跡	小川中世城塞群及関連寺院遺跡		大光寺他	信楽町小川	平成 16.9.24	鎌倉～江戸
市指定	史跡	滝の脇磨崖石仏群		多羅尾区	信楽町多羅尾	昭和 56.9.5	鎌倉
市指定	史跡	多羅尾代官陣屋跡		甲賀市	信楽町多羅尾	平成 24.9.27	江戸
市指定	名勝	大池寺の庭園		大池寺	水口町名坂	昭和 30.4.15	江戸
市指定	名勝	大鳥神社境内		大鳥神社	甲賀町鳥居野	平成 6.8.30	江戸
市指定	天然記念物	古城山董青石		甲賀市	水口町水口	昭和 43.11.11	—
市指定	天然記念物	コウヤマキ		油日神社	甲賀町油日	昭和 54.12.12	—
市指定	天然記念物	杉木立		日吉神社	甲賀町神保	昭和 57.3.30	—
市指定	天然記念物	畑シダレザクラ		畑区	信楽町畑	平成 7.3.30	—
市指定	天然記念物	菩提樹		浄願寺	信楽町多羅尾	平成 2.11.3	—
国登録	建造物	日本基督教団水口教会礼拝堂	1 棟	水口教会	水口町城東	平成 12.4.28	昭和 5
国登録	建造物	日本基督教団水口教会門柱	1 柱	水口教会	水口町城東	平成 12.4.28	昭和 5
国登録	建造物	旧水口図書館	1 棟	甲賀市	水口町本町	平成 13.10.12	昭和 3
国登録	建造物	火頭古神社本殿	1 棟	火頭古神社	土山町猪鼻	平成 18.12.27	江戸中期
国登録	建造物	大鳥神社祝詞殿(中門)	1 棟	大鳥神社	甲賀町鳥居野	平成 14.7.6	大正 8
国登録	建造物	大鳥神社拝殿	1 棟	大鳥神社	甲賀町鳥居野	平成 14.7.6	大正 8
国登録	建造物	大鳥神社神楽殿	1 棟	大鳥神社	甲賀町鳥居野	平成 14.7.6	大正 8
国登録	建造物	大鳥神社神饌所	1 棟	大鳥神社	甲賀町鳥居野	平成 14.7.6	大正 8

国登録	建造物	大鳥神社神輿蔵	1 棟	大鳥神社	甲賀町鳥居野	平成 14.7.6	大正 8
国登録	建造物	大鳥神社楼門	1 棟	大鳥神社	甲賀町鳥居野	平成 14.7.6	大正 8
国登録	建造物	大鳥神社社務所	1 棟	大鳥神社	甲賀町鳥居野	平成 14.7.6	大正 8
国登録	建造物	仁木家住宅洋館	1 棟	個人	甲南町深川市場	平成 9.7.15	大正 12
国登録	建造物	旧滋賀銀行甲南支店	1 棟	個人	甲南町寺庄	平成 27.3.26	大正 14
国登録	建造物	日雲神社本殿	1 棟	日雲神社	信楽町牧	平成 15.3.18	元禄 4
国登録	建造物	八阪神社本殿	1 棟	八阪神社	信楽町柞原	平成 19.7.27	貞享 5
国登録	建造物	二童子神社本殿	1 棟	二童子神社	信楽町中野	平成 15.3.18	元禄 16
国登録	建造物	杉尾神社本殿	1 棟	杉尾神社	信楽町杉山	平成 15.3.18	宝永 4
国登録	建造物	高宮神社本殿	1 棟	高宮神社	信楽町多羅尾	平成 15.3.18	安政 6
国登録	建造物	土山家住宅(土山宿本陣跡)主屋	1 棟	個人	土山町北土山	令和 5.2.27	昭和 35
国登録	建造物	土山家住宅(土山宿本陣跡)離れ	1 棟	個人	土山町北土山	令和 5.2.27	明治後期
国登録	建造物	土山家住宅(土山宿本陣跡)土蔵	1 棟	個人	土山町北土山	令和 5.2.27	江戸末期
国登録	建造物	土山家住宅(土山宿本陣跡)米蔵	1 棟	個人	土山町北土山	令和 5.2.27	江戸末期
国登録	有形民俗	甲賀売薬の製造・販売用具	製造用具 782 点 販売用具 1706 点	甲賀市	甲賀町大原中	令和 5.3.22	—

5 観測施設、基準

5.1 アメダスによる観測値

滋賀県土木防災情報システム(<https://shiga-bousai.jp/index.php>) 参照

5.2 雨量観測所

滋賀県土木防災情報システム(<https://shiga-bousai.jp/index.php>) 参照

5.3 水位観測所及び各河川の消防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位

滋賀県土木防災情報システム(<https://shiga-bousai.jp/index.php>) 参照

5.4 洪水予報区間

滋賀県土木防災情報システム(<https://shiga-bousai.jp/index.php>) 参照

5.5 洪水予報を行う河川

滋賀県土木防災情報システム(<https://shiga-bousai.jp/index.php>) 参照

5.6 水防警報を行う河川

滋賀県土木防災情報システム(<https://shiga-bousai.jp/index.php>) 参照

5.7 水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）

滋賀県土木防災情報システム(<https://shiga-bousai.jp/index.php>) 参照

5.8 重要水防箇所評定基準（案）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じる箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝 ・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘(りっこう)			陸閘が開設されている箇所。

参照:国土交通省近畿地方整備局

5.9 滋賀県災害の被害認定基準

被害等区分		被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのもの。
		軽傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位を云うが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を 1 世帯として取扱う。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は、住家の損失(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の必要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のために基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ報告する。	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道(道路法第 2 条第 1 項に規定する道路、以下同じ)の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。(ただし、橋りょうを除いたものとする。)
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川(河川法の適用もしくは準用される河川)の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
その他	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたもの。
	通信被害	電話とは災害により通信不能となった電話の回線数とする。 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
その他	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾及び漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの。

被害等区分		被害程度の判定基準
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
港湾被害		港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は、港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
砂防被害		砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
公共文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農産被害		農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害		農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害		農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害		建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

参照：滋賀県地域防災計画

5.10 孤立集落の可能性一覧

[平成 17 年度中山間地域等集落散在地域孤立集落調査から]

地域名	区名	世帯数	当該地区及び集落内に 存在する避難施設		情報通信手段の状況				自主防災組織
			①避難施設 (公民館、集会所等) の耐震性	②避難施設 (公民館、集会所等) の非常等電源の確保 状況	① 衛星 携帯 電話	③ 簡易 無線機	④ 消防団 無線	⑤ その他	当該集落での 自主防災組織 の有無
土山町	大 沢	19	○				○		○
土山町	大河原	64			○		○		○
土山町	山女原	29							○
土山町	黒 滝	25	○		○		○		○
甲賀町	神 (唐戸川)	17	○						
甲南町	新 田	22	○	○				○	○
甲南町	市之瀬	16	○	○				○	○
信楽町	宮 町	103					○		○
信楽町	黄 瀬	199					○		
信楽町	牧	347	○				○		○
信楽町	勅 旨	243					○		○
信楽町	神 山	306					○		○
信楽町	江 田	278					○		○
信楽町	田 代	52					○		○
信楽町	畑	23					○		○
信楽町	上朝宮	137					○		○
信楽町	下朝宮	51					○		○
信楽町	宮 尻	44					○		○
信楽町	柞 原	69	○				○		○
信楽町	中 野	43					○		○
信楽町	杉 山	39					○		○
信楽町	小 川	115					○		○
信楽町	小川出	54					○		
信楽町	西	93					○		○
信楽町	多羅尾	173			○		○		○

5.11 気象警報・注意報発表基準一覧（彦根地方気象台）

気象等に関する特別警報の発表基準

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>) 参照

警報・注意報発表基準一覧表(甲賀市)

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shiga/kijun_2520900.pdf) 参照

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kijunkaisetsu_shichoson.pdf) 参照

6 様式、規定

6.1 水防活動実施報告書（第2号様式）

水 防 活 動 実 施 報 告 書

第2号様式：水防管理団体（市町）→ 土木事務所・支所

（作成責任者）

印

管理団体名									指定・非指定の別				
水防実施時の 台風又は豪雨名									報告年月日				
									年		月		日
場 所		左岸 川 右岸 地先 m							人 件 費		物 件 費		
									手 当	円	資材費	円	
									その他	円	機材費	円	
											燃料費	円	
日 時		自 月 日 時									雑 費	円	
		至 月 日 時							合 計 円				
出動人員数		水防団(消防団)		その他		計		主 要 資 材					
		人	人	人	土のう袋	枚	な わ	kg					
水防作業の 概況及び工法		工 法 箇所 m							ビニシート		枚	丸 太	本
									その他（ ）				
									功労者の氏名・年齢 所属および功績概要				
水 防 の 効 果	効 果	堤防	田	畑	家	道路	鉄道	人口	堤防などの異常の有無 および緊急工事を必要 とする場合はその場所 および損傷状況				
	m	ha	ha	戸	m	m	人						
効 果	被 害	m	ha	ha	戸	m	m	人	水防活動に関する 自己批判				

6.2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。				災害発生の日から 7 日以内		費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。	
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情・世帯構成に応じて設定 2 限度額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。) 50 戸未満の場合も戸数に応じた小規模な施設を設置できる。				災害発生の日から 20 日以内着工		1 複数の高齢者等の要配慮者等に供与する施設を設置できる。 2 供与期間最高 2 年以内。 3 民間賃貸住宅の借り上げによる供与も対象とする。	
炊き出し その他による 食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	1 人 1 日当たり 1,160 円以内				災害発生の日から 7 日以内		1 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、期間内に三日分以内を現物により支給することができる。 2 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 7 日以内		飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。	
被服、寝具 その他の 生活必需品 の給与 又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 下記金額の範囲内 2 夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。				災害発生の日から 10 日以内		被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料	
		区分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円
			冬	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100 円	8,300 円	12,400 円	15,100 円	19,000 円	2,600 円
			冬	10,000 円	13,000 円	18,400 円	21,900 円	27,600 円	3,600 円
医療	医療の途を失った者(応急的な措置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費				災害発生の日から 14 日以内		次の範囲内において行うこと。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額内		(4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり (大規模半壊・中規模半壊・半壊) 655,000 円以内 (準半壊) 318,000 円以内	災害発生の日から 3 カ月以内に完了(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 カ月以内に完了)	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯(生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者)	1 生業費 1 件当たり 30,000 円 2 就職支度費 1 件当たり 15,000 円 3 利子 無利子	1 資金の貸与 災害発生の日から 1 ヶ月以内 2 貸与期間 2 年以内	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものとする。
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 1 人当たり 4,500 円 中学校生徒 1 人当たり 4,800 円 高等学校等生徒 1 人当たり 5,200 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (その他の学用品) 15 日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うもの	1 体当たり 大人	災害発生の日から 10 日以内	

○使用にあたっての留意事項

気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により 2 つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じた長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号)」、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号)」、「救急事故等報告要領(平成 6 年 10 月 17 日 付け消防救第 158 号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報……第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報……第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報……第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反対象物の火災

- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3)社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1)死者5人以上の救急事故

(2)死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3)要救助者が5人以上の救助事故

(4)覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5)消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6)消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7)自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8)上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)の(ア)の(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)の(イ)の(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2) の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キログラム以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第1の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) リ災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※ 必要に応じて図面を添付する。

- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- エ 交通機関の火災
- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号。以下この 項において「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和 23 年法律第 186 号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて* *製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの)
 - 不審物(爆発物)の有無
 - 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額 については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

6.5 災害報告取扱要領

災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成6年4月 21 日付消防災第 100 号)に定める火災をいう。)を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

(2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

(1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。

- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

火災等即報 【第1号様式】 または 【第2号様式】		【第1報】 覚知時の情報（疑い含む）で30分以内の報告を厳守 【第2報】 人的情報が主の情報で判明次第、随時報告 【終報】 救出完了後のまとめ
		直接即報基準 【消防庁へ直接報告】 ※滋賀県にも報告
一般基準		即報基準 【滋賀県へ報告】
一般基準		①死者が3名以上の火災 ②死者および負傷者の合計が10名以上の火災 ③自衛隊に災害派遣を要請した火災
一般基準	建物火災	①特定防火対象物で死者の発生した火災 ②高層建築の11階以上の階、地下街、準地下街で発生した火災で利用者等が避難した火災 ③大使館、領事館、国指定重要文化財で発生した火災 ④特定違反対象物の火災 ⑤建物焼損延べ面積3,000㎡以上(推定)の火災 ⑥他の建築物への延焼が10棟以上または気象状況等から勘案して概ね10棟以上となる火災 ⑦損害額が1億円以上(推定)の火災
	林野火災	①焼損面積が10ha以上(推定)の火災 ②空中消火を要請または実施した火災 ③住宅等へ延焼するおそれがある火災
	交通機関の火災	①航空機火災 ②タンカー火災 ③社会的影響度が高い船舶火災 ④トンネル内車両火災 ⑤列車火災
	その他	①特殊な原因による火災 ②特殊な様態の火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	①危険物、高圧ガス施設等の火災または爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③特定事業所内の火災（①以外のもの）
	危険物等にかかる事故 〔危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類等〕 ※石油コンビナート等特別防災区域を除く	①死者（交通事故を除く）または行方不明者が発生した事故 ②負傷者が5名以上発生した事故 ③周辺地域の住民等が避難を実施した事故または爆発により周辺の建物等に被害を及ぼした事故 ④500キロリットル以上のタンク火災、爆発または漏えい事故 ⑤海上、河川への危険物等流出事故 →原因不明で50リットル以上の流出事故 琵琶湖への流出事故 ⑥高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故 →車両の燃料タンクからの漏えいは対象外
	原子力災害	①原子力施設における爆発または火災、放射性物質、放射線の漏えい ②放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあった事故 ④放射性同位元素等取扱事業所にかかる火災で放射性同位元素または放射線の漏えい事故
	その他特定の事故	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等または緊急対応事態への発展の可能性含む。）
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故		
社会的影響基準		上記にいずれも該当しないが、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い

救急・救助事故 武力攻撃災害等 【第3号様式】	即報基準 【滋賀県へ報告】	直接即報基準 【消防庁へ直接報告】 ※滋賀県にも報告
救急・救助事故	①死者5人以上の救急事故 ②死者および負傷者合計が15名以上の救急事故 ③要救助者が5名以上の救助事故 ⇒山岳（捜索）活動も含む ④覚知から救出完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⇒山岳（捜索）活動も含む ⑤消防防災ヘリコプター、消防用自動車等にかかる重大事故 ⑥消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦自衛隊に災害派遣を要請した事故 ⑧報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事故 ⇒琵琶湖にかかる水難事故 大雨、台風等の警戒時における事故	死者および負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げる事故 ①列車、航空機、船舶の衝突や転覆等による救急・救助事故 ②バス転落等による救急・救助事故 ③ハイジャックによる救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等の不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が特に高い事故
武力攻撃災害等	①武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 （例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ②武力攻撃に準ずる攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火災、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 （例：テロ等により生じた災害）	①武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 （例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ②武力攻撃に準ずる攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火災、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 （例：テロ等により生じた災害）

災害即報 【第4号様式(その1)】 または 【第4号様式(その2)】	即報基準 【滋賀県へ報告】	直接即報基準 【消防庁へ直接報告】 ※滋賀県にも報告
一般基準	①災害救助法の適応基準に合致する災害 ②都道府県または市町村が災害対策本部を設置した災害 ③災害が2都道府県以上にまたがり、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じている災害 ④特別警報が発表 ・気象に関する特別警報 [大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 等] ・津波に関する特別警報 [大津波] ・火山に関する特別警報 [噴火警報(居住地域)] ⑤自衛隊に災害派遣を要請した災害	
個別基準（一般基準に該当しない災害）	地震	震度5強以上を記録した地震 （被害の有無は問わない）
	津波	死者または行方不明者が発生
	風水害	死者または行方不明者が発生
	雪害	
	火山災害	死者または行方不明者が発生
社会的影響基準	上記にいずれも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い	

6.7 第1号様式（火災）

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者指名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1.建物 2.林野 3.車両 4.船舶 5.航空機 6.その他				
出火場所					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)		
出火箇所			出 火 原 因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた 理 由		
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積	m ² m ²	
焼損程度	焼損 棟数	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯		気 象 状 況		
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人				
救急・救助 活動状況					
災害対策本部等 の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

6.8 第2号様式（特定の事故）

第2号様式（特定の事故）

				第 報	
事故名	1.石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2.危険物等に係る事故 3.原子力施設等に係る事故 4.その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分		
		都道府県			
		市町村 (消防本部名)			
		報告者名			
消防庁受信者氏名					
事故種別	1.火災 2.爆発 3.漏えい 4.その他()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他()	物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他()				
施設の概要		危険物施設 の区分			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人) 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況		出 場 機 関		出 場 人 員	出場資機材
		事業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)		台 人	
		消防団		台 人	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		その他	人		
災害対策本部等 の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

6.9 第3号様式（救急・救助事故等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1.救急事故 2.救助事故 3.武力攻撃災害 4.緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	{	重症 人 (人)
	不明 人		中等症 人 (人)
			軽症 人 (人)
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注)負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)			
災害名		(第 報)		報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時		月 日 時 分	

被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												

応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)	
	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等 について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)			
	自衛隊派遣 要請の状況					
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて
いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

都道府県名 ()

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

[illegible]

※1 被害額は省略することが出来るものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

6.12 災害被害即報様式(その1―人・建物)

1.人、建物等の被害について

() : No.1

被害区分	発生日時	発生場所		原因	被害者(被害世帯主)				被害の内訳(建物)			備考 (被害発生・消防隊員出動状況、 被害状況、被害見込金額等)
		市町名	字名		住所	氏名	性別	年齢	棟数	世帯数	世帯人数	

※被害区分について
次に示す区分により当該番号を記入する。
人、建物等の被害について

1-1	死者	1-2	行方不明者	1-3	負傷者	1-4	り災者		
2-1	住家全壊	2-2	住家半壊	2-3	住家一部破損	2-4	住家床上浸水	2-5	住家床下浸水
3-1	非住家(公共)	3-2	非住家(その他)						
4-1	文教施設被害	4-2	病院被害	4-3	清掃施設	4-4	ブロック塀		
5-1	水道被害	5-2	電話不通等	5-3	電気停電等	5-4	ガス漏れ等		

6.13 災害被害即報様式(その2—道路・河川等)

2.道路・河川等の被害について

() : No.2

被害区分	発生日時	発生場所		原因	交通規制等の状況 (規制開始、 規制時間等)	迂回路等の状況	経過状況				備考 (被害の程度・規模、 被害見込金額等)
		路線名・ 河川名等	地先名 (字名等)				/ 時	/ 時	/ 時	/ 時	

道路、河川等の被害についての区分

6-1	道路被害	6-2	橋梁被害	6-3	鉄道不通等		
7-1	河川被害	7-2	港湾被害	7-3	砂防被害	7-4	崖崩れ

6.14 災害被害即報様式(その3―農業関係被害、避難指示等)

3.農業関係被害等について

() : No.3

被害区分	発生日時	発生場所		原因	被害対象						被害面積	備考 (被害の程度・規模、被害見込金額等)
		市町名	地先名 (字名等)		田	畑	農作物	耕地	農業施設	林道		

8-1	農作物被害	8-2	農地被害	8-3	農業施設被害	8-4	林地被害	8-5	林道被害

4.避難指示等について(*発、解については該当に丸をつける)

指 示	対象地域 (市町村、字名等)	発令、 解除時間	対象地域 (市町村、字名等)	発令、 解除時間	対象地域 (市町村、字名等)	発令、 解除時間
	(人)	発解 :	(人)	発解 :	(人)	発解:
	(人)	発解 :	(人)	発解 :	(人)	発解:
	(人)	発解 :	(人)	発解 :	(人)	発解:
	(人)	発解 :	(人)	発解 :	(人)	発解:

5.災害対策本部設置状況について(*発、解については該当に丸をつける)

対 策 ・ 警 戒	設置 市町村名	発令、 解除時間	設置 市町村名	発令、 解除時間	設置 市町村名	発令、 解除時間
		発解 :		発解 :		発解:
		発解 :		発解 :		発解:
		発解 :		発解 :		発解:

※この即報は、＜パターン①＞振興局・地域振興局・県事務所に 8:30、15:30 の提出、本庁に 9:00、16:00 の提出とし(ただし、死傷者、住家全壊、住家半壊、床上浸水、り災世帯等急を要する被害については随時報告)、それ以外の時間帯の報告については＜パターン②＞4 時間、＜パターン③＞2 時間の各間隔とし総合防災課から連絡する。
※なお、死傷者、行方不明者、住家全壊、半壊については、可能な限り第 1 発見者の氏名も報告する。

6.15 災害確定第1号様式災害確定報告

第1号様式 災害確定報告

都道府県		区 分		被 害	
災 害 名 確定年月日		月 日 時確定			
報告者名					
区 分		被 害			
人 的 被 害	死 者	人		そ の 他	
	うち 災害関連死者	人			
	行方不明者	人			
	負傷者	重 傷	人		
		軽 傷	人		
住 家 被 害	全 壊	棟		の	
		世帯			
		人			
	半 壊	棟			
		世帯			
		人			
	一 部 破 損	棟			
		世帯			
		人			
	床 上 浸 水	棟			
	世帯				
	人				
害	床 下 浸 水	棟		り 災 害 世 帯 数	世帯
		世帯		り 災 害 者 数	人
		人		建 物	件
非住家	公 共 建 物	棟		火災発生	
	そ の 他	棟		建 物	件
				危 険 物	件
			そ の 他	件	

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 部	名 称	
公 立 文 教 施 設	千円				設 置	月 日 時
農 林 水 産 業 施 設	千円				解 散	月 日 時
公 共 土 本 施 設	千円					
その他の公共施設	千円			災 害 設 置 対 策 市 町 村 本 部 名	計 団 体	
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
農 産 被 害	千円					災 害 市 町 村 助 成 法 名
林 産 被 害	千円					
畜 産 被 害	千円					
水 産 被 害	千円					
商 工 被 害	千円			そ の 他	消防職員出勤延人数	人
被 害 総 額	千円			消防団員出勤延人数	人	
備 考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の概況					
	消防機関の活動状況					
その他（避難の勧告・指示の状況）						

資 6-32

都道控區名

発生年月日			災害名						計
区分									
人的被害	死者	人							
		（うち 災害関係死者）	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
その他	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
被害船舶	隻								
水道	戸								

都選府縣名

[illegible]

6.17 災害即報事項例示

事項	例示
(1)市町村災害対策本部設置状況 (設置日時、配備体制等)	台風×号の接近に伴い○月○日○時災害対策本部を設置、第２号配備体制(職員約○○名配置)を指示
(2)主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	○○川は○○地点において○時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込である。 ○○川は○○地点において○時頃○m にわたり決壊し、浸水家屋多数発生。現在水防団員○○名が出動し、応急復旧作業中。
(3)主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道○○線は○時頃がけくずれのため○○地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、○時以降管内のバス交通はすべて運休。
(4)電力通信関係の情報 (停電状況、と絶状況等)	○時以降管内○○地区約○○○戸が停電中。 ○時以降市役所と○○地区間の電話不通。
(5)水道施設関係の情報 (断水状況等)	○時以降停電に伴い○○地区約○○○戸が断水中、給水車○台を派遣し、緊急給水中(今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。)
(6)ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	○時以降○○地区約○○○戸がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
(7)避難関係の情報 (避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所)	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるので、○時○○地区約○○○世帯に対し避難命令を発令した。 現在約○○○世帯が○○小学校に避難中。
(8)死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、性別年齢)	○○時頃○○において、がけくずれのため男○名が生き埋めになった。現在地元消防団員約○○○名が出動し救出にあたっている。
(9)住家の被害状況 (全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等)	○○川が○○地区において、溢水し付近の住宅約○○戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約○○○戸の浸水家屋が発生しているもよう、なお今後も増加する見込みである。 (災害救助法適用基準に達するかも知れない。)
(10)非住家の被害状況 (学校、公民館公共施設、その他主要な建物の被害状況)	○時頃○○小学校の講堂、瞬間最大風速○○m の強風により倒壊した。
(11)市町村災害対策本部のとした 主な応急対策実施状況	○○地区に○○時に避難命令を発令。 現在○○避難所に収容中の○○名に対し、炊き出しを実施中。 ○○川の決壊箇所に消防団員約○○○名を出動させ応急復旧作業中。
(12)県への要請事項 (市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達斡旋に関する要請等)	○○川が決壊したので、水防用の土のう○○○袋至急調達して送付してほしい。○○部落が孤立しているので、カンパン○○箇を空輸してほしい。 防疫用の薬剤○○kg 至急調達してほしい。
(13)災害写真 (フィルム及び説明書を添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流失、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。
(14)雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	○○地区で○月○日から連絡つかず、住民の動向が懸念される。
(15)大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者が出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、とられつつある措置等。
(16)作業日報	市町村における主要の活動状況について毎日 17 時現在で、とりまとめ報告する。ただし、緊急なものについてはその都度行う。 報告すべき事項は、概ね次のとおり。 (1)災害対策本部の設置状況(開設、閉鎖の日時) (2)避難指示の状況、避難場所の設置状況(箇所数、人員) (3)消防機関の活動状況(作業内容別、団員数、職員数) (4)応援措置、救助活動の概要 (5)音信不通、状況の把握できない地区名

(整理番号)

り 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

り災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住宅以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

甲賀市長

発行日 年 月 日

番号	住所	氏名	提出先	枚数	備考
			使 用 目 的		

(注)「備考」欄には、その他必要な特記事項を記入すること。

[木造・簡易非木造用]

災害 の 種 類	☐	震 災
	☐	風 害
	☐	水 害
	☐	火 災
	☐	その他

被害状況調査書

- 1.本人
2.家族()
3.隣接者
4.状況判断 ☐ 不在

被災月日		年 月 日		調査月日		年 月 日		地区名							
世帯主氏名		世帯人員		人		住所		電話()							
店舗等の名称 (代表者名)		従業員数		人		店舗等所在地		電話()							
建物の状況	構造		住家				非住家				事業所の業種名				
	木造	非木造	1階建て	連戸建て	アパート	マンション	店舗併用	農家漁家		店舗	事務所	倉庫	作業所	工場	
	該当の種別に○														
	平屋														地下空間の利用形態
	2階建														
	3階以上														
	延床面積				店舗等面積				地下面積		地下1階		地下2階		
建物被害の程度		全 壊		大規模半壊		半 壊		半壊に至らない		な し		不 明			

外観	☐ 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊						(該当)→	判定へ(全壊)
	☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷(震災)							
傾斜	測定箇所	1	2	3	4	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合)→	判定へ(全壊)
	水平距離(cm)							
浸水深(水害)	☐ 床上 ☐ 床下						(床下)→	判定へ(半壊に至らない)
屋根等(風害)	☐ 屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない						(該当)→	判定へ(半壊に至らない)
躯体	☐ 基礎又は柱(又は耐力壁)の外力等による損傷率が75%以上である						(損傷率75%以上)→	判定へ(全壊)

建物被害詳細	I	II	III	IV	V	
屋根	なし ・半分未満の瓦等のずれ ・鬼瓦、平瓦が数枚落下 (2)	・半分未満の棟瓦の落下 (4)	・半分未満の棟瓦のずれ若しくは落下 (8)	・不陸がみられる (11)	・全て落下・不陸、小屋組みの破損 (15)	
外壁	なし ・一部で亀裂がみられる (1)	・半分の亀裂 ・一部の剥離、脱落 (3)	・半分の亀裂 ・半分の剥離、脱落 (5)	・大半の剥離・脱落 (8)	・全て剥離、脱落 (10)	
基礎	なし ・モルタル等に細い亀裂がある (2)	・RCに亀裂・四隅が部分的破損・独立基礎のずれ・転倒 (5)	・太い亀裂により割れている (10)	・上部が移動してずれている (15)	・不同沈下、流出、地割れ等による沈下、基礎の破壊等 (20)	
内壁	なし ・クロスが剥がれ、歪み、裂け (2)	・一部に亀裂や隙間がみられる (4)	・半分以上に亀裂や隙間が見られる (8)	・半分以上の脱落 (11)	・全て脱落 (15)	
床	なし ・床上げ材にずれがみられる (1)	・床と内壁に隙間がみられる (3)	・一部で不陸が見られる ・一部で土台のずれ (5)	・半分以上で不陸がみられる・半分以上で土台のずれ (8)	・全てに不陸が見られる・大半で土台のずれ (10)	
柱	なし ・柱と仕口にずれが見られる (2)	・柱と梁の浮きがはっきりしている (4)	・一部柱の割れ (8)	・半分以上の柱の割れ ・傾斜が1/60～1/20 (11)	・全ての柱の割れ ・四隅の平均の傾斜が1/20以上 (15)	
建具	なし ・開閉が困難 (1)	・一部が開閉不能 ・一部の建具が破損 (3)	・半分以上が開閉不能 ・半分程度の建具が破壊 (5)	・半分以上の建具が破損 (8)	・全ての建具が破壊 (10)	
				全壊・・・50以上 大規模半壊・・・49～40 半壊・・・39～20 半壊に至らない・・・19以下		
けが人等の状況		土地等の状況		その他要望等		
・死亡(人) ・行方不明(人) ・けが等 (人) (人)						

調査
責任者課名
氏名

内線

[非木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造用]

災害の種類	震 災
	風 害
	水 害
	火 災
	その他

被害状況調査

- 1.本人
 2.家族()
 3.隣接者 () 不在
 4.状況判断

被災月日		年 月 日		調査月日		年 月 日		地区名							
世帯主氏名		世帯人員		人		住所		電話()							
店舗等の名称 (代表者名)		従業員数		人		店舗等所在地		電話()							
建物の状況	構造		住家						非住家			事業所の業種名			
	非木造	RC・S	1階建て	連戸建て	アパート	マンション	店舗併用	農家	漁家	店舗	事務所	倉庫	作業所	工場	
	該当の種別に○														
	平屋														
	2階建														
	3階以上														
延床面積		m ²		店舗等面積		m ²		地下面積		m ²		地下1階		地下2階	
建物被害の程度		全 壊		大規模半壊		半 壊		半壊に至らない		な し		不 明			

外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊					(該当)→	判定へ(全壊)	
傾斜	測定箇所	1	2	3	4	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合) →	判定へ(全壊)
	水平距離(cm)							
浸水深(水害)	☐ 床上 ☐ 床下					(床下)→	判定へ(半壊に至らない)	
外部仕上り等(風害)	☐ 外部仕上り等に脱落・破損等の損傷が生じ、住家内への浸水の恐れがある。					(該当)→	判定へ(半壊に至らない)	

建物被害詳細	I	II	III	IV	V	
柱 (耐力壁) 基礎共	なし ・RC柱脚コンクリートに亀裂 ・RC壁僅かな亀裂(0.2mm) ・S僅かな座屈変形 (5)	・S柱脚アンカーの伸び ・壁ハッキリした亀裂(1mm) ・S座屈変形 ・外壁仕上り部分剥落 (13)	・柱局部座屈変形 ・比較的大きな亀裂(2mm超)と僅かな剥離 ・Sプレス破断 ・柱傾斜1/60～1/30 ※柱傾斜(20) (25)	・S局部座屈と注変形 ・RC壁大きな亀裂(2mm超) ・RC剥落鉄筋露出、変形無し (38)	・S柱接合部破断 ・RC壁鉄筋露出、変形、脱落 ・Sアンカー全数ナット破断、基礎破壊 ・柱傾斜が1/30超 (50)	
外部仕上り 雑壁・屋根	なし ・一部で僅かな亀裂 (1)	・各所で亀裂(1mm)と部分的剥落 (3)	・全体に亀裂、仕上り剥落 (5)	・全体的に大きな亀裂(5mm) ・仕上り剥落、変形 (8)	・全体変形剥落 (10)	
床・梁	なし ・僅かな亀裂や剥落 (1)	・ハッキリ見える亀裂(1mm) ・床仕上に著しい損傷 (3)	・RC比較的大きな亀裂(2mm)と僅かな剥落 ・床仕上の大部分損傷 ・S接合部の変形と塗装剥落 (5)	・RC壁大きな亀裂多数、剥落、鉄筋露出 ・RC/S床全体亀裂(5mm)、仕上り剥落 ・Sボルト破断 (8)	・RC鉄筋露出・曲がり・破断・変形 ・RC・S床面全体変形、仕上り剥落 ・S接合部大きな破断 (10)	
内部仕上天井	なし ・壁天井に僅かなすれや隙間 (1)	・内壁天井に隙間 (3)	・タイル剥落 ・天井材浮き (5)	・ボード類の浮き・脱落 ・天井面の歪み・不陸 (8)	・全ての仕上材、天井材脱落 (10)	
建具	なし ・開閉が困難 (1)	・一部開閉不能 ・一部建具破損 (1)	・半分以上が開閉不能 ・半分程度の建具破損 (3)	・半分以上の建具破損 (5)	・全ての建具破損 (8)	
※設備類の被害が著しい場合や付属物(外部階段・広告塔他)に被害があった場合は10点を限度に加算することができる。				全壊・・・50以上 大規模半壊・・・49～40 半壊・・・39～20 半壊に至らない・・・19以下		

けが人等の状況		土地等の状況		その他要望等	
・死亡()人 ・行方不明()人 ・けが等 ()人 ()人					
				調査責任者	課名 氏名 内線

記入例

災害の種類		被害状況調査		地区名		
災害の種類	○ 震災 風害 水害 火災 その他	被害状況調査		地区名		
被災年月日 平成 年 月 日		調査年月日 平成 年 月 日		災害名		
世帯主氏名 甲賀 太郎		世帯人員 人		住所 水口町水口6053		
		避難先		電話(12) 3456 電話()		
店舗等の名称 (代表者名)		従業員数 人		店舗等所在地 電話()		
建物の状況	構造		住家		非住家	
	木造	非木造	1階建て	2階建て	3階以上	店舗等
	該当の種別に○					
	平屋		2階建		3階以上	
	延床面積 m ²		店舗等面積 m ²		地下面積 m ²	
建物被害の程度						全壊 大規模半壊 半壊 一部半壊 なし 不明
外観		☒ 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷(震災)				(該当)→
傾斜		測定箇所 1 2 3 4 平均値				6cm以上(下げ振り120cmの場合)→
浸水深(水害)		□床下				(床下)→
屋根等(風害)		□屋根等に脱落、破損等が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない				(該当)→
躯体		□基礎又は柱(又は耐力壁)の外力等による損傷率が75%以上である				(損傷率75%以上)→
建物被害詳細		I 半分未満の瓦等のずれ II 半分未満の種瓦の落下 III 半分未満の種瓦の落下 IV 不陸がみられる V 全て落下・不陸、外壁組みの破損				8
屋根		鬼瓦、平瓦が数枚落下 一部で亀裂がみられる				2
外壁		一部分の剥離、脱落 一部分の亀裂、脱落				10
基礎		モルタル等に細い亀裂がある RCに亀裂・四隅が部分的破損・独立基礎のずれ・転倒				8
内壁		クロスの剥がれ、歪み、裂け 一部分に亀裂や隙間がみられる				5
床		床上げ材にずれがみられる 一部で土台のずれ				0
柱		柱と仕口にずれがみられる 柱と梁の浮きがはっきりしている				3
建具		開閉が困難 一部の建具が破損				36
※設備類の被害が著しい場合や付属物(外部階段・広告塔他)に被害があった場合は10点を限度に加算することができる。		全壊・50以上 大規模半壊・49~40 半壊・39~20 半壊に至らない・19以下				
けが人等の状況		土地等の状況		その他要望等		
・死亡(人) ・けが等(人)		・行方不明(人) ・(人)				
調査責任者		課名		氏名		
		内線				

〈被害状況調査の書き方について〉

・一棟ごとに一枚の調査を作成します。よって住宅と車庫がある場合、台帳を2枚作成することになります。
 ・住宅と物置がくっついていて一体の場合、台帳は一枚作成します。被害程度については、一棟全体を見て判断します。ただし、住宅と物置で被害程度がかなり異なる場合で、渡り廊下などで一部分しかつながらっていない場合は、台帳をそれぞれ作成します。1階が鉄筋コンクリート造で2階3階が木造の建物(高床式住宅)の場合、構造は木造、種類は1戸建て3階以上に○をつけます。

・建物被害詳細について、家屋所有者に被害状況を聞きとり、自分の目で見て適当と思うところに○をつけてください。判断に迷う場合は、被害程度の上のランクに○をしてください。
 ・被害程度の欄に複数記載のあるものは、どちらかに該当すれば、そのランクに○をつけてください。
 ・天井は内壁に含むことにしていますので、天井に何らかの被害がある場合は、内壁のランクを1つ上げてください。
 ・現地では被害割合は言わないようにしてください。よろしくお願います。

・傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとします。

〈用語集〉

屋根
 鬼瓦(おにがわら)……棟の両端に用いる鬼の面をたかどった瓦。また、鬼の面でないものも鬼瓦と呼ぶ。
 ・平瓦(ひらがわら)……屋根の斜めの面(流れ)に置かれている瓦。
 ・棟瓦(むねがわら)……棟の最上部にのせられる瓦。ぐしともいう。
 ・落下(らつか)……棟瓦が屋根の斜めの面に落ちている場合を含む。
 ・不陸(ふりく・ふろく)……水平でないこと、あるいは平面が凹凸していること
 ・小屋組み(こやぐみ)……屋根を形作るために壁の軸組みの上に組み立てられる骨組のこと。

基礎
 ・RC(あーるしー)……鉄筋コンクリートのこと。
 ・独立基礎(どくりつきそ)……柱の下部のみに築造する形式の基礎をいい、1本の柱にかかる荷重を単独の基礎で支える。
 ・不同沈下(ふどうちんか)……地盤が基礎を一樣に支えられず、建築物の基礎が場所によって異なった沈下をする状態。建物が傾斜したり、ひび割れが発生する。

内壁
 ・クロス(くろす)……壁や天井に張る仕上のこと。壁クロス、天井クロスの材料には、紙、布、ビニール等がよく用いられる。

柱
 ・柱(はしら)……床・屋根などの上部荷重を土台に伝える鉛直材で、二階建てでは1本の柱を用いる通し柱と各階に設ける管柱がある。柱の上部、下部は土台、軒桁、胴差しに差し込む。
 ・仕口(しくち・しくち)……柱と梁(はり)等の接合部分のこと。
 ・梁(はり)……柱の上に位置する水平材で小屋組みを支えるもの。

6.21 災害状況報告書

災害状況報告書

受信者氏名		受信日時	月 日 時 分
送信者氏名		所属部局	

第報

報告 機関名		発生 年月日	年 月 日	月 日 時	現在の 状況	災害の 原因	

1 被害の概要、発生患者数等

市 町 村 名	全 戸 数	全 壊	半 壊	流 出	床 上 浸 水	床 下 浸 水	計	被 害 率	そ 地 族 域 昆 虫 駆 除 の 要 否	県 要 が 性 執 行 の 有 無	災 の 害 救 助 有 法 適 用 無	発 生 患 者 数					備 考
												患 者	擬 似	保 菌 者	計	死 者	

(県)

2 災害防疫所要軽費の概算額
県分

市町村分

3 感染症指定医療機関の被害の概略

4 その他参考となる事項

(市町村)

2 その他参考となる事項

災害防疫活動状況報告書

報告機関名

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	区	赤痢患者数				前年同期患者数				山町数(応援を除く) 防疫活動をしている	防疫活動をしている 保険所数(応援を含む)	防疫活動従事者数 保険所職員(雇上職員を含む)	防疫活動従事者数 本庁職員(雇上職員を含む)	防疫活動従事者数 消毒方法を行った戸数	そ族昆虫等駆除を行った戸数	感染症による家用水の供給を 受けた人員	災害救助法による家用水の 供給を受けた人員	検 病 調 査 員	細菌検査実地件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考
		真	疑	保	死	真	疑	保	死													
日	分	症	似	者	者	症	似	者	者													
	当日																					
	累計																					
	当日																					
	累計																					
	当日																					
	累計																					
	当日																					
	累計																					
	当日																					
	累計																					
計	週間																					
	累計																					

○報告に際しての注意事項

- ①「赤痢患者発生数」とは罹災市(東京都の区に存する区域および指定都市にあつては区)町村における赤痢患者発生数をいう。
- ②「2. 前年、同期赤痢患者発生数」とは「1. 赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- ③「7. 消毒を行った戸数」および「8. そ族昆虫等駆除を行った戸数」とは感染症予防の規定により、市長村または都道府県が実施したものをいう。
- ④「15. 備考」には罹災地域における赤痢以外の1類から3類感染症患者数、感染症指定医療機関以外への入院患者数および県の執行による実施戸数(消毒方法、そ族昆虫駆除の別に再掲)その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。
- ⑤ 防疫活動終了の時は、その旨報告すること。
- ⑥ 防疫活動状況報告の第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

災 害 防 疫 作 業 日 誌

作 業（業 務）日 誌	検便、予防接種、給水、清潔、消毒、そ昆、検病			
日 時	月 日 時より 時まで			
実 施 量	戸 人 件			
従 業 者 数 人	本 庁 職 員 衛 環 セ ン タ ー 職 員 保 健 所 職 員 市 町 村 職 員	人 人 人 人	他 県 応 援 隊 自 衛 隊 日 赤 臨 時 雇 上	人 人 人 人
使 用 備 品 及 実 働 時 間	自 動 車 ろ 水 器 噴 霧 器	台 台 台	時 間 ・ 走 行 距 離 (大 ・ 中 ・ 小 型) (大 ・ 中 ・ 小 型)	km 時 間 時 間
使用薬剤・消耗品費				
実施地域又は場所				
報 告 者 氏 名				
備 考				

(注)この票は、業務内容ごと、班等の単位ごとに作成すること。

6.24 患者台帳

患 者 台 帳

病 名																		
番 号	発 生 受 付 月 日	住 所	氏 性 ・ 年 令	本 人 職	発 病	疑 診	似 断	届 出	入 場	院 所	入 月	院 日	転 帰 別	感 系	染 統	入 院 前 後 検 査 成 績	届 医	出 師
	転 帰 受 付 月 日	設 場		定 所	家 主	計 職	初 診	真 診			性 断	報 告	転 月					
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					前 ()		
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					後 ()		
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					前 ()		
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					後 ()		
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					前 ()		
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					後 ()		
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					前 ()		
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					後 ()		
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					前 ()		
	月 日					月 日	月 日	月 日			月 日					後 ()		

災害防疫業務完了報告書

1. 災害発生年月日
2. 災害の原因
3. 被害の概要
4. 県又は市町村のとした措置の概要
 - (1) 災害防疫本部の活動(防疫実施の方針及び主要作業日程を含む)
 - (2) 災害救助活動
 - (ア) 医療救護
 - (イ) 給水作業(災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること)
 - (3) 災害防疫活動
 - (ア) 予防宣伝
 - (イ) 調査指導
 - (ウ) 検病調査
 - (エ) 患者処理
 - (オ) 飲料水の確保及び井戸の消毒
 - (カ) 家屋の消毒及び消毒薬の使用方法
 - (キ) そ族昆虫駆除の実施方法
 - (ク) 避難所の防疫指導
 - (ケ) し尿処理の指導
 - (コ) 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
 - (サ) その他特記すべき事項
5. 感染症の発生状況
6. 予防接種
7. 感染症指定医療機関の被害状況
8. 予算の概算

(別記様式)

第 年 月 日

様

要 請 者
職 ・ 氏 名



応援要請書

甲賀市伊賀市消防団相互応援協定第 4 条の規定により、次のとおり応援を要請します。

要請年月日及び時間	
災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
被害の状況	
必要とする車両、資機材の種類及び 数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
応援隊集結場所	
連絡担当員の職・氏名	
その他必要な事項	

年 月 日

農林水産省生産局長殿

市町長氏名 印

災害救助用米穀引渡申請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引 渡 希 望 数 量 （ k g ）	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

避難者カード

(避難所名:) 番号:

1	世帯代表者名	電 話				
	住 所					
2	入 所 年 月 日	年 月 日	区・自治会名			
	家 族 ※ここに避難した人だけ書いて下さい。	氏 名	性 別	生年月日	要配慮※	備 考
	要 配 慮 内 容	※配慮を要する方は○を記入の上、下記「要配慮内容」に記入してください。 記入いただいた内容について、全て対応できるものではありません。				
		親族等の 連絡先	氏 名 (世帯主との続柄:)			
住 所						
電 話						
家屋被害状況		1.全壊 2.全焼 3.半壊 4.半焼 5.一部損壊 6.流出 7.床上浸水 8.床下浸水 ①断水 ②停電 ③ガス停止 ④電話不通				
特 技 ・ 資 格	(特技や資格を活かした活動にお手伝いいただける方はご記入ください。)					
	特技・資格の内容		氏 名			
3	安否確認など他からの問い合わせに対して、住所、氏名、性別、生年月日を公開してもいいですか？			はい ・ いいえ		
4	退 所 年 月 日	年 月 日				
	転出先	氏 名 (世帯主との続柄:)				
		住 所				
		電 話				

※この名簿は、世帯代表の方が記入し、避難所運営者へお渡しください。

【避難者の方へ】

- 入所にあたり、この名簿を記入し提出することにより避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに避難所運営者に申し出て修正してください。
- ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所、氏名、性別、生年月日を公表し、または他からの問い合わせに対して回答することとしています。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否については、ご家族で判断してください。

6.29 避難者名簿（様式第2号）

避難者名簿

避難所名		担当職員名	

番号	受入 年月日	氏名 生年月日	現住所	男・女	世帯主 との 続柄	摘要	退所 年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

6.30 避難所受入状況調（様式第3号）

(/)

避難所名		担当職員名	

区 分	避難者受入状況									救 援・救 護 実 施 状 況									
	世帯数	男 性				女 性				給食支給状況		救 援 物 資 支 給				物資貸与状況		要 援 護 員	備 考
		～64	65～	～1	計	～64	65～	～1	計	ミルク	給食数	品名	人員	世帯数	人員	世帯数	人員		

(注) 1 避難室ごとに記入する。
2 物資の支給等は1 日分をとりまとめて、室ごとに記入する。
3 要医療人員は内書とする。
4 備考覧には、障がい者等要配慮者対策の要否、貸与物資の返還、消毒の実施等参考とすべき事項を記入する。

6.31 避難所物品の受け払い簿（様式第4号）

物品受け払い簿

No. /

避難所名		担当職員名	

品名		単位呼称	

受取日	摘要欄	受入数	払出数	現在残	扱者	備考欄

- （注） 1 品目ごとに作成する。
 2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
 3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

6.32 被災者給貸与品明細書（様式第5号）

被 災 者 給 貸 与 品 明 細 書

[illegible]

6.33 避難所職員勤務状況（様式第 6 号）

避難所職員勤務状況

No /

避難所名	

職	氏 名	所 属	避難所				備 考
			避 到	着	退	出	
			年 月 日	時 ・ 分	年 月 日	時 ・ 分	

避難所日誌

No /

避難所名		担当職員 所属・氏名	

記録日	事項	措置の概要	扱 者

6.35 緊急通行車両確認申請書（様式第1号）

様式1号

緊急通行車両確認申請書			
滋賀県知事 殿 滋賀県公安委員会 殿		年 月 日	
		申請者住所 (電話) 氏 名	印
番号票に表示 されている番号			
輸送人員 又は品名			
使用者	住所		
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	経由地	目的地
通行の目的			
車両の種類別			
備考			

6.36 緊急通行車両確認証明書（様式第2号）

様式2号(第6条関係)(平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第3繰下・一部改正)

		第 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 会 公 安 委 員 会	印 印
番号票に表示 されている番号			
車両の用途(緊急輸送 を行う車両にたって は、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局	番
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

(注)用紙は、日本工業規格 A5 とする。

6.37 緊急通行車両証明書

(平 7 総府令 39・全改、平 8 総府令 1・旧様式第 2 繰下・一部改正)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6.38 義援金品抛出者名簿

義援金品抛出者名簿

様式 1 号

Q1-5						〇〇町								
年	月	日	住	所	氏	名	抛	出	区	分	数	量		
5	5	.	9	.	1	0	〇	〇	町	〇	〇	〇	円	
5	5	.	9	.	1	0	〇	〇	町	〇	〇	町	〇	点

- (注) 1.記載例に準じて記載する。
2.連名簿であるが、町村単位に別葉等として差し支えない。

6.39 義援金品引継書

義 援 金 品 引 継 書

様式 2 号

義援金品引継書					
引継者	機関名		職氏名		
引継者	機関名		職氏名		
義援金品を次のとおり引継ぎました。 記 1 引継年月日 年 月 日 2 引継場所 3 引継金品次表のとおり(車両番号)					
金 品 区 分	単 位	輸 送 数 量	引 継 数 量	差 引 過 不 足	過不足を生じた理由その他

- (注) 1. 2 部作成し、授受両機関とも保管する。
2. 金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

6.40 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書

様式 3 号

義援金品受領書 (住所 氏名) 様 1 現金 金〇〇〇円也 2 物資 〇〇〇梱包 ただし、〇〇災害の義援金品として 上記のとおり受領しました。 年 月 日 機 関 名	No. (取扱者)

- (注) 1. 複写式とし、事前に機関別の通し No. を付しておく。
 2. 控は義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
 3. 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本様式事項をただし書き等に付記することとして差し支えない。
 4. 物資区分は実情に即して記載する。

6.41 現金出納簿

現 金 出 納 簿

様式 4 号

年	月	日	摘 要	受	払	残

- (注) 1. 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け義援金についての出納を明確にしておく。
 2. 預金と現金は、区別することなく一括経理して差し支えない。
 ただし、区別して経理する必要があるときは、口座を「現金」「預金」に区分して扱うものとする。
 3. 公共団体の取扱で「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑部金受払簿」により「現金出納簿」に別途に経理する。

義 援 金 品 受 払 書

様式 5 号

年	月	日	摘 要	受	払	残	て ん 末
5	5	9	10	バ ケ ツ 〇 〇 商 店 よ り	100 ケ		9 . 2 0 配 分
5	5	9	10	衣 〇 〇 会 社 従 業 員	10 包		9 . 2 0 配 分
5	5	9	10	現 〇 〇 中 学 生 徒 会	5,450 円		9 . 2 0 現 金 出 納 簿 へ 転 記
					////////		
5	5	9	20	物 資 〇 〇 町 外 2 町 村	10 ケ 20 包 50 点		550 点 } 2包とする 100 ケ

(注)1. この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払い及びてん末を記録する。
ただし、現金については現金出納簿へ転記し、そのときに払出記帳をする。なお物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差し支えない。

2. 記載方法は記載例に準じ適宜累計を行う。



- ① 色彩は、文字・縁線・区分線を青色、斜めの帯・枠を赤色、地を白とする。
- ② 縁線・区分線の太さは1cmとする。
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- ④ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は2分の1まで縮小することができる。

6.44 関係機関連絡表

令和4年4月1日現在

機関名	電話番号	所在地	FAX 番号	備考
甲賀市総合政策部危機管理課	69-2103	甲賀市水口町水口 6053	63-4619	
甲賀市総務部	69-2120	甲賀市水口町水口 6053	63-4561	
甲賀市市民環境部	69-2137	甲賀市水口町水口 6053	63-4582	
甲賀市健康福祉部	69-2155	甲賀市水口町水口 6053	63-4085	
甲賀市子ども政策部	69-2176	甲賀市水口町水口 6053	69-2298	
甲賀市産業経済部	69-2187	甲賀市水口町水口 6053	63-4592	
甲賀市建設部	69-2203	甲賀市水口町水口 6053	69-2209	
甲賀市上下水道部	69-2222	甲賀市水口町水口 6053	69-2295	
甲賀市教育委員会	69-2239	甲賀市水口町水口 6053	69-2293	
甲賀市土山地域市民センター	66-1101	甲賀市土山町北土山 1715	66-2010	
甲賀市甲賀地域市民センター	88-4101	甲賀市甲賀町相模 173-	88-3104	
甲賀市甲南地域市民センター	86-4161	甲賀市甲南町野田 810	86-8029	
甲賀市信楽地域市民センター	82-1121	甲賀市信楽町長野 1203	82-3415	
消防庁応急対策室	03-5253-7527	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7537	
	防災*-6-048-500-49013		防災*-6-048-500-49033	
消防庁宿直室	03-5253-7777		03-5253-7553	
	防災*-6-048-500-90-49102		防災*-6-048-500-90-49036	
滋賀県防災危機管理局 危機管理室 防災対策室防災対策係 消防・保安係 原子力防災室	077-528-3436 -3448 -3431 -3433 -3432 -3435	大津市京町 4-1-1	077-528-6037	
	防災*-51-820～823		防災*-51-850	
県危機管理センター無線統制室(時間外対応)	077-528-3436		077-523-6390	
	防災*-51-898		防災*-51-850	
滋賀県土木交通部流域政策局(緊急時)	077-528-4150 090-8651-3823	大津市京町 4-1-1	077-528-4904	
滋賀県土木交通部砂防課砂防担当	077-528-4192	大津市京町 4-1-1	077-528-4907	
滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所)	63-6111 080-2521-0354	甲賀市水口町水口 6200	63-6142	
滋賀県甲賀環境事務所	63-6134	甲賀市水口町水口 6200	63-6135	
滋賀県甲賀土木事務所 河川砂防課河川第一・ダム管理係	63-6161	甲賀市水口町水口 6200	63-1504	
滋賀県甲賀土木事務所河川砂防課河川第一・ダム管理係(青土ダム管理事務所)	66-0294	甲賀市土山町青土 151-4	66-1585	
滋賀県甲賀森林整備事務所	63-6118	甲賀市水口町水口 6200	63-3927	
滋賀県甲賀農業農村振興事務所 田園振興課	63-6121	甲賀市水口町水口 6200	63-6139	
国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	077-546-0844	大津市黒津 4-5-1	077-546-5759	
国土交通省近畿地方整備局大戸川 ダム工事事務所	077-545-5675	大津市大萱 1-19-32	077-543-5340	
国土交通省近畿地方整備局滋賀 国道事務所草津維持出張所	077-562-0842	栗東市中沢 2-12-30	077-563-4082	
野洲川土地改良区	0748-62-1154	甲賀市水口町の場 5	0748-63-0674	
野洲川下流土地改良区	077-89-8222	野洲市西河原 2 丁目 2366-2	077-589-8223	

機関名	電話番号	所在地	FAX 番号	備考
野洲川水口頭首工管理事務所	62-0535	甲賀市水口町新城 45-1	62-0535	
野洲川ダム管理事務所	69-0161	甲賀市土山町大河原 862	69-0161	
大原貯水池土地改良区	88-2144	甲賀市甲賀町相模 173-1	88-2144	
土山町土地改良区	66-0795	甲賀市土山町北土山 1715	66-0795	
甲蒲地方土地改良区	67-0377	甲賀市土山町徳原 348	67-0377	
近畿農政局野洲川沿岸農地防災事業所	63-8591	甲賀市水口町暁 3-43	65-4250	
陸上自衛隊滋賀地方協力本部	077-524-6446	大津市京町3丁目1番1号		
陸上自衛隊大津駐屯地	077-523-0034	大津市際川 1-1-1		
自衛隊今津駐屯地	0740-22-2581	高島市今津町今津平郷国有地		
気象庁彦根地方気象台 防災管理官室	0749-22-6142	彦根市城町 2-5-25		
滋賀県防災航空隊	0748-52-6677	蒲生郡日野町北脇 214-71 大阪航空日野ヘリポート内	0748-52-6679	
湖南省危機管理局危機管理防災課 消防・防災担当	71-2311	湖南省中央 1 丁目 1	72-2000	
湖南省建設経済部土木建設課 道路・河川担当	71-2334	湖南省中央 1 丁目 1	72-7964	
栗東市市民部危機管理課	077-551-0109	栗東市安養寺 1-13-33	077-551-0149	
栗東市建設部道路河川課	077-551-0119	栗東市安養寺 1-13-33	077-554-1123	
大津市総務部危機・防災対策課	077-528-2616	大津市御陵 3-1	077-523-2202	
大津市未来まちづくり部交通戦略室	077-528-2736	大津市御陵 3-1	077-521-0427	
日野町総務課総務担当	0748-52-6500	蒲生郡日野町河原 1-1	0748-52-2043	
日野町建設計画課道路河川担当	0748-52-6561	蒲生郡日野町河原 1-1	0748-52-2043	
東近江市総務部防災危機管理課	0748-24-5617	東近江市八日市緑町 10-5	0748-24-0752	
東近江市都市整備部道路課	0748-24-5650	東近江市八日市緑町 10-5	0748-24-1249	
伊賀市総合危機管理課	0595-22-9640	伊賀市四十九町 3184	0595-24-0444	
亀山市防災安全課防災安全グループ	0595-82-9955	亀山市本丸町 577	0595-82-9685	
鈴鹿市防災危機管理課	059-382-9968	鈴鹿市神戸 1-18-18	059-382-7603	
四日市市危機管理監危機管理室	059-354-8119	四日市市諏訪町 1-5	059-350-3022	
菰野町総務課	059-391-1101	三重郡菰野町潤田 1250	059-394-3199	
総務課安全安心対策室	059-391-1102			
菰野町都市整備課	059-391-1138	三重郡菰野町潤田 1250	059-391-1192	
南山城村総務課	0743-93-0102	相楽郡南山城村北大河原久保 14-1	0743-93-3030	
南山城村建設水道課	0743-93-0106	相楽郡南山城村北大河原久保 14-1	0743-93-0444	
和束町総務課	0774-78-3001	相楽郡和束町釜塚生水 14-2	0774-78-2799	
和束町建設事業課	0774-78-3001	相楽郡和束町釜塚生水 14-2	0774-78-2799	
宇治田原町総務課	0774-88-6631	綴喜郡宇治田原町大字立木小字坂口 18-1	0774-88-3231	
宇治田原町建設・環境課	0774-88-6637	綴喜郡宇治田原町大字立木小字坂口 18-1	0774-88-3231	
甲賀警察署	62-4155	甲賀市水口町水口 6026	62-4653	
水口石橋交番		甲賀市水口町八光 1-1		
土山交番		甲賀市土山町北土山 1491-1		
信楽交番		甲賀市信楽町長野 1202 番地 11		
伴谷警察官駐在所		甲賀市水口町伴中山 2694 番地 3		
柏木警察官駐在所		甲賀市水口町北脇 1211-2		
貴生川警察官交番		甲賀市水口町虫生野中央 101		

機関名	電話番号	所在地	FAX 番号	備考
大野警察官駐在所	62-4155	甲賀市土山町大野 2154		
大原警察官駐在所		甲賀市甲賀町鳥居野 1202-1		
油日警察官駐在所		甲賀市甲賀町上野 1129		
佐山警察官駐在所		甲賀市甲賀町神保 1717-3		
寺庄警察官駐在所		甲賀市甲南町寺庄 407-2		
深川警察官駐在所		甲賀市甲南町深川 1761-2		
杉谷警察官駐在所		甲賀市甲賀町杉谷 137-8		
雲井警察官駐在所		甲賀市信楽町牧 772-2		
朝宮警察官駐在所		甲賀市信楽町上朝宮 697-4		
多羅尾警察官駐在所		甲賀市信楽町多羅尾 1915-1		
甲賀広域行政組合消防本部	62-0119	甲賀市水口町水口 6218	62-3666	
水口消防署	63-1119	甲賀市水口町水口 6218	63-7941	
水口消防署土山分署	67-1199	甲賀市土山町前野 124	67-1700	
甲南消防署	86-3119	甲賀市甲南町池田 3578-1	86-0719	
甲南消防署甲賀分署	88-7701	甲賀市甲賀町大久保 1289	88-7702	
信楽消防署	82-0119	甲賀市信楽町長野 1306-6	82-3977	
湖南中央消防署	72-0119	湖南市中央 1 丁目 1 番地	72-7737	
湖南中央消防署湖南石部分署	77-2119	湖南市石部中央 4 丁目 1 番 6 号	77-3588	
NTT 西日本滋賀支店	077-510-0961	大津市浜大津 1-1-26	077-510-0959	
関西電力送配電(株)滋賀支社	0800-777-3081 (コンタクトセンター)	大津市におの浜 4 丁目 1 番 51 号		
中部電力株式会社伊賀営業所	0120-921-697			
大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部 対策室	075-315-5593	京都市下京区中堂寺栗田町 93	075-315-8911	
大阪ガスネットワーク株式会社 供給指令部 中央指令室	0120-8-19424	大阪市中央区平野町 4 丁目 1-2	-	
滋賀県 LP ガス協会	077-526-0577	大津市松本 1-2-20		
滋賀県医師会	077-514-8711	栗東市継 1-10-7	077-552-9933	
甲賀湖南医師会	62-8133	甲賀市水口町松尾 1256 公立甲賀病院 3F	62-6109	
公立甲賀病院	62-0234	甲賀市水口町松尾 1256	63-0588	
甲賀市水口医療介護センター	62-3346	甲賀市水口町貴生川 293-1	63-1728	
甲賀市立信楽中央病院	82-0249	甲賀市信楽町長野 473	82-3060	
紫香楽病院	83-0101	甲賀市信楽町牧 997	83-1262	
JR 貴生川駅	0570-002-486	甲賀市水口町虫生野 875		
JR 甲南駅	0570-002-486	甲賀市甲南町深川 1615		
JR 寺庄駅	0570-002-486	甲賀市甲南町寺庄 484-1		
JR 甲賀駅	0570-002-486	甲賀市甲賀町大原市場		
JR 油日駅	0570-002-486	甲賀市甲賀町上野 1453		
信楽高原鐵道株式会社本社	82-3391	甲賀市信楽町長野 192	82-3323	
近江鐵道株式会社本社	0749-22-3303	彦根市駅東町 15 番 1	0749-24-1560	
株式会社あいコムこうか	66-0739	甲賀市土山町北土山 1715	66-0792	
びわ湖放送株式会社	077-524-0151(代)	大津市鶴の里 16-1	077-524-0167	
株式会社京都放送滋賀支社	077-522-8317	大津市京町 4-3-33 滋賀プレスビル 3 階	077-521-8355	
日本放送協会大津放送局	077-522-5101	大津市打出浜 3-30		
エフエム滋賀 e-radio	077-527-0814	大津市西の庄 19-10 リンクスビル F6	077-527-0836	
日本赤十字滋賀県支部	077-522-6758	大津市京町 4-3-381F	077-523-4502	
日本赤十字社本社	03-3438-1311	港区芝大門 1-1-3		
JA こうか	62-0581	甲賀市水口町水口 6111-1	63-6256	
滋賀中央森林組合	65-4180	甲賀市水口町鹿深 3-39	65-4181	

機関名	電話番号	所在地	FAX 番号	備考
林野庁近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署	050-3160-6115	大津市瀬田 3-40-18	077-544-3867	
西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	077-552-2284	栗東市小野 758	077-553-9194	
中日本高速道路株式会社名古屋支社 桑名保全サービスセンター	0594-23-3561	桑名市大字蓮花寺鍋谷 608-2	0594-23-1310	

6.45 新聞報道関係連絡表

新聞社		所在地	連絡先
読売新聞	大津支局	大津市打出浜 13-1	電話 077-522-6691 FAX077-522-6693
毎日新聞	大津支局	大津市打出浜 3-16	電話 077-524-6655 FAX077-526-1504
朝日新聞	大津総局	大津市京町 3-5-12	電話 077-524-6601 FAX077-523-1156
京都新聞	湖南総局	草津市大路 2-9-1	電話 077-563-6111 FAX077-563-6108
	甲賀支局	甲賀市水口町北内貴 494	電話 0748-63-5842 FAX0748-63-5942
	(滋賀本社)	大津市京町 4-3-33	電話 077-523-3131 FAX077-522-8822
産経新聞	大津支局	大津市中央 1-3-2	電話 077-522-6628 FAX077-528-2311
中日新聞	甲賀通信局	甲賀市水口町水口 5963	電話 0748-62-0347 FAX0748-62-0459
	大津支局	大津市京町 4-4-23	電話 077-523-3388 FAX077-524-4447
日本経済新聞	大津支局	大津市中央 3-1-8	電話 077-522-4455 FAX077-525-7843
共同通信社	大津支局	大津市京町 4-3-33	電話 077-522-3762 FAX077-522-5882
時事通信社	大津支局	大津市打出浜 2-1 (コラボしが 21 4F)	電話 077-522-3915 FAX077-525-5867

6.46 テレビ・ラジオ報道関係連絡表

放送局	所在地	連絡先
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3-30	電話 077-522-5101 FAX 077-521-0785
びわ湖放送株式会社	大津市鶴の里 16-1	電話 077-524-0151 FAX 077-524-0412
株式会社京都放送滋賀支社	大津市京町 4-3-33	電話 077-522-8317 FAX 077-522-8355
株式会社エフエム滋賀	大津市西の庄 19-10 リンクスビル 6F	電話 077-527-0814 FAX 077-527-0836
株式会社あいコムこうか	甲賀市土山町北土山 1715	電話 0748-66-0739 FAX 0748-66-0792

7 協定書

7.1 滋賀県広域消防相互応援協定書

締結年月日	協定市町	内容
平成 25 年 2 月 15 日	県下の消防本部を設置する市町 (消防の事務を共同処理する一部事務組合を含む)	大規模な災害が発生した場合の 防ぎよ活動の相互応援

滋賀県広域消防相互応援協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町等」という。)相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害(以下「大規模災害等」という。)に対処することを目的とする。

(ブロック区分)

第 2 条 滋賀県内消防本部を次の 2 ブロックに区分するものとする。

(1) 南ブロック

大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部及び高島市消防本部

(2) 北ブロック

東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部及び湖北地域消防本部

(災害対象)

第 3 条 この協定において、広域消防相互応援の対象とする災害は、消防組織法第 1 条に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 97 条第 7 項の規定により消防が対処する武力攻撃災害で、災害の発生した市町の消防力及び当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても、防除困難又は困難が予想される大規模災害とする。

(応援要請の手続)

第 4 条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等(以下「要請側市町等」という。)の長が行うものとする。ただし、災害の規模等により要請側市町等の長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、要請側市町等の長が、あらかじめ定められた代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の長に対し、電話、ファクシミリで行うものとするが、有線途絶、輻輳等を考慮して、消防無線県内共通波及び衛星電話等の連絡方法も確保しておくものとする。

3 応援の要請に際しては、次に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資器材

(3) 終結場所及び活動内容

(4) その他応援に必要な事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を滋賀県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第 5 条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の長は、応援に応ずることができるか否かを、要請側市町等の長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第 6 条 応援を行った市町等(以下「応援市町等」という。)に応援隊を期間させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等の長は、要請側市町等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第 7 条 応援隊は、組織法第 47 条の規定に基づき、要請側市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定により、要請側市町等の長の長の指揮の下に応援隊が活動する期間は、応援隊の長が要請側市町等の長に現場到着の報告を行ったときから現場引き上げの報告を行ったときまでとする。

(応援経費)

第 8 条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次のに定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

ア 公務災害補償費に要する経費

イ旅費及び出動手当

ウ当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費

エ要請側市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

オ被服の損料等

カ上記以外の人件費その他の経費

(2) 要請側市町等において負担する経費

ア車両及び機械器具等の燃料費(応援活動中に調達したものに限る。)

イ宿泊費及び食料費

ウ化学消火薬剤等の資機材費

エ賞じゅつ費

オ応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

2 前項に定める以外の経費が発生した場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議のうえ決定する。

(防災航空隊の要請)

第 9 条 滋賀県防災航空隊を要請する場合は、滋賀県防災ヘリコプター運行管理要綱によるものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第 11 条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(廃止)

第 12 条 滋賀県広域消防相互応援協定(平成 19 年 3 月 15 日締結)は、廃止する。

この協定を証するため、協定書 7 通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 2 月 15 日

大津市長

湖南広域行政組合管理者

甲賀広域行政組合管理者

東近江行政組合管理者

彦根市長

湖北地域消防組合管理者

高島市長

締結年月日	協定市町	内容
平成 19 年 3 月 16 日 (平成 19 年 4 月 1 日施行)	県下 26 市町	大規模な自然災害・火災・事故等が発生した場合の防ぎょ活動の相互応援

滋賀県下消防団広域相互応援協定書

滋賀県下の消防団を設置する市町(以下「市町」という。)相互間において消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号。以下「組織法」という。)第 39 条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援体制について、次のとおり協定する。

(広域相互応援体制の確立)

第 1 条 市町は、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合に相互に応援するため、以下の条項に定めるところにより、滋賀県下消防団広域相互応援体制を確立する。

(広域相互応援体制の組織)

第 2 条 応援時の消防機関相互の情報連絡および応援要請を迅速かつ円滑に行うため、第 3 条に規定する災害対応に関しては、本協定に限り、滋賀県下消防団を 4 つのブロックに区分し、それぞれブロック幹事およびブロック代行幹事を置く。

2 ブロック幹事およびブロック代行幹事は消防本部をもって充てることとし、その選任、および任務等必要な事項については市町間で協議して第 10 条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めるものとする。

(対象とする災害)

第 3 条 この協定により消防団の広域相互応援の対象とする災害は次のとおりとし、災害の発生した市町の消防力および当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても防ぎょ困難な大規模災害等とする。

- (1) 大規模な地震・風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災および高層建築物火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模な事故等
- (4) 武力攻撃等による災害

(応援の要請)

第 4 条 この協定に基づく応援の要請は、第 3 条に規定する災害が発生した市町(以下「要請側市町」という。)の長が他の市町(以下「応援側市町」という。)の長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、第 10 条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」で定めたブロック幹事消防本部もしくはブロック幹事代行消防本部を通じて、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生場所および概要
- (2) 必要とする人員、車両等
- (3) 集結場所、活動内容および連絡責任者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第 5 条 前条に規定する応援側市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町の長に対し、その旨連絡するものとする。また、応援要請に応ずることができない場合も、その旨速やかに連絡するものとする。

2 前項に規定する「業務に重大な支障」とは、応援側市町の長が次に掲げる場合で応援隊の派遣が著しく困難と認める場合をいう。

- (1) 応援側市町において大規模災害が発生し、またはそのおそれがある場合
- (2) 他の応援協定により応援出動している場合
- (3) 市町に特別な事情がある場合
- (4) その他やむを得ない事情がある場合

(応援の中断)

第6条 応援側市町の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町は要請側市町と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側市町の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項に規定する「要請側市町の長の指揮の下」とは、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまでをいう。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側市町が負担する経費

ア 公務上の災害補償費

イ 旅費および出動手当

ウ 車両等の燃料費(現地で調達したものを除く。)

エ 車両等の修理費

オ 被服の損料等

カ 交通事故における損害賠償等

(2) 要請側市町が負担する経費

ア 車両等の燃料費で現地で調達したもの

イ 宿泊費および食料費

ウ 応援活動中の第三者に対する損害賠償および損失補償費

エ その他応援活動中に要した諸経費

2 前項に規定する事項の他、経費の負担に疑義が生じた場合は、その都度、応援側市町および要請側市町が協議の上、決定するものとする。

(事前計画等)

第9条 大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な活動を実施するため、各市町長は応援出動可能な人員および車両等の計画をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の計画の策定等この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく応援要請および応援隊の派遣等の運用に関する必要な事項について、別途：「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、市町間で協議の上、決定するものとする。

2 この協定を改正、廃止する場合もこれを準用する。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については所轄消防本部消防長との連携を図りながら、市町の消防団長間で協議して定めるものとする。

付則

1 この協定は、平成19年4月1日から施行する。

2 この協定を締結したことを証するため、各市町は本書26通を作成し、記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成19年3月16日

大津市長
彦根市長
長浜市長
近江八幡市長
草津市長
守山市長
栗東市長
甲賀市長

野洲市長
湖南市長
高島市長
東近江市長
米原市長
安土町長
日野町長
竜王町長
愛荘町長
豊郷町長
甲良町長
多賀町長
虎姫町長
湖北町長
高月町長
木之本町長
余呉町長
西浅井町長

7.3 消防相互応援協定

協定名称	協定市町及び団体
消防相互応援協定	京都市、宇治市、湖西広域市町村圏事務組合、湖南消防組合、甲賀広域行政組合、京田辺市

7.4 甲賀市伊賀市消防団相互応援協定

締結年月日	協定市町	内容
平成 17 年 11 月 1 日	三重県伊賀市	市境界や応援が必要な災害が発生した場合の相互応援

甲賀市伊賀市消防団相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき甲賀市及び伊賀市（以下「協定市」という。）の区域内における災害の発生に際し消防団員等（以下「応援隊」という。）が相互に応援し、その災害の防除に当たることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において災害とは、法第 1 条に定める災害をいう。

(応援の区域)

第 3 条 応援の区域は、協定市において前条に定める災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

(応援の要請)

第 4 条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市（以下「受援市」という。）の市長が、災害の状況、出動を求める機械器具の種別及び数、誘導員の配置場所等を明示し、受援市以外の協定市（以下「応援市」という。）の市長に対して行うものとし、事後すみやかに応援要請書（別記様式）を提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第 5 条 応援市の市長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障のない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市の市長は、災害の規模等に照らし緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認めるときは、自主的に応援隊を派遣するものとする。

3 前項の応援隊の派遣は、前条の応援要請に基づく派遣とみなす。

(応援隊の指揮)

第 6 条 受援市における応援隊の指揮は、受援市の市長又は消防団長が、当該応援隊の長に対して行うものとする。

(要請を受けない出動)

第 7 条 協定市境界付近において災害が発生し、所轄区域が確認し難い場合において、既に管轄外の消防団が出動した場合は、要請を受けない応援とし、その災害の防除にあたるものとする。

2 前項のこの場合における指揮は、受援市の指揮者が到着するまでの間、前条の規定にかかわらず、応援隊の長が行うものとし、受援市の指揮の下で活動したものとみなす。

(応援に要した経費の負担)

第 8 条 第 5 条に定める応援隊の派遣に要した経費の負担については、次の区分によるものとする。

応援市において負担するもの

ア 応援隊員の災害補償及び賞じゅつ金

イ 応援隊の応援出動から帰着までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費

ウ 人件費、被服費及び雑費

エ 応援に要した経常的経費

受援市において負担するもの

ア 応援市が、災害地において使用した消耗品の実費

イ 建築物、工作物、土地等に対する補償費

ウ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料費及び食料費

エ 応援隊の消防活動等に伴う消防作業従事者及び救急業務協力者に対する災害補償

2 前項各号以外の経費負担については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

（業務協力等）

第9条 この協定の円滑を期するため、関係書類を交換するとともに、火災予防行政等一般業務についても相互に協力するものとする。

（実施の細目）

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、協議のうえ別に定めるものとする。

（疑義の協議）

第11条 この協定に規定しない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度当事者間において協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

平成17年11月1日

滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
甲賀市長中嶋武嗣

三重県伊賀市上野丸之内 116 番地
伊賀市長今岡睦之

7.5 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書

参加自治体 (計 20 市区町)	東京都	品川区、大田区
	神奈川県	横浜市、大磯町、小田原市、箱根町
	静岡県	三島市、函南町、長泉町、清水町、藤枝市 掛川市、袋井市
	愛知県	豊明市
	三重県	桑名市、亀山市、鈴鹿市
	滋賀県	草津市、大津市、湖南市、甲賀市
協定日	平成 28 年 4 月 1 日	
協定内容の骨子	ア応援内容 (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (イ) 被災者の救助、医療援護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 (ウ) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣 (エ) その他必要な応援 イ 自主的活動 被災市区町と連絡がとれない場合は、自主的に応援活動を実施する。	

東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 東海道は、古来より東国と西国を結ぶ最も重要な幹線道路であり、歴史的に縁のある市区町が互いに連携し、まちづくりを推進していく目的のため、東海道五十三次及び東海道縁の市区町(以下「協定市区町」という。)は、いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町(以下「被災市区町」という。)が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第 3 条 被災市区町が、応援の要請をしようとする場合は、次の事項を明らかにし第 6 条に定める連絡責任者を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする、資機材、物資等の品名、数量等
- (3) 必要とする、派遣職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(自主的活動)

第 4 条 激甚災害の際に通信途絶等により被災市区町から前条の要請がない場合、他の協定市区町は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市区町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援する協定市区町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 前項の規定により職員を派遣した場合には、協定市区町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市区町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は、原則として被災市区町の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市区町の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市区町が、被災市区町への往復の途中において生じたものについては、応援する協定市区町が賠償の責めを負うものとする。

4 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市区町及び応援する協定市区町が協議して定める。

(連絡責任者)

第6条 協定市区町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市区町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 21 通を作成し、協定市区町は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 28 年 4 月 1 日

東京都品川区長	濱野 健
東京都大田区長	松原 忠義
神奈川県横浜市長	林 文子
神奈川県大磯町長	中崎 久雄
神奈川県小田原市長	加藤 憲一
神奈川県箱根町長	山口 昇士
静岡県函南町長	森 延彦
静岡県三島市長	豊岡 武士
静岡県清水町長	山本 博保
静岡県長泉町長	遠藤 日出夫
静岡県藤枝市長	北村 正平
静岡県掛川市長	松井 三郎
静岡県袋井市長	原田 英之
愛知県豊明市長	小浮 正典
三重県桑名市長	伊藤 徳宇
三重県鈴鹿市長	末松 則子
三重県亀山市長	櫻井 義之
滋賀県甲賀市長	中嶋 武嗣
滋賀県湖南市長	谷畑 英吾
滋賀県草津市長	橋川 渉
滋賀県大津市長	越 直美

7.6 滋賀県市長会災害相互応援協定

締結年月日	協定市町	内容
平成 24 年 11 月 27 日	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市	大規模な自然災害・火災・事故等が発生した場合の災害相互応援

滋賀県市長会災害相互応援協定

滋賀県市長会会員市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な応急措置が出来ない場合に、被災市の要請に応え、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に執行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるものの他、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 2 条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第 5 条に定める連絡担当部局を通じて、電話または電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援の期間
- (5) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第 6 条 この協定は、協定市が別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第 7 条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第 8 条 この協定は、平成 24 年 11 月 27 日から効力を発生するものとする。

平成 24 年 11 月 27 日

大 津 市 大 津 市 長 越 直美
彦 根 市 彦 根 市 長 獅 山 向洋
長 浜 市 長 浜 市 長 藤 井 勇治
近江八幡市 近江八幡市長 富士谷 英正

草	津	市	草	津	市	長	橋	川	涉
守	山	市	守	山	市	長	宮	本	和
栗	東	市	栗	東	市	長	野	村	宏
甲	賀	市	甲	賀	市	長	中	嶋	昌
野	洲	市	野	洲	市	長	山	仲	武
湖	南	市	湖	南	市	長	谷	畑	善
高	島	市	高	島	市	長	西	川	英
東	近	市	東	近	市	長	澤	喜	吾
米	原	市	米	原	市	長	泉	久	治
							峰	夫	
								一	

締結年月日	協定市	内容
平成 19 年 2 月 14 日	三重県伊賀市	大規模な自然災害・火災・事故等が発生した場合の災害相互応援

伊賀市甲賀市災害時相互応援協定

伊賀市と甲賀市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第 67 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第 2 条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、第 6 条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（自主的応援出動）

第 3 条 応援を行おうとする市は、災害の発生により要請市との連絡が取れない場合にあって、要請市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第 2 条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 応援を行った市（以下「応援市」という。）は、要請市から法第 92 条第 2 項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第 5 条 第 1 条第 4 号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第 6 条 協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第7条 協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年2月14日

伊賀市長 今岡睦之

甲賀市長 中嶋武嗣

災害応急対策活動の相互応援に関する協定

日本六古窯の窯場を有する越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市(以下「日本六古窯市町」という。)
は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項の規定に基づき、日本六古窯市町において災害が発生した
場合における相互応援について、次のとおり協定する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 窯業又は製陶業の復旧又は復興に係る資機材の支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する市町(以下「要請市町」という。)の長は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条第1項に定める
連絡担当部局に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号及び第8号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名、
数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、業務内容及び人数
- (5) 前条第6号及び7号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施等)

第3条 応援を要請された市町(以下「応援市町」という。)の長は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援
に努めるものとする。

2 応援市町の長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに要請市町の長に通報するもの
とする。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市
町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度日本六古窯市町が協議して定めるものとし
る。

(損害賠償等)

第5条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷
若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が地方公務
員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところにより行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中
に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、関係職員
で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第4条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する
経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 日本六古窯市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第8条 日本六古窯市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、日本六古窯市町が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年12月2日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、各市町長が記名のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月2日

福井県越前町

長愛知県瀬戸市長

愛知県常滑市長

兵庫県篠山市長

岡山県備前市長

滋賀県甲賀市長

7.9 甲賀市宇治田原町災害時相互応援協定

締結年月日	協定市	内容
平成 28 年 8 月 1 日	京都府宇治田原町	大規模な自然災害・火災・事故等が発生した場合の災害相互応援

滋賀県甲賀市・京都府宇治田原町災害時相互応援協定

滋賀県甲賀市と京都府宇治田原町（以下「協定市町」という。）とは、協定市町のいずれかの地域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第 6 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援活動の内容）

第 1 条 応援活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両などの提供
- （4）救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第 2 条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、第 6 条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- （3）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員、その他必要な事項
- （4）前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（自主的応援出動）

第 3 条 応援を行おうとする市町は、災害の発生により要請市町との連絡が取れない場合にあって、要請市町周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第 2 条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 応援を行った市町（以下「応援市町」という。）は、要請市町から法第 9 条第 2 項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第 5 条 第 1 条第 4 号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町が、要請市町への往復経路の途中に生じたものについては応援市町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第 6 条 協定市町は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第7条 協定市町は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年8月1日

甲賀市長 中嶋武嗣

宇治田原町長 西谷信夫

7.10 民間との相互応援協定

協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
災害時における応急 救援活動への応援に 関する協定 (土木建築)	平成 18 年 1 月 17 日	一般社団法人滋賀県 建設業協会甲賀支部	大規模な災害が発生した場合の公共施 設等(道路、河川含む。)の復旧、人 命救助、応急仮設住宅の建設などの支 援
エルピーガスに係る 災害応急復旧に関す る協定	平成 18 年 9 月 1 日	一般社団法人滋賀県 エルピーガス協会甲 賀支部	大規模な災害が発生した場合の公共施 設の応急復旧や避難所開設におけるエ ルピーガス供給支援
水道施設に係る災害 応急復旧に関する協 定	平成 18 年 9 月 1 日	甲賀市管工事協同組 合	大規模な災害が発生した場合の水道管 応急復旧による水道供給支援
災害時における石油 類燃料の供給に関す る協定	平成 20 年 6 月 20 日	滋賀県石油商業組合 甲賀支部	大規模な災害が発生した場合の救援活 動に必要な石油類燃料の供給支援
災害時における電気 設備の応急復旧に関 する協定	平成 20 年 6 月 20 日	滋賀県電気工事工業 組合	大規模な災害が発生した場合の避難所 等となる公共施設の電気設備の応急復 旧支援
災害時に要援護者の 避難施設として社会 福祉施設を使用する ことに関する協定	平成 22 年 10 月 27 日	社会福祉法人天地会/ 社会福祉法人湖東会 //社会福祉法人甲賀 市社会福祉協議会/社 会福祉法人あいの土 山福祉会/社会福祉法 人甲賀会/社会福祉法 人湖青福祉会/社会福 祉法人甲南会/社会福 祉法人信楽福祉会	大規模な災害が発生した場合の、高齢 者で特別な配慮を必要とする方を受け 入れるための福祉避難所の開設支援 8 法人 24 施設 ※社会福祉法人天地会、社会福祉法人 甲賀会、社会福祉法人甲南会について は、令和 4 年 9 月 30 日付けで指定福祉 避難所へ移行
災害時及び広範囲に わたる家畜伝染病発 生時における応急救 援活動への応援に関 する協定	平成 23 年 3 月 28 日	社団法人滋賀県造園 協会南地区	・大規模な災害が発生した場合の公園 施設及びその近接する区域における応 急復旧、人命救助にかかる労力、資機 材等による支援 ・高病原性鳥インフルエンザ等の広範 囲にわたる家畜伝染病発生時等の消毒 作業にかかる労力、資機材等による支 援
災害時における物資 等の輸送、及び集積 地での仕分け、配送 の応援に関する協定	平成 23 年 7 月 14 日	一般社団法人滋賀県 トラック協会甲賀支 部	大規模な災害が発生した場合の物資(食 料、生活用品等)の避難所への輸送、及 び集積地での仕分け、配送支援
災害時における応急 救援活動への応援に 関する協定	平成 23 年 7 月 14 日	甲賀広域小規模産業 振興事業協同組合	大規模な災害が発生した場合の公共施 設等(道路、河川含む。)の復旧、人 命救助、瓦礫撤去、応急仮設住宅の敷 地整備等などの支援
災害時における物資 供給に関する協定	平成 24 年 1 月 17 日	甲賀農業協同組合	大規模な災害が発生した場合等の物資 (食料品、生活用品、災害現場対策品 等)の供給、及び市が指定した引渡し場 所までの運搬
災害時における被害 状況調査の支援活動 に関する協定	平成 24 年 1 月 17 日	甲賀測量設計協会	市内で大規模災害が発生し、災害対策 基本法による「激甚災害」の査定が想 定される場合における市管理の道路、 河川等の公共土木施設、及び土砂災害 発生箇所の被害状況調査の支援

協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
災害時の福祉避難所として施設を使用することに関する協定	平成 24 年 5 月 9 日	社会福祉法人さわらび会/社会福祉法人湖東会/社会福祉法人瑠璃光会/社会福祉法人やまなみ会/社会福祉法人しがらき会/社会福祉法人信楽くるみ福祉会/特定非営利活動法人けいかん/特定非営利活動法人かがやき/特定非営利活動法人サポートハウスほほえみ	大規模な災害が発生した場合の、障がい者や自立支援の必要な者で特別な配慮を必要とする方を受け入れるための福祉避難所の開設支援 9 法人 14 施設 ※社会福祉法人しがらき会については、令和 4 年 9 月 30 日付けで指定福祉避難所へ移行
災害時における物資供給に関する協定書	平成 24 年 7 月 12 日	株式会社アヤハディオ/株式会社カインズ/株式会社ケーヨー/NPO法人コメリ災害対策センター	大規模な災害が発生した場合の、物資(食料、生活用品等)の供給支援
災害時の医療救護活動に関する協定	平成 25 年 9 月 12 日	一般社団法人甲賀湖南医師会	大規模な災害が発生した場合の、医療救護班の派遣・支援
災害時における畳の提供等に関する協定書	平成 27 年 1 月 23 日	5 日で 5 0 0 0 枚の約束。プロジェクト実行委員会	大規模な災害が発生した場合の、畳の供給支援
災害時におけるゴルフ場施設を活用した支援協力に関する協定書	平成 28 年 3 月 17 日	ベアズパウジャパンカントリークラブ/名神竜王カントリー倶楽部/滋賀ゴルフ倶楽部/ダイヤモンド滋賀カントリークラブ/双鈴ゴルフクラブ/名神栗東カントリー倶楽部/大甲賀カントリークラブ/富士スタジアムゴルフ倶楽部/コムウッドゴルフクラブ/センチュリー・シガ・ゴルフクラブ/滋賀甲南カントリークラブ/しがらきの森カントリークラブ/メイプルヒルズゴルフ倶楽部/信楽カントリー倶楽部/オレンジシガカントリークラブ/ザ・カントリークラブ/朝宮ゴルフコース/滋賀カントリー倶楽部/タラオカントリークラブ/デイリー信楽カントリー倶楽部	大規模な災害が発生した場合の、被災者の収容や支援物資の中継基地・ヘリポートの設置などの支援 20 施設
甲賀市・日本下水道事業団災害支援協定	平成 28 年 10 月 1 日 令和 3 年 10 月 1 日更新	地方共同法人日本下水道事業団	災害が発生した場合の、下水道施設の維持・修繕に関する支援
災害時における被災者等に対する旅館ホテル施設の提供に関する協定書	平成 29 年 2 月 1 日	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部	大規模な災害が発生した場合の、宿泊施設、食事、入浴施設等の利用・供給支援
災害時における食料品及び生活関連物資の供給等に関する協定書	平成 29 年 9 月 7 日	株式会社平和堂	災害時における食料品及び生活関連物資の供給

協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
災害時における食料品及び生活関連物資の供給等に関する協定書	平成 29 年 9 月 20 日	株式会社バローホールディングス	災害時における食料品及び生活関連物資の供給
甲賀市災害時多言語情報センターの設置・運営に関する協定書	平成 30 年 2 月 18 日	甲賀市国際交流協会	災害時における外国人支援
災害時における物資の供給に関する協定書	平成 31 年 1 月 28 日	株式会社積水化成品滋賀	災害時における（製造または調達可能）物資の供給 使い捨て食品容器、断熱材等
災害時における物資の供給に関する協定書	令和 2 年 1 月 29 日	株式会社アークレイファクトリー	災害時における（製造または調達可能）物資の供給 血糖自己測定器、ブドウ糖補給食等
災害時における物資供給に関する協定書	令和 2 年 2 月 10 日	株式会社ナフコ	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における生活必需品及び食料等の供給
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	令和 2 年 4 月 17 日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	災害が発生した場合の下水道管路施設の復旧支援協力
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	令和 2 年 4 月 17 日	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部	災害が発生した場合の公共下水道施設の復旧支援協力
自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	令和 2 年 4 月 17 日	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	災害が発生した場合の公共下水道管路施設の復旧支援協力
災害発生時における甲賀市と甲賀市内郵便局の協力に関する協定	令和 2 年 7 月 2 日	甲賀市内の郵便局及び甲西郵便局	災害時における業務の包括連携
災害に係る情報発信等に関する協定	令和 2 年 7 月 10 日	ヤフー株式会社	災害時における情報発信等に関する協力
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	令和 2 年 8 月 17 日	西尾レントオール株式会社	災害が発生した場合のレンタル資機材の提供
災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定書	令和 2 年 10 月 19 日	株式会社水口テクノス 株式会社日映日野 株式会社ヒロセ 滋賀県環境整備事業協同組合	災害及び感染症発生時の一般廃棄物収集運搬にかかる支援協力
災害時における鉄道設備（線路建物等）応急復旧工事に関する協定	令和 4 年 7 月 12 日	大鉄工業株式会社	市が管理する鉄道設備（線路建物等）において発生した災害の応急復旧工事の施行
災害時における鉄道設備（電気・運転保安設備）応急復旧工事に関する協定	令和 4 年 7 月 12 日	西日本電気システム株式会社	市が管理する鉄道設備（電気・運転保安設備）において発生した災害の応急復旧の施行
災害時等における移動式宿泊施設の提供に関する協定	令和 4 年 8 月 23 日	株式会社デベロップ	移動式宿泊施設（トレーラーハウス）の優先的な提供及び移動式宿泊施設への宿泊の協力
大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定	令和 4 年 9 月 26 日	関西電力送配電株式会社	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力

協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
災害時における施設使用等に関する協定	令和4年10月17日	滋賀県遊技業協同組合甲賀支部 湖南市	災害時等に車中泊等を希望する住民の避難場所、並びに災害ボランティアの活動拠点として組合が指定する駐車場やトイレなど施設使用についての協力
災害時における上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定	令和5年2月1日	株式会社エコシティサービス	地震、風水害、その他の上下水道事業に関する災害等の発生時における応急給水活動および事務、広報活動等の支援協力
甲賀市災害福祉ネットワークセンター（常設型甲賀市災害福祉ボランティアセンター）の設置及び運営等に関する協定	令和5年2月10日	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	甲賀市災害福祉ネットワークセンター（常設型災害福祉ボランティアセンター）の設置及び運営等
災害時等における甲賀市とエフエム花との相互協力に関する協定書	令和5年9月18日	有限会社三瀧商店 エフエム花	災害時等の緊急情報放送及び平常時の防災・減災放送の協力
学校給食加工委託工場を活用した災害時における食料品供給に関する協定書	令和5年12月5日	滋賀県学校給食協同組合	大規模災害時の被災者等に対して食料品供給に関する支援協力

7.10.1 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（土木建築）

災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

甲賀市長中嶋武嗣（以下「甲」という。）と、（社）滋賀県建設業協会甲賀支部長倉田紀康（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害対策基本法に基づき迅速かつ円滑な応急救援活動（以下「災害応援救援活動」という。）を行うために必要な事項に関し、以下のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急救援活動として、公共施設（道路、河川を含む。以下同じ。）等の復旧、人命救助、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に土木資機材及び労力等の応援支援を受ける必要があるときは、乙に対し必要な協力を要請するものとする。

（連絡責任者）

第2条 前条に掲げる要請に関する事項の伝達は、甲においては甲賀市建設部長を、乙においては事務長をそれぞれ連絡責任者として指定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、災害応援救助活動の要請する必要があると判断したときは、乙に対し、災害応急救援活動要請書（様式1）により、要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

（協力）

第4条 乙は、前条による要請があったときは、乙の所属会員（以下「丙」という。）が所有する土木資機材及び労力等を可能な限り甲に提供協力するものとし、乙が当該要請内容、応援区域等を勘案し、丙に対し、災害応援救援の要請があった旨を連絡するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法令の規定に従い必要な協力を行うものとする。

2 乙は、前条のとおり要請を受託する場合は、甲の連絡責任者に対し、災害応急救護活動要請受託書（様式2）により、必要な事項を明記し、受託するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により返答することができるものとする。

3 乙は、滋賀県と社団法人滋賀県建設業協会が締結している「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」による応援要請があったときは、地理的条件や被災状況その他状況を勘案して判断し、応援に応じるものとする。

（応急救援活動の指示）

第5条 前条により要請を受けた丙は、当該応急救援活動の内容に応じて、指示を受けて迅速に活動に当たるものとする。

（災害応急救援活動の実施等）

第6条 災害応急救援活動の実施にあたっては、次により行うものとする。

（1） 乙は、人命救助のための土木資機材及び労力の提供にあたっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

（2） 公共施設の応急復旧工事及び応急仮設住宅にかかる敷地整備について甲の指示により実施するものとする。

（情報の提供等）

第7条 甲は、災害応急救援活動が迅速及び的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第8条 第6条の工事を実施した丙は、その状況を速やかに甲に報告するものとする。なお、人命救助のための土木資機材及び労力等の報告は、「土木資機材労力等応援完了報告書」（様式3）により、報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、事後文書で提出するものとする。

（経費の負担）

第9条 第6条に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、その額については災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（損害の負担）

第10条 甲の要請により、乙が協力する業務の実施に伴い損害が生じたときは、その損害の責について甲乙協議して定めるものとする。

(連絡会の設置)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成19年1月16日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各一通を保管する。

平成18年1月17日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6058番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市水口町
(社) 滋賀県建設業協会甲賀支部
支部長 倉田紀康

7.10.2 エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定

エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定書

甲賀市長中嶋武嗣（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県エルピーガス協会甲賀支部長植田和生（以下「乙」という。）は、次のとおりエルピーガスに係る災害応援復旧等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲賀市内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、災害対策基本法及び甲賀市地域防災計画に基づき、公共施設の施設応急復旧や避難所開設等、エルピーガスの使用が必要とする場合には、甲から乙に応援協力を求めるものとし、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し緊急にエルピーガスを使用する必要がある場合に、乙に対し作業資機材、労力及びエルピーガスの供給等の提供（以下「業務」という。）を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲は、災害の状況に応じて乙に対し、次に掲げる事項を明示して乙に業務の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

- （ア） 災害の状況及び復旧場所
- （イ） 協力を必要とする業務内容
- （ウ） 協力を必要とする業務期間
- （エ） その他参考となる事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けたときは、すみやかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、具体的業務内容を示し、業務を指示するものとする。

3 会員は、乙の指示に従うものとし、業務が完了したときは、乙に直ちに報告するものとする。

（経費の負担及び請求）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務に要した費用（ただし、人件費は除く。）は、甲が負担するものとし、その額については、災害発生時における地域の通常の引取事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（損害の負担）

第6条 甲の申請により、乙が協力して業務の実施に伴い損害が生じたときは、その損害の責については甲乙協議して定めるものとする。

（報告）

第7条 この協定の万全な実施を期するため、甲は乙に対しその会員名簿並びに保有する車両及び作業用資機材の種類及び数量等について報告を求めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては甲賀市総務部長を、乙においては社団法人滋賀県エルピーガス協会甲賀支部長を指定するものとする。

（その他）

第9条 協定の解釈に疑義が生じたときは、又はこの協定に定めがない事項についてはその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成18年（2006年）9月1日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市

7.10.3 エルピーガスに関わる災害応急復旧に関する協定の一部を変更する協定

エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定の一部を変更する 協定書

甲賀市長、中嶋武嗣（以下「甲」という。）と滋賀県エルピーガス協会甲賀支部長、植田和生（以下「乙」という。）は、平成１８年９月１日に締結した「エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定」（以下「原協定」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

（本文の変更）

第１条 原協定中「社会法人滋賀県エルピーガス協会甲賀支部」を「滋賀県エルピーガス協会甲賀支部」に改める。

（第８条の変更）

第２条 原協定第８条中「甲賀市危機管理監」を「甲賀市危機・安全管理統括監」に改める。

（効力発生日）

第３条 この協定の効力発生日は、平成２４年４月１日とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年４月１日

甲滋賀県甲賀市水口町水口６０５３番地

甲賀市長 中 嶋 武 嗣

乙滋賀県甲賀市信楽町上朝宮７７３番地４

滋賀県エルピーガス協会

甲賀支部長 植 田 和 生

7.10.4 水道施設に係る災害応急復旧に関する協定

水道施設に係る災害応急復旧に関する協定書

甲賀市長中嶋武嗣（以下「甲」という。）と甲賀市管工事協同組合理事長植西雄次郎（以下「乙」という。）は、次のとおり水道施設に係る災害応急復旧に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲賀市内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、災害対策基本法及び甲賀市地域防災計画に基づき、飲料水の確保及び給水のための応急復旧を必要とする場合には、甲から乙に応援協力を求めるものとし、その手続き等について定めるものとする。

（協力 要請）

第2条 甲は、災害が発生し緊急に水道施設を復旧する必要がある場合に、乙に対し作業資機材、労力等の提供（以下「業務」という。）を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲は、災害の状況に応じて乙に対し文書により、次に掲げる事項を明示して業務の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

- （ア） 災害の状況及び復旧場所
- （イ） 協力を必要とする業務内容
- （ウ） 協力を必要とする業務期間
- （エ） 協力を必要とする車両、又は作業用資機材の種類、数量及び人員
- （オ） その他参考となる事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けたときは、すみやかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、業務を指示し、会員は乙の指示に従うものとする。

3 甲の要請により乙が実施した業務が完了したときは、乙は直ちに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務に要した費用（ただし、人件費は除く。）は、甲が負担するものとし、その額については、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（損害の負担）

第6条 甲の要請による業務の実施に伴い損害が生じたときは、その損害の責については甲乙協議して決定するものとする。

（報告）

第7条 この協定の万全な実施を期するため、甲は乙に対しその会員名簿並びに保有する車両、作業用資機材の種類及び数量等について報告を求めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては甲賀市上下水道部長を、乙においては甲賀市管工事協同組合理事長を指定するものとする。

（その他）

第9条 協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項についてはその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成18年（2006年）9月1日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市信楽町長野513番地13 甲賀市管工事協同組合 理事長 植西雄次郎

7.10.5 災害時における石油類燃料の供給に関する協定

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と甲賀市内で営業する滋賀県石油商業組合甲賀支部（以下「乙」という。）は、地震等による大規模災害の発生時における石油類燃料の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲賀市防災計画に基づく被災者の応急救援に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が甲賀市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって効力を生じるものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が石油類燃料を必要とするときは、甲は、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の確保と優先供給について積極的に協力するものとする。

（運搬）

第5条 石油類燃料の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求める事ができる。

（費用）

第6条 前2条の規定により乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2前項に規定する対価及び費用は、乙又は乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

第7条 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第8条 乙は、災害時において石油類燃料の価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第9条 乙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年6月20日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市甲賀町大原市場13番地
滋賀県石油商業組合甲賀支部

支部長 藤岡茂喜

7.10.6 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定

災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と滋賀県電気工事工業組合水口支部（「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における電気設備の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲賀市防災計画に基づく電気設備の応急復旧に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が甲賀市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって効力を生じるものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が電気設備の応急復旧の必要がある場合には、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別紙様式1「災害時における電気設備の応急復旧の応援要請」によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- （1） 災害等が発生した場所
- （2） 被害の状況
- （3） 応急復旧の応援内容
- （4） 必要な資機材および人員
- （5） 応援が必要な期間
- （6） その他、応援に関して参考となる事項

（協力義務）

第4条 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、甲及び甲の指定する者の指示により応急復旧に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別紙様式2「災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告」を提出するものとする。

（費用）

第6条 前3条の規定により乙が実施した応急復旧の応援に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧により生じた災害補償については、甲と乙で協議するものとする。

（被災した他の自治体への応援）

第8条 甲が被災した他の自治体から電気設備の応急復旧の応援要請があり乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（防災意識の向上）

第9条 乙は、組合活動を通じて、日常的に組合員の防災意識の向上に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 20 年 6 月 20 日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市信楽町長野 1384 番地 100
滋賀県電気工事工業組合水口支部
支部長 菊岡敏明

7.10.7 災害時に要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書

災害時に要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲賀市（以下「甲」という。）が、＜別紙社会福祉法人＞（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要支援・要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するものとする。

(避難施設)

第4条 避難施設は、次の施設とする。

(敬称略・順不同)

施設名	所在地	事業主
甲賀市デイサービスセンター	甲賀市水口町宇川25	社会福祉法人湖東会
デイサービスセンターすこやか荘	甲賀市甲賀町大原中355	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
特別養護老人ホームエーデル土山	甲賀市土山町北土山2062	社会福祉法人あいの土山福祉会
ショートステイサービスセンターエーデル土山	甲賀市土山町北土山2062	
デイサービスセンターエーデル土山	甲賀市土山町北土山2057	
高齢者グループホームかふかの里	甲賀市甲賀町大原中1161	社会福祉法人湖青福祉会
かふかの里デイサービスセンター	甲賀市甲賀町大原中1161	
グループホームせせらぎ	甲賀市甲南町葛木869-2	社会福祉法人甲南会
特別養護老人ホーム信楽荘	甲賀市信楽町牧1159	社会福祉法人信楽福祉会
信楽荘ショートステイサービス	甲賀市信楽町牧1159	
信楽荘デイサービスセンター	甲賀市信楽町牧1159	

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の利用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙の要請があった場合には要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介護支援者は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年10月27日

(甲) 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市長 中嶋武嗣

(乙) 市内社会福祉法人

社会福祉法人湖東会	理事長	柏瀬孝一
社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	会長	北村嘉之
社会福祉法人あいの土山福祉会	理事長	堤英隆

社会福祉法人湖青福祉会	理事長	青木裕彦
社会福祉法人甲南会	理事長	上杉謙三
社会福祉法人信楽福祉会	理事長	岩永峯一

別記個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

7.10.8 災害時及び広範囲にわたる家畜伝染病発生時における応急救援活動への応援に関する協定書

災害時及び広範囲にわたる家畜伝染病発生時における応急救援活動への応援に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県造園協会南地区（「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害又は高病原性鳥インフルエンザ等の広範囲にわたる家畜伝染病が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急救援活動を行うために必要な応援に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲賀市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害又は高病原性鳥インフルエンザ等の広範囲にわたる家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、応急救援活動として、必要な協力を要請することができる。

（1） 甲が管理する公園施設及びその近接する区域（以下「公園施設等」という。）における応急復旧、人命救助等に土木資機材、労力等を活用する必要があるとき。

（2） 公園施設等のうち、甲賀市地域防災計画に基づく避難場所等の安全確認のための作業について、乙の協力が必要と認めるとき。

（3） 家畜伝染病発生時等の消毒作業について、乙の協力が必要と認めるとき。

（連絡責任者）

第3条 前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては甲賀市政策監を、乙においては社団法人滋賀県造園協会南地区長をそれぞれ指定するものとする。

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する土木資機材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたときは、乙は、法令の定めるところに従って、応急救援活動に従事するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、災害時における応急救援活動を実施するため乙の応援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受諾するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受諾書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受諾書を提出するものとする。

（応急救援活動の指示）

第6条 前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該応急救援活動の内容に応じて、応援要請の際に別途定める市現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

2 前項の活動に当たった者は、公園施設等に係る調査点検結果を公園施設等点検調査表（様式第3号。以下「調査表」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、事後速やかに調査表を提出するものとする。

（応急救援活動の実施等）

第7条 応急救援活動の実施に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

（1） 乙は、人命救助のための土木資機材及び労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

（2） 公園施設等の応急復旧工事及び家畜伝染病発生時等の消毒作業については、甲及び乙の所属会員の間において請負契約を締結した後に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭で指示し、事後速やかに乙の所属会員と契約を締結するものとする。

（情報の提供等）

第8条 甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第9条 乙は、人命救助のための土木資機材、労力等の提供をしたときは、土木資機材、労力等応援完了報告書（様式第4号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに土木資機材、労力等応援完了報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第10条 応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(損害の補填)

第11条 この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第12条 この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害予防への取組)

第14条 甲及び乙は、災害（甲賀市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害をいう。）に強いまちづくりを推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 防災機能を強化した公園のあり方についての検討及び情報交換
- (2) 避難場所等の安全確認のための点検
- (3) 緊急時を想定した初動訓練の実施

(総合防災訓練等への参加)

第15条 乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(その他)

第17条 この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月28日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市水口町水口563-5
社団法人滋賀県造園協会南地区
地区長 西沢傳夫

7.10.9 災害時における物資等の輸送、及び集積地での仕分け、配送の応援に関する協定書

災害時における物資等の輸送、及び集積地での仕分け、配送の応援に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県トラック協会甲賀支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送、及び集積地での仕分け、配送（以下「緊急輸送等」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲賀市地域防災計画の災害応急対策活動及び市町村等相互の応援措置のために、必要な貨物自動車運送事業用自動車（以下「事業用自動車」という。）の緊急輸送等に関し必要な事項をこの協定で定め、迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、緊急輸送等を乙に要請する場合、様式1「緊急輸送等要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送等の要請があった場合、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）、甲に対し事業用自動車を提供させるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送等を実施した場合は、甲に対し様式2「緊急輸送等実施報告書」により報告するものとする。

（運賃及び料金）

第5条 緊急輸送等に要した費用は、甲の負担とし、その額については災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲、乙協議して定める。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償及び紛争解決）

第7条 緊急輸送等を実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（災害時相互応援協定締結市町等への適用）

第8条 この協定は、甲が締結している災害相互応援協定締結市町及び特に支援の必要と認めた地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が災害応急対策活動を行うために事業用自動車による緊急輸送等が必要となった場合についても適用する。

（連絡）

第9条 第2条の規定に基づく緊急輸送等要請書に係る事項の伝達を確実なものにするため、甲、乙は密接な連絡をとるものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成24年3月31日までとする。

ただし、この協定期間満了の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第11条 前各条に規定するもののほか、この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成23年7月14日

- 甲 滋賀県甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地
甲賀市長 中嶋武嗣
- 乙 滋賀県湖南市高松町 9 - 2 滋賀県甲賀地区運送事業（協）内
社団法人滋賀県トラック協会甲賀支部
支部長 松田直樹

7.10.10 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と、甲賀広域小規模産業振興事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害対策基本法に基づく迅速かつ円滑な応急救援活動（以下「災害応急救援活動」という。）を行うために必要な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急救援活動として、公共施設（道路、河川を含む。以下同じ。）等の復旧、人命救助、瓦礫撤去、応急仮設住宅の敷地整備等に土木資機材及び労力等の応援を受ける必要があるときは、乙に対し必要な協力を要請するものとする。

（連絡責任者）

第2条 前条に掲げる要請に関する事項の伝達は、甲においては甲賀市政策監を、乙においては甲賀市の区域の理事をそれぞれ連絡責任者として指定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、災害応急救援活動を要請する必要があると判断したときは、乙に対し、災害応急救援活動要請書（様式1）により、要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

（協力）

第4条 乙は、前条による要請があったときは、乙の所属会員（以下「丙」という。）が所有する土木資機材及び労力等を可能な限り甲に提供協力するものとし、乙が当該要請内容、応援区域等を勘案し、丙に対し、災害応急救援の要請があった旨を連絡し、協力させるものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法令の規定に従い必要な協力を行うものとする。

2 乙は、前条のとおり要請を受託する場合は、甲の連絡責任者に対し、災害応急救護活動要請受託書（様式2）により、必要な事項を明記し、受託するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により返答することができるものとする。

（災害応急救援活動の指示）

第5条 前条により要請を受けた丙は、当該災害応急救援活動の内容に応じて、指示を受けて迅速に活動に当たるものとする。

（災害応急救援活動の実施等）

第6条 災害応急救援活動の実施にあたっては、次により行うものとする。

（1） 乙は、人命救助のための土木資機材及び労力の提供にあたっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

（2） 乙は、公共施設の応急復旧工事及び応急仮設住宅にかかる敷地整備について甲の指示により実施するものとする。

（情報の提供等）

第7条 甲は、災害応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第8条 第6条の工事を実施した丙は、その状況を速やかに甲に報告するものとする。なお、人命救助のための土木資機材及び労力等の報告は、「土木資機材労力等応援完了報告書」（様式3）により、報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、事後文書で提出するものとする。

（経費の負担）

第9条 第6条に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、その額については災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（損害の負担）

第10条 甲の要請により、乙が協力する業務の実施に伴い損害が生じたときは、その損害の責について甲乙協議して定めるものとする。

(連絡会の設置)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各一通を保管する。

平成23年7月14日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市水口町巖峨3480番地
甲賀広域小規模産業振興事業協同組合
理事長 浅野廣司

7.10.11 災害時における物資供給に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と甲賀農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年1月17日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市水口町水口6111-1
甲賀農業協同組合
代表理事組合 長但馬甚一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
食料品	米、水、パン類、野菜、レトルト食品（主食・おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等） インスタントラーメン、ペットボトルお茶、 その他必要とする物
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、軍手、電池、 懐中電灯、鍋、割箸、洗濯石鹸、洗面石鹸、シャンプー、 マスク、靴、卓上ガスコンロ、殺虫剤、蚊取り線香、 使い捨てカイロその他必要とする物
衣料品等	ふとん、毛布、 その他必要とする物
災害現場対策品	消石灰、衛生対策防護服類 その他必要とする物

7.10.12 災害時における被害状況調査の支援活動に関する協定書

災害時における被害状況調査の支援活動に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と甲賀測量設計協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等による災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）における、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）の被害状況調査の実施に対する乙の社会貢献活動としての支援活動に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、公共土木施設等が、大規模災害発生時に被害を受けた場合において、被害状況の速やかな把握を目的とし、甲が乙に対し支援活動を求めるにあたり、必要な基本的事項を定める。

（協定事項の発動）

第2条 この協定事項の発動は、原則として次のときに効力を生じるものとする。

（1） 甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により作成された甲賀市地域防災計画に基づき、甲賀市災害対策本部を設置し、災害対策基本法による「激甚災害」の指定を受けるための査定が想定されるとき

（2） その他前号と同程度の場合で、甲が乙の支援協力を必要であると認めたとき

（支援活動の内容）

第3条 この協定において乙が行う支援活動の内容は、次に掲げるものとする。

（1） 大規模災害により公共土木施設等に被害が発生した際の、被害状況の調査及び技術的助言

（2） 前号に基づく「被害箇所状況調査書」（様式第1号）及び「被害箇所状況調査報告書」（様式第2号）の作成と報告

（3） 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、支援活動を乙に要請する必要がある際には、「被害箇所状況調査応援協力要請書」（様式第3号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに「被害箇所状況調査応援協力要請書」を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があった際は、災害支援の実施について甲に協力するものとする。

（支援活動の実施）

第5条 乙は、前条の要請に基づき支援活動を実施する際には、甲の指示に従い、速やかに乙に所属する協会員（以下「協会員」という。）を動員するものとする。

2 乙は、前項により支援活動を実施する際は、公共土木施設等を所管する甲の関係部局毎に現地責任者（以下「現地責任者」という。）を定める。

3 前項の現地責任者の任期は、原則2年間とする。

（甲、乙の責務）

第6条 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、十分な配慮に努めるものとする。

2 調査にあたる協会員の編成、現場での活動は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ、効果的に実施できるよう努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく支援活動に要する経費は、乙の負担とする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づき乙が実施した支援活動により、乙の協会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、支援活動が円滑に行われるよう、甲賀市地域防災計画、その他の必要な資料及び情報を互いに交換するものとする。

2 乙は、甲の要請により災害時に対応できる人員・器材等の状況、及び連絡体制を定めて、毎年4月、甲に連絡する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2前項の期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年1月17日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市甲賀町相模490-1
甲賀測量設計協会
会長 村山善男

7.10.13 災害時の福祉避難所として施設を使用することに関する協定書

災害時の福祉避難所として施設を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲賀市（以下「市」という。）が、＜別紙社会福祉法人・特定非営利活動法人＞（以下「法人」という。）に対し、福祉避難所として施設の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(1) 安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく身体障がい、知的障がい、又は精神障がいを有する者、若しくは自立支援の必要な者

(2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 市は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、法人に協力を要請できるものとする。

2 法人は、市からの要請をできる限り受諾し要援護者を受入れるものとする。

(避難施設)

第4条 避難施設は、次の施設とする。

(敬称略・順不同)

施設名	所在地	事業主
さわらび作業所	甲賀市水口町水口6743番地1	社会福祉法人さわらび福祉会
第二さわらび作業所		
サニーサイド	甲賀市水口町宇川69番地	社会福祉法人湖東会
るりこう園	甲賀市土山町野上野497番地	社会福祉法人瑠璃光会
やまなみ工房	甲賀市甲南町葛木872番地	社会福祉法人やまなみ会
ゆとりあ	甲賀市甲南町葛木877番地	
ワークセンター紫香楽	甲賀市信楽町神山494番地1	社会福祉法人しがらき会
信楽くるみ作業所	甲賀市信楽町長野92番地	社会福祉法人信楽くるみ福祉会
共働事業所けいかん	甲賀市水口町嵯峨3480番地	特定非営利活動法人けいかん
青少年支援ハウスかがやき	甲賀市土山町北土山964番地1	特定非営利活動法人かがやき
青少年自立支援ホーム一歩	甲賀市甲南町葛木1399番地5	特定非営利活動法人サポートハウスほほえみ
多世代交流センター元気村		

(手続等)

第5条 市は、第3条の規定により施設の利用について法人に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先等

(2) 身元引受人の氏名及び連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 法人は、市の要請を受け要援護者を受け入れるときは、要援護者を法人の施設へ移送することに努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 市は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。
2 市は、法人の要請があった場合には要援護者を適切に介護できるよう介護員及びボランティア等の介護支援者（以下「介護支援者」という。）の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 市の要請に基づき法人が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、市が負担するものとする。
2 前項に規定する費用の額は、市と法人が災害発生時に協議の上、別に定めるものとする。

（受入れ可能人員等）

第9条 市及び法人は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 市及び法人並びに介護支援者は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。
2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（有効期限）

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、市、法人双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に市と法人が協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、市、法人記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年5月9日

（市）滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市長 中嶋武嗣

（法人）市内社会福祉法人・特定非営利活動法人

社会福祉法人さわらび福祉会
理事長 西村泰雄

社会福祉法人湖東会
理事長 柏瀬孝一

社会福祉法人瑠璃光会
理事長 前田秀導

社会福祉法人やまなみ会
理事長 森嶋克己

社会福祉法人しがらき会
理事長 林晋

社会福祉法人信楽くるみ福祉会
理事長 鈴木つや子

特定非営利活動法人けいかん
理事長 山口敏樹

特定非営利活動法人かがやき
理事長 町田利正

特定非営利活動法人サポートハウスほほえみ
理事長 杉本吉男

別記個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 法人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 法人は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第3 法人は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第4 法人は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 法人は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6 法人は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 市は、法人がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 法人は、この契約による業務を処理するために市から貸与され、又は法人が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 法人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10 法人は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第11 法人がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより市が損害を被ったときは、市は直ちにこの契約を解除するものとし、法人はその損害を賠償しなければならない。

7.10.14 災害時における物資供給に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と別紙物資供給事業者（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規程により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市長 中嶋武嗣

乙 物資供給事業者

滋賀県大津市におの浜1-1-3
株式会社アヤハディオ
代表取締役 新居伸之

埼玉県本庄市東富田88-2
株式会社カインズ
代表取締役社長 土屋裕雅

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社ケーヨー
代表取締役社長 醍醐茂夫

新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧賢一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	ＰＰロープ・ビニール紐
	防塵マスク・簡易マスク
	作業服
	ゴム手袋
	軍手
	皮手袋
	レインコート
	ヘルメット
	長靴
	台車
	一輪車
	土のう袋
	ブルーシート
	スコップ
	標識ロープ（トラロープ）
	材木（坑木・合板・ベニア板等）
	単管パイプ
	資材その他（番線・針金・釘・ネジ等）
	工具類（バール・ハンマー・ペンチ等）
	バケツ
	大型ペール
	ほうき
	デッキブラシ
	ちりとり
	ホースリール
	消石灰
	段ボール（避難所の間仕切り等）
電気関係等	乾電池
	カセットボンベ
	カセットコンロ
	懐中電灯
	投光器
	発電機
	ポケットラジオ
	コードリール
トイレ関係	トイレットペーパー
日用品	たわし・スポンジ
	雑巾
	割りばし・使い捨て食器
	ゴミ袋・ポリ袋
	マッチ・使い捨てライター
	ローソク
	ウェットティッシュ
	ティッシュペーパー
	洗剤・せっけん類
	殺虫剤・蚊取り線香
	食品類ラップ・ホイル
日用品	紙おむつ
	生理用品
	歯磨き粉・歯ブラシ
	木炭・木炭コンロ
冷暖房関係等	木炭・木炭コンロ
水・食料	ペットボトル入り飲用水・茶等
	水缶（ポリタンク）

7.10.15 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時の医療救護活動に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と一般社団法人甲賀湖南医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

この協定書は、甲賀市内に地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び甲賀市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時の医療救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

乙は、前条の規定による救護活動を円滑に実施するため、災害時の医療救護計画を策定し、甲に報告するものとする。

２ 医療救護計画は、次に掲げる事項について定める。

医療救護組織の編成

医療救護組織の活動計画

関係機関との通信連絡計画

指揮命令系統

医薬品及び医療資機材の備蓄

訓練計画

その他必要な事項

３ 乙は、第１項の医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対して医療救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

２ 乙は、救護班の派遣を決定したときは、直ちに救護班を編成し、甲が指定する避難所（福祉避難所を含む）又は災害現場の医療救護所等に派遣するものとする。

３ 乙が派遣する救護班は、１班あたり医師２人を基準とする。また、その班は、甲が編成する看護師２人（必要に応じ助産師１人を加配）、事務員（保健師を含む）２人を配置し、医師が責任者となる。

（救護班の業務）

乙が派遣する救護班は、甲が広域避難所または災害現場に設置する医療救護所等において、救護活動を行うこととする。

２ 救護班の業務は、次のとおりとする。

傷病者の傷病度の判定

傷病者に対する応急処置

傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送優先順位の決定

死亡の確認及び死体検案の協力

死体の処置（縫合等）

その他医療救護に関すること

（救護班の指揮命令等）

乙が派遣する救護班に対する指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する救護班の意見を尊重するものとする。

（救護班の輸送）

乙が派遣する救護班の現地への輸送は、甲が行うものとする。

（医薬品等の備蓄・供給・輸送等）

乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもの以外は、甲が供給する医薬品等を使用するものとする。また、医薬品の輸送についても甲が必要な措置をとるものとする。

（医療費）

医療救護所等において、傷病者が受ける医療費については、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用期間中は無料とする。

2 傷病者が収容された医療機関における医療費は、傷病者負担とする。

(費用弁償)

甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

救護班の編成及び派遣に必要な費用

救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(補償)

第10条 甲は、乙が派遣する救護班員が救護活動従事中に負傷し、疾病にかかり、または障害が残った場合や死亡した場合の補償については、災害対策基本法第84条の規定により、甲賀市消防団員等公務災害補償条例(平成16年甲賀市条例第181号)に基づき行うものとする。

(第三者に対する損害補償)

第11条 救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第12条 救護班が救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに乙に報告するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(完了の報告)

第13条 乙は、救護活動が完了したときは、速やかに甲に活動内容を報告するものとする。

(費用などの請求)

第14条 乙は、第9条に規定する費用および第10条に規定する補償(以下「費用等」という)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第15条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(訓練)

第16条 乙は、甲が実施する防災訓練等に可能な限り協力するものとする。

(実施細目)

第17条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協定の期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲乙のいずれからも文書をもって協定終了の意思表示がないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年9月12日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地

一般社団法人甲賀湖南医師会
会長 野崎昭彦

7.10.16 災害時における量の提供等に関する協定書

災害時における量の提供等に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の災害発生時における避難所等に対する量の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、風水害・地震等の災害発生時に「甲賀市地域防災計画」に定める被災者救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（災害発生時の協力依頼）

第2条 災害発生時には、甲は必要に応じて乙に量の提供に関する協力を依頼するものとする。

（災害発生時の協力内容）

第3条 前条の場合には、甲と乙は協力して次の作業を行う。なお、緊急時には、乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

- （1） 量の調達
- （2） 避難所までの量の輸送
- （3） 利用後の量の処理

（量の調達）

第4条 甲は乙に対して、調達を必要とする必要数・日時・場所等を指示して、量の提供を求めることができるものとする。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、量の提供に努めるものとする。

（対価）

第5条 乙が甲に提供する量の対価は、無償とする。

（情報交換）

第6条 第3条に定めるほか、甲及び乙は、平常時から「甲賀市地域防災計画」をはじめ、甲の防災体制の状況、その他この協定を実施するにあたり、必要な事項について情報交換に努め、緊急時に備えることとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月23日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 兵庫県神戸市兵庫区永沢町三丁目8番8号
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委員長 前田敏康

7.10.17 災害時におけるゴルフ場施設を活用した支援協力に関する協定書

災害時におけるゴルフ場施設を活用した支援協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、甲賀市（以下「甲」という。）が行う災害対策に関し、〇〇〇ゴルフ（以下「乙」という。）が災害支援協力（以下「支援協力」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(要請及び受託)

第2条 甲は、次の各号において、必要があると認めるときは、乙に対し支援協力を要請することができるものとする。

(1) 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 甲が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、支援協力が円滑に行えるよう務めるものとする。ただし、乙は自らの被災等により支援協力が困難である場合は、甲の要請を断ることができるものとする。

(支援協力の内容)

第3条 甲が乙に要請する支援協力の内容は、次の各号の内、乙が実施可能なものとする。

(1) 被災者のクラブハウス等への収容

(2) 入浴施設の提供

(3) 災害支援物資中継基地の設置

(4) 臨時ヘリポートの設置

(5) その他被災者の救援活動のため必要な事項

(要請手続)

第4条 甲は、乙による支援協力が必要と認めるときは、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(経費負担)

第5条 乙が実施した支援協力に要した経費は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 乙は支援協力によって知り得た個人情報を漏らしてはいけない。

(取扱い窓口)

第7条 甲と乙は、取扱い窓口の連絡担当者及び連絡手段等について相互に届け出しておくものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決める。

この協定の成立を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月17日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 中嶋武嗣

乙 滋賀県甲賀市水口町春日146番地
ベアズバウジャパンカントリークラブ
支配人 下村岳生

滋賀県甲賀市水口町春日1616番地
名神竜王カントリー倶楽部
支配人 西川良雄

滋賀県甲賀市水口町巖峨1115番1号
滋賀ゴルフ倶楽部
支配人 中島壽博

滋賀県甲賀市土山町黒川1711番地
ダイヤモンド滋賀カントリークラブ
支配人 麻原誠司

滋賀県甲賀市土山町南土山甲1118番7号
双鈴ゴルフクラブ
支配人 河崎隆通

滋賀県甲賀市土山町大野4970番地
名神栗東カントリー倶楽部
支配人 鍛冶恒

滋賀県甲賀市甲賀町油日1695番地
大甲賀カントリークラブ
支配人 大場昭範

滋賀県甲賀市甲賀町五反田574番地
富士スタジアムゴルフ倶楽部
支配人 小田弘

滋賀県甲賀市甲賀町大原上田111番地
コムウッドゴルフクラブ
支配人 小林桂三

滋賀県甲賀市甲南町池田2118番地
センチュリー・シガ・ゴルフクラブ
支配人 富野正裕

滋賀県甲賀市甲南町寺庄151番地
滋賀甲南カントリークラブ
支配人 阿部登美雄

滋賀県甲賀市信楽町長野1532番2号
しがらきの森カントリークラブ
支配人 松倉以吉

滋賀県甲賀市信楽町田代65番地
メイプルヒルズゴルフ倶楽部
支配人 雲林院靖之

滋賀県甲賀市信楽町田代767番1号
信楽カントリー倶楽部
支配人 植田浩平

滋賀県甲賀市信楽町宮町１０００番地
オレンジガカントリークラブ
支配人 加藤秩啓

滋賀県甲賀市信楽町牧１７８２番２号
ザ・カントリークラブ
支配人 桝井建夫

滋賀県甲賀市信楽町上朝宮１番１号
朝宮ゴルフコース
支配人 田淵浩司

滋賀県甲賀市信楽町上朝宮１２２４番３０号
滋賀カントリー倶楽部
支配人 小林大介

滋賀県甲賀市信楽町多羅尾１番地
タラオカントリークラブ
支配人 真屋剛

滋賀県甲賀市信楽町多羅尾１５７７番地
デイリー信楽カントリー倶楽部
支配人 織田敦夫

7.10.18 甲賀市・日本下水道事業団災害支援協定

甲賀市・日本下水道事業団災害支援協定

甲賀市(以下「甲」という。)と日本下水道事業団(以下「乙」という。)とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援(以下「災害支援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的等)

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

(対象)

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの(以下「協定下水道施設」という。)とする。

(災害支援の内容)

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査(協定下水道施設の点検を含む。)
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成(作成のために行う現地調査を含む。)及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附随する支援

(災害支援の要請の方法)

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信(これらの送信ができないときは、口頭又は電話)により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。)を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 上下水道部下水道課

二 乙の事務局 近畿総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前2項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 3年 10月 1日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

甲賀市長 岩 永 裕 貴

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

理事長 森 岡 泰 裕

(別記)

協定下水道施設

1. 終末処理場

- 一 甲賀市土山オー・デュ・プール
- 二 甲賀市信楽水再生センター

2. ポンプ場(マンホールポンプは除く。)

- 三 南土山汚水中継ポンプ場

7.10.19 災害時における被災者等に対する旅館ホテル施設の提供に関する協定書

災害時における被災者等に対する旅館ホテル施設の提供に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者及び帰宅困難者へ支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で速やかに協力するものとする。

（協力の範囲）

第2条 被災者に関して、甲の要請に基づき乙が実施する支援は、避難所等の被災者に対して行う次の支援のうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

（1） 料理、弁当等の食事の提供

（2） トイレ、入浴施設の提供

（3） 要配慮者等に対する乙の組合員が所有する宿泊施設（以下「協力宿泊施設」という。）の提供

2 帰宅困難者に関して、甲の要請に基づき乙が実施する支援は、水、トイレ、交通情報等の提供のうち、要請時点で乙が対応可能なものとする。

（要配慮者等の範囲）

第3条 前条第1項第3号に規定する要配慮者等は、次のとおりとする。ただし、協力宿泊施設には、介護等の専門員が常駐していないことから、専門的な介護等が必要な者については対象としない。

（1） 高齢者（甲が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る）

（2） 障害者基本法に基づく身体障がい、知的障がい、又は精神障がい（発達障がいを含む。）を有する者

（3） 乳幼児

（4） 妊産婦

（5） 甲が必要と認めた（1）から（4）までの介護者等

（6） その他甲が特に必要と認める者

（帰宅困難者の定義等）

第4条 第2条第2項に規定する帰宅困難者とは、災害時に交通が途絶したことに伴い、帰宅が困難になった者をいう。

（要請の方法等）

第5条 甲が乙に対し第1条第1項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、乙の組合員に対し口頭により直接行い、後日速やかに乙に対し要請文書を送付するものとする。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、この施設等の提供支援に関する実施責任者をそれぞれ指定し、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、支援に支障をきたさないよう、平時から連絡調整に努めるものとする。

（実施期間）

第7条 施設等の提供支援を実施する期間は、甲が乙に要請した日から、被災者等が入居する公営住宅、仮設住宅等の避難施設が整備されるなど、提供を受ける施設を利用する必要がなくなるまでを基準とし、甲が指定する期間とする。

（支援の経費）

第8条 乙が実施した支援協力に要した経費は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲及び支援を行った乙の組合員が協議の上、甲が負担するものとする。

（協定の期間及び継続）

第9条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月1日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長岩永 裕貴

乙 滋賀県甲賀市甲南町杉谷364番地1
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
甲賀支部
支部長 寺井喜志雄

7.10.20 災害時における食料品及び生活関連物資の供給等に関する協定書

災害時における食料品及び生活関連物資の供給等に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における食料品及び生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に物資の調達及び被災地へ供給するために必要事項を定めるものとする。

（供給等の協定要請及び方法）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定により要請するときは、原則文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲で速やかに物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定する物資供給拠点施設を基本とし、甲は、当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 原則として、物資供給拠点施設までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、避難所等への配送は、甲又は甲が要請する運送業者等が行うものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は災害時において乙が物資を運搬及び供給する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用）

第7条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙は協議のうえ、速やかに決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲が供給を受けた物資の代金は、物資の納入を受けた後、乙から請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関わる連絡要請等についての責任者は、次の通りとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡窓口に変更があった場合は、速やかに報告するものものとする。

- （1） 甲 滋賀県甲賀市総合政策部危機管理課長
- （2） 乙 株式会社平和堂アル・プラザ水口支配人

株式会社平和堂総務部総務課長

（防災啓発活動の推進）

第10条 甲は、防災啓発を推進する目的のため、乙の店舗等に対して場所提供等の協力を要請できるものとする。乙は可能な範囲内で甲の防災啓発に協力するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この有効期間の満了日の1か月前までに甲及び乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に1か年延長させるものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙は協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月7日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永裕貴

乙 滋賀県彦根市西今町1番地
株式会社平和堂
代表取締役 平松正嗣

別表（第4条関係）

食料品

弁当、おにぎり、パン、米、惣菜、缶詰、レトルト食品、インスタント麺、
飲料水、茶、牛乳、粉ミルク等

生活関連物資衣料等

毛布、シャツ、下着類、靴下、タオル、雨具、紙おむつ（大人用・乳児用）、
生理用品、石鹸、洗剤、歯磨き、歯ブラシ、トイレット・ティシュペーパー、
皿、茶わん、はし・スプーン、哺乳瓶、紙製食器、ゴミ袋等

7.10.21 災害時における食料品及び生活関連物資の供給等に関する協定書

災害時における食料品及び生活関連物資の供給等に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と株式会社バローホールディングス（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における食料品及び生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に物資の調達及び被災地へ供給するために必要事項を定めるものとする。

（供給等の協定要請及び方法）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

なお、要請にあたっては、同一の災害において滋賀県との要請が重複しないように甲は滋賀県との連携を十分に図ることとする。

2 前項の規定により要請するときは、原則文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲で速やかに物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施した時は、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定する物資供給拠点施設を基本とし、甲は、当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 原則として、物資供給拠点施設までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、避難所等への配送は、甲又は甲が要請する運送業者等が行うものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は災害時において乙が物資を運搬及び供給する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用）

第7条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙は協議のうえ、速やかに決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲が供給を受けた物資の代金は、物資の納入を受けた後、乙から請求書を受領した場合には、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関わる連絡要請等についての責任者は、次の通りとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡窓口に変更があった場合は、速やかに報告するものものとする。

（1） 甲 滋賀県甲賀市

総合政策部危機管理課長

(2) 乙株式会社バローホールディングス

リスクマネジメント部協定担当

(防災啓発活動の推進)

第10条 甲は、防災啓発を推進する目的のため、乙の店舗等に対して場所提供等の協力を要請できるものとする。乙は可能な範囲内で甲の防災啓発に協力するものとする。

(協定の期間及び継続)

第11条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙は協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月21日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長岩永裕貴

乙 岐阜県
株式会社バローホールディングス
代表取締役田代正美

別表(第4条関係)

食料品

弁当、おにぎり、パン、米、惣菜、缶詰、レトルト食品、インスタント麺、
飲料水、茶、牛乳、粉ミルク等

生活関連物資衣料等

下着類、靴下、タオル、雨具、紙おむつ(大人用・乳児用)、生理用品、
石鹸、洗剤、歯磨き、歯ブラシ、トイレット・ティシュペーパー、皿、
茶わん、はし・スプーン、哺乳瓶、紙製食器、ゴミ袋等

7.10.22 甲賀市災害時多言語情報センターの設置・運営に関する協定書

甲賀市災害時多言語情報センターの設置・運営に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と甲賀市国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時における外国人支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲賀市内で災害が発生した場合において、外国人に対する災害応急対策として多言語での情報提供及び外国人支援のための包括的な活動拠点となる甲賀市災害時多言語情報センター（以下「センター」という。）の設置・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 甲及び乙は、甲賀市内で災害が発生し、甲賀市災害対策本部が設置され、かつ次の各号のいずれかに該当する場合にセンターを設置する。

（1） 甲が、乙にセンターの設置を要請したとき

（2） 乙が、センターを設置する必要があると判断したとき

2 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、後日文書により行うものとする。

3 乙は、センターを設置したときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急時においては、口頭により報告し、後日文書により行うものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの設置場所は、乙の事務所内とする。ただし、甲は、当該施設に設置が困難な場合には、必要な場所を確保するものとする。

2 甲は、乙が著しい被害を受けた地域内に現地センターの設置が必要と判断するときは、乙と協議の上、その設置場所の確保に努めるものとする。

（センターの運営）

第4条 センターの運営は、乙が行う。

2 甲は、乙がセンターの運営を円滑に行うため、災害に関する情報等、外国人支援に必要な情報を提供するものとする。

（センターの構成員）

第5条 センターの構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

（1） 乙の理事、運営委員および事務局員

（2） 甲の職員

（3） 総務省の認定する地域国際化協会及び市区町村国際交流協会等からの支援員

（4） その他、乙が必要と認める者

（センターの役割）

第6条 センターの役割は、次のとおりとする。

（1） 外国人に必要な災害情報等の多言語翻訳および提供・発信

（2） 外国人の状況やニーズを把握するための電話及び窓口での対応

（3） 外国人の避難状況及び避難所の実態把握のための巡回

（4） 外国人が避難している避難所運営（通訳・翻訳等）への支援

（5） その他災害時における外国人に対し、必要と思われる支援

2 センターは、前項に規定する役割を果たすため、必要に応じて関係機関への協力依頼及び調整を行うものとする。

（資機材等の確保）

第7条 甲及び乙は、センター活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第8条 センターの運営に伴い発生する事務経費は、甲が負担する。ただし、当該災害支援活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、その内容を説明することとする。

（損害賠償）

第9条 センターの運営に関し、構成員が被った損害に対する賠償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入金は、原則、構成員の自己負担とする。

(センターの閉鎖)

第10条 センターの閉鎖にあたっては、甲乙協議のうえ、決定することとする。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時の活動)

第12条 甲及び乙は、この協定の実効性を図るため、平常時から次の各号に掲げる外国人への災害予防対策を行うものとする。

- (1) 防災にかかる情報の共有
- (2) 双方が実施する防災訓練への積極的な参加・協力
- (3) 双方が実施する外国人住民等が参加する各種行事への積極的な参加・協力
- (4) その他、必要な活動

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲乙双方から協定を延長しない旨の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年2月18日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永裕貴

乙 滋賀県甲賀市水口町水口5676番地
甲賀市国際交流協会
会長 中島教芳

7.10.23 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と株式会社積水化成品滋賀（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法第2条第1号の定義による。以下、本協定において同じ。）時における物資の円滑な供給に資するため、甲が乙に対し、物資の供給に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生の場合において、乙に対し、第3条に定める物資の供給を要請することができ、乙は、可能な範囲でこれに協力する。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請があった時点で乙が製造または調達可能な物資で、次の各号にあげるものとする。

- （1） 使い捨て食品容器、断熱材、発泡スチロール箱等の発泡製品
- （2） その他甲が必要とする物資

（物資の運搬）

第4条 物資の運搬は、甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができ、乙は求めに応じるか否かを判断することができる。

（物資の納入）

第5条 乙は甲の指定する場所へ物資を納入し、甲は、物資の納入場所に甲の職員または指定する者を派遣して、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬に要した費用（以下「本件対価」という。）は原則として有償とする。ただし、乙は、社会貢献等の目的や乙の事業の状況に照らし、本件対価の全部もしくは一部を無償とすることができる。

（費用の請求）

第7条 乙は、第5条に規定する物資の納入後に、第6条の本件対価を甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、乙から前条の規定に係る本件対価の請求を受けたときは、内容を確認のうえ、当該請求を受けた日から起算して30暦日以内に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により、その代金を支払うものとする。

（情報連絡系統）

第9条 本協定による甲と乙との連絡体制を整えるため、甲乙双方の連絡先並びに連絡担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めがない事項及び本協定に関し疑義が生じたときには、甲乙協議して処理するものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも反対の意思表示がないときは、有効期限満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年1月28日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永裕貴

乙 滋賀県甲賀市水口町泉1259番地
株式会社積水化成品滋賀
代表取締役社長 千田隆

7.10.24 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と株式会社アークレイファクトリーは（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法第2条第1号の定義による。以下、本協定において同じ。）時における物資の円滑な供給に資するため、甲が乙に対し、物資の供給に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、別途合意する時期において、乙に対し、第3条第1項第1号および第2号に定める物資の供給を要請することができ、乙は、可能な範囲でこれに協力する。

2 甲は、災害発生の場合において、乙に対し、第3条第1項3号および第4号に定める物資の供給を要請することができ、乙は、可能な範囲でこれに協力する。

3 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に挙げるものとする。なお、第1項第2号、第3号および第4号の物資は、要請があった時点で乙が製造または調達可能なものとする。

（1） 本協定締結時

- ・ グルコカードプラスケア500台
- ・ Gセンサー個包（30枚入）350箱
- ・ ナチュラレットプチ（30本入）350箱
- ・ アイデスワップ（120包入）90箱
- ・ グルコレスキュー（5包入）1000箱

（2） 次年時以降各年（災害が生じない場合）

- ・ Gセンサー個包（30枚入）350箱
- ・ ナチュラレットプチ（30本入）350箱
- ・ アイデスワップ（120包入）90箱
- ・ グルコレスキュー（5包入）1000箱

（3） 災害発生時

- ・ Gセンサー個包（30枚入）1150箱
- ・ ナチュラレットプチ（30本入）1150箱
- ・ アイデスワップ（120包入）285箱
- ・ グルコレスキュー（5包入）4000箱

（4） その他

- ・ 災害発生時、前各号に定めるもののほかに、甲より乙に支援要請する物資が生じた場合、甲乙にて協議して決定する。

2 乙において、前項の物資が生産中止となった場合は、別途、甲乙にて協議をする。

（物資の運搬）

第4条 物資の運搬は、甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができ、乙は求めに応じるか否かを判断することができる。

（物資の納入）

第5条 乙は甲の指定する場所へ物資を納入し、甲は、物資の納入場所に甲の職員または指定する者を派遣して、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲へ供給する物資および運搬に要する費用（以下「本件対価」という。）は、原則として無償とする。但し、乙は、乙の事業の状況に照らし、甲と協議の上で、本件対価の全部もしくは一部を有償とすることができる。

（費用の請求）

第7条 乙は、第5条に規定する物資の納入後に、第6条の本件対価が発生した場合、甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙から前条の規定に係る本件対価の請求を受けたときは、内容を確認のうえ、当該請求を受けた日から起算して30暦日以内に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により、その代金を支払うものとする(振込手数料は甲の負担とする。)

(物資の取り扱い)

第9条 乙が甲へ供給した物資(以下「本物資」という。)の取り扱いは、以下の通りとする。

- ① 甲へ納入した本物資は、甲の責任下で保管・管理をして、甲にて使用することとし、乙は、本物資につき、瑕疵担保責任および保守・管理にかかわる責任を負わないこととする。
- ② 甲は、営利目的(転売・有償使用等)にて本物資を使用しないこととする。
- ③ 甲の社会福祉事業等にて本物資を使用する場合は、各種法規制に基づき、甲の責任下で必要な手続きをすることとする。

(情報連絡系統)

第10条 本協定による甲と乙との連絡体制を整えるため、甲乙双方の連絡先並びに連絡担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めがない事項及び本協定に関し疑義が生じたときには、甲乙協議して処理するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも反対の意思表示がないときは、有効期限満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

本協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年1月29日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永裕貴

乙 滋賀県甲賀市甲南町柑子1480番地
株式会社アークレイファクトリー
代表取締役社長 宇都宮健一

7.10.25 災害時における物資供給に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、生活必需品及び食料等（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月10日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永裕貴

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田卓巳

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	PPロープ・ビニール紐
	防塵マスク・簡易マスク
	作業服
	ゴム手袋
	軍手
	皮手袋
	レインコート
	ヘルメット
	長靴
	雨具
	台車
	一輪車
	土のう袋
	ブルーシート
	スコップ
	標識ロープ（トラロープ）等
	材木（杭木・合板・ベニア板等）
	単管パイプ関連物品
	資材その他（番線・針金・釘・ネジ等）
	工具類（バール・ハンマー・ペンチ等）
	ガラ袋
	バケツ
	大型ペール

	ほうき
	デッキブラシ
	ちりとり
	ホースリール
	消石灰
	段ボール（避難所の間仕切り等）
電気関係等	乾電池
	カセットボンベ
	カセットコンロ
	やかん
	懐中電灯
	投光器
	発電機
	ポケットラジオ
	コードリール
トイレ関係	携帯用トイレ
	トイレットペーパー、トイレ用洗剤
日用品等	たわし・スポンジ
	雑巾
	割りばし・使い捨て食器
	ゴミ袋・ポリ袋
	タオル
	マッチ・使い捨てライター
	ローソク
	ウェットティッシュ
	ティッシュペーパー
	サンダル
	洗剤・せっけん類
	殺虫剤・蚊取り線香
	食品用ラップ・ホイル
	紙おむつ
	生理用品

	下着類
	歯磨き粉・歯ブラシ
冷暖房関係等	毛布・ふとん [冬季のみ]
	防寒着 [冬季のみ]
	使い捨てカイロ [冬季のみ]
	石油ストーブ [冬季のみ]
	木炭・木炭コンロ
	扇風機
水・食料	ペットボトル入飲料水・茶等
	水缶（ポリタンク）
	カンパン・レトルト等保存食料 [調達に数日要する可能性あり]
	粉ミルク [調達に数日要する可能性あり]
	即席めん・缶詰等
衛生用品	消毒剤等

※その他必要な物品

7.10.26 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の19市町（以下「乙」という。）および公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、地震、大雨等の自然災害により、甲および乙が管理する下水道管路施設が被災した場合に広域的な支援として行う復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道管路施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道管路施設および集落排水の管路施設であり、下水道法に定められた施設については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づくものとし、その他についてもそれに準じるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （1）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象
- （2）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲および乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な緊急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

- （1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃および修繕）
- （2）その他、甲、乙および丙の間で協議し必要とされる業務

2 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第11条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により第11条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第4条 丙は、第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあっては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

（費用）

第5条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協力に要する費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。

（報告）

第6条 丙は、甲および乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器および人員等について、甲の事務局に報告するものとする。また、その内容に変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第7条 甲および乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。甲および乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は、甲および乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第8条 丙は、甲および乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲および乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲および乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第9条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

第10条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

2 甲または乙は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

(事務局および連絡体制)

第11条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。

(2) 丙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

(3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(合同訓練)

第12条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第8条第1項および第2項を準用する。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地
湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市公共下水道管理者
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目3番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

7.10.27 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の19市町（以下「乙」という。）および公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道施設および公共下水道施設（以下、「下水道施設」という。）が地震、風水害その他の大規模災害により被災した場合（以下「災害時」という。）の災害復旧に係る支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （1）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象
- （2）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（技術支援協力の内容および範囲）

第3条 丙の技術支援協力の内容は、甲または乙が実施した被害状況の調査結果に基づき、復旧のための災害査定資料の作成および修正を行うものとする。

2 支援業務の範囲は、施設に被害が発生した箇所または発生する恐れのある箇所に対して、甲または乙が要請した範囲を基本とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 甲および乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第9条に規定する甲が、甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第9条に規定する丙に行う。

- 2 丙は、甲または乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲または乙に通知する。
- 3 甲および乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を特定し、甲および乙は書面により技術支援協力を要請する。
- 4 なお、災害の状況等やむを得ない状況により前項によりがたい場合は、口頭、電話、その他の適切な手段で行うものとし、支援業務着手後、速やかに書面により通知する。

（支援業務の費用）

第5条 甲または乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

- 2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれが業務実施者と協議するものとする。
- 3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲または乙に請求するものとする。甲または乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（支援業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

- 2 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙および丙にて協議の上で決定する。

（支援業務の報告）

第7条 業務実施者は技術支援協力が終了したときは、速やかに甲または乙に書面をもって報告する。

（労災および損害補償など）

第8条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

- 2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙および業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合または業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲または乙に報告しなければならない。また、甲または乙および業務実施者は、その措置の内容について、協議して定めるものとする。
- 3 業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、甲または乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。
- 4 前項の請求は甲または乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲または乙および業務実施者が協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第9条 甲および丙の連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の連絡先は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。
- (2) 丙の連絡先は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部とする。
- (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡し、甲は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(情報の保護)

第10条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第11条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(補足)

第13条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙および丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は、甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地
湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市公共下水道事業
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目3番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙 大阪府大阪市北区中之島六丁目2番40号
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長 北 秀文

7.10.28 自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定

自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の19市町（以下「乙」という。）および一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道管渠施設および公共下水道管渠施設（以下「下水道管渠施設」という。）が地震、大雨等の自然災害により被災した場合に関して、下水道法（昭和33年法律第79号）第

15条の2の規定に基づく協定を締結する。

なお、甲および丙との間で締結した「地震災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書（平成24年2月10日変更）」は本協定に置き換えるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管渠施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （1）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象
- （2）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲および乙は、第2条に記載の対象について、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

- （1）下水道事業における「災害時支援に関するルールの解説（公益社団法人日本下水道協会）」に定める緊急点検、緊急調査および緊急措置
 - （2）被災した下水道管渠施設の応急復旧のために必要な業務
 - （3）その他、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲および乙の丙に対する支援協力要請は、第10条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、別紙様式第1の要請書により第10条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第4条 丙は、第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

- 2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあっては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

（費用）

第5条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。なお、地震災害により甲が丙に第3条（1）の支援要請をした際に要した費用は丙が負担する。

（報告）

第6条 丙は、前条の規定に基づき支援協力を実施したときは、別紙様式第2の実施報告により甲および乙に報告する。

（情報の保護）

第7条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（災害補償）

第8条 この協定に基づく支援協力に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）」等の規定に準じて、甲および乙が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときは、甲および乙は、同一事故についてはこれらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

(広域災害)

第9条 甲および乙が管轄する地域において公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合、丙は対策本部の指揮による活動を優先し、これに従うものとする。

2 甲または乙は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

(事務局および連絡体制)

第10条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。

(2) 丙の連絡窓口は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会とする。

(3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(合同訓練)

第11条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市公共下水道管理者
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10
近江八幡市公共下水道管理者
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 涉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市公共下水道管理者
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市公共下水道管理者
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地
湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市公共下水道事業
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目3番地
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
日野町公共下水道管理者
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町公共下水道管理者
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地
愛荘町公共下水道管理者
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1
甲良町公共下水道管理者
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地
多賀町公共下水道管理者
多賀町長 久保 久良

丙 滋賀県大津市大江二丁目1番8号
一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会
会長 田中 健晴

7.10.29 災害発生時における甲賀市と甲賀市内郵便局の協力に関する協定

災害発生時における甲賀市と甲賀市内郵便局の協力に関する協定

滋賀県甲賀市（以下「市」という。）と甲賀市内の郵便局及び甲西郵便局（以下、「パートナー企業」という。）は、甲賀市内に発生した地震その他による災害時において、市及びパートナー企業が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 市及びパートナー企業は、甲賀市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - （2）市又はパートナー企業が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - （5）パートナー企業が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の市への情報提供
 - （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）
 - （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- （注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 市及びパートナー企業は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、市・パートナー企業協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 市及びパートナー企業は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 市及びパートナー企業は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

市 甲賀市総合政策部危機管理課長

パートナー企業 日本郵便株式会社水口郵便局長（総務部長）

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、2020年7月2日から2021年3月31日までとする。ただし、市又はパートナー企業から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市・パートナー企業双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年7月2日

甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市甲賀町大久保774-1
甲賀大久保郵便局長 掛田慶次郎

甲賀市水口町水口5999-1
水口郵便局長 近藤修

湖南市中央1-50
甲西郵便局長 西村茂

7.10.30 災害時に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

甲賀市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、甲賀市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲賀市が甲賀市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲賀市の行政機能の低下を軽減させるため、甲賀市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲賀市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、甲賀市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲賀市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲賀市が、甲賀市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲賀市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲賀市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲賀市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、甲賀市から提供を受ける情報について、甲賀市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲賀市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動

的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲賀市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲賀市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年7月10日

甲賀市：滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

甲賀市長 岩 永 裕 貴

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

7.10.31 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合のレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」）について、次のとおり協定を締結する。

第1条（協定の目的）

この協定は、地震、暴風雨等の災害の発生又はその他特別の事情において被害の発生又はその恐れがある場合、甲の要請に応じて、乙はレンタル資機材を提供することにより、甲の行う救援・復旧活動を支援することを目的とする。

第2条（要請事項）

甲が乙に要請する業務は、レンタル資機材の提供業務とし、その他必要な業務が発生した場合は、都度対応を協議するものとする。

第3条（要請手続）

甲から乙への資機材提供の要請は、内容を明示した要請書を甲から乙へ送付する事により行うものとする。但し、要請書の作成が困難な場合は、口頭・電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出することができる。

第4条（体制）

乙は、甲より資材提供の要請を受けたときは、可能な限り速やかに甲へ資機材を提供するものとする。

第5条（費用の負担）

乙が資機材提供を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、乙が算出し甲が負担するものとする。

- (1) 資機材提供に係るレンタル料
- (2) 資機材提供に要したレンタル資機材の運搬及び設置・配置、撤去の費用
- (3) 全各号に掲げるもののほか、甲の要請に応える為に乙が要した費用

第6条（報告）

乙は資機材提供を実施したときは、次の各号に掲げる事項を口頭・電話等により甲に報告し、後日、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 乙の名称
- (2) 提供した資機材名及び数量
- (3) 従事した人員数
- (4) 資機材提供の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

第7条（防災訓練等への参加）

乙は甲が防災訓練等を実施する場合、甲の要請に基づき、訓練に参加するものとする。

第8条（連絡体制）

甲乙は、資機材提供を速やかに遂行するため、担当者名、災害時の連絡網、装備品等を常に備付け、担当者に変更が生じた際は、速やかに相手方へ連絡するものとする。

第9条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、甲又は乙のいずれから別段の申し出がない時は、期間が満了した後においても本協定が同一条件で更新されるものとする。

第10条（その他）

この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月17日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
甲賀市長岩永裕貴

乙 大阪市中央区南船場二丁目5番8号
西尾レントオール株式会社 取締役 関西支店長橋本宏治

7.10.32 災害時における鉄道設備（線路建物等）応急復旧工事に関する協定

災害時における鉄道設備（線路建物等）応急復旧工事に関する協定

甲賀市長（以下「甲」という。）と大鉄工業株式会社京都支店長（以下「乙」という。）とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害において、鉄道設備（線路建物等）の応急復旧工事の施行に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する鉄道設備（線路建物等）において発生した災害の応急復旧工事に関し、これに必要な建設機械、資材、労務等（以下「建設資材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災設備の早期復旧について、円滑な実施を図ることを目的とする。

（施行区間）

第2条 施行区間は、信楽高原鐵道信楽線とする。

（施行体制）

第3条 甲は鉄道設備（線路建物等）に災害が発生したと認めたときは書面（様式1）により乙に出動要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等による要請を可能とする。

2 乙は、要請を受けた場合、直ちに設備の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示による当該設備の応急復旧を実施するものとする。

3 乙は、要請を受けた場合、速やかに現場責任者を指定し甲に報告するものとする。

（施行の指示）

第4条 施行の要請は、甲賀市鉄道施設管理者が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく乙と随意契約を締結するものとする。

（施行の完了）

第6条 第3条第3項で定めた現場責任者は、施行が完了したときは、書面（様式2）により甲へ報告するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、施行完了後、開始及び終了日、使用機械・資材等の内容及び数量、人員等を速やかに甲へ報告するものとする。

（施行の特例）

第8条 乙は、甲が西日本旅客鉄道株式会社と協議のうえ第2条に規定する以外の箇所（JR草津線内の甲賀市管理駅）に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

（費用の精算）

第9条 乙は、施行完了後施行に要した費用を、第5条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その内容を精査し支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 工事等の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により列車運行に支障が生じたとき、または第三者に被害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたとき等、乙はその事実の発生後遅滞なく状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議するものとする。

（建設資材等の報告）

第11条 乙は、甲から予め災害に備え第3条第2項の施行に関し、使用可能な建設資機材等の求めがあった場合、様式3（参考）により遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年（2027年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の証として、本通二通作成し押印のうえ各自一通を保有する。

令和4年（2022年）7月21日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永裕貴

乙 京都市下京区油小路通塩小路下る東油小路町533の6
大鉄工業株式会社京都支店
執行役員支店長 大西満典

7.10.33 災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定書

災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）、株式会社水口テクノス、株式会社日映日野及び株式会社ヒロセ（以下これらを「乙」という。）並びに滋賀県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）は、風水害、地震等の災害及び感染症の発生により甲賀市内の一般廃棄物の収集運搬等に支障が生じた場合（以下「災害等緊急時」という。）における一般廃棄物収集運搬等の支援（以下「支援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等緊急時における甲、乙及び丙間の支援業務に関する基本的事項を定めることにより、一般廃棄物の収集運搬等を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（支援業務）

第2条 乙及び丙は、災害等緊急時において、甲の要請に基づき次に掲げる業務について、可能な範囲で支援するものとする。

- （1） 一般廃棄物の収集運搬（家庭系一般廃棄物、し尿、浄化槽汚泥等）
- （2） 避難所等から排出される一般廃棄物の収集運搬
- （3） 避難所等に設置された仮設トイレのし尿収集運搬
- （4） 公共下水道終末処理場及び農業集落排水処理場から他の処理場へのし尿等の移送
- （5） 下水道施設等の緊急措置
- （6） 浄化槽の緊急点検及び応急復旧
- （7） 仮設トイレの設置
- （8） その他前各号に類似する業務

2 支援内容及び方法等について、必要に応じて甲及び乙又は甲及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（乙への支援要請）

第3条 甲は、災害等緊急時に支援を必要とするときは、文書により乙に要請するものとし、乙は支援要請に従い当該業務を履行するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により要請し、後に速やかに文書により要請する。

（丙への支援要請）

第4条 甲は、乙による第2条に掲げる業務の履行が困難な場合は、丙に支援要請を行い、丙は支援要請に従い当該業務を履行するものとする。

2 支援の要請については、前条に準じて行うこととする。

3 乙において業務履行が可能となった際は、甲、乙及び丙が協議のうえ丙は支援業務を終了するものとする。

（災害発生時における支援の費用負担）

第5条 乙及び丙は、前2条に規定する要請に基づき実施した支援業務に係る費用について、支援業務を開始した日から7日間分については原則求めないものとする。ただし、平時に甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という。）については各契約に基づき支払うものとする。

2 前項に定める期間以降の支援業務に係る費用については、甲及び乙又は甲及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（感染症発生時における支援の費用負担）

第6条 感染症の影響により、乙の委託業務の履行に支障が出た場合において、丙が乙の委託業務を支援することにより、甲は委託業務契約に基づく業務委託料を乙に支払うこととし、丙は甲に対し支援業務に係る費用は求めないものとする。ただし、委託業務以外の支援業務については、甲及び丙が別途協議のうえ決定するものとする。

(協定の適用)

第7条 本協定は、締結の日から開始する。

(協定の終了)

第8条 甲、乙及び丙のいずれかから協定終了の意思表示があった場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ協定の終了を決定する。

(支援調整)

第9条 複数市町にまたがり災害が発生した場合又は感染症により滋賀県の介入が必要な場合は、甲及び丙は滋賀県へそれぞれの状況報告を行い、丙と滋賀県が締結する災害等緊急時の支援に関する協定に基づき支援調整に入るものとする。

(その他)

第10条 この協定の内容に疑義が生じた場合、又は、この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月19日

甲 甲賀市
市長 岩永 裕貴

乙 株式会社水口テクノス
代表取締役 小山 浩

株式会社日映日野
代表取締役 中村 潤治

株式会社ヒロセ
代表取締役 廣瀬 眞弓

丙 滋賀県環境整備事業協同組合
理事長 権田 五雄

7.10.34 災害時における鉄道設備（電気・運転保安設備）応急復旧工事に関する協定

災害時における鉄道設備（電気・運転保安設備）応急復旧工事に関する協定

甲賀市長（以下「甲」という。）と西日本電気システム株式会社鉄道工事部長（以下「乙」という。）とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害において、鉄道設備（電気・運転保安設備）の応急復旧の施行に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する鉄道設備（電気・運転保安設備）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な資機材、労務等（以下「資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災設備の早期復旧について、円滑な実施を図ることを目的とする。

（施行区間）

第2条 施行区間は、信楽高原鐵道信楽線とする。

（施行体制）

第3条 甲は鉄道設備（電気・運転保安設備）に災害が発生したと認めたときは書面（様式1）により乙に出動要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等による要請を可能とする。

2 乙は、要請を受けた場合、直ちに設備の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示による当該設備の応急復旧を実施するものとする。

3 乙は、要請を受けた場合、速やかに現場責任者を指定し甲に報告するものとする。

（施行の指示）

第4条 施行の指示は、甲賀市鉄道施設管理者が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく乙と随意契約を締結するものとする。

（施行の完了）

第6条 第3条第3項で定めた現場責任者は、施行が完了したときは、書面（様式2）により甲へ報告するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、施行完了後、開始及び終了日、使用資機材の内容及び数量、人員を速やかに甲へ報告するものとする。

（費用の精算）

第8条 乙は、施行完了後施行に要した費用を、第5条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その内容を精査し支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 工事等の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により列車運行に支障が生じたとき、または第三者に被害を及ぼしたとき、または資機材等に損害が生じたとき等、乙はその事実の発生後遅滞なく状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議するものとする。

（資機材等の報告）

第10条 乙は、甲から予め災害に備え第3条第2項の施行に関し、使用可能な資機材等の求めがあった場合、様式3（参考）により遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年（2027年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の翌日から起算して、更に向こう1箇年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として、本通二通作成し押印のうえ各自一通を保有する。

令和4年（2022年）9月1日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永裕貴

乙 大阪府吹田市南吹田1丁目5番25号
西日本電気システム株式会社鉄道工事部
専務取締役部長 尾畑義雄

7.10.35 災害時等における移動式宿泊施設の提供に関する協定書

災害時等における移動式宿泊施設の提供に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時等における移動式宿泊施設の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲から要請があったときは、乙は、特段の理由がない限り、その保有又は管理する移動式宿泊施設の優先的な提供及び移動式宿泊施設への宿泊について協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設の提供を受けた後の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに移動式宿泊施設利用要請書（様式第1号）を提出するものとする。

（移動式宿泊施設の引渡し）

第4条 移動式宿泊施設は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（移動式宿泊施設の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 甲は、移動式宿泊施設の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設の維持管理費用等を勘案し、甲乙協議して決定するものとする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設の破損等の対応）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第2号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときには、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 8月23日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市長 岩 永 裕 貴

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階

株式会社デベロップ

代表取締役 岡 村 健 史

7.10.36 大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書

大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社滋賀支社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関して、次のとおり協定書を締結する。

（※）大規模災害時とは、甲賀市・関西電力送配電(株)双方に「災害対策本部」（ないしはこれに準ずる体制）以上が設置される場合とする。

（目的）

第1条 本協定書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、大規模災害時において甲が管理する道路の啓開を行う際に乙の電気設備が支障となる場合、甲および乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

2 本協定は甲乙双方の災害対策本部設置の連絡を協定先へ実施して以降、いずれかの対策本部閉鎖まで適用するものとする。
ただし、復旧作業継続中は協定範囲内として対応する。

（甲が管理する道路における応急措置の連携）

第3条 甲および乙は、孤立集落の解消に資する道路および重要な電気設備復旧に資する等の優先的に通行を確保すべき道路の応急措置を優先して行うものとする。

2 甲は、乙の現場着手等が遅れ、乙の電気設備が道路の通行に支障を来すと判断したときは、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる乙の電気設備等の除去を実施することができる。

3 甲は前項の乙の電気設備等の除去に先立ち、【様式1】により乙に対し技術員の派遣を要請し、乙は可能な範囲で速やかに当該技術員を派遣し電氣的な安全措置を実施するものとする。

4 前項の電氣的な安全措置の完了後、甲および乙で確認書【様式2】をもとに安全確認を行うとともに、乙の電気設備等の除去に当たっては乙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

5 乙が電気設備等の復旧を行う場合、甲が管理する道路において障害物の除去が必要となったときは、【様式3】により甲に対し障害物除去を要請し、甲は障害物の除去を実施するものとする。その際、甲からの依頼があれば、乙は可能な範囲で協力する。

6 第3項および第5項の場合において、緊急を要するときは、相手方に対する要請を口頭または電話等で行うことができる。ただし、除去の実施後、遅滞なく本協定書に定める要請手続きを行うものとする。

（甲が管理する道路以外における連携）

第4条 作業区間が国道、県道等の甲が管理する道路以外に及ぶときで、「滋賀県地域防災計画」に位置付けられている「災害時ライフライン関係機関調整所」が設置されている場合には、甲および乙は、関係機関と被害情報などの共有化を図るとともに、応急復旧などの調整を行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条に基づき実施した除去に要した費用のうち、本来甲または乙が行うべき障害物除去に係る費用は、甲乙協議の上、相手方に請求できるものとする。

（損失補償）

第6条 甲および乙は、その責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、それぞれの責任において処理解決に当たるものとする。

2 本協定書に基づく道路啓開の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について、明らかに実施者の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

（通信手段の確保）

第7条 甲および乙は、災害時の各種通信手段の途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。なお、甲乙で連絡可能なことを1年に1回程度確認する。

(秘密保持)

第8条 甲乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報および第三者の個人情報を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

(安全管理)

第9条 この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(期 間)

第10条 この協定は、令和5年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲または乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項、または本協定書に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年9月26日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市
甲賀市長 岩永 裕貴

乙 滋賀県大津市におの浜4丁目1番51号
関西電力送配電株式会社
滋賀支社長 松田 善和

7.10.37 災害時における施設使用等に関する協定書

災害時における施設使用等に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と湖南市（以下「乙」という。）と滋賀県遊技業協同組合甲賀支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害等による災害時における車中泊及びテント泊を希望する者の避難場所、並びに災害ボランティアの駐車場としての施設使用等に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲賀市及び湖南市内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲賀市民・湖南市民の生命及び財産を守り、市民生活の早期安定を図るため、丙の施設使用について協力を求める場合の必要な事項を定める。

（目的）

第2条 甲と乙は、災害時等に車中泊及びテント泊を希望する者の避難場所、並びに災害ボランティアの活動拠点として丙が指定する次の施設使用について要請することができるものとする。ただし、丙の施設のうち使用可能な施設に限るものとする。

- (1) 駐車場
- (2) トイレ
- (3) 水道
- (4) 電気

2 丙は、平常時において地域の防災力向上に向けて甲と乙に協力するとともに、市民に対して防災についての普及啓発活動に努めるものとする。

（使用施設）

第3条 丙は、前条の場合に次の施設を貸付け、甲と乙はそれを借り受けるものとする。なお、所在地 及び使用施設は別表を参照すること。

（要請の方法）

第4条 甲と乙は、第2条に掲げる事項の要請を行うときは、要請書（第1号様式）を丙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書類を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第5条 丙は、甲と乙から前条の要請を受けたときは、信義誠実の原則にのっとり、従業員及び対象施設の安全が確認でき次第、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努め、また、その措置の状況について状況報告書（第2号様式）を甲と乙に提出し、報告するものとする。

（目的外の使用の禁止）

第6条 甲と乙は、施設を第2条の目的以外には使用しないものとする。

（土地利用の変更等）

第7条 丙は、第3条に該当する施設の土地利用の変更、形状の変更、所有権 の変更を行う場合は、事前に甲と乙に通知を行うものとする。

（費用負担）

第8条 甲と乙は、丙に対し、施設使用に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めにより、甲、乙及び丙協議の上、所要の実費を負担するものとする。ただし、駐車場の使用料については無償とする。

（原状回復義務）

第9条 甲と乙は、施設の早期返還に努め、施設の使用を終了するときは、対象施設の原状回復を行わなければならない。ただし、地震等の災害により損傷した部分は除く。

（利用者責任）

第10条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

（連絡責任者）

第11条 この協定を実施するにあたり、円滑に実施するために甲、乙及び丙それぞれに連絡責任者を置くこととし、甲、乙及び丙の連絡責任者は、甲及び乙においては防災主管課長とし、丙においては店舗責任者又はその代理の者とする。

なお、お互い連絡先等に変更が生じた際は速やかに通知することとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙いずれからも申出が無い場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

また、甲及び乙が使用している場合には、甲、乙及び丙協議の上、協定解除の時期などを決定するものとする。

（補則）

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、 甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 10 月 17 日

甲 甲賀市水口町水口 6053 番地
甲賀市長 岩 永 裕 貴

乙 湖南市中央一丁目 1
湖南市長 生 田 邦 夫

丙 大津市木下町 11 番 29 号
滋賀県遊技業協同組合甲賀支部
支部長 齊 藤 周 平

滋賀県遊技業協同組合甲賀支部
支部長 様

市長

要 請 書

災害時における施設使用等に関する協定書第 4 条の規定に基づき、次のとおり要請します。なお、同協定書第 5 条により、本要請に対する提供状況を、状況報告書にて報告願います。

1 要請する内容等

日時 月 日	内容	人（台）数	備考

2 特記事項

市長 様

滋賀県遊技業協同組合甲賀支部
支部長 様

状 況 報 告 書

災害時における施設使用等に関する協定書第 5 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 貸出状況

日時 月 日	内容	人（台）数	備考

2 特記事項

7.10.38 災害時における上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定書

災害時における上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と株式会社エコシティサービス（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の上下水道事業に関する災害等（以下「災害等」という。）の発生時における応急給水活動および事務、広報活動等の支援協力（以下「応急給水活動等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生により、甲の上下水道施設に多大な被害が生じた場合、直ちに応急給水活動等を講じることにより、需要者へ速やかに飲料水を供給すること等を目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、甲内に災害等が発生し、上下水道施設に多大な被害が生じたときは、乙に対し応急給水活動等を要請することができるものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害等の状況に応じて、乙に対し、応急給水活動等支援協力要請書（別記様式第1号）により、要請するものとする。ただし、急を要する場合には、口頭または電話等にて要請を行うことができるものとし、後日、速やかに応急給水活動等支援協力要請書を提出するものとする。

（応援の受託）

第4条 乙は、甲から前条の定めによる要請を受託するときは、甲に対し、応急給水活動等支援協力要請受託書（別記様式第2号）により、受託するものとし、後日、速やかに応急給水活動等支援協力要請受託書を提出するものとする。

（作業等の実施範囲）

第5条 乙が応急給水活動等を実施する範囲は、甲と乙が締結した「甲賀市上下水道料金等関連業務委託（長期継続）」（以下「委託契約」という。）で、乙が受託した区域とする。

（応援体制の構築および派遣）

第6条 乙は、前条の定めにより要請を受託したときは、速やかに乙の従業員で編成された「災害支援チーム」を派遣し、甲の指示により応急給水活動等を実施するものとする。

（支援内容）

第7条 乙が行う応急給水活動等は、概ね次のとおりとする。

- （1） 市民からの通報および支援要請等の取りまとめおよび甲への伝達、市民への広報活動
- （2） 応急給水活動および応急給水活動場所等の案内・管理
- （3） 前各号に挙げるものの他、特に甲から要請のあった事項

（経費の負担）

第8条 甲の要請により乙が応急給水活動等を実施するために要した経費（ただし、人件費を除く。）については、甲が負担するものとし、乙は当該応急給水活動等の終了後、甲の承認を受けて請求するものとする。ただし、乙が経費の請求を辞退した場合はこの限りでない。

2 甲は、乙から提出された請求書に基づき甲の指定する単価により算出した金額を負担する。

（補償）

第9条 甲は、この協定に基づく応急給水活動等に従事した従業員が、当該業務の実施により死亡し、負傷し、疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、本人またはその家族が、「甲賀市消防団員等公務災害補償条例」（平成16年条例第181号）に基づき、これを補償するものとする。

ただし、次に挙げる場合は除くものとする。

- （1） 応急給水活動等に従事する者の、故意または重大な過失による場合
- （2） 当該損害につき、労働者災害補償保険法により保険給付を受けることができる場合
- （3） 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- （4） 消防団員等公務災害補償等共済基金の補償対象とならない場合

2 乙が業務の実施のために使用した車両または作業資機材に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

（報告）

第10条 乙は、応急給水活動等を終了したときは、応急給水活動等支援協力終了報告書（別記様式第3号）により報告を行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭により報告し、後日速やかに応急給水活動等支援協力終了報告書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては甲賀市上下水道部長、乙においては甲賀事務室所長とする。

（協定期間）

第12条 この協定は、第5条に挙げる委託契約の契約期間において効力を有するものとする。ただし、有効期限満了の日1月前までに、甲または乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第13条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、またこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月1日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市長 岩 永 裕 貴

乙 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号
サウスコア205号
株式会社エコシティーサービス
代表取締役社長 仲 村 樹 正

株式会社 エコシティサービス
代表取締役社長 様

甲賀市長 印

応急給水活動等支援協力要請書

災害時における上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定書に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

災 害 の 状 況	
支 援 協 力 内 容	
支 援 協 力 場 所	
必 要 人 員	
必 要 資 機 材	
支 援 協 力 期 間	
そ の 他	

第 年 月 号
年 月 日

甲賀市長 あて

株式会社 エコシティサービス
代表取締役社長

応急給水活動等支援協力要請受託書

年 月 日付 第 号

応急給水活動等支援協力要請書による応急給水活動等について、災害時における上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定書に基づき受託いたします。

第 年 月 日 号

甲賀市長 あて

株式会社 エコシティサービス
代表取締役社長

応急給水活動等支援協力終了報告書

年 月 日付 第 号
応急給水活動等支援協力要請書による応急給水活動等について、支援協力を終了しましたので報告いたします。

（別紙）活動報告

写真 等

7.10.39 甲賀市災害福祉ネットワークセンター（常設型甲賀市災害福祉ボランティアセンター）の設置及び運営などに関する協定書

甲賀市災害福祉ネットワークセンター(常設型甲賀市災害福祉ボランティアセンター)の設置及び運営等に関する協定書

甲賀市(以下「甲」という。)、社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時における、甲賀市災害福祉ネットワークセンター(常設型災害福祉ボランティアセンター)(以下、「センター」という。)の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲賀市内での災害に起因する被害について応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

(センターの設置等)

第3条 センターは常設設置とし、乙がその運営にあたる。甲及び乙は、災害時、対応が必要と判断されるときに甲乙協議の上、センターを災害時体制とし、乙がその運営にあたるものとする。

(センターの設置場所)

第4条 センターは、原則水口社会福祉センター内に設置するものとするが災害時においては、支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第5条 センターは、乙が主体となり、平常時より甲賀市災害福祉ネットワーク協議会と共に運営し、災害時には必要に応じて滋賀県社会福祉協議会、他自治体社会福祉協議会のボランティアコーディネーターのほか、甲賀市災害福祉ネットワーク協議会、甲賀市民生委員児童委員協議会連合会、甲賀市赤十字奉仕団連合会、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを運営するにあたり、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認める場合には、甲に対し、職員の派遣の他必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(災害時)

- (1) 被害情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 甲賀市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ① 被災状況・避難情報
 - ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 特に支援を必要とする者の情報

⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10)関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11)その他、センターの活動に必要な業務

(平常時)

(1)災害ボランティアの募集、登録、災害福祉ネットワークづくり

(2)災害ボランティア活動の情報発信や研修会、学習会の開催

(3)センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

(4)ボランティア活動保険の加入手続

(5)関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(6)その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力し確保するものとする。

(費用負担)

第9条 災害時のセンターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、センターの運営及び災害ボランティア活動の支援調整に関する業務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費等の経費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの平常時移行)

第11条 災害時のセンター閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、災害時のセンター閉鎖後も、被災により支援が必要な状態が継続していると判断される者については、ボランティアや関係団体と連携し、支援を継続するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害、およびボランティア活動による損害賠償に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持、必要な資機材等の確保に努めるものとし、甲は必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、甲賀市災害福祉ネットワーク協議会と協働し、福祉を視点とした防災活動の推進、ネットワークづくりに努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるセンター運営とボランティア活動が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第15条 甲及び乙はセンターの運営において取得した個人情報は適切に取り扱わなければならない。

2 災害時のセンター閉鎖後の個人情報の取り扱いは、第11条の2項及び第14条の各項の内容について必要な範囲に限るものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和5年 2月10日

甲 甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永 裕貴 印

乙 滋賀県甲賀市水口町水口5609番地
社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会
会長 林 善彦 印

7.10.40 災害時等における甲賀市とエフエム花との相互協力に関する協定書

災害時等における甲賀市とエフエム花との相互協力に関する協定書

甲賀市(以下「甲」という。)とエフエム花(以下「乙」という。)は、災害時等における緊急情報放送と平常時の防災・減災放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が平常時から相互に協力するとともに、災害をはじめ市民生活の安全安心を脅かすおそれがあるような場合において、乙の行う放送を通じて、市民に迅速かつ正確な情報を伝達することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

(緊急情報放送の要請)

第2条 甲は、市民への災害情報および防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、乙に、次に掲げる事項を明らかにし、書面（ファクシミリまたは電子メールを含む）にて緊急情報放送を乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は省略できるものとし、後日書面をもって報告するものとする。

- (1) 緊急情報放送を要請する理由
- (2) 緊急情報放送の内容
- (3) 前2号に掲げるものの他、必要な事項

(放送の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、放送の形式とその内容および時刻等を自ら決定し、緊急情報放送を行うものとする。

(放送料)

第4条 本協定に基づく放送にかかわる放送料については、無料とする。

(平常時の協力事項)

第5条 甲及び乙は平常時において次に掲げる事項について相互に協力、情報提供を行う。

- (1) 甲が主催する防災訓練等に関する事
- (2) 防災知識の普及啓発活動に関する事

(連絡責任者等)

第6条 放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を決め、相互に通知するものとする。

2 連絡責任者に変更のあった場合は、その都度相互に連絡する。

(免責)

第7条 乙は、甲からの協力要請により放送した内容に瑕疵があった場合、または放送した内容により損害が発生した場合であっても、損害賠償責任を含め責任を負わないものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとするが、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合はさらに1年間有効期間を延長し、その後もこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所有するものとする。

令和5年9月18日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永 裕貴

乙 滋賀県甲賀市水口町城内8番15号
有限会社三瀧商店
エフエム花 中村 一弘

7.10.41 学校給食会加工委託工場を活用した災害時における食料品供給に関する協定書

学校給食会加工委託工場を活用した災害時における食料品供給に関する協定書

甲賀市（以下、「甲」という。）と滋賀県学校給食協同組合（以下、「乙」という。）は、甲賀市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「大規模災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく、乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において、被災者等に対する救援活動等を支援することを目的とし、甲が乙に対し、パン等の食糧品（以下「食糧品等」という。）を供給要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、大規模災害時において、食糧品等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達、加工、製造が可能な範囲内で食糧品等の供給を要請することができる。

（調達食糧品等の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する食糧品等は次の号に掲げるもののうち、甲からの要請時点で乙が調達、加工、製造が可能な食糧品等とし、通常の甲賀市内の学校給食用のパン・米飯の規格に準じた配合とする。

- （1）パン
- （2）米飯

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条の規定により要請を行うときには、書面（別紙第1号様式）をもって乙に対して要請を行うものとする。但し、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲及び乙は、大規模災害時における食糧品等の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を書面（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（梱包・運搬及び引き渡し）

第6条 食糧品等の梱包については、乙は、通常の甲賀市内の学校給食用パン・米飯の納品に準じたものとする。但し、甲は梱包容器の返却が必要なものは返却し、返却不要なものは、甲にて処分する。

2 食糧品等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として、乙又は乙が指定する者が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、引き渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、食糧品等を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条 第2条の調達食糧品等の対価及び加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

3 乙が使用した学校給食用委託物資は、乙が公益財団法人滋賀県学校給食会に費用を支払うこととする

（費用の支払い）

第8条 甲が引き取った食糧品等の対価並びに乙が行った加工、梱包、運搬の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（疑義の協議）

第9条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日までに、甲、乙いずれからの申し出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除の申し入れをしなければならない。

本協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 12月5日

甲 甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永 裕貴 印

乙 滋賀県甲賀市水口町宇川1437-2
滋賀県学校給食協同組合
代表理事 辻井 孝祐 印

8 条例・要綱

8.1 甲賀市防災会議条例

甲賀市防災会議条例(http://reiki.city.koka.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r055RG00000184.html)

甲賀市防災会議条例

平成16年10月1日条例第74号
(平成29年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、甲賀市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 甲賀市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 甲賀市の水防計画を作成し、及び水防に関する重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議の委員は50人以内とし、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 滋賀県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) その他市長が適当と認めた者

6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付則(平成18年条例第14号)抄

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付則(平成22年条例第20号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成24年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付則(平成29年条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

8.2 甲賀市災害対策本部条例

甲賀市災害対策本部条例(http://reiki.city.koka.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r055RG00000185.html)

甲賀市災害対策本部条例

平成16年10月1日条例第75号
(平成29年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、甲賀市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 災害対策本部の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

付則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付則(平成18年条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付則(平成22年条例第20号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成24年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成29年条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

8.3 甲賀市災害警戒本部設置要領

甲賀市災害警戒本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における市域の防災に資するために設置する甲賀市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 災害警戒本部は、甲賀市災害対策本部条例（平成16年甲賀市条例第75号）に規定する甲賀市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、次の場合に設置する。

- (1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき。
 - (2) 気象警報その他災害に関する情報が発せられる等、災害が発生するおそれがあり、副市長が必要と認めたとき。
 - (3) その他市民生活に著しい影響を与える事案が発生し、又は発生するおそれがあり、副市長が必要と認めたとき。
- 2 災害警戒本部は、甲賀市役所水口庁舎内又は副市長の指定する場所に置く。

(所掌事務)

第3条 災害警戒本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び情報共有に関すること。
- (2) 災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (3) 現地災害警戒本部の設置及び運営に関すること。
- (4) 各部局及び現地災害警戒本部の相互間における協力体制、人員調整等に関すること。
- (5) 避難準備情報の発令に関すること。
- (6) 災害対策本部の設置に関すること。

(組織)

第4条 災害警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、災害の種別ごとに甲賀市地域防災計画に定める部長級職員をもって充てる。

(本部会議)

第5条 災害警戒本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、本部会議で協議し、又は決定した重要な事項について、市長に遅滞なく報告する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、関係する職員及び防災に係る機関の職員に対し、本部会議に出席を求めることができる。

(解散)

第6条 災害警戒本部は、次の場合に解散する。

- (1) 災害の発生するおそれがなくなると本部長が認めたとき。
- (2) 初期災害応急活動が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 災害対策本部が設置されたとき。

(庶務)

第7条 災害警戒本部の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付則

この要領は、平成26年6月18日から施行する。

付則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

8.4 甲賀市災害弔慰金支給等条例

甲賀市災害弔慰金支給等条例 (http://reiki.city.koka.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r055RG00000189.html)

8.5 甲賀市災害対策基金条例

甲賀市災害対策基金条例 (http://reiki.city.koka.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r055RG00000148.html)

9 用語集

9.1 用語集

	用語等	用語の意味等	出典
い	命のバトン	高齢者や障がい者などの安全・安心のため、一人暮らしのお年寄りや家族と一緒に暮らしていても昼間は一人で過ごしている人、障がい者などが、急病になったときに、救急隊員やかけつけた人に持病やかかりつけの病院など情報をより早く、確実に知らせるために、必要な情報を記入し、自宅の冷蔵庫に常備するためのケース。	甲賀市社会福祉協議会甲賀福祉作業所(製造元)
こ	広域一時滞在	災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在。	災害対策基本法第 86 条の 8
さ	災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害。	災害対策基本法第 2 条の 1
し	指定緊急避難場所	市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。	災害対策基本法第 49 条の 4
し	指定避難所	市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設。	災害対策基本法第 49 条の 7
ち	地区防災計画	市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画。	災害対策基本法第 42 条の 3
と	トリアージ	一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重傷度によって治療の優先度をつけること。	—
ひ	被災者台帳	市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成することができる。被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 一氏名 二生年月日 三性別 四住所又は居所 五住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 六援護の実施の状況 七要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 八前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	災害対策基本法第 90 条の 3

	用語等	用語の意味等	出典
ひ	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの	災害対策基本法 第 49 条の 11
		避難行動要支援者の範囲 ○高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保をるために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定すること。 ○高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、 ①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力、 ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、 ③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定されること	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (平成25年8月, 内閣府(防災担当))
ひ	避難経路	避難する場合の経路で、住民等が設定するもの。	—
ひ	避難路	避難する場合の経路で、市が指定するもの。	—
よ	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。	災害対策基本法 第 8 条の 15

9.2 用語の定義

市本部	市災害対策本部	市本部、県本部、又は県地方本部設置前にあつては、市本部、県本部及び県地方本部をそれぞれ市、県及び県土木事務所と読み替え、平常時の分掌事務により措置するものとする。
県本部	県災害対策本部	
県地方本部	県災害対策甲賀地方本部	
水防本部	水防管理者(市)は、本部長を市長とし、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が解除するまでの間、甲賀市役所に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。ただし、市災害対策本部が開設された場合は、この機構で本部に移行するものとする。	
水防警報(水防法第2条第7項)	国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川について洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。	
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。	災害対策基本法 第2条の1

10 避難所台帳

10.1 早期開設の避難場所

No.	種別	地域	有症者 受入	管轄部署	施設名	所在地	連絡先
1	中核 避難 場所	水口	○	市民活動推進課	まちづくり活動センター まるーむ	水口町水口 6009-1	70-2595
2		土山	○	土山地域市民センター	土山地域市民センター	土山町北土山 1715	66-1101
3		甲賀	○	甲賀地域市民センター	甲賀地域市民センター	甲賀町相模 173-1	88-4101
4		甲南	○	甲南地域市民センター	甲南地域市民センター	甲南町野田 810	86-4161
5		信楽	○	信楽地域市民センター	信楽地域市民センター(信楽開発センター)	信楽町長野 1203	82-1121
6	地域 避難 場所	水口		総合政策部	水口小学校(体育館)	水口町本町 1-2-1	
7				総合政策部	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山 3737-1	62-4982
8				総合政策部	柏木小学校(体育館)	水口町北脇 1132	62-0041
9				宇川会館【人権推進課】	宇川会館	水口町宇川 2404	62-4109
10				総合政策部	貴生川小学校(体育館)	水口町三大寺 437	
11				総合政策部	岩上コミュニティセンター	水口町新城 557	62-7052
12		土山		総合政策部	鮎河コミュニティセンター	土山町鮎河 1212-1	69-0204
13				総合政策部	山内コミュニティセンター	土山町黒川 1970	68-0001
14				総合政策部	大野コミュニティセンター	土山町大野 2154	67-0001
15		甲賀		総合政策部	油日コミュニティセンター	甲賀町上野 2416	88-8130
16				総合政策部	佐山コミュニティセンター	甲賀町神保 2101	88-8062
17		甲南		総合政策部	甲南第二小学校	甲南町杉谷 2046 番地	
18				総合政策部	甲南第三小学校(体育館)	甲南町野川 840	
19				甲南公民館【社会教育スポーツ課】	甲南公民館	甲南町竜法師 600	86-1046
20				総合政策部	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘 1-3-4	86-0969
21		信楽		総合政策部	雲井小学校(校舎和室)	信楽町牧 868	
22				西教育集会所【人権推進課】	西教育集会所	信楽町西 349-4	82-2361
23				総合政策部	柞原会館	信楽町柞原 164-1	82-7896
24				総合政策部	朝宮コミュニティセンター	信楽町上朝宮 467	84-8911
25				総合政策部	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾 2067-2	85-0001

※令和7年度供用開始に向け工事中(その間は柏木小学校体育館を代替施設とする)

10.2 指定緊急避難場所一覧

地域	留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	連絡先		想定収容可能人数 屋内：2㎡あたり1人 屋外：1㎡あたり1人	
					外線	内線	屋内	屋外
水口		水口小学校	水口町本町 1-2-1	甲賀市	62-0121		365	8,253
		坂町駐車場	水口町本町 2-2-37	甲賀市	-		0	400
		城山中学校	水口町水口 610-17	甲賀市	63-0210		506	37,748
		綾野小学校	水口町綾野 3-6	甲賀市	62-1507		363	16,243
		水口西部コミュニティセンター	水口町本丸 1-20	甲賀市	62-0488		640	2,200
		まちづくり活動センター まる一む	水口町水口 6009-1	甲賀市	70-2595		319	1,819
		伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山 3737-1	甲賀市	62-4982		701	2,240
	河川の洪水の恐れのある場合は、洪水の状況により天理教甲賀大教会を避難場所とする。	宇川会館	水口町宇川 2404	甲賀市	62-4109		334	1,205
		岩上総合運動公園	水口町巖峨 2992	甲賀市	-		0	5,000
土山		貴生川小学校	水口町三大寺 437	甲賀市	62-2024		491	12,298
		鮎河コミュニティセンター	土山町鮎河 1212-1	甲賀市	69-0204		90	650
		ふるさと生きがいセンター 六友館	土山町黒川 1972	甲賀市	68-0001 (山内コミュニティセンター)		176	1,000
		土山体育館	土山町北土山 414-2	甲賀市	66-0091		578	20,000
		土山小学校	土山町北土山 1462	甲賀市	66-0039		487	8,365
		土山コミュニティセンター	土山町南土山甲 406	甲賀市	66-0158		267	500
		土山開発センター	土山町北土山 1715	甲賀市	66-1101		147	

		土山地域市民センター	土山町北土山 1715	甲賀市	66-1101		2,781	5,000
		大野コミュニティセンター	土山町大野 2154	甲賀市	67-0001		78	1,000
	土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	かもしか荘 (あいの土山都市との交流センター)	土山町大河原 1104 (土山町大河原 1119)	甲賀市	69-0344		205	1,000
		滋賀県立淡海学園	土山町大野 283-20	滋賀県	67-0149		423	6,700
甲賀		油日小学校	甲賀町上野 1322	甲賀市	88-2079		335	7,911
	0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には2階以上に避難してください。	佐山小学校	甲賀町小佐治 2922	甲賀市	88-4077		405	6,532
		佐山コミュニティセンター	甲賀町神保 2102	甲賀市	88-8062		125	440
甲南		甲南中学校	甲南町寺庄841	甲賀市	86-2154		724	20,680
		甲南図書交流館	甲南町深川 1865	甲賀市	86-1504		83	0
		甲南ふれあいの館	甲南町葛木 925	甲賀市	86-7551		36	1,487
		かえで会館	甲南町森尻 527	甲賀市	86-4363		299	1,757
		甲南青少年研修センター	甲南町葛木 875	甲賀市	86-8151		191	1,500
		杉谷公民館	甲南町杉谷 71	地元区・自治会	86-5072		200	2,700
	敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	甲南第三小学校	甲南町野川 840	甲賀市	86-2038		297	6,644
		希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘 1-3-4	甲賀市	86-0969		120	4,429
		甲南希望ヶ丘保育園	甲南町希望ヶ丘 4-1	甲賀市	86-6350		66	1,000
		甲南希望ヶ丘保育園グラウンド(遊歩公園)	甲南町希望ヶ丘 4-5	甲賀市	-		0	2,000
		甲南のぞみ保育園	甲南町稗谷 2838	(社福) 甲南会	86-0878		75	7,487

信 楽		信楽伝統産業会館	信楽町長野 1203	甲賀市	82-2345		352	0
		信楽開発センター	信楽町長野 1203	甲賀市	82-1121		162	0
		信楽地域市民センター	信楽町長野 1203	甲賀市	82-1121		106	4,000
信 楽		信楽中学校	信楽町江田 950	甲賀市	82-0133		617	12,426
	土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	雲井小学校	信楽町牧 868	甲賀市	83-0404		336	6,653
		西老人憩いの家	信楽町西 349	甲賀市	82-2361		23	0
		西教育集会所	信楽町西 349-4	甲賀市	82-2361		192	0
	敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。また、0.5m 未満の浸水の可能性があるもので、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には2 階以上に避難してください。	小原小学校	信楽町柞原 899	甲賀市	82-1077		328	6,486
		柞原会館柞原会館	信楽町柞原 164-1	甲賀市 (柞原区)	82-7896		96	0
		朝宮コミュニティセンター	信楽町上朝宮 467	甲賀市	84-8911		56	115
		多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾 2067-2	甲賀市	85-0001		134	0

10.3 指定避難所一覧

10.3.1 指定避難所（水口地域）

NO	学区	区・自治会	留意事項	開設基準	施設・場所名	所在地	施設管理者	管理担当 連絡先	想定収容可能人数 (屋内:2㎡あたり1人 屋外:1㎡あたり1人)	
								外線	屋内	屋外
1	水口	第1区、第2区、第3区、第4区、第5区、第6区、第7区、第8区、第9区、南、第10区、第11区、第12区、第13区、幸ヶ平		第1次開設	水口小学校	水口町本町 1-2-1	甲賀市	62-0121	365	8,253
2		朝日が丘、古城が丘、東古城が丘、古城が丘緑、古城が丘南、警察官舎、岡の郷、古城が丘団地		第1次開設	城山中学校	水口町水口 610-17	甲賀市	63-0210	506	37,748
3		松尾、松尾団地、水口松尾台		第1次開設	水口北保育園	水口町松尾 1211	(社福) ひまわり会	62-1085	384	1,934
4				第2次開設 (不足時対応)	水口中部コミュニティセンター	水口町八坂 7-4	甲賀市	63-7041	39	160
5	綾野	第14区、第15区、第16区、第17区(美濃部、八幡)、城南区、名坂、東名坂、名坂堂山、あやの中央		第1次開設	綾野小学校	水口町綾野 3-6	甲賀市	62-1507	363	16,243
6				第2次開設 (不足時対応)	県立水口高等学校 (体育館・武道場)	水口町梅が丘 3-1	滋賀県	62-4104	786	0
7		第17区(田中)、第18区、第19区、第20区、第21区、第22区、林口、城内、本丸、梅の木		第1次開設	水口西部コミュニティセンター	水口町本丸 1-20	甲賀市	62-0488	640	2,200
8		学区内の全ての区・自治会		第1次開設	まちづくり活動センター まるーむ	水口町水口6009-1	甲賀市	70-2595	319	1,819
9				第2次開設 (不足時対応)	水口保健センター	水口町水口 5607	甲賀市	65-0703	86	120
10			0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には、2階以上に避難してください。	第2次開設 (不足時対応)	水口中学校	水口町水口 5900	甲賀市	62-4127	580	26,209
11				第2次開設 (不足時対応)	あいみらい保育園	水口町鹿深 3-39	甲賀市	69-6450	457	247
12	伴谷	八田、春日、下山、伴中山、広野台東、広野台西	体育館が土砂災害危険箇所であり、校舎の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れること。	第1次開設	伴谷小学校	水口町伴中山 2252	甲賀市	62-0408	360	9,394
13		山、桜ヶ丘、第三水口台、第四水口台、菅谷		第1次開設	伴谷東小学校	水口町山 774	甲賀市	65-1060	350	9,853
14				第2次開設 (不足時対応)	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山 3737-1	甲賀市	62-4982	137	2,240
15				第2次開設 (不足時対応)	伴谷くじらこども園	水口町伴中山 1015	(社福) くじら	65-2185	513	2,565
16	柏木	学区内の全ての区・自治会	0	第1次開設	柏木小学校	水口町北脇 1132	甲賀市	62-0041	365	5,238

NO	学区	区・自治会	留意事項	開設基準	施設・場所名	所在地	施設管理者	管理担当 連絡先	想定収容可能人数 (屋内:2㎡あたり1人 屋外:1㎡あたり1人)	
								外線	屋内	屋外
17			0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。	第2次開設 (不足時対応)	柏木保育園	水口町植 440	(社福) ひまわり会	62-2770	325	1,759
18			0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。	第2次開設 (不足時対応)	柏木コミュニティセンター※	水口町北脇 1615-1	甲賀市	62-0404	167	0
19	貴生川	学区内の全ての区・自治会		第1次開設	貴生川小学校	水口町三大寺 437	甲賀市	62-2024	491	12,298
20		0	0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には、2階以上に避難してください。	第2次開設 (不足時対応)	甲賀市水ロススポーツの森 (陸上競技場)	水口町北内貴 230	甲賀市	62-7529	70	11,900
21		0		第2次開設 (不足時対応)	甲賀市水ロススポーツの森 (市民スタジアム)	水口町北内貴 230	甲賀市	62-7529	43	13,720
22		0	大雨洪水の場合は浸水の状況により、使用できない。	第2次開設 (不足時対応)	貴生川児童クラブ	水口町貴生川 558	甲賀市	62-2009	124	3,552
23		0	0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には、2階以上に避難してください。	第2次開設 (不足時対応)	貴生川コミュニティセンター	水口町貴生川 308-1	甲賀市	62-2027	142	0
24	岩上	学区内の全ての区・自治会	0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。	第1次開設	岩上体育館	水口町新城 653	甲賀市	63-7040	382	2,760
25				第2次開設 (不足時対応)	岩上コミュニティセンター	水口町新城 557	甲賀市	62-7052	175	0
26				第 2 次開設 (不足時対応)	ここのつす園	水口町秋葉 45-1	(社福) 絆敬会	63-5670	327	2,460
27		学区間わず		第2次開設 (不足時対応)	水口体育館	水口町鹿深 3-46	甲賀市	62-9589	514	1,700

※令和 7 年度供用開始に向け工事中(その間は柏木小学校体育館を代替施設とする。)

10.3.2 指定避難所（土山地域）

NO	学区	区・自治会	留意事項	開設基準	施設・場所名	所在地	施設管理者	管理担当 連絡先	想定収容可能人数 (屋内:2㎡あたり1人 屋外:1㎡あたり1人)	
								外線	屋内	屋外
1	鮎河	学区内の全ての区・自治会		第1次開設	旧鮎河小学校(体育館)	土山町鮎河 1201	甲賀市	69-0004	315	4,500
2				第2次開設 (不足時対応)	鮎河コミュニティセンター	土山町鮎河 1212-1	甲賀市	69-0204	114	0
3	山内	学区内の全ての区・自治会		第1次開設	ダイヤモンド滋賀 (体育館)	土山町黒川 1711	民間事業者	68-0211	702	0
4			土砂災害警戒区域のため土砂災害の可能性が高 まった場合は使用できない。	第2次開設 (不足時対応)	山内コミュニティセンター	土山町黒川 1970	甲賀市	68-0001	76	0
5	土山	南東、南中、北東	地震時は昭和 37 年築の建物以外を使用	第1次開設	土山中学校	土山町北土山 414	甲賀市	66-0031	261	24,143
6		南西、北西、緑ヶ丘1・1、緑ヶ丘1・2、	地震時は土山地域市民センターに避難	第1次開設	土山開発センター	土山町北土山 1715	甲賀市	66-1101	147	0
7				第1次開設	土山地域市民センター	土山町北土山 1715	甲賀市	66-1101	2,781	0
8		北芝、北中、大澤		第1次開設	土山小学校	土山町北土山 1462	甲賀市	66-0039	487	8,365
9		平子、東瀬音、西瀬音、青土、野上野、 緑ヶ丘5		第1次開設	甲賀市老人福祉センター フィランソ土山	土山町北土山 2058	甲賀市	なし	79	0
10				第2次開設 (不足時対応)	土山こども園	土山町南土山甲 417	甲賀市	66-0165	478	1,499
11				第2次開設 (不足時対応)	土山体育館	土山町北土山 414-2	甲賀市	66-0091	578	4,000
12	大野	頓宮、前野、市場、徳原、三軒家、香野 団地		第1次開設	大野小学校	土山町大野 949	甲賀市	67-0403	338	12,812
13		片山、今宿、里、寺前、第2緑ヶ丘		第1次開設	大野コミュニティセンター	土山町大野 2154	甲賀市	67-0001	78	0
14		新里、末田、布引		第1次開設	滋賀県立淡海学園	土山町大野 283-20	滋賀県	67-0149	423	6,700
15			大雨洪水の場合は使用できない。	第2次開設 (不足時対応)	大野保育園	土山町大野 461-2	甲賀市	67-0144	371	1,190

10.3.3 指定避難所（甲賀地域）

NO	学区	区・自治会	留意事項	開設基準	施設・場所名	所在地	施設管理者	管理担当 連絡先	想定収容可能人数 (屋内:2㎡あたり1人 屋外:1㎡あたり1人)	
								外線	屋内	屋外
1	大原	櫛野、神、大原上田、大久保、大原中 (1～6組)		第1次開設	大原小学校	甲賀町大久保 1000	甲賀市	88-2049	464	6,766
2		大原中(7～12組)、拝坂、鳥居野		第1次開設	甲賀中学校	甲賀町相模 128	甲賀市	88-2134	945	12,024
3		相模、大原市場		第1次開設	甲賀農村環境改善センター	甲賀町相模 846	甲賀市	88-3144	131	0
4		高野		第1次開設	甲賀共同福祉センター	甲賀町相模 124-7	甲賀市	88-2190	112	0
5				第2次開設 (不足時対応)	甲賀中央公園体育館	甲賀町相模 124-7	甲賀市	88-2190	578	0
6				第2次開設 (不足時対応)	大原こども園	甲賀町大久保 952	甲賀市	88-3268	330	3,320
7				第2次開設 (不足時対応)	甲賀保健センター	甲賀町大久保 507-2	甲賀市	88-6556	150	0
8				第2次開設 (不足時対応)	甲賀地域市民センター	甲賀町相模 173-1	甲賀市	88-4101	1,027	0
9	油日	油日、上野		第1次開設	油日コミュニティセンター	甲賀町上野 2416	甲賀市	88-8130	220	839
10		鹿深台		第1次開設	かふか生涯学習館 (甲賀公民館)	甲賀町大原中 886	甲賀市	88-4100	390	0
11		田堵野、滝、毛枚、和田、高嶺、五反田		第1次開設	油日小学校	甲賀町上野 1322	甲賀市	88-2079	335	7,911
12				第2次開設 (不足時対応)	甲賀西保育園	甲賀町滝 838	甲賀市	88-2242	694	2,085
13				第2次開設 (不足時対応)	油日こども園	甲賀町上野 1320	甲賀市	88-2369	357	1,203
14	佐山	小佐治、神保、隠岐、岩室		第1次開設	佐山小学校	甲賀町小佐治 2922	甲賀市	88-4077	405	6,532
15		学区内の全ての区・自治会		第1次開設	佐山コミュニティセンター	甲賀町神保 2102	甲賀市	88-8062	125	440
16				第2次開設 (不足時対応)	甲賀北保育園	甲賀町神保 2104	甲賀市	88-3660	298	2,138

10.3.4 指定避難所（甲南地域）

NO	学区	区・自治会	留意事項	開設基準	施設・場所名	所在地	施設管理者	管理担当 連絡先	想定収容可能人数 (屋内:2㎡あたり1人 屋外:1㎡あたり1人)	
								外線	屋内	屋外
1	甲南第一	学区内の全ての区・自治会		第1次開設	甲南中学校	甲南町寺庄 841	甲賀市	86-2154	724	20,680
2				第1次開設	甲南第一小学校	甲南町深川 1728	甲賀市	86-2074	367	8,912
3				第1次開設	甲南体育館	甲南町葛木 977	甲賀市	86-6971	631	2,900
4				第2次開設 (不足時対応)	甲賀市甲南B&G海洋センター	甲南町葛木 30-11	甲賀市	86-6971	592	1,860
5				第2次開設 (不足時対応)	県立甲南高等学校 (体育館、格技場)	甲南町寺庄 427	滋賀県	86-4145	1,640	42,488
6				第2次開設 (不足時対応)	甲南地域市民センター	甲南町野田 810	甲賀市	86-4161	3,288	0
7	甲南第二	学区内の全ての区・自治会		第1次開設	甲南第二小学校	甲南町杉谷 2046	甲賀市	86-2157	194	11,855
8			0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には、2階以上に避難してください。	第2次開設 (不足時対応)	杉谷公民館	甲南町杉谷 71	甲賀市	86-8190	200	2,700
9	甲南第三	学区内の全ての区・自治会	敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	第1次開設	甲南第三小学校	甲南町野川 840	甲賀市	86-2038	297	6,644
10			地震時は使用できない。	第2次開設 (不足時対応)	旧 JA こうか宮支所	甲南町野川 818	甲賀市	86-8518	102	0
11	甲南中部	学区内の全ての区・自治会	0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には、2階以上に避難してください。	第1次開設	甲南中部小学校	甲南町竜法師 1137	甲賀市	86-2139	365	7,026
12				第1次開設	甲南情報交流センター・ 甲南公民館	甲南町竜法師 600	甲賀市	86-1046	230	8,915
13				第2次開設 (不足時対応)	レイモンド甲賀こども園	甲南町野尻 1601-3	社会福祉法人 檸檬会	86-8013	357	922
14	希望ヶ丘	学区内の全ての区・自治会	不足時は、甲南第一学区内の施設を利用する。	第1次開設	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘 3-34	甲賀市	86-6747	385	16,281
15				第1次開設	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘 1-3-4	甲賀市	86-0969	120	4,429

10.3.5 指定避難所（信楽地域）

NO	学区	区・自治会	留意事項	開設基準	施設・場所名	所在地	施設管理者	管理担当 連絡先	想定収容可能人数 (屋内:2㎡あたり1人 屋外:1㎡あたり1人)	
								外線	屋内	屋外
1	信楽	長野、勅旨(雲井)、丸岡(雲井)	施設の一部が土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	第1次開設	信楽体育館	信楽町長野 1310	甲賀市	82-0934	640	1,430
2		長野		第1次開設	信楽小学校	信楽町江田 969	甲賀市	82-1006	403	9,324
3		神山、江田		第1次開設	信楽中学校	信楽町江田 950	甲賀市	82-0133	617	12,426
4		田代、畑	土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	第1次開設	信楽図書館	信楽町長野 1312-1	甲賀市	82-0320	32	0
5				第2次開設 (不足時対応)	信楽こども園	信楽町江田 969	甲賀市	82-0427	543	1,030
6			土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	第2次開設 (不足時対応)	県立信楽高等学校 (格技場)	信楽町長野 317-1	滋賀県	82-0167	766	12,602
7			大雨洪水の場合は浸水の危険性があるため2階以上に避難してください。	第2次開設 (不足時対応)	信楽地域市民センター	信楽町長野 1203	甲賀市	82-1121	106	4,000
8	雲井	宮町、黄瀬、牧、勅旨	土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	第1次開設	雲井小学校	信楽町牧 868	甲賀市	83-0404	336	6,653
9			土砂災害警戒区域のため土砂災害の可能性が高まった場合は使用できない。	第2次開設 (不足時対応)	雲井保育園	信楽町牧 873	甲賀市	83-0414	430	1,419
10			土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	第2次開設 (不足時対応)	牧公民館	信楽町牧 72-3	甲賀市	83-8531	100	0
11			風水害時のみ使用可能	第2次開設 (不足時対応)	滋賀県立陶芸の森 第1駐車場	信楽町勅旨 2188-7	滋賀県	0748-83-0909	0	403
12			風水害時のみ使用可能	第2次開設 (不足時対応)	滋賀県立陶芸の森 第2駐車場	信楽町勅旨 2188-7	滋賀県	0748-83-0909	0	1097
13			地震時のみ使用可能	第2次開設 (不足時対応)	滋賀県立陶芸の森 第4駐車場	信楽町勅旨 2188-7	滋賀県	0748-83-0909	0	3045
14			地震時使用不可	第2次開設 (不足時対応)	甲賀市立信楽産業展示館	信楽町勅旨 2188-7	甲賀市		1141	0
15			大雨洪水の場合は浸水の危険性があります。 土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れてください	第2次開設 (不足時対応)	陶業振興用地	信楽町勅旨 2200	甲賀市		0	3290

NO	学区	区・自治会	留意事項	開設基準	施設・場所名	所在地	施設管理者	管理担当 連絡先	想定収容可能人数 (屋内:2㎡あたり1人 屋外:1㎡あたり1人)	
								外線	屋内	屋外
16	小原	学区内の全ての区・自治会	敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。また、0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には2階以上に避難してください。	第1次開設	小原小学校	信楽町柞原 899	甲賀市	82-1077	328	6,486
17				第2次開設 (不足時対応)	柞原会館	信楽町柞原 164-1	甲賀市 (柞原区)	82-7896	96	0
18	朝宮	学区内の全ての区・自治会	土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	第1次開設	朝宮小学校	信楽町下朝宮 268	甲賀市	84-0003	336	10,105
19				第2次開設 (不足時対応)	朝宮保育園	信楽町上朝宮 611	甲賀市	84-0308	202	959
20			土砂災害警戒区域のため土砂災害の可能性が高まった場合は使用できない。	第2次開設 (不足時対応)	朝宮コミュニティセンター	信楽町上朝宮 467	甲賀市	84-8911	56	115
21	多羅尾	学区内の全ての区・自治会	体育館が土砂災害危険箇所にあり、校舎の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	第1次開設	多羅尾小学校	信楽町多羅尾 2012	甲賀市	85-0004	248	0
22			土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。	第2次開設 (不足時対応)	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾 2067-2	甲賀市	85-0001	134	0

10.3.6 指定福祉避難所

NO	留意事項	施設名	所在地	施設管理者	連絡先	受入人数	受入対象者
1		特別養護老人ホーム 兆生園	水口町今郷 1032-25	社会福祉法人 天地会	63-1784	5 人	要介護 1～5・高齢者
2		グループホームみなくち	水口町朝日が丘 6-37	社会福祉法人 八起会	65-0771	14 人	要介護 3～5
3		デイサービスセンターあさひがおか			65-0772		
4		甲賀荘デイサービスセンター	甲賀町大原中 904	社会福祉法人 甲賀会	88-5723	10 人	要介護 1～5
5		甲賀荘小規模多機能ホームあかり				6 人	
6		特別養護老人ホーム せせらぎ苑	甲南町葛木 855	社会福祉法人 甲南会	86-1020	3 人	要支援 1～要介護 5
7		HALU	信楽町勅旨 2392-14	社会福祉法人 しがらき会	82-8210	1 人	知的障がい者
8		信楽青年寮	信楽町神山 534-8		82-0588	2 人	知的障がい者(障害支援区分 1～3)
9		紫香楽ヴィラ	信楽町勅旨 2392-5			3 人	

- 指定福祉避難所は原則として、事前の受入調整を行い避難行動要支援者個別避難計画の作成を行った者を対象とする。
- 受入対象者1名につき、家族等の支援者1名程度も受入対象とする。

10.3.7 協定による福祉避難所

NO	地域	留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	管理担当 連絡先		想定収容可能人数	
						外線	FAX	短期受入 (概ね1週間 以内)	長期受入 (概ね1ヶ月 以内)
1	水口		さわらび作業所	水口町水口 6743-1	社会福祉法人 さわらび福祉会	62-4696	62-9656	40	20
2			第二さわらび作業所	水口町水口 6743-1	社会福祉法人 さわらび福祉会	62-4696	62-9656		
3			特別養護老人ホーム樹の郷	水口町山 3309	社会福祉法人 信楽福祉会	63-2900		30	20
4			樹の郷ショートステイサービス	水口町山 3309	社会福祉法人 信楽福祉会	63-2900			
5			樹の郷デイサービスセンター	水口町山 3309	社会福祉法人 信楽福祉会	63-2900			
6		大雨洪水の場合は浸水の危険性があるため、使用できない。	甲賀市デイサービスセンター	水口町宇川 25	社会福祉法人 湖東会	63-6080		20	10
7		大雨洪水の場合は浸水の危険性があるため、使用できない。	サニーサイド	水口町宇川 2033	社会福祉法人 湖東会	63-0328		20	10
8		0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。	共働事業所けいかん	水口町峨峨 3480	特別非営利活動法人 けいかん	65-0222		2	1
9	土山		特別養護老人ホーム エーデル土山	土山町北土山 2062	社会福祉法人 あいの土山福祉会	66-1911		30	20
10			ショートステイサービスセンター エーデル土山	土山町北土山 2062	社会福祉法人 あいの土山福祉会	66-1911			
11			デイサービスセンター エーデル土山	土山町北土山 2057	社会福祉法人 あいの土山福祉会	66-1911			
12		施設が土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れること。	青少年支援ハウス 輝	土山町北土山 964-1	特定非営利活動法人 かがやき	60-1169		7	3
13		0.5m 未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。	るこう園	土山町野上野 497	社会福祉法人 瑠璃光会	66-1345	66-1065	50	40
14	甲賀		デイサービスセンターすこやか荘	甲賀町大原中 355	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	88-5245		40	30
15			高齢者グループホームかふかの里	甲賀町大原中 1161	社会福祉法人 湖青福祉会	88-8177		2	
16			かふかの里デイサービスセンター	甲賀町大原中 1161	社会福祉法人 湖青福祉会	88-8177			
17	甲南		グルーホームせせらぎ	甲南町葛木 869-2	社会福祉法人 甲南会	86-0033		3	2
18			やまなみ工房	甲南町葛木 872	社会福祉法人 やまなみ会	86-0334		50	50
19			ゆとりあ	甲南町葛木 877	社会福祉法人 やまなみ会	86-6906		30	30
20			青少年自立支援ホーム 一歩	甲南町葛木 1399-5	特定非営利活動法人 サポートハウスほほえみ	86-7443		10	10
21			多世代交流センター元気村	甲南町葛木 1399-5	特定非営利活動法人 サポートハウスほほえみ	86-7443			
22	信楽	大雨洪水の場合は浸水の危険性があるため、使用できない。	信楽くるみ作業所	信楽町長野 92	社会福祉法人 信楽くるみ福祉会	82-2296	82-2295	5	5
23		砂災害警戒区域のため、土砂災害の可能性が高まった場合は使用できない。	ワークセンター紫香楽	信楽町神山 494-1	社会福祉法人 しがらき会	82-2198		15	
24			特別養護老人ホーム 信楽荘	信楽町牧 1159	社会福祉法人 信楽福祉会	83-1313		20	10
25			信楽荘ショートステイサービス	信楽町牧 1159	社会福祉法人 信楽福祉会	83-1313			
26			信楽荘デイサービスセンター	信楽町牧 1159	社会福祉法人 信楽福祉会	83-1313			

10.4 自主避難場所一覧

10.4.1 自主避難場所一覧(水口地域)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
水口	第1区	月ヶ上	大師寺本堂	水口町秋葉 5-8	神社仏閣教会	○	○	耐震基準満たさず	地震時は速玉神社境内
		田	秋葉草の根集会所	水口町秋葉 2-23	区・自治会施設	50 未満	○	耐震基準満たさず	地震時は速玉神社境内、浸水時は片町集会所
		片	片町集会所	水口町秋葉 1-14	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は速玉神社境内
		松原	松原町集会所	水口町元町 8-13	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は速玉神社境内
		作坂	作坂町集会所	水口町元町 4-12	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は速玉神社境内
		月ヶ上、田、片、松原、作坂	速玉神社境内	水口町水口 2700	神社仏閣教会	○	○	○	
	第2区	葛籠、大池	葛籠町草の根集会所	水口町京町 7-34	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は本水口駅
		旅籠	旅籠町老人憩いの家	水口町元町 4-24	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は本水口駅
		柳	柳町ふれあい館	水口町本町 1-6-9	区・自治会施設	○	○	○	
		旅籠、葛籠、大池	本水口駅	水口町京町 3023	市施設(開放施設)	○	○	○	
	第3区	東町東、東町中、東町西	東町公民館	水口町京町 7-35	区・自治会施設	○	○	○	H30 建て替えのため耐震基準を満たす
		東町東、東町中、東町西	水口東部コミュニティセンター	水口町神明 3-12	市施設(指定管理)	○	○	○	
	第4区	湯屋、池田、滝、速玉	湯屋町集会所	水口町元町 3-11	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
			滝町草の根集会所	水口町京町 8-8	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
			水口東部コミュニティセンター	水口町神明 3-12	市施設(指定管理)	○	○	○	※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	第5区	大岡寺、大原、呉服	呉服町集会所	水口町本町 1-2-2	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水想定区域のため地震のみ使用可
	第6区	永原、鍵中、中島、西	水口東部コミュニティセンター	水口町神明 3-12	市施設(指定管理)	○	○	○	区長が鍵を管理
	第7区	魚屋、夷、伴	水口東部コミュニティセンター	水口町神明 3-12	市施設(指定管理)	○	○	○	区長が鍵を管理
	第8区	平、米屋	米屋町集会所	水口町本町 3 丁目 7-29	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水想定区域のため地震のみ使用可
	第9区	大正、御所後、石倉、大川	第9区公民館	水口町暁1	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は高塚児童遊園地
			高塚児童遊園地	水口町水口 5546-4	市施設(開放施設)	○	○	○	地震時のみ使用
	南	南町一丁目、二丁目、三丁目	南区草の根ハウス	水口町高塚 5577	区・自治会施設	○	○	○	
	第10区	市場、町邸、街森、勝栄、蓮花寺、地方森、南本							※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	第11区	ぬしや	ぬしや町草の根集会所	水口町本町 3-6-33	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水想定区域のため地震のみ使用可
		中之	中之町公民館	水口町本町 2-3-28	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
綾 野	第14区	天王、栄、河内、北							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	第15区	天神、心光寺門前、 西郷山	西郷山町集会所	水口町城東4-28	区・自治会施設	○	○	耐震基準 たさず	地震時は公園
	第16区	郷山	郷山草の根ハウス	水口町八坂 2-42	区・自治会施設	○	○	○	
		綾野	綾野会館	水口町綾野 2-13	区・自治会施設	○	○	○	
	第17区	美濃部	美濃部町草の根集会所	水口町八光 4527	区・自治会施設	○	○	○	
		八幡	八幡町集会所	水口町八光 3-4	区・自治会施設	○	○	耐震基準 たさず	地震時は屋外
		田中	田中公民館	水口町中邸 4-15	区・自治会施設	○	○	○	
	城南	城南	城南町集会所	水口町梅が丘 4-24	区・自治会施設	○	○	○	
	第18区	東邸、御本丸	藤栄会館	水口町梅が丘 2-25	区・自治会施設	○	○	耐震基準 たさず	地震時は藤栄児童公園
			藤栄児童公園	水口町梅が丘 2-25	区・自治会施設	○	○	○	
	第19区	天王口、南小路、丸 の内	第19区公民館	水口町梅が丘 3-14	区・自治会施設	○	○	○	
	第20区	北邸、東小坂、小坂	第20区公民館	水口町城内 3-6	区・自治会施設	○	○	耐震基準 たさず	地震時は第20区遊園地
			第20区遊園地	水口町城内 6-47	区・自治会施設	○	○	○	
	第21区	金刀比羅、天神口、 広小路	藤栄会館	水口町梅が丘 2-25	区・自治会施設	○	○	耐震基準 たさず	地震時は藤栄児童公園
	第22区	内殿、西小路	内殿会館	水口町城内 7-46	区・自治会施設	○	○	○	
	林口	東林口、西林口、西 邸北、西邸南							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	名坂		名坂公民館	水口町名坂 311	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水想定区域だが2階あり、避難可能
	東名坂	第1、第2、第3、 第4	東名坂草の根ハウス	水口町東名坂 72-2	区・自治会施設	○	○	○	
	名坂堂山		堂山草の根ハウス	水口町名坂 1269-1	区・自治会施設	○	○	耐震基準 たさず	地震時は堂山草の根公園
			堂山草の根公園	水口町名坂 1269	区・自治会施設	○	○	○	
	城内								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	本丸								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	梅の木		梅の木集会所	水口町水口 6223-1	区・自治会施設	100 未満	○	○	浸水想定区域のため地震のみ使用可 ※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅 等)
	あやの中央								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	－	南林口、的場							区・自治会組織なし ※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅 等)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
伴 谷	八田		八田公民館	水口町八田 491	区・自治会施設	50 未満	○	耐震基準満 たさず	浸水想定区域だが2階あり、 避難可能地震時は八田ふれあい広場
			八田ふれあい広場	水口町八田 348-4	区・自治会施設	50 未満	○	○	
	春日		春日公民館	水口町春日 1381	区・自治会施設	－	○	○	
	下山		下山公民館	水口町さつしが丘 15	区・自治会施設	○	○	○	
	伴中山		伴中山公民館	水口町伴中山 2644	区・自治会施設	－	○	○	
	山		山集会所	水口町山 2904	区・自治会施設	－	○	耐震基準満 たさず	地震時は各公園・広場
		西村	西村児童公園	水口町山 4423	区・自治会施設	－	○	○	
		堂村	集会所広場(山村神社駐車場)	水口町山 2921	区・自治会施設	－	○	○	
		田引	山村神社御旅所(山村神社駐車場)	水口町山 2921	神社仏閣教会	－	○	○	
		上村	旧農業作業場広場	水口町山 1295-2	区・自治会施設	－	○	○	
	広野台東		広野台東集会所	水口町下山 666-1	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は前公園
	広野台西		広野台西区集会所	水口町下山 694-35	区・自治会施設	○	○	○	
	桜ヶ丘		桜ヶ丘集会所	水口町下山 3402-6	区・自治会施設	－	○	○	
	第三水口台		第三水口台区北公園	水口町春日 65-79	区・自治会施設	－	○	○	集会所施設を含む
			第三水口台区南公園	水口町山 3863-4	区・自治会施設	－	○	○	
	第四水口台		ふれあい会館	水口町山 1379-13	区・自治会施設	－	○	○	
	菅谷		菅谷集会所	水口町山 2645	区・自治会施設	○	○	○	※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
柏 木	泉		泉公民館	水口町泉 549	区・自治会施設	○	○	○	
	酒人		酒人公民館	水口町酒人 578	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水想定区域だが 2 階あり、避難可能
	植		植公民館	水口町植 243	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は水辺の里公園
			水辺の里公園	水口町植 454	区・自治会施設	○	○	○	
	宇田		宇田公民館	水口町宇田 604	区・自治会施設	50 未満	○	耐震基準満 たさず	浸水想定区域だが 2 階あり、 避難可能地震時は公民館広場 ・いこいの広場
		東地区	公民館広場(公民館の東側)	水口町宇田 478-1	区・自治会施設	50 未満	○	○	
		西地区	いこいの広場	水口町宇田 569	区・自治会施設	50 未満	○	○	
	北脇		北脇公民館	水口町北脇 1162	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は北脇ゆうゆう広場
			北脇ゆうゆう広場	水口町北脇 1211-3	区・自治会施設	50 未満	○	○	
	山手		山手区草の根集会所	水口町北脇 367-2	区・自治会施設	○	○	○	
	宮前		宮前集会所	水口町西林口 1-63	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は宮前集会所南側駐車場広場
			宮前集会所南側駐車場広場	水口町西林口 1-74	区・自治会施設	50 未満	○	○	
	大法寺		大法寺集会所	水口町泉 4-24	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は大法寺草の根広場
			大法寺草の根広場	水口町泉 30	区・自治会施設	○	○	○	
	柏貴		柏貴草の根ハウス	水口町宇田 874-64	区・自治会施設	50 未満	○	耐震基準満 たさず	地震時は柏貴区中央公園
			柏貴区中央公園(広場)	水口町宇田 874-69	区・自治会施設	50 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
貴 生 川	虫生野	以下以外	虫生野会館	水口町虫生野 1099-1	区・自治会施設	○	○	○	
		虹の町・駅前組、駅前住宅	虫生野駅前集会所	水口町虫生野 384	区・自治会施設	50 未満	○	○	※浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		全域	甲賀看護専門学校	水口町北内貴 280-2	事業所	○	○		
	貴生川第1		天理教甲賀大教会	水口町貴生川 330	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水想定区域だが神殿は、避難可能
			東内貴会館	水口町貴生川 454-1	区・自治会施設	○	○	○	駐車場は地震時にも使用
			東内貴公園	水口町貴生川1丁目	区・自治会施設	○	○	○	
	貴生川第2		天理教甲賀大教会	水口町貴生川 330	神社仏閣教会	50 未満	○	○	浸水想定区域だが神殿は、避難可能
	貴生川第3		貴生川児童クラブ	水口町貴生川 558	市施設(指定管理)	100 未満	○	○	地震時のみ使用※浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
			天理教甲賀大教会	水口町貴生川 330	神社仏閣教会	50 未満	○	○	浸水想定区域だが神殿は、避難可能
	南内貴		南内貴区自治会館	水口町貴生川 4 丁目 61	区・自治会施設	○	○	○	
	西内貴		西内貴会館	水口町貴生川3-33	区・自治会施設	○	○	○	
	北内貴		北内貴山尾館	水口町北内貴 1000	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たず	地震時は川田神社社務所
			川田神社社務所	水口町北内貴 491	神社仏閣教会	○	○	○	
	岩坂								※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	高山		高山会館	水口町高山 358	区・自治会施設	○	イエロー	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	三大寺		休養センターいいみち館	水口町三大寺 864	区・自治会施設	○	○	○	
			圓光寺	水口町三大寺 866	神社仏閣教会	○	○	○	
	かふかの丘		かふかの丘区集会所	水口町三大寺 962-122	区・自治会施設	○	○	○	
	三本柳		三本柳公民館	水口町三本柳 56	区・自治会施設	300 未満	○	○	地震時のみ使用浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
			センターコート	水口町三大寺 244	事業所	300 未満	○	○	浸水想定区域だが 4 階建て、避難可能
			榊福本設備本社社屋	水口町三大寺 106	事業所	200 未満	○	○	浸水想定区域だが 3 階建て、避難可能

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
貴 生 川	牛飼		牛飼公民館	水口町牛飼 941	区・自治会施設	100 未満	○	耐震基準満 たさず	土砂災害時のみ使用
			牛飼生産森林組合会館	水口町牛飼 812-1	区・自治会施設	○	○	○	
	杣中		杣中コミュニティセンター杣の郷	水口町杣中 390	区・自治会施設	○	○	○	
	山上	山上	休養センターやまびこ館	水口町山上 868	区・自治会施設	○	○	○	
			山上公民館	水口町山上 388-3	区・自治会施設	○	○	○	
		貴生川台	貴生川台自治会集会所	水口町山上 1305	区・自治会施設	○	○	○	
	宇川		宇川会議所	水口町宇川 2318	区・自治会施設	100 未満	○	○	洪水の状況により天理教使用
			天理教甲賀大教会	水口町貴生川 330	神社仏閣教会	50 未満	○	○	浸水想定区域だが神殿は、避難可能

10.4.2 自主避難場所一覧(土山地域)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
鮎河	大河原1		大河原集会センター	土山町大河原 1087	区・自治会施設	－	イエロー	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	大河原2		大河原集会センター	土山町大河原 1087	区・自治会施設	－	イエロー	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	東野1		東野集落センター	土山町鮎河 1073	区・自治会施設	－	イエロー	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	東野2		東野集落センター	土山町鮎河 1073	区・自治会施設	－	イエロー	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	西野1								※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	西野2								※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)

資料 10-22

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
山内	黒滝		黒滝農作業休養センター	土山町黒滝 267	区・自治会施設	－	イエロー	○	地震時のみ使用 ※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	上の平		上の平農作業休養センター(上の平公民館)	土山町黒川 2370	区・自治会施設	○	○	○	
	中之組								
	川西		川西集会所	土山町黒川 974	区・自治会施設	○	○	○	
	黒川市場		黒川市場公民館	土山町黒川 1578	区・自治会施設	○	○	○	
	猪鼻		猪鼻集会所	土山町猪鼻 103-3	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は猪鼻草の根ひろば使用
			猪鼻草の根ひろば	土山町猪鼻 39	区・自治会施設	○	○	○	
	山中		草の根広場	土山町山中 314-1	区・自治会施設	100 未満	○	○	地震時のみ使用浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	笹路		山内南コミュニティセンター	土山町笹路 246	区・自治会施設	100 未満	危険箇所	○	地震時のみ使用 ※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	山女原		あけびはら山の子はうす	土山町山女原 154	市施設(指定管理)	－	危険箇所	○	地震時のみ使用 ※浸水・土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
土 山	南東								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	南中	南中(4 番、5 番)							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
		南中(6 番、7 番、8 番)							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	南西	南西(9 番、10 番、11 番)							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
		白川	ダイヤモンド滋賀白川寮	土山町南土山甲 843-1	事業所	○	○	○	
	北東								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	北芝	北芝(1 番～12 番)							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	北中	北中 (稲荷、中町、瀬古)							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	平子		平子集会所	土山町平子 392	区・自治会施設	○	○	○	
	東瀬音		東瀬音集会所	土山町瀬ノ音 331-1	区・自治会施設	○	○	○	
	西瀬音								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	青土		青土集落センター	土山町青土 1050	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は多目的広場
			青土区多目的広場	土山町青土 1055	区・自治会施設	○	○	○	
	野上野		野上野公民館	土山町野上野 139-1	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は野上野公民館前広場
			野上野公民館前広場	土山町野上野 1078-1 他	区・自治会施設	○	○	○	
	大澤		大澤公民館	土山町大澤 328	区・自治会施設	50 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	緑ヶ丘 1-1、1-2								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	緑ヶ丘5								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
大 野	頓宮		頓宮コミュニティセンター	土山町頓宮 768	区・自治会施設	50 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
			頓宮農村広場	土山町頓宮 760、766	市施設(指定管理)	50 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	前野		前野集会所	土山町前野 588	区・自治会施設	○	○	○	
			前野区民広場	土山町前野 209	区・自治会施設	○	○	○	
	市場		市場区自治会館	土山町市場 170-1	区・自治会施設	○	○	○	
	徳原		徳原区自治会館	土山町徳原 296-3	区・自治会施設	○	○	○	
	三軒家		大野コミュニティセンター	土山町大野 2154	市施設(特記)	○	○	○	地元区で施設の鍵を管理
	片山		片山集会所	土山町大野 2328	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は片山区民広場
			片山区民広場	土山町大野 6559-1 他 3 筆	区・自治会施設	○	○	○	
	今宿		今宿公民館	土山町大野 2633-1	区・自治会施設	○	○	○	
	里		里草の根ハウス(若王寺境内)	土山町大野 1856	区・自治会施設	○	○	○	
	新里		新里老人憩の家	土山町大野 4813	区・自治会施設	50 未満	○	○	建物自体は警戒区域外
	末田		コミュニティハウス須恵の里	土山町大野 5521-24	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は第2駐車場
		西組 中組	コミュニティハウス須恵の里 第2駐車場	土山町大野 4150-7	区・自治会施設	○	○	○	
		東組 北組	末田小運動場	土山町大野 3980 他	区・自治会施設	○	○	○	
	寺前		里公民館	土山町大野 1874	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水想定区域だが 2 階あり、避難可能
	布引								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	第2緑ヶ丘								※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	－	香野団地							区・自治会組織なし ※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)

10.4.3 自主避難場所一覧(甲賀地域)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
大原	櫛野	全域	櫛野いこいの家	甲賀町櫛野 1129	区・自治会施設	○	○	○	
	神	全域	里山かむら交流館	甲賀町神 1733	区・自治会施設	○	○	○	
	大原上田	全域	大原上田公民館	甲賀町大原上田 1390	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時はふれあい広場
		全域	ふれあい広場	甲賀町大原上田 1516	区・自治会施設	○	○	○	
	大久保	全域	大久保営農センター	甲賀町大久保 1097	区・自治会施設	○	○	○	
	大原中	1～6 組	大原中公民館	甲賀町大原中 540	区・自治会施設	50 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
		7～10 組	大原中7・8組集合所	甲賀町大原中 1122-2	区・自治会施設	○	○	○	
		11～12 組	大原中11・12組集合所	甲賀町大原中 33-124	区・自治会施設	○	○	○	
	拝坂	全域	拝坂草の根ハウス	甲賀町拝坂 833-75	区・自治会施設	○	イエロー	○	土砂災害以外で使用 ※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	鳥居野	全域	鳥居野コミュニティセンター	甲賀町鳥居野 1518	区・自治会施設	○	○	○	
	相模	全域	草の根ハウス相模会館	甲賀町相模 848	区・自治会施設	○	○	○	
	大原市場	第 1 小組合	夫婦池ハウス	甲賀町大原市場 20-1	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は大原市場公園
		第 1 小組合 以外の全域	大原市場公民館	甲賀町大原市場 480	区・自治会施設	50 未満	○	耐震基準満たさず	地震時は大原市場公園 浸水時は夫婦池ハウス
		全域	大原市場公園	甲賀町大原市場 480	区・自治会施設	50 未満	○	○	
	高野	全域	高野公民館	甲賀町高野 718-1	区・自治会施設	○	○	○	

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
油 日	油日	全域	油日会館	甲賀町油日 2522	区・自治会施設	○	○	○	
	上野	全域	上野会館	甲賀町上野 2416	区・自治会施設	○	○	○	
	鹿深台	全域	鹿深台草の根ハウス	甲賀町鹿深台 180-187	区・自治会施設	100 未満	レッド	○	地震時のみ使用 ※浸水・土砂災害時は分散避難(公共施設・ 在宅・友人知人宅等)
	田堵野	全域	田堵野会館	甲賀町田堵野 829-2	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水想定区域だが 2 階あり、 避難可能
	滝	全域	滝公民館	甲賀町滝 851-3	区・自治会施設	100 未満	○	耐震基準満 たさず	浸水想定区域だが 2 階あり、 避難可能地震時は龍福寺境内
			龍福寺境内	甲賀町滝 856	神社仏閣教会	○	○	○	
	毛枚	全域	大福寺	甲賀町毛枚 85	神社仏閣教会	○	危険個所	耐震基準満 たさず	地震時は毛枚倉庫前空地※土砂災害時は分 散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
			毛枚倉庫前空地	甲賀町毛枚 95	区・自治会施設	100 未満	危険個所	○	地震時のみ使用※浸水・土砂災害時は分散 避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	和田	全域	和田公民館	甲賀町和田 461	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は老人憩の家
			老人憩の家	甲賀町和田 192	区・自治会施設	○	○	○	
	高嶺	全域	草の根ハウス高嶺会館	甲賀町高嶺 383	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時はいきいき公園
			いきいき公園	甲賀町高嶺 383	区・自治会施設	○	○	○	
	五反田	全域	五反田会館	甲賀町五反田 372	区・自治会施設	○	○	○	地震時はホール

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
佐山	小佐治	1組、2組	小佐治老人憩いの家 やすらぎ荘	甲賀町小佐治 361	区・自治会施設	○	○	○	
		その他の地域	甲賀もちふる里館	甲賀町小佐治 2121-1	市施設(指定管理)	200 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	神保	全域	神保自治会館	甲賀町神保 1358-3	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水想定区域だが2階あり、避難可能
			長久寺	甲賀町神保 1249	神社仏閣教会	○	○	○	屋内 600 m ² 、900 m ² 、空調あり
	隠岐	全域							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
									※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	岩室	東地区	大福寺	甲賀町岩室 1171	神社仏閣教会	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
		西地区	善福寺荘	甲賀町岩室 2267-5	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
		中地区	甲賀木彩館	甲賀町岩室 1396	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水時は廣潭寺
		中地区	廣潭寺	甲賀町岩室 1314	神社仏閣教会	○	○	○	

10.4.4 自主避難場所一覧(甲南地域)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
甲 南 第 一	寺庄	中宿・上本町・三田町・東新町・西新町・三番・西三番・上四番・下四番・下本町・六番・サカイ創建	寺庄公民館	甲南町寺庄 993-1	区・自治会施設	100 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
		東桃山 1～3・西桃山 1～3・東出 1～9・西宮コーポ・杉本マンション	寺庄集会所(日吉神社横)	甲南町寺庄 580	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
		上仲之町・下仲之町・出島町・杣之町・愛郷町・稲荷町・本御旅町・上御旅町・仲御旅町・下御旅町	稲荷町自治会事務所	甲南町寺庄 1229-1	区・自治会施設	50 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	葛木		葛木公民館	甲南町葛木 1060	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水時は西隣の安楽寺、又は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	深川		深川公民館	甲南町深川 2118	区・自治会施設	50 未満	○	耐震基準満たさず	地震時は草の根ハウス、東自治会館浸水想定区域だが 2 階あり、避難可能
			深川草の根ハウス	甲南町深川 2118	区・自治会施設	50 未満	○	○	浸水時は東自治会館
			深川東自治会館	甲南町深川 2002-2	区・自治会施設	○	○	○	
	深川市場		海蔵寺	甲南町深川市場 104	神社仏閣教会	200 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
			矢川神社(矢川会館)	甲南町森尻 69	神社仏閣教会	100 未満	○	○	浸水想定区域だが矢川会館は、避難可能
	稗谷	上組、中組、片山組							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
		植出組、下組							※分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	森尻		森尻草の根ハウス	甲南町森尻 339-1	区・自治会施設	200 未満	○	○	※浸水時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
			矢川神社(矢川会館)	甲南町森尻 69	神社仏閣教会	100 未満	○	○	浸水想定区域だが矢川会館は、避難可能
	宝木		宝木自治ハウス	甲南町森尻 672	区・自治会施設	○	○	○	
			厳浄寺	甲南町宝木 92	神社仏閣教会	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
			矢川神社(矢川会館)	甲南町森尻 69	神社仏閣教会	100 未満	○	○	浸水想定区域だが矢川会館は、避難可能
	耕心		耕心区草の根ハウス	甲南町耕心 2-1023-40	区・自治会施設	○	イエロー	耐震基準満たさず	建物自体は警戒区域外 地震時は屋外
	ニューボリス	A 地区	ニューボリスみちくさ館	甲南町深川 2-84	区・自治会施設	○	○	○	
		B 地区	ニューボリス草の根ハウス公民館	甲南町深川 29-15	区・自治会施設	○	○	○	

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
甲 南 第 二	杉谷	杉谷(新田組)	杉谷新田公民館	甲南町杉谷 3574	区・自治会施設	○	○	○	
		その他の地域	杉谷公民館	甲南町杉谷 71	区・自治会施設	100 未満	○	○	※浸水時分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	新治	その他の地域	新治草の根ハウス	甲南町新治 1212-1	区・自治会施設	○	○	○	
		上団地	新治上団地草の根ハウス	甲南町新治 1155-92	区・自治会施設	○	○	○	
		大明・椿黒団地	椿黒団地草の根ハウス	甲南町新治 2066-1	区・自治会施設	○	○	○	
	塩野		塩野草の根ハウス	甲南町塩野 860	区・自治会施設	○	○	○	
	市原		市原公民館	甲南町市原 803	区・自治会施設	○	○	○	

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
甲 南 第 三	柑子		柑子公民館	甲南町柑子 510	区・自治会施設	100 未満	危険個所	○	地震時のみ使用※浸水・土砂災害時は分散 避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	下野川	下野川区	下野川公民館	甲南町野川 1312	区・自治会施設	200 未満	イエロー	○	地震時のみ使用※浸水・土砂災害時は分散 避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	上野川	上野川区	上野川公民館	甲南町野川 704	区・自治会施設	○	○	○	
	下馬杉								※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	上馬杉		上馬杉草の根ハウス	甲南町上馬杉 1437	区・自治会施設	○	危険個所	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
甲 南 中 部	池田		池田コミュニティセンター	甲南町池田 3312	区・自治会施設	○	○	○	
	池田団地		池田団地自治会館	甲南町池田 1545-34	区・自治会施設	○	○	○	
	磯尾	上磯尾地区	上磯尾公民館	甲南町磯尾 1687-1	区・自治会施設	○	○	○	
		上磯尾地区、 下磯尾地区	磯尾多目的集会所	甲南町磯尾 60	区・自治会施設	○	○	○	
		下磯尾地区	岩附神社社務所	甲南町磯尾 104	神社仏閣教会	○	レッド	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
	竜法師		竜法師公民館	甲南町竜法師 2685	区・自治会施設	○	○	○	
	野尻		野尻公民館	甲南町野尻 568	区・自治会施設	○	○	○	
	野田		野田公民館	甲南町野田 388	区・自治会施設	○	○	○	

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
希 望 ヶ 丘	希望ヶ丘学区		希望ヶ丘草の根ハウス	甲南町希望ヶ丘 3-9	区・自治会施設	○	○	○	
			希望ヶ丘本町自治会館	甲南町希望ヶ丘本町 9-427	区・自治会施設	○	○	○	

10.4.5 自主避難場所一覧(信楽地域)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
信 楽	長野	1 区(本町、問屋町、馬場町、北出町、北新町、旭町)	新宮神社	信楽町長野 1151-1	神社仏閣教会	○	○	○	
		1 区(本町、問屋町、馬場町、北出町、北新町、旭町)	大日寺	信楽町長野 242	神社仏閣教会	○	イエロー	○	地震時のみ使用、※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		2 区(大窯町、東二本丸町、上二本丸町、新二本丸町、みどりが丘、広芝町、つくしが丘町、陶生町)	二本丸会館	信楽町長野 1384-103	区・自治会施設	○	○	○	
		2 区(大窯町、東二本丸町、上二本丸町、新二本丸町、みどりが丘、広芝町、つくしが丘町、陶生町)	浄観寺	信楽町長野 1042	神社仏閣教会	○	○	○	
		ハイランド町	二本丸会館	信楽町長野 1384-103	区・自治会施設	○	○	○	
		3 区(焼屋町、末広町、中出町、中町、辻町、福島町)、4 区(栄町、愛宕町、新町、元町)	天理教長里分教会	信楽町長野 869	神社仏閣教会	○	○	○	
			奥出地藏堂	信楽町長野 844	神社仏閣教会	○	○	○	
			辻町地藏堂	信楽町長野 914	神社仏閣教会	○	○	○	
		5 区(大正町、材木町、松尾町、南松尾町)	丸伊製陶	信楽町長野 710	事業所	○	○	○	
	神山	北新田町							※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		南新田町	南新田老人憩いの家	信楽町神山 826-1	区・自治会施設	○	レッド	耐震基準満たさず	浸水時のみ
		城村町、向出町、西側町	神山会館	信楽町神山 1361-7	区・自治会施設	200 未満	○	○	※浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		下出	下出老人憩いの家	信楽町神山 2416	区・自治会施設	○	危険個所	○	地震時のみ使用、※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	江田	丸の内、本町、日吉	江田老人憩いの家丸の内分館	信楽町江田 470-3	区・自治会施設	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
	田代		田代高原の郷	信楽町田代 212	市施設(指定管理)	－	○	○	
			秀明自然農法しがらきの里	信楽町田代 316	事業所	－	○	○	
	畑		天理教柳北信分教会(小畑地区)	信楽町畑 720	神社仏閣教会	－	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
			MIHO美学院	信楽町畑 369	事業所	－	○	○	

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
雲井	宮町	全城	信楽多目的集会施設宮町会館	信楽町宮町 1155	区・自治会施設	200 未満	○	○	地震時のみ使用※浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		西出	西香院	信楽町宮町 2591	神社仏閣教会	50 未満	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外※浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		北側	祇園社	信楽町宮町 1869-1	神社仏閣教会	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
		岡出、北側	法性寺	信楽町宮町 716	神社仏閣教会	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
		中井出	天理教宮野里分教会	信楽町宮町 524	神社仏閣教会	○	○	耐震基準満たさず	地震時は屋外
	黄瀬		黄瀬交流館「さらら」	信楽町黄瀬 1251	区・自治会施設	300 未満	○	○	※浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
			特別養護老人ホーム信楽荘	信楽町牧 1159	事業所	○	レッド	○	レッドゾーン以外の部屋へ避難すること。
	牧	漆原	特別養護老人ホーム信楽荘	信楽町牧 1159	事業所	○	レッド	○	レッドゾーン以外の部屋へ避難すること。
		久保出、中牧、馬場出	永仙寺	信楽町牧 572	神社仏閣教会	○	○	○	地震時は屋外
		久保出、中牧、馬場出	牧生産森林組合事務所	信楽町牧 518-2	区・自治会施設	○	○	○	
	勅旨		勅旨公民館	信楽町勅旨 493	区・自治会施設	○	○	○	
			草の根ハウス勅旨高原会館	信楽町勅旨 2235-35	区・自治会施設	50 未満	○	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
			民宿光雲荘(澤善)	信楽町勅旨 1424-1	事業所	500 未満	○	○	浸水時は建物の 3 階以上に避難
			株式会社ティ・コム本社駐車場	信楽町勅旨 1191 番地	駐車場	○	○	○	
	丸岡		陶芸の森第 3 駐車場	信楽町勅旨 2188-7	事業所	○	○	○	
			ローズゴルフ駐車場	信楽町長野 1532-2	事業所	○	○	○	
			草の根ハウス丸岡会館	信楽町勅旨 2392-12	区・自治会施設	○	○	○	

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
小 原	西	1 組	住友電工ウィンテック駐車場	信楽町西 162 他	事業所	500 未満	イエロー	○	地震時のみ使用※浸水・土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		2 組	西集会所第2駐車場	信楽町西 403、404 他	区・自治会施設	○	危険個所	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		3 組、 6 組	農機具作業所	信楽町西 368	区・自治会施設	100 未満	○	○	地震時のみ使用※浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		4 組	滋賀セレモニー信楽営業所 第2駐車場	信楽町西 439	事業所	50 未満	○	○	地震時のみ使用※浸水時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
		5 組	信楽西児童公園	信楽町西 498-2	区・自治会施設	○	イエロー	○	名称変更、地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	柞原		農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	信楽町柞原 164-1	市施設(指定管理)	100 未満	危険個所	○	地震時のみ使用※浸水・土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	中野		草の根ハウス中野公民館	信楽町中野 121	区・自治会施設	－	危険個所	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	しがらきニュー タウン		旧しがらきニュータウン自治会館	信楽町中野 641-484	区・自治会施設	－	○	○	
	小川		小川老人憩いの家	信楽町小川 734-1	区・自治会施設	100 未満	イエロー	○	地震時のみ使用※浸水・土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
			信楽農事集会所小川会館	信楽町小川 744	区・自治会施設	50 未満	イエロー	○	地震時のみ使用※浸水・土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)
	小川出		小川出公民館	信楽町小川出 144	区・自治会施設	○	○	耐震基準満 たさず	地震時は屋外
			小川出老人憩いの家	信楽町小川出34-1,34-2	区・自治会施設	○	○	○	
			小川出児童公園	信楽町小川出 145	区・自治会施設	100 未満	○	○	地震時のみ使用※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
朝 宮	上朝宮		上朝宮草の根ハウス	信楽町上朝宮 775	区・自治会施設	－	○	○	
	下朝宮		下朝宮老人憩いの家	信楽町下朝宮 685	区・自治会施設	－	イエロー	耐震基準満 たさず	※土砂災害時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
			朝宮分団第2部器具庫駐車場	信楽町下朝宮 680	区・自治会施設	－	イエロー	○	地震時のみ使用 ※土砂災害時は分散避難(公共施設・在宅・ 友人知人宅等)
	宮尻	野尻、桶井	宮尻生活改善センター	信楽町宮尻 361	区・自治会施設	－	○	耐震基準満 たさず	地震時は宮尻生活改善センター前広場
			宮尻老人憩いの家	信楽町宮尻 1081	区・自治会施設	－	イエロー	○	地震時のみ使用 ※土砂災害時は分散避難 (公共施設・在宅・友人知人宅等)
			宮尻生活改善センター前広場	信楽町宮尻 361	区・自治会施設	－	○	○	

学区	区・自治会	地域地区	自主避難場所	住所	施設種別	洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	備考
多 羅 尾	多羅尾								※分散避難(公共施設・在宅・友人知人宅等)

11 備蓄倉庫台帳

11.1 備蓄倉庫一覧

防災倉庫一覧				1	2	3	4	5	6	7	8	
				項目	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	
				品名	わかめご飯(固)★	わかめご飯(固)★	わかめご飯(炊品用)★ 50食/箱	フリーズドライにはんく(固)※ 100食/箱	赤飯(固)★	白飯(固)★	五穀ご飯(固)★	五穀ご飯(固)★
				単位	食	食	食	食	食	食	食	食
No	種別	地域	施設名称	所在地								
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	50	50	300	100	50	50		50
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	50				50	50	50	
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	50				50	50	50	100
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山								
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	50				50	50	50	100
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘								
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北郷	50				50	50	50	
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田			150	200				
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	50				50	50	50	
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂								
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口								
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩上	50	100			50	50	50	100
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	50				50	50	50	
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	50				50	50	50	
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川								
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	50		100	200	50	50	50	100
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口			100	100				
18	防災	水口	水口西町コミュニティセンター	水口町本丸				200			50	
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口								
200	水口 集計				500	150	650	800	500	500	500	450
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	50	0			50	50	50	100
21	防災	土山	遠野水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町遠野		0						
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野		0						
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	50	0	150	100	50	50	50	100
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	50	100			50	50	50	100
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	50	100	150	100	50	50	50	100
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川								
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	50	100	150	200	50	50	50	100
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河		0						
200	土山 集計				250	300	450	400	250	250	250	500
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町	50	100			50	50	50	
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	50				50	50	50	
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模		100	200	200				100
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣馬点施設	甲賀町大久保	150	250			150	150	150	200
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	50	100			50	50	50	100
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小佐治	50				50	50	50	
300	甲賀 集計				350	550	200	200	350	350	350	400
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	50		100	200	50	50	50	
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉原	50	100	100	200	50	50	50	
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	50	100	100	200	50	50	50	
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	50		100	200	50	50	50	100
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	50	100			50	50	50	
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎								
41	福祉	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎								
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	50		150	100	50	50	50	100
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	50	100	100	100	50	50	50	100
400	甲南 集計				350	400	650	1,000	350	350	350	300
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町金野	50	100			50	50	50	100
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町金野								
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町山田			150	200				
47	防災・水防	信濃	俣山会館	信濃町俣山			100	100				
48	防災・水防	信濃	養井小学校	信濃町池			100	100				
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町作原								
50	福祉	信濃	小原小学校体育館	信濃町作原								
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下田			100	100				
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾			100	100				
500	信濃 集計				50	100	550	600	50	50	50	100
600	総計				1,500	1,500	2,500	3,000	1,500	1,500	1,500	1,750

防災倉庫一覧					9	10	11	12	13	14	15	16
				項目	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)				品名	きのこご飯(固)★	きのこご飯(固)★	きのこご飯(固)★ 50食/箱	松茸ご飯(固)★	松茸ご飯(固)★	ドライカレー(固)★	ドライカレー(固)★ 50食/箱	チキンライス(固)★
				単位	食	食	食	食	食	食	食	食
No	種別	地域	施設名称	所在地								
1	防災	水口	甲賀市役所(別館保管倉庫)	水口町水口		50		50	50	100		50
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	50	100		50	100	0		
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	50			50		0		100
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山						0		
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	50	100		50		200		100
6	水防	水口	伴谷・粕木水防倉庫	水口町豊が丘						0		
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北福	50	100		50	100	0		
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田			100			0	150	
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	50	100		50	100	0		
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫						0		
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口		100			100	0		
12	防災	水口	峯上体育館	水口町栗田	50			50		0		
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	50	100		50	100	0		
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(車)	水口町貴生川	50			50		0		
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川						0		
16	防災	水口	綾子小学校	水口町綾野	50		100	50		0	100	100
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口		100	100		100	0	100	
18	防災	水口	水口西町コミュニティセンター	水口町本丸	50		50			0	200	
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口						0		
100	水口 集計				500	750	350	500	650	300	550	350
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	50			50				100
21	防災	土山	徳勝水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町徳勝								
22	水防	土山	新野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町新野								
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	50		100	50			100	100
24	防災・水防	土山	土山旭城市民センター	土山町土山	50	100		50		200		100
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	50		100	50			100	100
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川								
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	50		100	50			150	100
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河								
200	土山 集計				250	100	300	250	0	200	350	500
29	防災	甲賀	甲賀旭城市民センター	甲賀町	50	100		50		200		
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	50			50		0		
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模			100			0	150	
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保	150	200		150	250	400		300
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	50			50		0		
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜治	50	100		50		0		100
300	甲賀 集計				350	400	100	350	250	600	150	400
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	50	100	100	50		0	100	100
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松谷	50		100	50		0	100	100
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	50		100	50		0	100	100
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町亀津	50	100	100	50		0	100	
39	防災・水防	甲南	甲南旭城市民センター	甲南町野田	50	100		50		200		100
40	防災・水防	甲南	竜波部防災・水防倉庫	甲南町竜波						0		
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町亀津						0		
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	50	100	100	50		0		
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	50		100	50		0		
400	甲南 集計				350	400	600	350	0	200	400	400
44	防災	信濃	信濃旭城市民センター	信濃町金野	50	100		50	100	200		100
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町金野						0		
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町江田			100			0		
47	防災・水防	信濃	神山会館	信濃町神山						0		
48	防災・水防	信濃	雲井小学校	信濃町雲			50			0		
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町竹原						0		
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町竹原						0		
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下田			100			0		
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾						0	50	
500	信濃 集計				50	100	250	50	100	200	50	100
600	総計				1,500	1,750	1,600	1,500	1,000	1,500	1,500	1,750

防災倉庫一覧				令和6年3月																	
				17		18		19		20		21		22		23		24			
				項目		食料(主食)		食料(主食)		食料(主食)		食料(主食)		食料(主食)		食料(主食)		食料(主食)			
				品名		えびピラズ(固)★		根菜ご飯★		山菜おこわ(粥)★		煮込みうどん★		煮込みうどん★		ナシロレン(固)★		ビリヤニ(固)★		イタアンパン(固)★	
				単位		食		食		食		食		食		食		食			
No	種別	地域	施設名称	所在地																	
1	防災	水口	甲賀市役所(別館災害倉庫)	水口町水口	50					0	100	100									
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山		250				0											
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山						0	250										
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山						0											
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山		350				0											
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町栗原						0											
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北郷						0											
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田						0											
9	防災	水口	水口小学校	水口町生野	500					0											
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂						0											
11	防災	水口	城山中学校	水口町水口		300				0											
12	防災	水口	栄上体育館	水口町栗原	450					0											
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺						0											
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川						0	250										
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川						0											
16	防災	水口	鏡野小学校	水口町鏡野						0											
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口						0											
18	防災	水口	水口西町コミュニティセンター	水口町本丸		400				400											
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口						0											
100	水口 集計				50	1,250	250	750	400	100	100	500									
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野						0											
21	防災	土山	深原水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町深原						0											
22	水防	土山	新野水防倉庫(近江橋北詰)	土山町新野						0											
23	防災	土山	土山小学校	土山町北土山						0											
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町北土山						0											
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川						0											
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川						0											
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	50					0											
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河						0											
200	土山 集計				0	0	50	0	0	0	0	0									
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町	100	0	0	0	0												
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保						0											
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模						0											
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保	250					0											
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野						0											
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜治		450				0											
300	甲賀 集計				350	0	450	0	0	0	0	0									
35	防災	甲賀	甲南第一小学校	甲賀町栗川						0											
36	防災	甲賀	甲南第二小学校	甲賀町松原						0											
37	防災	甲賀	甲南第三小学校	甲賀町栗川						0											
38	防災	甲賀	甲南中部小学校	甲賀町竜法郎						0											
39	防災・水防	甲賀	甲南地域市民センター	甲賀町栗田						0	200										
40	防災・水防	甲賀	竜法郎防災・水防倉庫	甲賀町竜法郎						0											
41	臨時	甲賀	甲南情報交流センター	甲賀町竜法郎						0											
42	防災	甲賀	希望ヶ丘小学校	甲賀町希望ヶ丘						0											
43	防災	甲賀	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀町希望ヶ丘	100					0											
400	甲賀 集計				100	0	0	0	0	0	0	0	200								
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町桑野	100					0											
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町桑野						0											
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町口田						0											
47	防災・水防	信濃	神山会館	信濃町神山						0	50										
48	防災・水防	信濃	雲井小学校	信濃町雲井						0											
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町作原						0											
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町作原						0											
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下郷						0											
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾						0											
500	信濃 集計				100	0	0	0	0	0	0	0	50								
600	総計				600	1,250	750	750	400	100	100	750									

防災倉庫一覧				25	26	27	28	29	30	31	32		
				項目	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	食料(主食)	
				品名	和服パット★	洋服パット★	パット3種セット★	その他お菓子※ トマ5種(個)※ 50食/箱	米穀おしーりん (個)★	米穀山樂うどん★	フォー(米めん)★	和食カレー※※	
				単位	食	食	食	食	食	食	食	食	
No	種別	地域	施設名称	所在地									
1	防災	水口	甲賀市役所(別館災害倉庫)	水口町水口			10	50	60	30	50		
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	250								
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山									
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山									
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山									
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町惣平									
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北端									
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田				100					
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町									
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂									
11	防災	水口	城山中学校	水口町水口									
12	防災	水口	峯上体育館	水口町新田									
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺		250							
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川									
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川									
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野				100					
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口				100			480		
18	防災	水口	水口西部コミュニティセンター	水口町本丸				50					
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口									
100	水口 集計					250	250	10	400	60	30	50	480
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野									
21	防災	土山	徳野水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町徳野									
22	水防	土山	前野水防倉庫(近富橋北詰)	土山町前野									
23	防災	土山	土山小学校	土山町北土山				100					
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町北土山			20						
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川				100					
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川									
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河				100					
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河									
200	土山 集計					0	0	20	300	0	0	0	0
29	防災	甲賀	甲賀地城市民センター	甲賀町			20						
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	225								
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模									
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保					240	150	150		
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野		225							
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜池									
300	甲賀 集計					225	225	20	0	240	150	150	0
35	防災	甲賀	甲賀第一小学校	甲賀町深川									
36	防災	甲賀	甲賀第二小学校	甲賀町松原				50					
37	防災	甲賀	甲賀第三小学校	甲賀町野川				50					
38	防災	甲賀	甲賀中部小学校	甲賀町竜法				50					
39	防災・水防	甲賀	甲賀地城市民センター	甲賀町野田			20						
40	防災・水防	甲賀	竜法駅前防災・水防倉庫	甲賀町竜法									
41	臨時	甲賀	甲賀情報交流センター	甲賀町竜法									
42	防災	甲賀	希望ヶ丘小学校	甲賀町希望ヶ丘				50					
43	防災	甲賀	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀町希望ヶ丘				100					
400	甲賀 集計					0	0	20	300	0	0	0	0
44	防災	信濃	信濃地城市民センター	信濃町赤野	150		20						
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町赤野									
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町江田				100					
47	防災・水防	信濃	神山会館	信濃町神山				100					
48	防災・水防	信濃	雲井小学校	信濃町雲井		225		100					
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町竹原									
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町竹原		50							
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下新宮	75			100					
52	防災・水防	信濃	多摩尾コミュニティセンター	信濃町多摩尾	50			100					
500	信濃 集計					275	275	20	500	0	0	0	0
600	総計					750	750	90	1,500	300	180	200	480

防災倉庫一覧					33	34	35	36	37	38	39	40	
					項目	食料(暖食)	食料(暖食)	食料(暖食)	食料(暖食)	食料(暖食)	食料(暖食)	飲料水	
					品名	うすくろーのぼろ★	えいよのぼろ★	えいよのぼろ★ 100本/箱	ビスコロンパケ※ 60袋/箱	ビスコロンパケ※	ビスコロンパケ※	保存水 (2ℓ)	
					単位	食	食	食	食	食	食	本	
No	種別	地域	施設名称	所在地									
1	防災	水口	甲賀市役所(別館災害倉庫)	水口町水口		800		240	360	60	1,800	0	
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山		480				180		0	
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山						180		0	
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山								0	
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山						180		0	
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘								0	
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北堀						180		0	
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田			200					0	
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町						180		0	
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂								0	
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口						180		0	
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩崎						180		0	
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺						180		0	
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川								0	
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川								0	
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野			200			180		0	
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口						180		0	
18	防災	水口	水口西側コミュニティセンター	水口町本丸		200						0	
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口								0	
100	水口 集計					480	1,000	400	240	360	1,860	1,800	0
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野						180		0	
21	防災	土山	遠野水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町遠野								0	
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野								0	
23	防災	土山	土山小学校	土山町本土山						180		0	
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町本土山		800			360	180		0	
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川			200			180		0	
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川								0	
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河			200			180		0	
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河								0	
200	土山 集計					0	800	400	0	360	900	0	0
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町			800			360	180		0
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保							180		0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模							180		0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣馬点施設	甲賀町大久保							900		1,500
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野							180		0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜治							180		0
300	甲賀 集計					0	800	0	0	360	1,800	0	1,500
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川							180		0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉原			800	120			180		0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町曹川				120			180		0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎				120			180		0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田		800			360	180		0	
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎									0
41	福祉	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎									0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘							180		0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘			200	120			180		0
400	甲南 集計					0	800	500	480	360	1,260	0	0
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町金野		800				360	180		0
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町金野									0
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町山田				240					0
47	防災・水防	信楽	俣山会館	信楽町俣山			200	240					0
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町雲			200	240					0
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町作原									0
50	福祉	信楽	小原小学校体育館	信楽町作原									0
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下園基			200	180					0
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾			200	180					0
500	信楽 集計					0	800	800	1,080	360	180	0	0
600	総計					480	4,200	2,100	1,800	1,800	6,000	1,800	1,500

防災倉庫一覧				41	42	43	44	45	46	47	48
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)				項目	飲料水	飲料水	飲料水	飲料水	飲料水	機材	機材
				品名	保存水 (2t)	保存水 (2t)	保存水 (2t)	保存水(2t) 事故品受取	保存水 (500kg)	発電機 (ガソリン式)	発電機 (エネポ)
				単位	本	本	本	本	本	台	台
No	種別	地域	施設名称	所在地							
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	0	0	585	0		0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	120	0		1	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	120	0		2	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0		2	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0		2	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊田丘	0	0	0	0		0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北福	0	0	0	0		1	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町平田	0	0	180	0		1	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町本町	0	0	0	0		2	1
10	防災・水防	水口	八思水防倉庫	水口町八思	0	0	0	0		1	2
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口	0	0	0	0		2	1
12	防災	水口	密上体育館	水口町密上	0	0	60	0		2	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0		2	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0		2	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0		0	0
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	0	60	0		2	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0		0	0
18	防災	水口	水口西野コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0		2	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0		0	0
100	水口 集計				0	0	1,125	0	0	24	4
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0		2	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(鹿澤大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	0		0	0
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野	0	0	0	0		0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	0	0	0	0		2	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	0	0	240	0		7	0
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0		1	1
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0		0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	0	0	0	0		0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0		0	0
200	土山 集計				0	0	240	0	0	12	1
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町		600	0	0	2,400		
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	0		0	3
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	180	0		0	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣揚点施設	甲賀町大久保	0	0	180	4,200		6	0
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0	0		0	3
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小佐治	0	0	0	0		0	3
300	甲賀 集計				0	600	360	4,200	2,400	6	9
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	0		0	3
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松平	0	0	36	0		0	3
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	0	0	0	0		0	3
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	54	0		0	3
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	0		6	0
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	0	0		1	0
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	3,600		0	0		0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	90	0		0	3
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	60	0		0	0
400	甲南 集計				3,600	0	240	0	0	7	15
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町赤野	0	0	0	0		0	0
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町赤野	0	0	0	0		1	0
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町江田	0	0	180	0		1	0
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	0	0	0	0		1	1
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町雲	0	0	0	0		1	0
49	防災・水防	信楽	小原小学校防犯倉庫	信楽町竹原	0	0	0	0		1	0
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町竹原	0	0	0	0		0	0
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	0	0	0	0		0	1
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	0	0	0	0		1	0
500	信楽 集計				0	0	180	0	0	6	2
600	総計				3,600	600	2,145	4,200	2,400	55	31

防災倉庫一覧					49	50	51	52	53	54	55	56
				項目	概算	概算	概算	概算	概算	概算	概算	燃料
				品名	暖房器具 VAL6 FRF	濾水機 本体	濾水機 カートリッジ	バッテリー チェンソー	エンジン チェンソー	エンジン カッター	暖房機	レギュラー ガソリン (15缶)
				単位	台	台	本	台	台	台	台	缶
No	種別	地域	施設名称	所在地	-	-	-	-	-	-	-	-
1	防災	水口	甲賀市役所(別館強室倉庫)	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	0	0	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	1	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・相木水防倉庫	水口町豊田丘	0	0	0	0	0	0	0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北郷	0	1	24	0	0	0	0	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	20
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	0	1	16	0	0	0	0	0
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫	0	0	0		1	0	0	0
11	防災	水口	嶋山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	20
12	防災	水口	峯上体育館	水口町龍崎	0	1	16	0	0	0	0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町美生川	0	0	0	0	0	0	0	20
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町美生川	0	0	0		1	0	0	0
16	防災	水口	綾瀬小学校	水口町綾野	0	1	16	0	0	0	0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
18	防災	水口	水口西部コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	20
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
100	水口 集計				1	4	72	0	2	0	0	80
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	1	0		2	0	0	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(鹿深大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0		0	0	0	0
22	水防	土山	鈴野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町鈴野	0	0	0		0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	0	1	16		2	0	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	1	0	24	2	4	0	1	0
25	防災	土山	田山内小学校	土山町黒川	0	1	0		1	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0		0	0	0	0
27	防災	土山	田結河小学校	土山町結河	0	1	0		0	0	0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0
200	土山 集計				1	4	40	2	9	0	1	0
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町				2				
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0		0	0	0	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	1	8		0	0	0	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣地施設	甲賀町大久保	0	0	0		3	0	3	0
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0		0	0	0	0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小佐治	0	0	0	0	0	0	0	0
300	甲賀 集計				0	1	8	2	3	0	3	0
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	0	0	0	0	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松原	0	0	0	0	0	0	0	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	0	0	0	0	0	0	0	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町新田	0	1	0	2	2	2	2	0
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	0		1	0	1	0
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0		0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	0		0	0	0	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	0		2	2	1	0
400	甲南 集計				0	1	0	2	5	4	4	0
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町赤野	0	0	0	2	0	0	0	0
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町赤野	0	1	0		0	1	0	0
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町口田	0	1	0		0	1	0	20
47	防災・水防	信濃	横山会館	信濃町神山	0	0	0		1	1	0	0
48	防災・水防	信濃	豊井小学校	信濃町豊井	0	1	0		0	1	0	0
49	防災・水防	信濃	小原小学校防犯倉庫	信濃町竹原	0	0	0		0	1	0	0
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町竹原	0	0	0		0	0	0	0
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下新宮	0	0	0		1	0	0	0
52	防災・水防	信濃	冬籠尾コミュニティセンター	信濃町冬籠尾	0	1	0		1	1	0	0
500	信濃 集計				0	4	0	2	3	6	0	20
600	総計				2	14	120	8	22	10	8	100

防災倉庫一覧					57	58	59	60	61	62	63	64
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和5年3月)					項目	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料	燃料
					品名	レギュラー ガソリン (18缶)	混合ガソリン (18缶)	混合ガソリン (18缶)	灯油 (18缶)	ガスボンベ	ガスボンベ	ガスボンベ
					単位	缶	缶	缶	缶	本	本	本
No	種別	地域	施設名称	所在地								
1	防災	水口	甲賀市役所(別館災害倉庫)	水口町水口	32	0	4	0	0	0	0	50
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	160
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	0	0	240
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	32	0	4	0	0	0	0	120
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘	0	0	0	0	0	0	0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北堀	0	0	0	0	0	0	0	250
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	70
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	0	0	0	0	0	0	0	240
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂	0	0	0	0	0	0	0	5
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	120
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩崎	0	0	0	0	0	0	0	280
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町二大寺	0	0	0	0	0	0	0	170
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	130
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	0	0	0	0	0	0	250
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	43
18	防災	水口	水口西側コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	140
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
100	水口 集計				64	0	8	0	0	0	0	2,268
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0	0	0	0	80
21	防災	土山	遠野水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町遠野	0	0	0	0	0	0	0	0
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野	0	0	0	0	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	0	0	0	0	0	0	0	80
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	32	0	4	8	0	0	0	0
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	50
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	90
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0
200	土山 集計				32	0	4	8	0	0	0	300
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	0	0	45	0	70
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	0	0	0	0	0	50
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣拠点施設	甲賀町大久保	32	0	4	8	0	0	30	80
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0	0	0	45	0	70
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜油	0	0	0	0	0	45	0	70
300	甲賀 集計				32	0	4	8	0	135	30	340
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	0	45	0	0	70
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉原	0	0	0	0	45	0	0	70
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町曹川	0	0	0	0	0	0	0	70
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	70
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	32	0	4	8	0	0	0	31
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	50
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	32	0	4	8	45	0	0	70
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	0	0	0	50
400	甲南 集計				64	0	8	16	135	0	0	481
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町金野	32	0	4	0	0	0	0	30
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町金野	0	0	0	0	0	0	0	60
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町山田	0	16	0	0	0	0	0	90
47	防災・水防	信濃	俣山会館	信濃町俣山	0	0	0	0	0	0	0	50
48	防災・水防	信濃	雲井小学校	信濃町雲	0	0	0	0	0	0	0	70
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町作原	0	0	0	0	0	0	0	0
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町作原	0	0	0	0	0	0	0	50
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下新宮	0	0	0	0	0	0	0	48
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾	8	0	4	0	0	0	0	60
500	信濃 集計				40	16	8	0	0	0	0	458
600	総計				232	16	32	32	135	135	30	3,847

防災倉庫一覧					65	66	67	68	69	70	71	72
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)					項目	避難所運営	避難所運営	避難所運営	避難所運営	避難所運営	避難所運営	避難所運営
					品名	アルミマット	エアマット	圧縮餅有肉	圧縮餅有肉	カーペット	消毒殺菌 医薬品	救急セット
					単位	枚	枚	枚	枚	枚	本	セット
No	種別	地域	施設名称	所在地								
1	防災	水口	甲賀市役所(別館災害倉庫)	水口町水口	95	0	0	0	0	0	0	4
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	40	0	0	0	140	0	0	3
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	60	0	0	0	250	0	0	5
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	300	0	0	5
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	160	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町坂上丘	0	0	0	0	0	0	0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北陽	60	0	0	0	190	0	1	5
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	40	0	0	0	180	0	0	3
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	50	0	0	0	260	0	1	5
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂	0	0	0	0	0	0	0	0
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口	50	0	0	0	180	0	0	3
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩上	70	0	0	0	200	0	1	5
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	70	0	0	0	120	0	0	3
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	70	0	0	0	300	0	1	5
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0
16	防災	水口	遠野小学校	水口町遠野	50	0	0	0	220	0	1	5
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	30	42	0	0	0	0	1	5
18	防災	水口	水口西側コミュニティセンター	水口町本丸	80	0	0	0	50	0	0	5
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
100	水口 集計					925	42	0	0	2,390	0	6
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	40	6	0	0	0	0	0	1
21	防災	土山	遠原水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町遠原	0	0	0	0	0	0	0	0
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野	0	0	0	0	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	20	6	0	0	0	0	0	1
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	20	6	0	0	0	0	0	1
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	20	6	0	0	0	0	0	1
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	20	6	0	0	0	0	1	1
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0
200	土山 集計					120	30	0	0	0	0	1
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	20	0	0	0	70	0	1	4
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	20	0	0	0	0	0	1	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣拠点施設	甲賀町大久保	20	80	0	0	0	0	2	1
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	40	0	0	0	70	0	1	4
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜治	30	0	0	0	70	0	1	4
300	甲賀 集計					130	80	0	0	210	0	6
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	90	0	0	0	70	0	1	4
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉曾	30	0	0	0	70	0	1	4
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	20	0	0	0	70	0	1	4
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	20	0	0	0	70	0	1	4
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	20	0	0	0	0	0	2	3
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	20	50	0	0	0	0	0	0
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	50	0	0	0	70	0	1	4
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	50	0	0	0	0	0	1	5
400	甲南 集計					300	50	0	0	350	0	8
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町赤野	30	20	0	0	0	0	0	0
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町赤野	30	0	10	15	0	0	0	1
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町江田	30	0	15	10	0	0	0	1
47	防災・水防	信濃	神山会館	信濃町神山	30	0	15	10	0	0	0	1
48	防災・水防	信濃	雲井小学校	信濃町雲	60	0	15	15	0	0	0	1
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町竹原	0	0	0	0	0	0	0	1
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町竹原	30	0	15	15	0	0	0	0
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下新宮	20	0	10	10	0	0	0	1
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾	20	0	10	10	0	0	0	2
500	信濃 集計					250	20	90	85	0	0	8
600	総計					1,725	222	90	85	2,950	0	21
												115

防災倉庫一覧					73	74	75	76	77	78	79	80
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)				項目	避難所運営	避難所運営	避難所運営	避難所運営	避難所運営	船員船仕切り	船員船仕切り	船員船仕切り
				品名	携帯ラジオ	コードリール	レスキューセット	生活用品	ポケットティッシュ	簡易顔化切のプラスチック	フノタッチバーナー (0.400mm)	簡易顔化切り (4割屋タイプ)
				単位	個	本	セット	バック	個	セット	個	セット
No	種別	地域	施設名称	所在地			-		-			
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	0	3	0	30	0	0	10	6
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	7	2	1	0	0	0		2
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	8	5	2	0	0	5		0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	10	1	1	0	0	0		0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	1	0	0	0		0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊田丘	0	0	0	0	0	0		0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北郷	8	5	2	0	0	3		0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	7	2	3	0	0	3		0
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	10	5	2	0	0	5		0
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂	0	4	1	0	0	0		0
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口	8	4	2	0	0	4		0
12	防災	水口	岩上体育館	水口町新田	8	3	2	0	0	4		0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	8	4	2	0	0	6		0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	8	5	2	0	0	5		0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0		0
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	10	6	2	0	0	4		0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	5	3	2	0	0	3		0
18	防災	水口	水口西郷コミュニティセンター	水口町水丸	8	5	2	0	0	4		0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0		0
100	水口 集計				105	57	27	30	0	46	10	8
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	1	1	0	0	100	3		0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	0	0	0		0
22	水防	土山	新野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町新野	0	0	0	0	0	0		0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	1	2	1	0	0	2		0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	0	4	5	0	0	2		0
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	1	2	0	0	200	3		0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	0	0		0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	1	2	1	0	0	2		0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	0	0		0
200	土山 集計				4	11	7	0	300	12	0	0
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町				0				
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	5	3	2	0	0	2		0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	2	0	0	0	2		0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣揚点施設	甲賀町大久保	9	6	0	0	0	4		0
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	5	3	2	0	0	3		0
34	防災	甲賀	飯山小学校	甲賀町小夜治	5	3	2	0	0	2		0
300	甲賀 集計				24	17	6	0	0	13	0	0
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町黒川	5	3	2	0	0	0		8
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松谷	5	3	2	0	0	0		2
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町黒川	5	3	2	0	0	0		2
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	5	3	2	0	0	0		0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町黒田	0	6	0	0	0	0		4
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	4	0	0	0	0		2
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0		0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	5	3	2	0	0	0		4
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	9	1	0	0	0		0
400	甲南 集計				25	34	11	0	0	0	0	22
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町赤野	0	0	0	0	0	3	40	0
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町赤野	0	1	1	0	0	3		0
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町口田	0	1	1	0	0	3		0
47	防災・水防	信濃	神山会館	信濃町神山	5	1	1	0	0	3		0
48	防災・水防	信濃	雲井小学校	信濃町新	5	1	1	0	0	4		0
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町竹原	5	1	1	0	0	0		0
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町竹原	0	0	0	0	0	2		0
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下飼	5	1	1	0	0	2		0
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾	3	1	1	0	0	2		0
500	信濃 集計				23	7	7	0	0	22	40	0
600	総計				181	126	58	30	300	93	50	30

防災倉庫一覧					01	02	03	04	05	06	07	08
				項目	障壁設置あり	障壁設置あり	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)				品名	障壁設置あり (段ボール)	窓枠 【シェルフ】	携帯トイレ (簡易トイレ)	携帯トイレ (簡易トイレ)	携帯トイレ (簡易トイレ)	携帯トイレ (簡易トイレ)	携帯トイレ (簡易トイレ)	携帯トイレ (簡易トイレ)
				単位	セット	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
No	種別	地域	施設名称	所在地								
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	4	0	0	100	800	720	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	100	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	100	0	0	100	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	10	100	0	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	25	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘	0	0	0	0	0	0	0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北瀬	0	4	0	100	0	0	0	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	100	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町本町	0	0	0	100	0	0	0	0
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂	6	0	0	0	0	0	0	0
11	防災	水口	嶋山中学校	水口町水口	0	0	0	100	0	0	0	0
12	防災	水口	峯上体育館	水口町新堀	0	6	0	100	0	0	0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	100	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	100	0	0	0	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	0	0	0	0	0	0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	100	0	0	0	0
18	防災	水口	水口西野コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	100	0	0	0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
100	水口 集計				35	20	100	1,200	800	720	100	0
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	100	0	0	300	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(農業大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	0	0	0	0	0
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野	0	0	0	0	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町北土山	0	0	0	100	0	0	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町北土山	0	0	100	0	0	0	0	900
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	100	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	0	0	0	100	0	0	0	200
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0
200	土山 集計				0	0	100	400	0	0	300	1,100
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	5	5	0	600	0	0	0	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	0	100	0	0	0	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣揚点施設	甲賀町大久保	0	0	0	600	0	0	0	0
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	5	0	600	0	0	0	0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小佐治	0	5	0	600	0	0	0	0
300	甲賀 集計				5	15	0	2,500	0	0	0	0
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	5	0	600	0	0	0	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松音	0	5	0	600	0	0	0	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	0	5	0	600	0	0	0	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜送郷	0	5	0	600	0	0	0	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町豊田	0	0	0	900	0	0	0	0
40	防災・水防	甲南	竜送郷防災・水防倉庫	甲南町竜送郷	0	0	0	500	0	0	0	0
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜送郷	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	5	0	600	0	0	0	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	300	0	0	0	0
400	甲南 集計				0	25	0	4,700	0	0	0	0
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町桑野	0	0	0	100	0	0	0	1,400
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町桑野	0	0	0	100	0	0	0	0
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町江田	0	0	0	100	0	0	0	0
47	防災・水防	信濃	神山会館	信濃町神山	0	0	0	100	0	0	0	0
48	防災・水防	信濃	雲井小学校	信濃町雲	0	0	0	220	0	0	0	0
49	防災・水防	信濃	小原小学校(伊勢川倉庫)	信濃町竹園	0	0	0	100	0	0	0	0
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町竹園	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下新宮	0	0	0	100	0	0	0	0
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾	0	0	0	100	0	0	0	0
500	信濃 集計				0	0	0	920	0	0	0	1,400
600	総計				40	60	200	9,720	800	720	400	2,500

防災倉庫一覧 ★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和5年3月)					89	90	91	92	93	94	95	96
				項目	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ
				品名	携帯トイレ (簡易トイレ)	携帯トイレ (簡易トイレ)	携帯トイレ (簡易トイレ)	携帯トイレ (簡易トイレ)	エマージェン (凝固剤)	スクエア便座	BOX式 トイレ	BOX式 トイレ
				単位	枚	枚	枚	枚	個	個	組	組
No	種別	地域	施設名称	所在地								
1	防災	水口	甲賀市役所(別館災害倉庫)	水口町水口	0	0	0	0	200	10	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	400			5	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0			0	6
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0			0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0			0	0
6	水防	水口	伴谷・粕木水防倉庫	水口町豊島丘	0	0	0	0			0	0
7	防災	水口	粕木小学校	水口町北畠	0	0	0	0			0	0
8	防災	水口	粕木運動公園	水口町宇田	0	0	0	400			0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	0	0	0	0			0	0
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫	0	0	0	0			0	0
11	防災	水口	鶴山中学校	水口町水口	0	0	0	400			0	0
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩船	0	0	0	0			0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	3,200			0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0			0	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0			0	0
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	0	0	100			0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	200			0	0
18	防災	水口	水口西部コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0			0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0			0	0
100	水口 集計				0	0	0	4,700	200	10	5	6
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0			0	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(鹿深大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	0			0	0
22	水防	土山	新野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町新野	0	0	0	0			0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	0	0	0	0			0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	0	0	0	0	200	10	0	0
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	200	0	0	0			0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0			0	0
27	防災	土山	田結河小学校	土山町結河	0	0	200	0			0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0			0	0
200	土山 集計				200	0	200	0	200	10	0	0
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町					200	10		
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	0			0	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	0	0			0	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣地区施設	甲賀町大久保	0	0	0	0			0	0
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0	0			0	0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜池	0	0	0	0			0	0
300	甲賀 集計				0	0	0	0	200	10	0	0
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	0			0	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松音	0	0	0	0			0	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	0	0	0	0			0	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	0	0			0	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	0	200	10	0	0
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	0	0			0	0
41	福祉	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0			0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0			0	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0			0	0
400	甲南 集計				0	0	0	0	200	10	0	0
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町森野	0	400	0	200	100	8	0	6
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町森野	0	0	0	0			0	0
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町江田	0	0	0	0			0	0
47	防災・水防	信濃	横山会館	信濃町横山	0	0	0	0			0	0
48	防災・水防	信濃	豊井小学校	信濃町豊	0	0	0	0			0	0
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町竹原	0	0	0	0			0	0
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町竹原	0	0	0	0			0	0
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下新宮	0	0	0	0			0	0
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾	0	0	0	0			0	0
500	信濃 集計				0	400	0	200	100	8	0	6
600	総計				200	400	200	4,900	900	48	5	12

防災倉庫一覧					97	98	99	100	101	102	103	104	
					項目	トイレ	トイレ	投光器	投光器	投光器	投光器	強力ライト	強力ライト
					品名	BOX式 トイレ	大型トイレ	ハロゲン	リフレクター	大型可動式	スタンド	バールン ライト	懐中電灯
					単位	個	セット	台	台	台	台	個	個
No	種別	地域	施設名称	所在地									
1	防災	水口	甲賀市役所(別館第2倉庫)	水口町水口	4	0	0	0	0	0	0	4	
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	2	0	1	4	0	1	0	0	
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	2	3	0	2	0	10	
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	7	0	2	3	0	3	0	10	
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北福	5	0	2	3	0	5	0	10	
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	4	0	3	2	0	2	0	0	
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	5	0	3	3	0	3	0	10	
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂	10	0	8	0	0	0	2	0	
11	防災	水口	城山中学校	水口町水口	6	0	2	0	0	2	0	0	
12	防災	水口	海上体育館	水口町東福	5	0	2	3	0	3	0	10	
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	7	0	2	3	0	2	0	0	
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	7	0	5	0	0	5	0	10	
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	3	0	0	0	0	0	20	
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	2	0	3	3	0	3	0	10	
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	3	0	3	0	0	4	0	10	
18	防災	水口	水口西側コミュニティセンター	水口町本丸	4	0	2	3	0	2	0	0	
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	
100	水口 集計				71	3	40	30	0	37	2	104	
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	5	0	1	0	0	1	0	3	
21	防災	土山	遠原水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町遠原	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	2	0	2	0	0	2	0	3	
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	2	13	7	0	0	4	0	0	
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	4	0	2	0	0	2	0	2	
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	2	2	2	0	0	2	0	2	
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0	
200	土山 集計				15	15	14	0	0	11	0	10	
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀市									
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	2	0	3	0	0	3	0	6	
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	2	0	5	0	0	5	0	0	
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣馬点施設	甲賀町大久保	4	1	10	0	0	10	0	37	
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	5	0	3	0	0	3	0	6	
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小佐治	2	0	3	0	0	3	0	6	
300	甲賀 集計				15	1	24	0	0	24	0	55	
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	10	0	3	0	0	3	0	6	
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉原	7	0	3	0	0	3	0	6	
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町曹川	7	0	3	0	0	3	0	6	
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	7	0	3	0	0	3	0	6	
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	2	0	2	0	0	2	1	10	
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	2	9	4	0	5	4	0	0	
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0	
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	7	0	3	0	0	3	0	6	
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	6	0	4	5	0	9	0	10	
400	甲南 集計				48	9	25	5	5	30	1	50	
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町金野	0	0	0	0	0	2	0	10	
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町金野	2	2	1	0	0	1	0	10	
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町山田	2	2	2	0	0	1	0	0	
47	防災・水防	信楽	俣山会館	信楽町俣山	2	3	2	0	0	3	0	0	
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町雲	5	2	2	0	0	1	0	0	
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町作原	0	0	2	0	0	1	0	0	
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町作原	2	2	0	0	0	0	0	0	
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	2	2	2	0	0	1	0	0	
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	2	2	2	0	0	1	0	0	
500	信楽 集計				17	15	13	0	0	11	0	20	
600	総計				166	43	116	35	5	113	3	239	

防災倉庫一覧 ★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)					106	108	107	108	109	110	111	112
				項目	強力ライト	強力ライト	紙おむつ	紙おむつ	紙おむつ	紙おむつ	紙おむつ	紙おむつ
				品名	ラジオ付き	LEDライト	紙おむつ (大人用)	紙おむつ (大人用)	紙おむつ (子ども用)	紙おむつ (子ども用)	紙おむつ (子ども用)	紙おむつ (子ども用)
				単位	個	個	枚	枚	枚	枚	枚	枚
No	種別	地域	施設名称	所在地								
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	10	50	0	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	544	0	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・粕木水防倉庫	水口町豊が丘	0	0	0	0	0	0	0	0
7	防災	水口	粕木小学校	水口町北福	0	0	0	0	0	0	0	0
8	防災	水口	粕木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町本町	0	0	0	0	544	0	0	0
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫	0	0	0	0	0	0	0	0
11	防災	水口	鶴山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩上	0	0	0	0	0	0	0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	544	0	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	0	0	0	0	0	0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	192	0	0	0	204	0
18	防災	水口	水口西コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
100	水口 集計				10	50	192	0	544	1,088	204	0
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0	0	0	0	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(鹿深大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	0	0	0	0	0
22	水防	土山	新野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町新野	0	0	0	0	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	0	0	0	0	0	0	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	0	0	0	0	0	0	0	0
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0
200	土山 集計				0	0	0	0	0	0	0	0
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	0	0	0	0	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	0	0	0	0	0	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣地点施設	甲賀町大久保	7	0	0	0	0	0	0	0
33	防災	甲賀	浦日小学校	甲賀町上野	0	0	0	0	0	0	0	0
34	防災	甲賀	飯山小学校	甲賀町小夜治	0	0	0	0	0	0	0	0
300	甲賀 集計				7	0	0	0	0	0	0	0
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	0	0	0	0	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松音	0	0	0	0	0	0	0	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	0	0	0	0	0	0	0	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	0	0	0	0	0
40	防災・水防	甲南	竜徳部防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
41	福祉	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	0	0	0	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	10	0	0	160	0	0	0	480
400	甲南 集計				10	0	0	160	0	0	0	480
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町金野	0	0	0	0	0	0	0	0
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町金野	0	0	0	0	0	0	0	0
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町口田	0	0	0	0	0	0	0	0
47	防災・水防	信楽	俣山会館	信楽町俣山	0	0	0	0	0	0	0	0
48	防災・水防	信楽	養井小学校	信楽町柳	0	0	0	0	0	0	0	0
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町竹原	0	0	0	0	0	0	0	0
50	福祉	信楽	小原小学校体育館	信楽町竹原	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	0	0	0	0	0	0	0	0
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	0	0	0	0	0	0	0	0
500	信楽 集計				0	0	0	0	0	0	0	0
600	総計				27	50	192	160	544	1,088	204	480

防災倉庫一覧 ★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)					113	114	115	116	117	118	119	120
				項目	食品	食品	飲料・用器	飲料・用器	ブルーシート	ブルーシート	ブルーシート	ブルーシート
				品名	Tシャツ	紙着	ポリ容器	折り畳み式	ブルーシート 3.6×3.6	ブルーシート 3.6×5.4	ブルーシート 5.2×7.1	ブルーシート 5.4×5.4
				単位	枚	セット	個	枚	枚	枚	枚	枚
No	種別	地域	施設名称	所在地	-	-	-	-	-	-	-	-
1	防災	水口	甲賀市役所(別館災害倉庫)	水口町水口	0	0	2	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	200	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	80	0	200	0	0	0	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	200	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊田	0	0	0	0	0	0	0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北郷	0	0	0	200	0	0	0	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	200	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町本町	0	140	0	0	0	0	0	0
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫	0	0	0	7	0	0	0	0
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
12	防災	水口	峯上体育館	水口町新田	0	0	0	100	0	20	0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	200	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	30	200	0	0	0	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	20	0	0
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	250	0	200	0	20	0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	100	0	10	0	0
18	防災	水口	水口西町コミュニティセンター	水口町本丸	0	120	0	100	0	0	0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
100	水口 集計				0	590	32	1,907	0	70	0	0
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	500	0	0	0	0	0	0	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(鹿深大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	0	0	0	0	0
22	水防	土山	新野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町新野	0	0	0	0	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	350	0	0	0	0	8	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	0	0	0	100	0	5	0	0
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	900	0	0	0	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	500	0	0	0	0	0	0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0
200	土山 集計				2,250	0	0	100	0	13	0	0
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	10	50	0	0	0	5
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	23	0	3	0	0	1
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣揚発施設	甲賀町大久保	0	200	30	0	0	0	3	5
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	10	50	0	0	0	5
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小佐治	0	0	10	50	0	0	0	5
300	甲賀 集計				0	200	83	150	3	0	3	21
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町黒川	0	0	10	50	0	5	0	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉谷	0	0	10	50	0	5	0	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	0	0	10	50	0	5	0	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	10	50	0	5	0	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	0	0	0	0	0
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	10	50	0	5	0	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	100	0	80	0	0	0	0
400	甲南 集計				0	100	50	330	0	25	0	0
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町美野	0	0	0	0	0	0	0	0
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町美野	0	0	100	0	10	0	0	0
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町日田	0	0	0	20	10	0	0	0
47	防災・水防	信濃	神山会館	信濃町神山	0	0	0	100	10	0	0	0
48	防災・水防	信濃	雲井小学校	信濃町能	0	0	100	0	10	0	0	0
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町竹原	0	0	0	0	10	0	0	0
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町竹原	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下新宮	0	0	0	0	9	0	0	0
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾	0	0	0	100	2	0	0	3
500	信濃 集計				0	0	200	220	61	0	0	3
600	総計				2,250	890	365	2,707	64	108	3	24

防災倉庫一覧					121	122	123	124	125	126	127	128	
					項目	ブルーシート	ブルーシート	ブルーシート	ブルーシート	ブルーシート	ブルーシート	ロープ	ロープ
					品名	ブルーシート 5.4×1.2	ブルーシート 7.2×1.2	ブルーシート 7.2×9	ブルーシート 9×9	ブルーシート 10×10	ブルーシート 大きき不明	トラロープ 200m	トラロープ 100m
					単位	枚	枚	枚	枚	枚	枚	巻	巻
No	種別	地域	施設名称	所在地	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	0	48	0	0	0	0	0	0	
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	20	0	0	0	0	0	0	0	
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	21	0	0	0	0	0	
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘	0	0	0	0	0	0	20	0	
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北福	40	0	0	0	0	0	0	0	
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町平田	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	0	0	15	0	0	0	0	0	
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	防災	水口	嶋山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	防災	水口	海上体育館	水口町新田	0	0	15	0	0	0	0	0	
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	40	0	0	0	0	0	0	0	
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	18	14	24	0	0	0	0	0	
16	防災	水口	鏡野小学校	水口町鏡野	15	0	0	0	0	0	0	0	
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	73	0	0	0	0	
18	防災	水口	水口西町コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	
100	水口 集計				133	62	75	73	0	0	20	0	
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	10	0	3	0	0	0	0	0	
21	防災	土山	徳原水防倉庫(鹿深大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	水防	土山	鏡野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町鏡野	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	10	0	3	0	0	0	0	0	
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	2	0	5	22	0	22	0	0	
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	5	0	3	0	0	0	0	0	
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	8	0	0	0	0	0	0	0	
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	5	0	3	6	0	0	0	0	
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0	
200	土山 集計				40	0	17	28	0	22	0	0	
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町									
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	10	0	5	0	0	0	0	0	
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	1	0	0	0	0	0	0	
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保	3	0	9	2	0	0	3	9	
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	10	0	5	0	0	0	0	0	
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小佐治	10	0	5	0	0	0	1	0	
300	甲賀 集計				33	1	24	2	0	0	4	9	
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	10	0	5	0	0	0	0	0	
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉原	10	0	5	0	0	0	0	0	
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	10	0	5	0	0	0	0	0	
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	10	0	5	0	0	0	0	0	
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	0	0	0	0	0	
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	10	0	32	0	0	0	0	0	
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0	
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	10	0	5	0	0	0	0	0	
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	0	0	3	0	
400	甲南 集計				60	0	57	0	0	0	3	0	
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町桑野	39	0	21	0	0	0	0	0	
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町桑野	0	45	0	0	0	0	1	0	
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町江田	0	0	0	0	0	0	0	0	
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	0	0	0	0	0	0	1	0	
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町雲	0	0	0	0	0	0	1	0	
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町作原	0	0	0	0	0	0	1	0	
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町作原	0	0	0	0	0	0	0	0	
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	0	0	0	0	0	0	1	0	
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	0	0	0	0	0	0	0	0	
500	信楽 集計				39	45	21	0	0	0	5	0	
600	総計				305	108	194	103	0	22	32	9	

防災倉庫一覧					129	130	131	132	133	134	135	136	
					項目	ロープ	ロープ	ロープ	ロープ	ロープ	簡易担架 折りたたみ式	簡易担架 ボード式	炊出し用品
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)					品名	トラロープ 50m	ロープ 20m	ビニールひも	縄	紐	簡易担架 折りたたみ式	簡易担架 ボード式	炊出し セット
					単位	巻	巻	巻	巻	本	台	枚	台
No	種別	地域	施設名称	所在地	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	防災	水口	甲賀市役所(別館保管倉庫)	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	5	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	0	0	5	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	0	5	0	200	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	5	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町飯が丘	0	0	0	26	0	0	0	0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北福	0	0	0	0	3	0	0	5	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	0	0	0	0	0	0	0	5	0
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫	1	0	0	0	0	0	0	2	0
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	5	0
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩上	0	0	0	0	5	0	0	5	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	5	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	10	0	10	0	0	0	0	0
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	0	0	0	0	0	0	5	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	8	0	15	2	0	0	0
18	防災	水口	水口西町コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	5	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	30	0	0	0	0	0
100	水口 集計					1	10	8	66	28	2	252	0
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	2	0	0	0	0	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	40	0	0	0	0	0
22	水防	土山	前野水防倉庫(遊楽橋北詰)	土山町前野	0	0	0	40	0	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	0	0	0	0	0	1	0	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	1	0	1	15	0	1	0	0	1
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0	1	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	23	0	0	0	0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	0	4	0	0	0	1	0	0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	28	0	0	0	0	0
200	土山 集計					1	4	1	148	1	3	0	1
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町									
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	0	3	2	0	0	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	10	0	5	0	0	0	0	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保	0	0	0	0	0	3	0	0	1
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0	0	3	2	0	0	0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜油	0	0	0	0	3	2	0	0	0
300	甲賀 集計					0	10	0	5	9	9	0	1
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	1	0	3	2	0	0	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉曾	0	0	1	0	3	2	0	0	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	0	0	1	0	3	2	0	0	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	1	0	3	2	0	0	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	0	0	0	0	0	1
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	0	0	5	0	0	0	0
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	1	0	3	2	0	0	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	10	2	0	0	0
400	甲南 集計					0	0	5	0	30	12	0	1
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町桑野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町桑野	0	0	0	0	0	1	0	0	0
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町江田	0	0	0	0	0	1	0	0	0
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	0	0	0	0	0	1	0	0	0
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町雲	0	0	0	0	0	1	0	0	0
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町竹原	0	0	0	0	0	1	0	0	0
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町竹原	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	0	0	0	1	0	1	0	0	0
52	防災・水防	信楽	多摩尾コミュニティセンター	信楽町多摩尾	0	0	0	1	0	1	1	0	0
500	信楽 集計					0	0	0	2	0	7	1	0
600	総計					2	24	14	221	68	33	253	3

防災倉庫一覧					137	138	139	140	141	142	143	144
				項目	炊出し用品	炊出し用品	炊出し用品	炊出し用品	ハンマー	ハンマー	ハンマー	ハンマー
				品名	炊出し釜	カセットガスコンロ	食器セット	やかん	片手ハンマー	大型ハンマー	石塔	掛矢
				単位	台	台	セット	個	本	本	本	丁
No	種別	地域	施設名称	所在地								
1	防災	水口	甲賀市役所(別館災害倉庫)	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	2	0	0	0	0	0	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	4	0	0	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町飯沼	0	0	0	0	0	0	0	4
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北郷	0	4	0	0	0	4	0	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	0	3	0	0	0	0	0	0
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫	0	27	0	0	0	0	0	0
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
12	防災	水口	岩上体育館	水口町新郷	0	3	0	0	0	5	0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町二大寺	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	4	0	0	0	0	0	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	21
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	3	0	0	0	5	0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	5	200	0	0	0	0	0
18	防災	水口	水口西町コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	1	0	0	3
100	水口 集計				0	55	200	0	1	14	0	28
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	1	0	0	0	0	0	0
21	防災	土山	遠原水防倉庫(鹿深大橋北詰)	土山町遠原	0	0	0	0	10	0	0	5
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野	0	0	0	0	3	0	0	5
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	1	1	200	2	0	0	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	1	0	0	0	0	20	3	6
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	1	0	0	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	8	0	0	6
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	0	1	100	0	0	0	0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	7	0	0	9
200	土山 集計				2	4	300	2	28	20	3	31
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	4	0	0	0	5	0	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	0	0	3	0	3	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保	2	10	500	0	0	10	0	10
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	4	0	0	0	5	0	0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小佐治	0	4	0	0	0	5	0	0
300	甲賀 集計				2	22	500	0	3	25	3	10
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	4	0	0	0	2	0	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉曾	0	4	0	0	0	2	0	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	0	4	0	0	0	2	0	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	4	0	0	0	2	0	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	4	0	0	0	0	0	0
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	200	0	0	5	0	7
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	4	0	0	0	2	0	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	3	5	100	0	0	5	0	10
400	甲南 集計				3	29	300	0	0	20	0	17
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町赤野	0	10	300	0	0	0	0	3
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町赤野	0	0	0	0	0	0	0	0
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町江田	0	0	0	0	0	0	0	0
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	0	0	0	0	0	0	0	0
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町新	0	0	0	0	0	0	0	0
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町作原	0	0	0	0	0	0	0	0
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町作原	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	0	6	0	0	0	0	0	0
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	0	0	0	0	0	0	0	0
500	信楽 集計				0	16	300	0	0	0	0	3
600	総計				7	126	1,600	2	32	79	6	89

防災倉庫一覧				145		146		147		148		149		150		151		152			
				項目		スコップ		スコップ		土震関係		土震関係		土震関係		土震関係		移丸水		移丸水	
				品名		スコップ 丸型		スコップ 角型		土震器 通常用		土震器 11用		土震器 ウォーター用		土震製作器		移丸木 4面		移丸木 3面	
				単位		丁		丁		枚		枚		枚		個		本		本	
No	種別	地域	施設名称	所在地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘	14	0	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北福	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町平田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	防災	水口	水口小学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		
11	防災	水口	鳩山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
12	防災	水口	海上体育館	水口町新田	0	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	39	0	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
16	防災	水口	鏡野小学校	水口町鏡野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	防災	水口	水口西部コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	26	0	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
100	水口 集計				83	0	9,900	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	200	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
21	防災	土山	徳原水防倉庫(鹿深大橋北詰)	土山町徳原	5	5	1,000	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0		
22	水防	土山	鏡野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町鏡野	14	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0		
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町土山	0	10	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	12	1	400	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0		
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	5	0	2,000	0	0	0	0	0	50	0	0	50	0	0	0		
200	土山 集計				36	16	5,800	0	100	0	0	160	100	0	0	0	0	0	0		
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町																	
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣橋点施設	甲賀町大久保	0	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小佐治	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
300	甲賀 集計				0	0	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉原	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町豊川	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	7	7	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
400	甲南 集計				22	22	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町桑野	9	3	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町桑野	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町江田	3	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	2	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町雲	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町作原	2	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町作原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	3	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	2	0	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
500	信楽 集計				23	3	1,700	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
600	総計				164	41	20,600	100	100	2	160	100	0	0	0	0	0	0	0		

防災倉庫一覧					153	154	155	156	157	158	159	160
				項目	杉丸太	番線	番線	工具	工具	工具	工具	工具
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)				品名	杉丸太 2m	番線100本 20kg	番線	シノ	ペンダ	ワイヤー クリップ	クリップ	パール
				単位	本	個	個	本	本	個	本	本
No	種別	地域	施設名称	所在地	-	-	-	-	-	-	-	-
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	9	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	0	0	5
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	20
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・粕木水防倉庫	水口町豊原丘	310	5	0	0	0	0	2	0
7	防災	水口	粕木小学校	水口町北福	0	0	0	0	0	0	0	15
8	防災	水口	粕木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	0	0	0	0	0	0	0	5
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂	0	0	0	0	0	0	0	15
11	防災	水口	鴨山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
12	防災	水口	岩上体育館	水口町新堀	0	0	0	0	0	0	0	15
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	20
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	80	7	0	24	18	0	2	0
16	防災	水口	読野小学校	水口町読野	0	0	0	0	0	0	0	5
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
18	防災	水口	水口西町コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	50	5	0	0	0	0	0	0
100	水口 集計				440	17	0	33	18	0	4	100
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0	0	0	0	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(徳原大橋北詰)	土山町徳原	0	2	0	0	4	0	2	0
22	水防	土山	読野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町読野	20	3	0	0	6	0	1	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町土山	0	0	0	0	0	0	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町本土山	0	0	2	0	0	0	2	36
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	100	0	0	0	0	0	0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	80	0	0	0	0	0	0	0
200	土山 集計				200	5	2	0	10	0	5	36
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	0	0	0	0	5
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	1	0	5	0	2	0	3
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面陣地区施設	甲賀町大久保	0	0	9	24	18	10	10	10
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0	0	0	0	0	5
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜治	0	0	0	0	0	0	0	5
300	甲賀 集計				0	1	9	29	18	12	10	28
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	0	0	0	0	3
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松谷	0	0	0	0	0	0	0	3
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町新川	0	0	0	0	0	0	0	3
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町亀津	0	0	0	0	0	0	0	3
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町新田	0	0	0	0	4	0	0	0
40	防災・水防	甲南	竜谷駅前防災・水防倉庫	甲南町竜谷	0	0	1	6	6	5	0	10
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜谷	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	0	0	0	3
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	5	0	10	15
400	甲南 集計				0	0	1	6	15	5	10	40
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町桑野	0	0	0	0	3	3	0	0
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町桑野	0	1	0	1	1	1	1	1
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町江田	0	0	0	0	0	1	1	0
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	0	1	0	1	1	1	1	1
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町新	0	1	0	1	1	1	1	1
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町竹原	0	1	0	1	1	1	1	1
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町竹原	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	0	2	0	1	0	0	2	2
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	0	1	0	1	1	1	1	1
500	信楽 集計				0	7	0	6	8	9	8	7
600	総計				640	30	12	74	69	26	37	211

防災倉庫一覧 ★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和5年3月)					161	162	163	164	165	166	167	168
				項目	工具	工具	工具	工具	工具	工具	油断着マット	油断着マット
				品名	つるはし	のこぎり	斧	鎌	鋸	鉈	油断着マット 50×40cm	油断着マット 50×50cm
				単位	丁	本	丁	丁	丁	丁	枚	枚
No	種別	地域	施設名称	所在地	-	-	-	-	-	-	-	-
1	防災	水口	甲賀市役所(別館災害倉庫)	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	0	0	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町惣が丘	0	0	0	0	0	0	0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北端	0	0	0	0	0	0	0	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町生取	0	0	0	0	0	0	0	0
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八里	0	0	0	0	0	0	0	0
11	防災	水口	城山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
12	防災	水口	雲上体育館	水口町雲畑	0	0	0	0	0	0	0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	5	0	0	9	0	0	0	0
16	防災	水口	越野小学校	水口町越野	0	0	0	0	0	0	0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
18	防災	水口	水口西郷コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	4	0	0	0	0	0	0	0
100			水口 集計		9	0	0	9	0	0	0	0
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0	0	0	0	0
21	防災	土山	徳原市防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町徳原	0	3	0	6	5	0	0	0
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野	5	4	3	10	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町北土山	0	0	0	0	0	0	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町北土山	3	0	0	15	0	2	100	0
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	9	0	1	8	5	0	0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	5	0	0	0	0	0	0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	2	3	1	6	0	0	0
200			土山 集計		22	9	7	40	16	2	100	0
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	0	0	0	0	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	2	0	5	4	0	0	0	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保	10	0	0	14	0	0	200	400
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0	0	0	0	0	0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜治	0	0	0	0	0	0	0	0
300			甲賀 集計		12	0	5	18	0	0	200	400
35	防災	甲賀	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	0	0	0	0	0
36	防災	甲賀	甲南第二小学校	甲南町松原	0	0	0	0	0	0	0	0
37	防災	甲賀	甲南第三小学校	甲南町野川	0	0	0	0	0	0	0	0
38	防災	甲賀	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
39	防災・水防	甲賀	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	0	0	0	0	0
40	防災・水防	甲賀	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	7	0	0	5	0	0	100	0
41	臨時	甲賀	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲賀	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	0	0	0	0
43	防災	甲賀	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	5	0	0	0	0	0	0	0
400			甲南 集計		12	0	0	5	0	0	100	0
44	防災	信濃	信濃地域市民センター	信濃町赤野	3	0	0	5	0	0	0	0
45	防災・水防	信濃	谷川会館	信濃町赤野	1	0	0	2	0	0	0	0
46	防災・水防	信濃	信濃中学校体育館	信濃町江田	1	0	0	0	0	0	0	0
47	防災・水防	信濃	神山会館	信濃町神山	1	0	0	0	0	0	0	0
48	防災・水防	信濃	雲井小学校	信濃町雲	0	0	0	0	0	0	0	0
49	防災・水防	信濃	小原小学校防災倉庫	信濃町作原	1	0	0	0	0	0	0	0
50	臨時	信濃	小原小学校体育館	信濃町作原	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信濃	新宮小学校	信濃町下新宮	1	0	1	0	0	0	0	0
52	防災・水防	信濃	多羅尾コミュニティセンター	信濃町多羅尾	1	0	0	0	0	0	0	0
500			信濃 集計		9	0	1	7	0	0	0	0
600			総計		64	9	13	79	16	2	400	400
500			信濃 集計		9	0	1	7	0	0	0	0
600			総計		64	9	13	79	16	2	400	400

防災倉庫一覧					169	170	171	172	173	174	175	176
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)					項目	油吸着マット	その他	その他	その他	その他	その他	その他
					品名	新築用マット Garg PLS Mat	バケツ	二連椅子	レジャー シート	防水シート	ヘルメット	軍手
					単位	枚	個	個	枚	枚	個	組
No	種別	地域	施設名称	所在地	—	—	—	—	—	—	—	—
1	防災	水口	甲賀市役所(別館議事室)	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	0	0	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘	0	0	0	0	0	0	0	20
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北福	0	0	0	0	0	0	0	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	0	0	0	0	0	0	0	0
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂	20	0	0	0	0	0	0	0
11	防災	水口	城山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩上	0	0	0	0	0	0	0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	9
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	0	0	0	0	0	0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
18	防災	水口	水口西部コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
100	水口 集計				20	0	0	0	0	0	0	29
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0	0	0	0	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(奥深大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	0	0	0	0	0
22	水防	土山	前野水防倉庫(旭富橋北詰)	土山町前野	0	0	0	0	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町北土山	0	0	0	200	0	0	300	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町北土山	30	0	1	0	0	0	0	0
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0
27	防災	土山	旧結河小学校	土山町結河	0	0	0	0	0	0	0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	20	0	0	0	0	0	0
200	土山 集計				30	20	1	200	0	0	300	0
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	5	0	0	0	0	100	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	10	2	0	0	0	96	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保	0	0	0	0	0	0	0	5
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	5	0	0	0	0	100	0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜池	0	5	0	0	0	0	100	0
300	甲賀 集計				0	25	2	0	0	0	396	5
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	5	0	0	0	0	108	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松平	0	5	0	0	0	0	108	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町野川	0	5	0	0	0	0	108	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	5	0	0	0	0	120	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	10	0	0	0	0	0	0	0
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	5
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	5	0	0	0	0	108	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	10	0	0	10
400	甲南 集計				10	25	0	0	10	0	552	15
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町赤野	20	0	0	0	0	0	0	0
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町赤野	0	0	0	0	0	10	0	0
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町江田	0	0	0	0	0	10	0	0
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	0	0	0	0	0	10	0	0
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町雲	0	0	0	0	0	10	12	0
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町竹原	0	0	0	0	0	10	0	0
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町竹原	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	0	0	0	0	0	10	0	0
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	0	0	0	0	0	10	0	0
500	信楽 集計				20	0	0	0	0	70	12	0
600	総計				80	70	3	200	10	76	1,260	49

防災倉庫一覧 ★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)													
				項目	177	178	179	180	181	182	183	184	
				品名	焼	焼焼類	焼焼かご類	リヤカー	一輪車	台車	携帯合羽	テント	
				単位	本	個	個	台	台	台	枚	個	
No	種別	地域	施設名称	所在地	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘	0	0	0	0	1	0	0	0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北瀬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町主町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	防災・水防	水口	八咫水防倉庫	水口町八咫	0	0	0	2	1	1	164	5	
11	防災	水口	城山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	3	0	0	0	0
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	防災	水口	水口西部コミュニティセンター	水口町水丸	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	水口 集計				0	0	0	2	5	1	164	5	
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	防災	土山	徳原水防倉庫(奥平大橋北詰)	土山町徳原	30	12	20	0	1	0	0	0	0
22	水防	土山	前野水防倉庫(相室橋北詰)	土山町前野	25	2	4	0	1	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町末土山	0	0	0	1	0	1	0	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町末土山	0	0	0	0	1	0	0	0	0
25	防災	土山	田山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	2	0	0	0	0
27	防災	土山	田結河小学校	土山町結河	0	0	0	1	0	0	26	0	0
28	水防	土山	結河水防倉庫	土山町結河	0	0	0	0	1	0	0	0	0
200	土山 集計				55	14	24	2	6	1	36	0	
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町									
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	1	0	0	0	0	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	40	0	0	0	2	0	0	0	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保	0	0	0	1	3	2	0	1	
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0	1	0	0	0	0	0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜治	0	0	0	1	0	0	0	0	0
300	甲賀 集計				40	0	0	4	5	2	0	1	
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	1	0	0	0	0	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町松号	0	0	0	1	0	0	0	0	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町野川	0	0	0	1	0	0	0	0	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜法郎	0	0	0	1	0	0	0	0	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	1	0	0	0	1	
40	防災・水防	甲南	竜法郎防災・水防倉庫	甲南町竜法郎	0	0	0	0	2	0	0	0	0
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜法郎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	1	0	0	0	0	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	20	0	0	1	5	0	0	0	0
400	甲南 集計				20	0	0	7	7	0	0	1	
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町長野	0	0	0	1	0	0	0	0	0
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町口田	0	0	0	1	0	0	0	0	0
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	10	0	0	1	0	0	0	0	0
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町雲	0	0	0	1	0	0	0	0	0
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町竹原	0	0	0	1	0	0	0	0	0
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町竹原	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下飼雲	0	0	0	1	0	0	0	0	0
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	0	0	0	2	0	0	0	0	0
500	信楽 集計				10	0	0	8	0	0	0	0	
600	総計				125	14	24	23	23	4	200	7	

防災倉庫一覧					185	186	187	188	189	190	191	192
				項目	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和5年3月)				品名	消火器	たこ鍋	むしろ	マルゲ スタンド	コペン	コペン 盛り	コペン 用バー	マスク
				単位	本	丁	枚	本	番	個	本	枚
No	種別	地域	施設名称	所在地	-	-	-	-	-	-	-	-
1	防災	水口	甲賀市役所(別館保管倉庫)	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	0	0	0	0
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	0	0	0	0
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町豊が丘	0	0	0	0	0	0	0	0
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北瀬	0	0	0	0	0	0	0	0
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	0	0	0	0
9	防災	水口	水口小学校	水口町本町	0	0	0	0	0	0	0	0
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂	0	1	0	8	46	52	47	150
11	防災	水口	船山中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
12	防災	水口	岩上体育館	水口町岩上	0	0	0	0	0	0	0	0
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三光寺	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	0	0	0	0
16	防災	水口	越野小学校	水口町越野	0	0	0	0	0	0	0	0
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0	0	0	0	0
18	防災	水口	水口西コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	0	0	0	0
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	300	0	0	0	0	0
100	水口 集計				0	1	300	8	46	52	47	150
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0	0	0	0	0
21	防災	土山	徳源水防倉庫(鹿深大橋北詰)	土山町徳源	0	0	150	0	0	0	0	0
22	水防	土山	新野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町新野	0	0	140	0	0	0	0	0
23	防災	土山	土山小学校	土山町金土山	0	0	0	0	0	0	0	0
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町金土山	0	2	0	0	0	0	0	0
25	防災	土山	鶴山内小学校	土山町泉川	0	0	0	0	0	0	0	0
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町泉川	0	0	120	0	0	0	0	0
27	防災	土山	若結河小学校	土山町若河	0	0	0	0	0	0	0	0
28	水防	土山	若結河水防倉庫	土山町若河	0	0	150	0	0	0	0	0
200	土山 集計				0	2	560	0	0	0	0	0
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町								
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	0	0	0	0	0
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	0	0	0	0	0	0
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面防災拠点施設	甲賀町大久保	0	0	0	0	0	0	0	0
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0	0	0	0	0	0
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小夜宮	0	0	0	0	0	0	0	0
300	甲賀 集計				0	0	0	0	0	0	0	0
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	0	0	0	0	0
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉谷	0	0	0	0	0	0	0	0
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町野川	0	0	0	0	0	0	0	0
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町竜太郎	0	0	0	0	0	0	0	0
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	1	0	0	0	0	0	0
40	防災・水防	甲南	竜太郎防災・水防倉庫	甲南町竜太郎	0	0	0	0	0	0	0	0
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町竜太郎	0	0	0	0	0	0	0	0
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	0	0	0	0
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	5	0	0	0	0	0	0	0
400	甲南 集計				5	1	0	0	0	0	0	0
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町長野	0	0	0	0	0	0	0	0
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町長野	0	0	0	0	0	0	0	0
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町山田	2	0	0	0	0	0	0	0
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	0	0	0	0	0	0	0	0
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町雲井	0	0	0	0	0	0	0	0
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町小原	0	0	0	0	0	0	0	0
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町小原	0	0	0	0	0	0	0	0
51	防災・水防	信楽	新宮小学校	信楽町下新宮	0	0	0	0	0	0	0	0
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	0	0	0	0	0	0	0	0
500	信楽 集計				2	0	0	0	0	0	0	0
600	総計				7	4	860	8	46	52	47	150

防災倉庫一覧					193	194	195	196	
					項目	その他	その他	その他	その他
★マークの食品はアレルギー対応あり ※マークの食品はアレルギー対応なし (令和6年3月)					品名	防塵マスク	感染症 対策セット	救急箱	ウェット ティッシュ
					単位	枚	セット	個	個
No	種別	地域	施設名称	所在地	-	-	-	-	-
1	防災	水口	甲賀市役所(別館備蓄倉庫)	水口町水口	740	360	0	0	
2	防災	水口	伴谷小学校	水口町伴中山	0	0	0	0	
3	防災	水口	伴谷東小学校	水口町山	0	0	0	0	
4	防災	水口	伴谷総合運動公園	水口町伴中山	0	0	0	0	
5	防災	水口	伴谷コミュニティセンター	水口町伴中山	0	0	0	0	
6	水防	水口	伴谷・柏木水防倉庫	水口町笹が丘	0	0	0	0	※場所:旧公団事務所横
7	防災	水口	柏木小学校	水口町北脇	0	0	0	0	
8	防災	水口	柏木運動公園	水口町宇田	0	0	0	0	
9	防災	水口	水口小学校	水口町本町	0	0	0	0	
10	防災・水防	水口	八坂水防倉庫	水口町八坂	244	0	7	250	
11	防災	水口	城山中学校	水口町水口	0	0	0	0	
12	防災	水口	岩上体育館	水口町新城	0	0	0	0	
13	防災	水口	貴生川小学校	水口町三太寺	0	0	0	0	
14	防災	水口	貴生川児童クラブ(東)	水口町貴生川	0	0	0	0	
15	水防	水口	貴生川児童クラブ(西)	水口町貴生川	0	0	0	0	
16	防災	水口	綾野小学校	水口町綾野	0	0	0	0	
17	防災	水口	水口中学校	水口町水口	0	0	0	0	
18	防災	水口	水口西部コミュニティセンター	水口町本丸	0	0	0	0	
19	水防	水口	水口水防倉庫	水口町水口	0	0	0	0	※場所:県甲賀水道事務所横
100	水口 集計				984	360	7	250	
20	防災	土山	大野小学校	土山町大野	0	0	0	0	
21	防災	土山	徳原水防倉庫(鹿深大橋北詰)	土山町徳原	0	0	0	0	
22	水防	土山	前野水防倉庫(岩室橋北詰)	土山町前野	0	0	0	0	
23	防災	土山	土山小学校	土山町北土山	0	0	0	0	
24	防災・水防	土山	土山地域市民センター	土山町北土山	0	0	0	0	
25	防災	土山	旧山内小学校	土山町黒川	0	0	0	0	
26	水防	土山	山内水防倉庫	土山町黒川	0	0	0	0	※場所:山内公民館横
27	防災	土山	旧鮎河小学校	土山町鮎河	0	0	0	0	
28	水防	土山	鮎河水防倉庫	土山町鮎河	0	0	0	0	※場所:鮎河水源地横
200	土山 集計				0	0	0	0	
29	防災	甲賀	甲賀地域市民センター	甲賀町					
30	防災	甲賀	大原小学校	甲賀町大久保	0	0	0	0	
31	防災・水防	甲賀	甲賀中学校	甲賀町相模	0	0	0	0	
32	防災・水防	甲賀	甲賀方面隊拠点施設	甲賀町大久保	0	0	0	0	※BOKの1・4層はマンホール式 (R5県おむつ・大人・子ども)廃棄
33	防災	甲賀	油日小学校	甲賀町上野	0	0	0	0	
34	防災	甲賀	佐山小学校	甲賀町小旋治	0	0	0	0	
300	甲賀 集計				0	0	0	0	
35	防災	甲南	甲南第一小学校	甲南町深川	0	0	0	0	
36	防災	甲南	甲南第二小学校	甲南町杉谷	0	0	0	0	
37	防災	甲南	甲南第三小学校	甲南町野川	0	0	0	0	
38	防災	甲南	甲南中部小学校	甲南町電法師	0	0	0	0	
39	防災・水防	甲南	甲南地域市民センター	甲南町野田	0	0	0	0	R5紙おむつ(大人・子ども)廃棄
40	防災・水防	甲南	電法師防災・水防倉庫	甲南町電法師	0	0	0	0	※場所:旧消防団車庫
41	臨時	甲南	甲南情報交流センター	甲南町電法師	0	0	0	0	
42	防災	甲南	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	
43	防災	甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘	0	0	0	0	
400	甲南 集計				0	0	0	0	
44	防災	信楽	信楽地域市民センター	信楽町長野	0	0	0	0	
45	防災・水防	信楽	谷川会館	信楽町長野	0	0	0	0	
46	防災・水防	信楽	信楽中学校体育館	信楽町江田	0	0	0	0	
47	防災・水防	信楽	神山会館	信楽町神山	0	0	0	0	
48	防災・水防	信楽	雲井小学校	信楽町牧	0	0	0	0	
49	防災・水防	信楽	小原小学校防災倉庫	信楽町作原	0	0	0	0	
50	臨時	信楽	小原小学校体育館	信楽町作原	0	0	0	0	
51	防災・水防	信楽	朝宮小学校	信楽町下朝宮	0	0	0	0	
52	防災・水防	信楽	多羅尾コミュニティセンター	信楽町多羅尾	0	0	0	0	
500	信楽 集計				0	0	0	0	
600	総計				984	360	7	250	